治安の回顧と展望

(平成 27 年版)

警察庁警備局

目 次

| 概 | 説 | | •••• | | •••• | | •••• | | •••• | | •••• | | • • • • | | •••• | • • • • | •••• | • • • • | •••• | | •••• | • • • • • | ·· 1 |
|---|-----|---|------|--------------|----------------|-----|---------|----|------|---|------|------|-------------|------|------|---------|------|---------|-----------|------|------|-------------|------|
| 第 | 1 | 平 | 成2 | 7年 | の消 | 安 | 情勢 | 勢の | 回雇 | 顏 | | | • • • • | | | | | | | | | · • • • • • | ·· 1 |
| 第 | 2 | 平 | 成28 | 8年 | の治 | 安 | 情勢 | 勢の | 展旨 | 望 | •••• | | •••• | | •••• | | •••• | | • • • • | | •••• | • • • • • | 6 |
| 第 | 1章 | Ē | 国際 | 犞情 | 勢 | ••• | | | | | | •••• | ••• | •••• | | | | | · • • • · | | | •••• | .10 |
| | 1 | 米 | 国 | ••• | | | | | | | | | ••• | | | | | | | | | | .10 |
| | (1) |) | 外交 | * | | | •••• | | •••• | | | | • • • • | | | | | | • • • • | | | | .10 |
| | (2) |) | 内政 | ζ | | | •••• | | •••• | | | | • • • • | | | | | | ••• | | | | .11 |
| | (3) |) | 日米 | (関 | 係 | | •••• | | •••• | | | •••• | • • • • | | | | | | • • • • | | | | .12 |
| | 2 | ア | ジア | , | | | •••• | | | | | | • • • • | | | | | | | | | | .12 |
| | (1) |) | 中国 | | | | •••• | | •••• | | | | • • • • | | | | | | | | | | .12 |
| | (2) |) | 北朝 | 月鮮 | | | | | | | | | • • • • | | | | | | | | | | .13 |
| | (3) |) | 韓国 | | | | • • • • | | | | | | | | | | | | | | | | .14 |
| | (4) |) | その | 他 | のア | ブジ | ア記 | 者国 | | | | | | | | | | | | | | | .14 |
| | 3 | 口 | シア | • | 欧州 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | .15 |
| | (1) |) | ロシ | ノア | | | | | | | | | | | | | | | | | | | .15 |
| | (2) |) | 欧州 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | .16 |
| | 4 | 中 | 東・ | ア | フリ | ーカ | | | | | | | | | | | | | | | | | .17 |
| | (1) | | | | • 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2) | | イラ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (3) | | アフ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (0) | • | , , | / | / - | | | | | | | | | | | | | | | | | | 10 |
| 第 | 2章 | Ē | 国内 |]情 | 勢 | | | | | | | | • • • • | | | | | | | | | | .19 |

| | 1 | 政 | 治情勢19 | |
|---|-----|---|--|--|
| | (1) | | 注目地方選挙19 | |
| | (2) | | 平和安全法制審議20 | |
| | (3) | | 戦後70年談話21 | |
| | (4) | | 自民党総裁選挙21 | |
| | (5) | | その他野党22 | |
| | (6) | | 米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設22 | |
| | 2 | 経 | 済・社会情勢24 | |
| | (1) | | 「緩やかな回復基調が続く景気」24 | |
| | (2) | | 小型無人機 (ドローン) の規制24 | |
| | (3) | | 九州電力川内原子力発電所の再稼働25 | |
| | | | | |
| 第 | 3 章 | • | 治安情勢 ···································· | |
| | | | | |
| 第 | 1 | 公 | 安情勢26 | |
| | 1 | 右 | 翼等26 | |
| | (1) | | 抗議活動の状況26 | |
| | (2) | | 街頭宣伝活動の状況27 | |
| | (3) | | 違法行為の取締り28 | |
| | (4) | | 右派系市民グループをめぐる動向28 | |
| | 2 | 極 | 左暴力集団29 | |
| | (1) | | 革マル派29 | |
| | (2) | | 中核派30 | |
| | (3) | | 革労協32 | |
| | (4) | | 成田空港をめぐる情勢33 | |
| | (5) | | 極左対策の推進34 | |
| | 3 | 才 | ウム真理教34 | |
| | (1) | | 教団の状況34 | |
| | (2) | | オウム真理教対策の推進36 | |
| | 4 | 日 | 本共産党37 | |

| | (1) | | 第18回統 | 一地 | 方選挙 | 巻の結界 | ₹ . | | | | | | 37 |
|---|--|------------|---------------------------------------|---|---|---|---------------------------------------|------------------------|--------------------------------------|-----------------|-----------------|------|--------------------------|
| | (2) | | 「党勢拡 | 大大ì | 運動」 | の取組 | 1 . | | | | | | 37 |
| | (3) | | 平和安全 | 法制领 | 等を扱 | 足えた | ر — ۲ | 点共園 | a] . | • • • • • • • | • • • • • • • | | 38 |
| | (4) | | 「国民連 | 合政局 | 存」 樟 | 靖想の携 | 是唱 | | | ••••• | | | 39 |
| | (5) | | 参議院議 | 員通1 | 常選挙 | 峰に向け | けたI | 取組 | | • • • • • • • • | • • • • • • • • | | 39 |
| | 5 | 大 | 衆運動 | | | | | | | | | | 40 |
| | (1) | | 平和安全 | 法制 | をめく | ごる動向 | <u>i</u>] . | | | | | | 40 |
| | (2) | | 反戦・反 | 基地边 | 運動 | | | | | • • • • • • • | | | 40 |
| | (3) | | 原子力政 | 策を | めぐる | 動向 | | | | • • • • • • • | • • • • • • • | | 41 |
| | (4) | | 国際会議 | 等を打 | 捉えた | こ反グロ | 1 — / | バリフ | ズム等の | り社会 | 運動 | | 41 |
| | (5) | | 我が国の | 捕鯨 | をめく | ごる動向 | i] · | | | • • • • • • • | • • • • • • • | | ••••42 |
| | (6) | | 雇用問題 | をめ | ぐる追 | 重動 … | | | | ••••• | • • • • • • • • | | ••••43 |
| | 6 | 社 | :会的反響 | の大 | きな事 | 手件に対 | すする | る適切 | 口な対対 | 几 | • • • • • • • • | | 44 |
| | (1) | | 小型無人 | 機を付 | 使用し | た威力 | 力業を | 簩妨害 | 等事件 | 牛の検 | 译 · | | 44 |
| | (2) | | 靖国神社 | におり | ける建 | 造物例 | 是入學 | 等事件 | の検 | 举 | | | 44 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 第 | 2 | 外 | 事情勢 | | | | | | | • • • • • • • | • • • • • • • • | | 45 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 北 | 朝鮮によ | | | | | | | | | | |
| | 1 (1) | | 朝鮮によ 一般情勢 | | | | | | | | | | ······45 ·····45 |
| | | | | •••• | | | | | | | | | 45 |
| | (1) | | 一般情勢 北朝鮮に 対北朝鮮 | … よる ³ 措置(| 対日諸 に係る | 音工作 5違法行 | ····· ···· 疗為(| の検挙 | ΛΛ1 | | | | ·····45 ·····49 ·····51 |
| | (1) (2) | | 一般情勢 北朝鮮に 対北朝鮮 朝鮮によ | よる ³ 措置い る拉語 | 対日諸 に係る 致容疑 | ····································· | ····· 行為(···· | か検す | <u> </u> | | | | ······45 ·····49 ·····51 |
| | (1) (2) (3) | 北 | 一般情勢 北朝鮮に 対北朝鮮 朝鮮によ 北朝鮮によ | … よる ⁵ 措置い る拉 ⁵ よる ⁵ | 対日請に係る数容数容 | 当工作 対 算法行 対 事案 等 乗 事 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 | ····· | の検挙 をめく | ···································· | <u> </u> | | | 455151 |
| | (1) (2) (3) 2 | 16 | 一般情勢 北朝鮮に 対北朝鮮に 朝鮮は 日朝協議 | … よる 措置 る 立 る な よ る 状 え の 状 | … 対日 は な な な 数 立 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ······ | の検す をめく | ···································· | <u>+</u> | | | 45515151 |
| | (1) (2) (3) 2 (1) | 1 L | 一般情勢に対明朝に対明朝のは、対明がいまれば、対明がいいません。 | … よる 措 る よ る よ の 組 | | T. T | ····· ···· ···· ···· | の検す をめく | ···································· | <u>+</u> | | | 45515153 |
| | (1) (2) (3) 2 (1) (2) | 1 L | 一北対朝北日今国特がは鮮朝は鮮朝のはがある。 | よ 措 る よ の 組 対 の 組 対 | ・・・対に致 拉 況 ・・・ 有 係 容 致 ・・・・ 活 | ゴエ作ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ゴーン・ | ····· ···· ···· 等等 | の検挙 をめく | ···································· | <u>+</u> | | | 4551515353 |
| | (1) (2) (3) 2 (1) (2) (3) 3 (1) | 北中 | 一北対朝北日今国一般朝北鮮朝明後に般めのよ情勢に鮮よに議取る勢 | る 置 益 お よ の 組 対 | ・・・対に致垃况・・・有・・・・ 日係容致・・・・・ 活・・・・ | ゴエ作ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ | ····· ···· ···· ···· ···· | | | <u>+</u> | | | 455151535354 |
| | (1) (2) (3) 2 (1) (2) (3) 3 | 北中 | 一北対朝北日今国特がは鮮朝は鮮朝のはがある。 | る 置 益 お よ の 組 対 | ・・・対に致垃况・・・有・・・・ 日係容致・・・・・ 活・・・・ | ゴエ作ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ゴニン・ | ····· ···· ···· ···· ···· | の検挙 をめく | *る動き | <u>+</u> | | | 455151535454 |
| | (1) (2) (3) 2 (1) (2) (3) 3 (1) | 北中 | 一北対朝北日今国一般朝北鮮朝明後に般めのよ情勢に鮮よに議取る勢 | る 置 拉 る よ の 組 対 対 | … 対に致泣況…有…日係容致害…諸諸 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | ····· ···· ···· ···· ···· | の検挙 をめく | *る動き | <u>+</u> | | | 455151535354 |

| | (2) |) | ロシ | ア | に | よる | 対 | 日言 | 者工 | 作领 | 等 | ••• | | | | | | | | | | | ••••• | ···70 |
|---|-----|----|----|-------------|----------|-----|------------|-----|---------------|-----|-----------|---------|------|---------|----|---|----|----|----|----|----|---|-------|-------|
| | 5 | 大 | 量破 | 壊 | 兵 | 器関 |]連 | 物資 | 等等 | Ø 7 | 不正 | 輸 | 出 | ••• | | | | | | | | | | ···71 |
| | (1) |) | 国際 | 情 | 勢 | | | ••• | | | | | | | | | | | | | | | | ···71 |
| | (2) |) | 不正 | 輸 | 出; | 対策 | ぎの打 | 推过 | 進 | | | | | | | | | | | | | | | ···75 |
| | 6 | 不 | 法滞 | 在 | 対 | 策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 76 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 | 3 | 玉 | 際テ | 口 | 情 | 勢 | | ••• | | | | | | | | | | | | | | | | 77 |
| | 1 | 玉 | 際テ | 口 | 情 | 勢 | | ••• | | | | | | | | | | | | | | | | 77 |
| | (1) |) | イス | ラ | ム | 過邊 | 対派の | の重 | 协向 | と[| 国際 | ミテ | П O. |) 脅, | 威 | | | | | | | | | 77 |
| | (2) |) | 我が | 国 | ~(| の国 | 国際: | テロ | ュの | 脅層 | 烖 | ••• | | | | | | | | | | | | 80 |
| | (3) |) | 日本 | 赤 | 軍 | 及ひ | ĶΓ, | よと | ビ号 |] / | グル | ·— | プの | 動 | 向 | | | | | | | | | 80 |
| | 2 | 玉 | 際テ | П | 対 | 策 | | ••• | | | • • • • | | | | | | | | | | | | | 82 |
| | (1) |) | 情報 | 収 | 集 | と捜 | 捜査 | • | | | | | | | | | | | | | | | | 83 |
| | (2) |) | 水際 | 対: | 策 | の弱 | 隂化 | • | | | • • • • | | | | | | | | | | | | | 83 |
| | (3) |) | 爆発 | 物 | Ø) | 原彩 | 1と7 | なり |) 得 | るイ | 匕学 | 物 | 質の | 販 | 売事 | 業 | 者等 | 争に | 対す | つる | 管理 | 者 | 対策 | 84 |
| | (4) |) | 防衛 | i省 | • | 自律 | 「隊 | との | り連 | 携 | ••• | • • • • | | | | | | | | | | | | 84 |
| | (5) |) | 重要 | 施 | 設(| の警 | 幹戒 | • | | | • • • • • | • • • • | | | | | | | | | | | | 85 |
| | (6) |) | NΒ | C | テ | 口太 | 力策 | • | | | | | | | | | | | | | | | | 85 |
| | (7) |) | 特殊 | 部 | 隊 | • 錺 | :器 | 対領 | | 隊の | の充 | 実 | 強化 | <u></u> | | | | | | | | | | 86 |
| | (8) |) | スカ | 1 | • ` | マー | ーシー | ヤノ | レの | 運月 | 目 | ••• | | | | | | | | | | | | 86 |
| | (9) |) | 武力 | 攻 | 撃: | 事態 | 等 | ~0 | り対 | 処 | • • | • • • • | | | | | | | | | | | | 86 |
| | (10 |)) | 国際 | 協 | 力。 | の推 | 推進 | • | | | | | | | | | | | | | | | | 87 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 | 4 | サ | イバ | <u>.</u> | 空 | 間に | こおり | ける | る警 | 備卜 | 青勢 | ļ, | | | | | | | | | | | | 89 |
| | 1 | サ | イバ | ;—; | 攻 | 撃に | _関~ | する | 5情 | 勢 | • • | • • • • | | | | | | | | | | | | 89 |
| | (1) |) | 国内 | に | お | ける | 情 | 勢 | | | | | | | | | | | | | | | | 89 |
| | (2) |) | 海外 | - に | お | ける | 情 | 勢 | | | | | | | | | | | | | | | | 90 |
| | 2 | サ | イバ | : —; | 攻 | 撃太 | 力策 | | | | | | | | | | | | | | | | | 90 |
| | (1) |) | 体制 | 0 | 強 | 化 | | ••• | | | | | | | | | | | | | | | | 90 |
| | (2) |) | サイ | バ | <u> </u> | 攻擊 | きの 5 | 実創 | 皆解 | 明 | • • | | | | | | | | | | | | | 91 |

| | (3) |) | 官民 | 連携 | 隻の | 推i | 進に | こよ | る | 被領 | 害の | カ <i>ラ</i> | 卡然 | 队 | 止 | | | | • • • • | | | ••• | | • • • • | .91 | |
|---|-----|---|-----|-----|----------|-----|------|---------|------------|------|-----|------------|------------|------------|-------------|----|---------|-------|---------|---|-----------|---------|------|---------|---------|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 | 4 章 | Ì | 警備 | 実施 | Ē | | | | ••• | | | | | | | | • • • • | | | | | ••• | | | .93 | |
| 第 | 1 | 警 | 衛・ | 警護 | ŧ | | | | | | | | | | | | • • • • | | • • • • | | • • • • • | ••• | | • • • • | .93 | |
| | 1 | 警 | 衛 | | | | | | ••• | | | | | | | | • • • • | | • • • • | | | ••• | | • • • • | .93 | |
| | 2 | 警 | 護 | | | | | | | | | | | | | | | | • • • • | | | ••• | | • • • • | .93 | |
| | (1) |) | 外国 | 要人 | | | | | • • • • | | | | | | | | • • • • | | | | | ••• | | | .93 | |
| | (2) |) | 国内 | 要人 | | | | | | | | | | | | | | | • • • • | | | ••• | | • • • • | .94 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 | 2 | 自 | 然災 | 害等 | <u></u> | Ø 5 | 対応 | 7 | | | | | | | | | • • • • | | | | | ••• | | • • • • | •94 | |
| | 1 | 東 | 日本 | 大震 | &災 | を記 | 踏ま | ミえ | た | 大規 | 見札 | 莫》 | 災害 | ? ^ | ·D | 備 | え | | • • • | | | ••• | •••• | | •94 | |
| | (1) |) | 災害 | に係 | る | 危村 | 幾읱 | 育理 | 体 | 制(| の F | 写 点 | 点検 | 沒及 | びこ | 再相 | 構多 | 色の | 推 | 進 | •• | ••• | •••• | • • • • | •94 | |
| | (2) |) | 災害 | 対処 | 让能 | 力(| の向 | 寸上 | (1) | たり | めの | の耳 | 反組 | l | ••• | | • • • • | | • • • • | | | ••• | •••• | • • • • | .95 | |
| | 2 | 台 | 風に | よる | 被 | 害 | •• | | ••• | •••• | | | | | | | • • • • | | • • • • | | | ••• | •••• | • • • • | .95 | |
| | (1) |) | 概要 | | | | | | ••• | •••• | | | | | | | • • • • | | • • • • | | | ••• | •••• | • • • • | .95 | |
| | (2) |) | 警察 | 措置 | 1 | | •••• | | • • • • | | | | | | | | • • • • | | • • • • | | | ••• | | • • • • | .96 | |
| | 3 | 噴 | 火に | よる | 被 | 害 | •• | • • • • | ••• | | | | | | | | • • • • | | • • • | | | ••• | •••• | | .96 | |
| | (1) |) | 概要 | | | | | • • • • | ••• | | | | | | | | • • • • | | | | | ••• | | • • • • | .96 | |
| | (2) |) | 警察 | 措置 | 1 | | | • • • • | ••• | | | | | | | | • • • • | | • • • | | | ••• | •••• | | .96 | |
| | 4 | 竜 | 巻等 | 突風 | しに | よん | る被 | 支害 | : | | | | | | | | • • • • | | | | | ••• | | • • • • | .96 | |
| | (1) |) | 概要 | | | | | • • • • | ••• | | | | | | | | • • • • | | | | | ••• | | • • • • | .96 | |
| | (2) |) | 警察 | 措置 | 1 | | | | ••• | | | | | • • • | | | • • • • | | • • • • | | • • • • • | ••• | | • • • • | .97 | |
| | 5 | 各 | 種感 | 染症 | <u></u> | Ø 5 | 対第 | ¥ | | •••• | | | | | | | • • • • | | • • • • | | | ••• | •••• | • • • • | .97 | |
| | (1) |) | 新型 | イン | /フ | ル | エン | ノザ | 等 | ~(| カタ | 対局 | 穴 | | | | • • • • | | • • • • | | • • • • • | ••• | | • • • • | .97 | |
| | (2) |) | その | 他国 | 際 | 的に | こ耆 | 脅威 | <u>ا</u> ک | なる | る原 | 彭汐 | 杂症 | <u> </u> | (1) | 対原 | 芯 | • • • | | | | ••• | | • • • • | .98 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 | 5 章 | Ì | 伊勢 | ·志摩 | ቔサ | = | ット | ・を | め | ¢? | る 🏗 | 渚忄 | 青勢 | ح (| 対 | 策 | • | | • • • • | | | ••• | •••• | • • • • | .99 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 | 1 | 伊 | ·勢志 | 摩サ | - 3 | ツ | トを | とめ | ぐ | る記 | 渚忄 | 青季 | 勢 | •• | | | • • • • | | | | | ••• | •••• | • • • • | .99 | |
| | 1 | 玉 | 際テ | 口信 | 事 | | | | ••• | | | | | | | | | | • • • • | | | ••• | | • • • • | .99 | |

| | 2 | サ | イバー攻撃等による新たな脅威 | 100 |) |
|---|-----|---|---------------------|-------------------|---|
| | 3 | 反 | でグローバリズムを掲げる過激な勢力等 | 100 |) |
| | 4 | 極 | 医左暴力集団、右翼等 | 100 |) |
| 第 | 2 | サ | - ミット対策 | 101 | l |
| | 1 | 警 | 降備諸対策 | 101 | 1 |
| | (1) |) | 体制の構築 | 101 | l |
| | (2) |) | 基本方針 | 102 | 2 |
| | (3) | | 部隊等の対処能力の向上 | 102 | 2 |
| | (4) | | 関係機関・団体、事業者等との連携 … | 102 | 2 |
| | (5) | | 地域住民等の理解と協力の確保 | 103 | 3 |
| | (6) | | 情報収集活動の強化 | 103 | 3 |
| | (7) | 1 | 外国治安機関との連携 | 103 | 3 |
| | 2 | 玉 | 目際テロ対策 | 104 | 1 |
| | (1) |) | 国内外関係機関との連携 | 104 | 1 |
| | (2) |) | 官民一体の「日本型テロ対策」の推進 | 104 | 1 |
| | 3 | サ | ·イバー攻撃等への対策 | 105 | 5 |
| | 4 | 反 | でグローバリズムを掲げる過激な勢力、植 | 返左暴力集団、右翼等への対策105 | 5 |

別添資料

| 1 | オウム真理教の拠点施設等(1) |
|----|---------------------------------------|
| 2 | 右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生状況及び右翼関係事件の検挙状況 (2) |
| 3 | 平成27年中における右翼等による主な事件の検挙状況(3) |
| 4 | 極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」の発生状況及び極左事件の検挙状況(4) |
| 5 | 北朝鮮による拉致容疑事案(5) |
| 6 | 北朝鮮関係諜報事件一覧表(6) |
| 7 | 大量破壞兵器関連物資等不正輸出事件一覧表(8) |
| 8 | 対北朝鮮措置に係る事件一覧表(11) |
| 9 | 来日外国人入管法違反の推移(16) |
| 10 | 国際テロ事件発生状況(17) |
| 11 | 主な行幸啓、行啓一覧表(19) |
| 12 | 自然災害による被害状況(20) |
| 13 | 平成27年における警備関係事件主要判決(21) |
| 14 | 主要事件・災害等発生日・記念日一覧表(24) |
| 平成 | ☆27年年表(25) |

概説

第1 平成27年の治安情勢の回顧

【国際情勢】

国際情勢については、シリア問題をめぐって、アサド政権の打倒を目指す米国とアサド政権への軍事支援を継続するロシアとが対立し、依然として解決の糸口は見えない。こうした中、欧州では、シリア等から避難してきた難民や移民が急増し、難民等の受入れが大きな課題となっている。中国は、海軍力強化を打ち出して南シナ海での岩礁埋立てによる現状変更の試みを行っており、米国ほか周辺国が強い懸念を表明している。また、シリア及びイラクにおいて、カリフ制国家「イスラム国」を自称するイスラム過激派組織「イラクとレバントのイスラム国」(以下「ISIL」という。)は、欧米諸国が参加する有志連合(以下「有志連合」という。)による掃討作戦を受け続けてはいるものの、インターネット等を駆使して海外から戦闘員をリクルートするなど依然として勢力を維持し、戦力弱体化には至っていない。こうした中、11月にフランスのパリにおいて、銃器や爆発物を用いた同時多発テロ事件が発生した。

世界経済については、世界第2位の経済大国である中国の景気減速によって 世界同時株安が引き起こされ、世界各国に影響を及ぼすことになった。米国経済については、堅調な個人消費に支えられて回復基調が続き、雇用情勢も上向 いているとされている。

こうした中、

・ 北朝鮮については、2015年4月に玄 永 哲人民武力部長(当時)が不敬罪で処断されたとする報道があったように、党・軍を問わず高級幹部の粛清が報じられ、実際に頻繁な幹部の交替が続いた。

5月には、潜水艦発射弾道ミサイル(以下「SLBM」という。)の射出 実験を行ったことが報じられ、その後も「衛星」と称する長距離弾道ミサイルの発射について高官が度々言及するなどした。

10月には、朝鮮労働党創建70周年の関連行事が開催され、劉雲山中国共産党中央政治局常務委員が訪朝し、久々となる金正恩国防委員会第一委員

長(以下「第一委員長」という。)と中国最高幹部との会談が行われた。

11月には、南北間で「離散家族再会事業」を実施するなど、平和的な姿勢を示す一方で、金剛山事業の再開をめぐり、これが進まない現状に対し、韓国への批判も展開した。

拉致問題について、警察は、これまでに13件19人を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして北朝鮮工作員等8件11人の逮捕状の発付を得て国際手配を行っており、更なる実行犯の特定及び指揮命令系統の解明に向けて全力を挙げている。また、これら以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案について真相解明に向けて警察において捜査・調査を推進した結果、平成27年中、5人を国内で発見し、拉致の可能性が排除された。警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の数は、12月31日現在、全国で876人に上っている。

日朝協議については、北朝鮮による特別調査委員会の立ち上げと調査の開始から1年以上が経過したが、いまだに調査結果の報告がなされておらず、 拉致被害者の帰国が実現していない。日本政府としては、引き続き、日朝合 意に基づく迅速な調査を通じ、全ての拉致被害者の帰国を目指し、北朝鮮に 対する働き掛けを強化することとしている。

中国については、2012年11月に開催された中国共産党第18期全国代表大会で、最高指導者となった習近平総書記が、就任直後から「反腐敗闘争」を展開したことなどにより、中国国民から一定の支持を得た。2015年9月、習総書記は、天安門広場前で行われた「中国人民抗日戦争勝利・世界反ファシズム戦争勝利70周年」(以下「抗日戦争勝利70周年」という。)記念式典の軍事パレードで閲兵し、中国の最高権力者としての基盤を固めたことを広く国内外にアピールした。しかし、国内では、株価下落や、経済指標の低迷等、経済の減速傾向が続いており、指導部が各種景気対策を講じた。

中国は、尖閣諸島を自国の領土と主張し、その周辺海域に公船を相次いで派遣して我が国領海に侵入させているほか、南シナ海では大規模な埋立て行為を行って港湾や滑走路とみられる施設を建設するなど、現状変更の試みを行っている。また、歴史問題においても対日批判を行い、安倍晋三首相による戦後70年談話の発表を受け、日本の侵略戦争の性質と戦争責任を明

確にし、被害をもたらした国に対して誠実なおわびを求めるなどの「厳正な立場」を表明している。

こうした姿勢を示しながらも、4月には安倍政権発足後2回目となる日中首脳会談が行われたほか、日中間の自治体交流や民間交流も活発に行われている。

一方、中国は、我が国において、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っているほか、政財官学等各界関係者に対する働き掛けを行うなどの対日諸工作を行っているものとみられる。

・ **ロシア**については、ウクライナ情勢をめぐる欧米諸国からの経済制裁や原油価格の下落等により経済状況が悪化したが、プーチン大統領は、対ドイツ戦争勝利70周年記念式典等で「戦勝国」としてのロシアを強調し、国民の愛国心を高めることなどによって、高い支持率を維持した。

一方で、ロシアは、ウクライナ情勢やシリア内戦への介入等をめぐって欧 米諸国と対立する中、経済面等で中国との連携を重視する姿勢をみせた。

我が国との関係では、メドヴェージェフ首相を始めとする閣僚による北方 領土訪問が相次ぐなど、ロシアは北方領土の実効支配を誇示する動きを活発 化させた。他方、9月に米国のニューヨークで開催された国連総会や11月に トルコで開催されたG20アンタルヤ・サミットに際して日露首脳会談が行わ れ、引き続き首脳レベルの対話を続けていくことで一致した。

・ **国際テロ情勢**については、世界各地で、2014年に台頭した I S I L を始め とするイスラム過激派に関連したテロが発生しており、我が国に関するもの では、2015年 1 月及び 2 月にシリアにおける邦人殺害テロ事件が発生し、 I S I Lによって配信されたとみられる動画には、日本政府を名指しして、今 後も邦人をテロの標的とするメッセージが含まれていた。また、3 月に発生 したチュニジアにおけるテロ事件では、邦人を含む観光客らが殺傷された。

ISILは、インターネット上の各種メディアやソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」という。)等を巧妙に利用し、世界各国のイスラム教徒に向け、ISIL支配地域への移住を呼び掛けているほか、移住ができない者に対しては、現在いる国においてテロを行うよう扇動して

おり、こうした扇動に影響を受けて国内で過激化した者、いわゆるホームグローン・テロリストによって引き起こされたとみられるテロ事件等が、欧米諸国を始め世界各地で発生している。

2014年、我が国においても、ISILに戦闘員として加わるためにシリアへの渡航を企てた疑いのある者について、警視庁が私戦予備陰謀被疑事件として捜査を行っており、こうした現象とはもはや無関係とは言えない。また、イラク、シリア等の紛争地域からの難民等が、主として欧州を目指して大量に移動しており、テロリストがこうした難民等に紛れ込むことも懸念されている。

- ・ サイバー空間をめぐっては、2015年4月に、フランスの国際放送局に対するサイバー攻撃が発生し、同局の番組が放送できない状態となる被害が発生した。また、7月には、米連邦政府人事管理局(OPM)が、2,150万人分の職員情報を窃取されたと発表した。
- ・ 警察は、こうした状況を踏まえ、国内関係機関、外国治安情報機関等と緊密に連携し、情報収集活動や捜査活動を実施した。特に厳しさを増す国際テロ情勢に鑑み、また、第42回主要国首脳会議(以下「伊勢志摩サミット」という。)、32年の東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等の我が国における開催を見据え、改めて我が国におけるテロの未然防止及びテロへの対処体制の強化に取り組むために「警察庁国際テロ対策強化要綱」を取りまとめ公表した。

【国内情勢】

国内情勢については、平成27年4月に行われた統一地方選挙において、自 民党等与党が推す知事候補者が全て当選したのに加え、道府県議会議員選挙 や東京都区議会議員選挙等でも自民党が議席を伸ばすなど、自民党の堅調振 りが目立った。他方、8月の埼玉県知事選挙では、自民党埼玉県支部連合会 が推薦した候補が、民主党や維新の党が支援した候補者に敗れる結果となり、 岩手県知事選挙では、民主党等が支援する候補が無投票で再選され、11月の 大阪府知事、大阪市長のダブル選挙では、大阪維新の会の公認候補が自民党 推薦候補を破って当選した。

政治関係では、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための

自衛隊法等の一部を改正する法律案と国際平和共同対処事態に際して我が国が 実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案の2法案(以 下「平和安全法制」という。)が審議され、国会の会期を戦後最長の95日間延 長して可決、成立に至ったほか、沖縄県普天間飛行場の名護市辺野古への移 設問題では、移設工事を推進する国と辺野古への移設に反対する沖縄県の主 張が平行線をたどっている。また、安倍首相は、任期満了に伴う自民党総裁 選において、無投票での再選を決めた。

経済については、平成26年以来、政府の月例経済報告の中で「緩やかな回復基調」との判断が続いているが、平成27年10月の月例報告では、「このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」とした上で、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがあると指摘した。こうした中、安倍首相は、9月24日、「アベノミクスは第2ステージに移る」などと述べ、「1億総活躍社会」の実現を掲げた新たな経済方針を打ち出した。

原発問題については、原子力規制委員会から新規制基準への適合を認められた九州電力の川内原子力発電所(以下「川内原発」という。) 1 号機が8月11日に再稼働し、9月10日から営業運転を開始した。

こうした中、

- ・ 右翼は、領土問題や歴史認識問題等を捉えて執拗な抗議活動に取り組み、 その過程で多数の事件を引き起こした。警察は、右翼による違法行為として1,485件1,527人を検挙した。
- ・ 右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えた徒歩デモや街頭 宣伝活動等に各地で取り組み、その過程において、同グループの活動に対し て抗議する勢力(以下「反対勢力」という。)との間でトラブルを引き起こ した。警察は、所要の警備措置を講じるとともに、トラブルから生じる違法 行為について傷害罪等で検挙した。
- ・ 極左暴力集団は、社会経済情勢を捉え、反原発運動や反戦・反基地運動等の取組を通じて組織の維持・拡大を図った。警察は、極左暴力集団に対する事件捜査や各種対策を推進し、極左活動家等28人を検挙した。

- ・ オウム真理教については、主流派 (「Aleph (アレフ)」) は麻原彰晃こと 松本智津夫 (以下「松本」という。)への絶対的帰依を強調する「原点回帰」 を徹底する中、松本の二男の教団復帰をめぐる動向に端を発して、内紛が生じている。一方、上祐派 (「ひかりの輪」) は松本の影響力がないかのよう に装って活動しているほか、「開かれた教団」と組織の刷新をアピールする など観察処分の適用回避に向けた取組に全力を挙げている。警察は、組織的 違法行為に対する厳正な取締りを推進し、観光庁長官等の登録を受けずに旅行業を営んだとして、上祐派出家信者 1 人を旅行業法違反 (無登録営業) で 検挙した。
- ・ **日本共産党**は、4月の第18回統一地方選挙の41道府県議会議員選挙で111 議席を獲得し、非改選の都県も含めて、結党以来初めて全都道府県議会で議 席を確保した。
- ・ **反グローバリズムを掲げる勢力等**は、反原発運動等の各種社会運動に積極 的に取り組んだ。
- ・ サイバー空間をめぐっては、6月に日本年金機構に対するサイバー攻撃により、同機構が保有する個人情報が流出したことが判明したほか、我が国の 複数の機関、団体、事業者等において、サイバー攻撃による情報窃取等の被 害の発生が明らかとなった。

第2 平成28年の治安情勢の展望

【国際情勢】

・ 北朝鮮は、金正恩第一委員長を中心とする現体制の基盤を強固にするため、 思想教育を強化して体制の引締めを図る一方、外貨の獲得や経済特区等の設 置等を通じて積極的な外資誘致を進めることで、経済情勢の立て直しを図る とみられる。また、金正恩体制の盤石化を企図して、引き続き、幹部の粛清 や更迭等が行われるかが注目される。

対外的には、北朝鮮は、日米韓の連携を乱すようなアプローチをとり、最終的には米国との直接交渉を可能にするため、それぞれの国に対して関係改善を要求しつつ、各国の行動を捉えて反発・けん制するなど、硬軟織り交ぜた外交姿勢を展開していくものとみられる。また、過度な中国への依存体質

を脱却すべく、ロシア等との経済関係の強化や韓国との対話による各種交流事業を推進するなどの外交を展開することも予想される。

また、朝鮮総聯は、北朝鮮に対する「ヒト、モノ、カネ」による貢献を 継続するほか、対北朝鮮措置の全面解除等に向け、朝鮮総聯やその傘下団 体等が主催する各種行事等に議員、著名人等を招待するなどの各種宣伝活 動や各界各層に対する諸工作を展開するものとみられる。

- 中国は、減速傾向にある経済面での対策を推進するとともに、汚職や腐敗の温床と指摘されている国有企業の再編を促進するなど、様々な分野における改革等を更に行っていくものとみられる。また、習近平総書記を中心とした指導部は、求心力を高めるため、腐敗摘発等の政策を打ち出しながら、慎重な政権運営を図っていくものとみられる。領土・領海をめぐっては、引き続き、東シナ海のガス田開発を行うとともに、南シナ海の岩礁埋立ての正当性を主張していく可能性がある。加えて、我が国においては、引き続き、国防関連情報や科学技術等の獲得を企図した情報収集活動、政財官学等各界関係者に対する働き掛け等の対日諸工作を行っていくものとみられる。
- ・ **ロシア**は、経済の立て直しを目指し、国内産業の高度化や生産力の増強を図る一方で、我が国に対しては、北方領土問題等をめぐり硬軟織り交ぜた外交姿勢を示しつつ、経済協力の確保に向けた働き掛けを行うものとみられる。また、情報機関出身であるプーチン大統領は、内政・外交のあらゆる面で情報機関を重用していることから、我が国においても、在日ロシア情報機関員による活発な活動が展開されるものとみられる。
- 国際テロ情勢は、ISILの台頭等がアル・カーイダ(以下「AQ」という。)を始めとするイスラム過激派組織の再編を促しており、今後も予断を許さない状況のまま推移していくとみられる。ISILやAQは、我が国を含む西側諸国等に対するテロを扇動しており、引き続き、イスラム過激派や扇動に影響を受けた者によるテロが世界各地で発生することが懸念される。

各国が連携してテロ対策を強化、推進していることで、シリア、イラクへの外国人戦闘員(FTF)(注)の流入が困難になっていると指摘されているが、紛争地域への渡航を企図する者は今後も後を絶たないとみられる。

また、紛争地域への渡航を阻止された者が、自国内でテロを敢行することも懸念される。

我が国にもISILを支持したり、ISILのプロパガンダに共鳴する者がいるほか、イスラム過激派が、イスラム諸国出身者のコミュニティに潜伏し、テロのインフラを構築する、テロ資金調達等に利用する、コミュニティのメンバーを過激化させるなどの活動に関与することが懸念される。さらに、様々な理由で海外に渡航、滞在する邦人が増加する傾向にある中、2015年にシリア、チュニジアで発生した事件のように、在外邦人や我が国権益がテロの被害に遭う可能性もある。

・ 警察は、今後も、北朝鮮、中国、ロシア等による対日有害活動や国際テロに対する情報収集・分析機能の強化を図り、テロの未然防止、拉致容疑事案等の真相解明に向けた取組、対日有害活動や大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する徹底した取締り等を一層推進するとともに、不法入国・不法滞在事犯についても、関係機関との緊密な連携の下、取締りを推進していくこととしている。

(注) FTF

外国人戦闘員の英訳「Foreign Terrorist Fighters」の頭文字

【国内情勢】

- 右翼は、内外の諸問題に敏感に反応し、我が国政府や関係諸国等に対する抗議活動を執拗に展開するものとみられ、その過程で、政党要人、政府機関、外国公館、報道機関等に対するテロ等重大事件を引き起こすおそれがある。
- ・ 右派系市民グループは、徒歩デモ等により自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、反対勢力とのトラブルから生じる違法行為の発生が懸 念される。
- ・ 極左暴力集団は、組織の維持・拡大を図るため、引き続き、大衆運動や 労働運動に介入するものとみられ、その一方で、調査活動に伴う違法行為 や「テロ、ゲリラ」事件等を引き起こすおそれがある。
- ・ **オウム真理教**は、主流派は松本への絶対的帰依を強調しながら、組織の拡大、統制を図っていくものとみられる。一方、上祐派は「松本からの脱却」

を装いながら、観察処分の適用回避に努め、組織の維持を図っていくものと みられる。

- ・ 警察は、これらの団体に対する情報収集活動を強化し、テロ等の未然防止 を図るとともに、違法行為に対する徹底した取締りを一層推進することとし ている。
- ・ **日本共産党**は、平和安全法制の廃止、原発問題等を捉えた「一点共闘」に よる国民運動を展開し、党勢拡大に取り組んでいくものとみられる。
- ・ **反グローバリズムを掲げる勢力等**は、今後も国内外諸勢力との連帯・連携 を図りながら、国際会議等に対する抗議行動や各種社会運動に取り組んでい くものとみられる。
- ・ サイバー空間の脅威については、民間事業者や政府機関に対するサイバー 攻撃の頻発及び手口の悪質・巧妙化が懸念される。

第1章 国際情勢

1 米国

(1) 外交

オバマ大統領は、2015年1月20日、年頭の一般教書演説で今後1年間の施政方針を表明し、残り2年の任期で目指すべき重要課題を示して実績作りに強い意欲を示した。演説では、米国の指導力によってイラクやシリアにおけるISILの前進に歯止めをかけていると成果を強調しながら、引き続き、テロとの戦いに全力を挙げると述べたほか、サイバー攻撃への対決姿勢や環太平洋経済連携協定(以下「TPP」という。)の合意実現を目指すとの決意を表明した。

2015年中の米国は、中国との関係において、南シナ海での岩礁埋立てやサイバー攻撃、更には人権問題等多くの課題を抱えることになった。 9月に開かれた米中首脳会談では、最大の懸案とされたサイバー攻撃問題について、オバマ大統領が「重大な懸念」を伝えたものの、中国の習近平国家主席は、「中国も被害者」との立場を変えず、また、南シナ海での岩礁埋立て問題をめぐっても自国の領海主権を主張した。その後、10月27日にオバマ大統領は、米海軍の駆逐艦を南シナ海のスプラトリー(南沙)諸島で中国が岩礁を埋め立てた人工島の12海里(約22km)内に派遣し、航行の自由を行動で示す作戦を実施した。

テロとの戦いについては、ISILの掃討を目指して湾岸諸国と連携して空爆を実施しているが、勢力を減退させるまでには至っていない。12月2日には、カリフォルニア州サンバーナディーノで銃を乱射する事件が発生し、米連邦捜査局 (FBI) はテロと断定し、オバマ大統領も「テロの脅威が新たな段階に入った」、「我が国はテロと戦争状態にある」などと国民に向けて演説を行った。

このほか、オバマ大統領は、7月に1961年以降国交を断絶していたキューバ と54年ぶりに国交を回復させたほか、イランの核開発阻止に向けた協議につい ては、国連安全保障理事会常任理事国にドイツを加えた6か国(以下「欧米等 主要6か国」という。)とイランが協議を重ね、イランの核開発を長期にわた り制限することを盛り込んだ内容で最終合意に達した。

通商関係については、7月末に米国ハワイ州で開催されたTPP交渉の閣僚会合において、知的財産分野や乳製品の関税協議で合意に至らず閉幕したものの、10月、米南部ジョージア州アトランタで開催された12か国による会合で、懸案であった乳製品分野やバイオ医薬品分野でも大筋合意に達している。オバマ大統領は、10月5日の声明で協力国や同盟国との戦略的関係が強まるとし、外交上の成果を強調した。

(2) 内政

オバマ大統領は、一般教書演説で富裕層増税の方針を打ち出し、中間層への配慮を鮮明にして経済格差の是正に意欲を示した。具体的には、富裕層への増税、育児中の家庭への税控除の強化等、直接的な政策に加え、コミュニティカレッジの無償化等教育から中長期の格差是正を狙う政策を提示し、富裕層向けに強化する資産課税で増えた税収を中間層や貧困層に再配分し、所得や教育、社会保障といった機会の平等を確保する考えを示した。また、2月の予算教書では、「働く世帯の経済的な安定の土台構築支援」、「多くの米国人が高賃金を獲得するのに必要な技術と教育を身につける機会を与える」、「米国内の雇用を支援するような環境整備」を柱としたミドルクラス(中産階級)の支援を重視する姿勢を鮮明にした。

2015年中の米国経済については、緩やかな拡大基調にあり、9月に連邦準備制度理事会(以下「FRB」という。)は連邦公開市場委員会(FOMC)で、中国経済の失速に端を発する世界同時株安等への懸念からゼロ金利政策の継続を決めたものの、12月2日に発表された地区連銀経済報告(ベージュブック)で「米経済活動は緩やかに拡大している」との判断が示され、12月16日にFRBは、9年半ぶりとなる利上げを決めた。

また、2016年の米国大統領選については、民主党と共和党がそれぞれ指名候補争いを繰り広げている。共和党では、本命視されていたジェブ・ブッシュ元フロリダ州知事を抑えてドナルド・トランプ氏やテッド・クルーズ氏、ベン・カーソン氏、マルコ・ルビオ氏が支持を得ている。一方、民主党では、指名候補争いで独走状態にあったヒラリー・クリントン前国務長官が、個人メールアドレスを公務に使用していた問題の影響で支持率を落としていたが、バイデン

副大統領の出馬断念等を受けて支持率を回復させている。

その他、2015年8月には、米中西部ミズーリ州ファーガソンで黒人青年が白人警察官に射殺された事件から1年になるのを受けて開催された追悼デモで、参加者の一部が暴徒化して非常事態が宣言されるなど、人種差別問題が再燃した。

(3) 日米関係

日米両政府は、2015年4月に外務・防衛担当閣僚による安全保障協議委員会を開き、「日米防衛協力のための指針」の改定で合意した。新たな指針では、中国の軍事的台頭を踏まえ、日米一体となって抑止力を強化する方針が示された。その後、4月28日、日米首脳会談において両首脳は、「共同ビジョン声明」を発表し、新たな指針の意義を強調して安全保障と経済の両面での同盟強化を確認した。また、安倍首相は、日本の首相として初めて上下両院合同議会で演説し、日米同盟を「希望の同盟」と位置付け、世界の安定と繁栄に貢献していく決意を示した。特に新たな安全保障に関する法制の整備については、「自衛隊と米軍の協力関係は強化され、日米同盟はより一層堅固になる」と、その意義を強調した。

2 アジア

(1) 中国

中国では、習近平総書記が、反腐敗闘争を展開して旧指導部の幹部を次々に 摘発し、権力基盤の強化につながった。2015年7月には、安全保障政策の土台 となる国家安全法が成立し、政権転覆や機密漏えいの防止のほか、領土保全、 経済秩序の維持、資源確保、ネット規制強化等に関する方針を明文化した。7 月上旬には、「社会秩序をかき乱す罪を犯した」などとして人権派弁護士を相 次いで拘束するなど、習指導部は国内統制を強化した。

経済面では、米国中心の経済に対抗し、新たに中国中心の経済秩序の構築を目指すとされるアジアインフラ投資銀行(AIIB)の設立が進められ、特に「一帯一路」構想を打ち出して周辺諸国との経済外交を積極的に展開した。また、経済情勢では、経済成長率目標を3年ぶりに7%前後に引き下げた。6月中旬には、上海株式市場の株価が急落したため、中国政府は株式市場に対して

預金準備率の引下げや、株式市場の安定的発展を支持するとの人民銀行報道官 の声明を発表するなどの対策が行われた。また、8月には、人民元の対ドル為 替レートの基準値を3日連続で引き下げた後に世界同時株安となるなど世界的 な影響を及ぼした。

軍事面では、5月に中国国防部が国防白書を発表し、「海上軍事闘争への準備」を初めて明記したところ、南シナ海への進出を強め、岩礁を埋め立て、拠点化を図っている。こうした中国の進出に我が国はもとより米国やASEAN諸国も強い懸念を表明しているが、中国は正当性を主張している。9月には、抗日戦争勝利70周年記念式典を開き、軍事パレードでは参加する将兵の数が約1万2,000人にも上り、陸上装備約500台、航空機約200機を披露するなど強固な軍事力をアピールした。

その他、中国国内では、6月に湖北省荊州市の長江で乗員乗客454人を乗せた大型客船が沈没する事故が発生し、8月には天津市内で、危険な化学物質を保管していた倉庫で爆発が発生し、170人以上の死者が出た。その後、山東省や浙江省でも化学工場が相次いで爆発した。9月には、広西チワン族自治区の地元政府、市場等の17か所で連続して爆発が発生し、7人以上が死亡、50人以上が負傷した。

(2) 北朝鮮

北朝鮮では、2015年4月30日頃に公開処刑されたと報じられている玄永哲人民武力部長(当時)を始めとする幹部の粛清が続き、金正恩政権の基盤を強化しようとしている。3月2日には、米韓合同軍事演習への反発から米韓を威嚇する声明を発表するとともに、短距離弾道ミサイル2発を日本海に向けて発射した。8月下旬には、南北軍事境界線非武装地帯の韓国側における地雷爆発による韓国軍兵士負傷事案が発生したことから、双方が砲弾を撃ち合うなど軍事的緊張が高まったが、双方の高官による緊急接触において、双方の緊張状態解除、北朝鮮側の地雷事件について遺憾表明、また、離散家族再会事業の再開等で合意に達し、軍事的な緊張の状態はひとまず収束した。

その後、北朝鮮は、11月に金剛山で離散家族再会事業を実施するなど、当該合意内容の履行を守る姿勢を示したものの、その後の当局間会合においては、調整が順調に進んでいない様子であり、韓国側への批判動向もみられた。

(3) 韓国

韓国では、2015年5月末から中東呼吸器症候群(MERS)コロナウィルスの感染が拡大し、最初の感染者が確認されてから計186人が感染、うち38人が死亡した。黄教安国務総理は、7月末に事実上の終息を宣言したが、政府の初期対応の失敗等が感染拡大につながったとして政権への批判につながった。

外交面では、3月に中国主導のアジアインフラ投資銀行(AIIB)への参加を表明したほか、9月には朴槿恵大統領が、中国北京で開催された抗日戦争勝利70周年を記念する軍事パレードと記念式典に参加するなど、中韓関係の蜜月ぶりが印象付けられた。

日韓関係については、6月に訪日した尹炳世外交部長官との間で外相会談を行ったほか、日韓財務対話や通商担当相会談等が行われた。また、9月に北京で開催された中韓首脳会談で、韓国から提案された日中韓首脳会談が11月1日に開催され、経済、人的、文化交流や北朝鮮問題について話し合われたほか、日中韓首脳会談の定期開催について共同宣言の形で発表された。翌2日に開催された日韓首脳会談においては、慰安婦問題の早期妥結を図るための局長協議等を継続し、協議を加速化するよう指示することになり、その後12月28日に開催された外相会談で、慰安婦問題について、「最終的かつ不可逆的に解決」することを確認した。

(4) その他のアジア諸国

タイでは、8月にバンコク中心部で発生した爆弾テロ事件を受け、プラユット暫定首相は改造内閣を発足させ、治安対策や経済の立て直しなどの政策に取り組んだ。また、新憲法の制定に向けた作業も進められてきたが、国家改革評議会は新憲法案を否決したため、制定作業は振り出しに戻り、民政移管は2017年以降に先延ばしされることとなった。

ミャンマーでは、10月15日、内戦終結に向けた政府と少数民族武装勢力との 停戦合意の署名式が開かれ、15の武装勢力のうち8つが参加し、合意文書を取 り交わした。11月には、民政移管後初めてとなる総選挙が行われ、アウン・サン・スー・チー氏率いる国民民主連盟(NLD)が全国で議席を伸ばして新政権を樹立することが決まった。

マレーシアでは、ナジブ首相による政府系ファンド資金の流用疑惑を受け、 クアラルンプールなどで同首相の退陣を求める大規模なデモが行われた。

インドでは、モディ首相の就任から5月で1年を迎えたが、自らトップセールスで投資を引き出すなど精力的な外交を展開した。同じく5月には中国を訪問して、習近平国家主席と会談し、両国の国境問題が話し合われたほか、経済交流を進めることも確認した。

アフガニスタンでは、9月にタリバンが北部のクンドゥズ中心部に侵攻し、 州庁舎等を一時占拠するなど、治安は思うように改善していない。こうしたこ とからオバマ大統領は、アフガニスタン駐留米軍を2017年以降も計5,500人規 模で継続して駐留させる方針を決定した。

3 ロシア・欧州

(1) ロシア

ロシアでは、プーチン大統領が高い支持を保つ中、プーチン政権を批判してきた野党勢力の指導者ネムツォフ元第1副首相が射殺される事件が発生した。 同政権は、事件発生後、野党勢力のデモを不許可にするなど、国内の引き締めを一層強化した。

外交面では、5月9日にモスクワで開催された対ドイツ戦争勝利70周年記念式典に約20か国の首脳が参加したものの、主要7か国の首脳は全員欠席した。このような中、式典に合わせて行われたプーチン大統領と中国の習近平国家主席との首脳会談では、ロシア主導のユーラシア経済同盟と中国が提唱する「一帯一路」構想の連携強化で一致したほか、日本に対する歴史認識問題でも協調していくことが確認された。また、プーチン大統領は、2月にハンガリーのオルバン大統領と会談したほか、4月には債務問題で欧州連合(以下「EU」という。)と対立するギリシャのチプラス首相と会談するなど、ウクライナ情勢をめぐり対ロシア経済制裁を継続するEUの加盟国を選別して、個別に外交攻勢をかけた。

米国との関係については、5月にケリー国務長官が2年ぶりにロシアを訪問してプーチン大統領等と会談したが、ウクライナ和平に向けての具体策は見出せずに終わった。また、米国による対ロシア経済制裁及びロシアによる報復措置が継続しているほか、9月には、プーチン大統領が、シリアのアサド政権への軍事支援の継続を表明して内戦下のシリアに介入する姿勢を強めたことで、アサド政権の打倒を目指す米国がロシア側の対応を非難するなど、様々な場面で両国の溝が浮き彫りとなった。

(2) 欧州

英国では、5月に総選挙が行われ、キャメロン首相率いる保守党が単独過半数を獲得し、第2次政権を発足させた。一方、敗れた野党・労働党では9月に 党首選を行い、最左派のジェレミー・コービン下院議員が選出された。

フランスでは、1月にパリ及びその近郊において、雑誌社等を狙った連続テロ事件が、11月にもパリで同時多発テロ事件が発生した。その後12月に実施された地域圏議会選挙では、反イスラム、反移民を掲げる極右政党の国民戦線が支持を集めて存在感を見せることとなった。

ギリシャでは、金融危機をめぐってEU側と対立し、一時はユーロ圏からの離脱も懸念されていたが、最終的にEU側が求める財政改革法案を受け入れたことで金融支援が継続実施された。9月に投開票が行われた総選挙では、急進左翼進歩連合が勝利し、チプラス政権の継続が決まり、EUの金融支援の下で財政再建を目指す方針が示された。

スペインでは、9月にカタルーニャ州の州議会選挙が行われ、スペインからの独立を主張する勢力が過半数を獲得した。中央政府は、カタルーニャの独立を認めない考えを示している。

EUでは、増え続けるシリア等からの難民等への対策として、9月に緊急の内相・法相理事会を開き、12万人の難民について欧州委員会が各国の人口や経済力に基づき割り当てることが決定された。

4 中東・アフリカ

(1) シリア・イラク等

イスラム過激派組織 I S I L は、2014年中にシリアやイラクにおいて勢力を 急速に拡大したところ、2015年中は、北部シリアなどにおいてクルド人武装組織による反撃攻勢により、一部地域を奪還されたものの、5月に入ってイラク西部のラマディやシリア中部のパルミラといった要衝を陥落させている。 I S I L は、有志連合による掃討作戦を受け続けてはいるものの、オンライン上で発行する英語版機関誌「ダービク」等、インターネット上の各種メディアや S N S を通じたプロパガンダにより、外国人戦闘員 (F T F) を惹きつけ、依然として勢力を維持している。 I S I L は、支配地域の住民などに行政サービスを提供したり、かつてオスマン帝国で発行された金貨を模倣した独自通貨を発行したりするなど、「国家」としての正当性を印象付けようとしている。これに対し、有志連合は、空爆を続けながら要衝都市の奪還を目指しており、7月にはシリアと国境を接するトルコが対 I S I L 軍事作戦へ正式に参加することになった。

トルコでは、ISILによるとみられる自爆テロが続発したことを受け、国境管理を厳格化したほか、有志連合による空爆に初参加し、ISILの拠点への空爆を実施した。10月には、首都アンカラで自爆テロとみられる爆発が連続して発生し、95人以上が死亡、400人以上が負傷した。11月には、シリア国境付近でロシア軍機を撃墜したことで、ロシアとの関係が悪化することとなった。

(2) イラン

2002年に明るみになったイランの核開発問題は、欧米諸国等との長期間の協議を経て、今後10年間、稼働遠心分離機を5,060基に限定することなどを盛り込んだ枠組みで合意し、2015年7月に最終合意に達した。これによりイランは核開発を長期にわたり制限されることとなる。イランが一連の核関連措置を履行したことを国際原子力機関(以下「IAEA」という。)が検認した後、国連安全保障理事会や米国、欧州等による経済制裁は段階的に解除されることとなり、凍結されていた資産の利用も認められるようになる。

ただし、最高指導者ハメネイ師は、欧米等主要6か国との核合意を容認しつ つ、米国とは、核協議以外は交渉に応じないなどと強硬路線を堅持したことで 欧米等主要6か国はイランが合意内容を確実に履行するかを注視することとなった。

(3) アフリカ

エジプトでは、エルシーシ大統領が就任して1年が経過し、ムルシ前大統領の出身母体であるムスリム同胞団をテロ組織と認定して取締りを強めている。また、シナイ半島では、ISILに忠誠を表明する過激派組織「シナイ州」がテロ攻撃を激化させている。これまでシナイ半島東部で政府への武装闘争やテロ活動を展開してきたが、カイロ周辺でも組織的なテロ活動を行う力があることを示し、ISILの脅威が首都カイロにまで迫っていることに衝撃が広がっている。

ナイジェリアでは、イスラム過激派組織ボコ・ハラムが I S I L傘下に入り、 北東部を中心に住民の虐殺や拉致を繰り返している。2015年5月に大統領に就 任したブハリ大統領は、掃討作戦本部を首都アブジャから、ボコ・ハラムの拠 点がある北東部ボルノ州に移して攻勢に転じようと対決姿勢を打ち出してい る。

第2章 国内情勢

1 政治情勢

(1) 注目地方選挙

ア 佐賀県知事選挙

平成27年1月11日、農協改革をめぐって保守が分裂する構図となった佐賀県知事選挙が投開票され、一部の自民党県議会議員や農業団体の支援を受けた無所属新人・山口祥義氏が自民党及び公明党(以下「与党」という。)の推薦を受けた無所属新人・樋渡啓祐氏やその他の候補者を破って初当選した。

イ 第18回統一地方選挙

27年4月12日、第18回統一地方選挙の前半戦となる10道県知事、5政令市長、41道府県議会及び17政令市議会の各選挙の投開票が行われた。実質的に自民党と民主党の対決となった北海道と大分県の両知事選挙で、与党が支援した候補者が当選するなど、全ての知事選挙で自民党が支援した候補者が当選した。また、道府県議会議員選挙でも自民党が全国の改選議席数の過半数を超える1,153議席を獲得し、大阪府を除く40道県で第1党となった。一方、野党は、民主党が道府県議会議員選挙で264議席と前回選挙より大幅に議席を減らしたが、共産党が同選挙において111議席を獲得し、結党以来初めて全都道府県で議席を獲得したほか、維新の党も大阪府、大阪市及び堺市で第1党を確保した。

4月26日には、統一地方選挙の後半戦となる市区町村長と市区町村議会議員選挙が行われ、自民党が市議会議員選挙で公認候補の当選者数を前回選挙より120人上積みし、東京都区議会議員選挙でも第1党の座を守るなど、前半戦と同様、堅調に獲得議席数を伸ばした。一方、野党は、民主党が東京都区議会議員選挙で前回選挙より16議席減少するなど各選挙で前回の当選者数を下回ったが、共産党が市議会議員選挙で前回選挙より45議席増加するとともに区議会議員選挙も議席を上積みした。

ウ 埼玉県知事選挙

27年8月9日、任期満了に伴う埼玉県知事選挙が行われ、民主党埼玉県総

支部連合会や維新の党が支援する無所属で現職の上田清司氏が、自民党埼玉県支部連合会が推薦した新人と共産党が推薦した新人を退けて4選を果たした。

工 岩手県知事選挙

27年8月20日、任期満了に伴う岩手県知事選挙が告示され、無所属で現職の達増拓也氏が立候補を届け出たが、その他に立候補の届出がなく、達増氏の無投票での3選が決まった。

岩手県知事選をめぐっては、4月に与党の支援を受けた平野達男参議院議員が立候補を表明していたが、8月7日に立候補断念を表明したことから、 民主党等野党が支援する達増氏の無投票再選が決まった。

才 大阪府知事、大阪市長選挙

27年11月22日、任期満了に伴う大阪府知事、大阪市長のダブル選挙が行われ、いずれも地域政党の大阪維新の会の公認候補と自民党の推薦候補が立候補したが、大阪府知事には現職の松井一郎知事(大阪維新の会公認)が、大阪市長には新人の吉村洋文前衆議院議員(同)が、それぞれ当選した。

(2) 平和安全法制審議

政府は、平成27年5月14日、平和安全法制に係る法案を閣議決定し、翌15日、第189回国会(常会)において衆議院に提出した。5月26日に審議入りした平和安全法制は、集団的自衛権の行使や憲法解釈等が大きな争点となったが、政府案を憲法違反等と訴えて反対する民主党や共産党等、政府案への対案を提出した維新の党が連携、協力して反対に回った。審議は、国会の会期を戦後最大の延長となる95日間延長して行われた。安倍首相は、国会の会期延長に当たって、「丁寧に議論せよという声に耳を傾け、戦後最長となる審議時間を取り、じっくり議論する意思を国民に示して理解を得たい」などと述べた。7月16日、衆議院の特別委員会での審議を経た後、衆議院本会議において、与党、次世代の党等の賛成多数で可決され、参議院に送られた。

参議院においても民主党や維新の党、共産党等は平和安全法制に反対した。 与党側は、維新の党が提出した対案や日本を元気にする会等3党が提出した対 案についてそれぞれ修正協議を行ったが、最終的に維新の党との協議はまとま らず、日本を元気にする会等3党との間で、自衛隊の海外派遣について、国会 の事前承認に関する附帯決議を付することで合意に至った。

9月18日、法案成立に反対する民主党等は、参議院本会議での採決前に内閣 不信任決議案や安倍首相や中谷元防衛相等への問責決議案を相次いで提出した が、翌19日未明、与党、次世代の党、日本を元気にする会及び新党改革の賛成 多数で可決、成立した。

(3) 戦後70年談話

政府は、平成27年8月14日、戦後70年を迎えるに当たる安倍首相談話を閣議決定した。談話には、「事変、侵略、戦争。いかなる武力の威嚇や行使も、国際紛争を解決する手段としては、もう二度と用いてはならない。植民地支配から永遠に訣別し、すべての民族の自決の権利が尊重される世界にしなければならない」、「我が国は、先の大戦における行いについて、繰り返し、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明してきた」、「こうした歴代内閣の立場は、今後も、揺るぎないもの」、「私たちの子や孫、そしてその先の世代の子どもたちに、謝罪を続ける宿命を背負わせてはならない」、「我が国は、自由、民主主義、人権といった基本的価値が揺るぎないものとして堅持し、その価値を共有する国々と手を携えて、「積極的平和主義」の旗を高く掲げ、世界の平和と繁栄にこれまで以上に貢献していく」などの文言が盛り込まれた。

(4) 自民党総裁選挙

平成27年9月8日、安倍首相の任期満了に伴う自民党総裁選挙が告示され、安倍首相以外に立候補の届出がなかったことから、安倍首相の再選が確定した。安倍首相の任期は30年9月までとなり、第1次安倍内閣も含めると3期目の総裁就任となる。安倍首相は、告示前から党内の全7派閥から支持を取り付けた。一方、出馬に意欲を示していた野田聖子前総務会長は、立候補に必要な推薦人の確保に苦戦し、最終的に断念した。再選が決まった安倍首相は、記者団に対して、「アベノミクスも道半ばで、全国津々浦々まで景気回復の好循環を届けていく。様々な課題に取り組み、結果を出していくことによって責任を果たしていきたい」などと語り、経済政策に力を入れていく姿勢を示した。

また、10月7日には第3次安倍改造内閣が発足し、安倍首相は、発足後の記者会見で、アベノミクスの新たな「3本の矢」である「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の3分野を重点

的に推進していく意向を表明し、改めて経済政策を重視する姿勢を示した。

(5) その他野党

平成27年5月17日、「大阪都構想」の賛否を問う住民投票の結果が反対多数となったことを受け、同構想を提唱してきた維新の党の最高顧問である橋下徹大阪市長(当時)が、「(市長の)任期まではやるが、その後は政治家はやらない」などと述べ、市長としての任期限りでの政界引退を表明し、江田憲司氏も維新の党の代表を辞任した。維新の党の新代表には、松野頼久氏が就任し、松野代表は、100人規模の新党結成構想を提唱するとともに、国会における平和安全法制をめぐる審議を中心に民主党と連携していく姿勢を示した。

こうした中、維新の党の柿沢未途幹事長(当時)が山形市長選挙(9月13日 投開票)で同党が推薦を見送った候補者を応援したことに対し、当時、同党顧 間であった松井一郎大阪府知事ら大阪維新の会に所属する国会議員等が同幹事 長の辞任を求めた。党内対立が深まる中、橋下大阪市長と松井知事は、8月27 日に離党を発表するとともに「大阪維新の会」を国政政党化する考えを示した。 これに対し、維新の党の松野代表は、8月31日に民主党の岡田克也代表と会談 し、通常国会閉会後に選挙や政策に関する協議機関を設置して、野党再編に向 けた協力を図っていくことで一致し、9月30日には、両党の執行部の間で初め て協議を開催した。一方、橋下大阪市長らは、維新の党執行部に対して反発を 強め、10月31日に国政政党「おおさか維新の会」を立ち上げた。

12月8日、維新の党は、大阪維新の会に所属する国会議員との間で同党の解 党協議について合意し、残留組とおおさか維新の会、無所属の3つに分裂した。 12月11日、維新の党は、民主党との間で28年1月4日に召集される通常国会か ら統一会派を組むことで合意に至った。

一方、共産党の志位和夫委員長は、9月19日に可決、成立した平和安全法制の廃止を訴え、法案成立に反対した民主党等に対し、次期参議院選挙での選挙協力を呼び掛け、平和安全法制の廃止を目的とした連立政権構想を打ち出し、民主党の岡田代表等と相次いで会談するなど、野党共闘に向けた働き掛けを活発化させた。

(6) 米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設

平成27年2月6日に沖縄県では、仲井眞弘多前沖縄県知事が行った辺野古沿

岸の埋立て承認の手続について法的側面から検証する有識者による第三者委員会の初会合を開催した。3月23日には、沖縄県が沖縄防衛局に対し、移設工事に際して辺野古沖に投下した大型コンクリート製ブロックが無許可でサンゴ礁を破壊しているおそれがあるとして海底調査のために移設工事の停止を指示した。これに対し、防衛省側は行政不服審査法に基づく不服申立てを行い、国は沖縄県の当該指示の効力を一時的に停止する決定を下した。

安倍首相や菅義偉官房長官、中谷防衛相は、4月から5月にかけて翁長雄志沖縄県知事と会談したが、「辺野古への移設が唯一の解決策」とする政府の主張と翁長知事の主張は平行線をたどり、話合いを継続する点では一致したものの、解決の見通しは立たない状況となった。沖縄県議会では、7月13日、辺野古への移設工事に使用される土砂等を対象に、県内に搬入される県外の土砂を規制する条例が可決、成立した。7月16日には、第三者委員会が仲井眞前知事の埋立て承認について「瑕疵があった」とする報告書を提出し、翁長知事は、埋立て承認の取消しも含めた対応を行うことを表明した。

こうした沖縄県側の動きに対し、政府は、8月4日、8月10日から9月9日までの1か月間、移設工事を停止して集中協議を行うことを提案し、5回にわたって安倍首相や菅官房長官、中谷防衛相が翁長知事らと会談したが、双方の主張は平行線をたどり、協議は終了した。

政府は、9月12日に辺野古での移設作業を再開したが、これに対し翁長知事は、スイスのジュネーブで開催された国連人権理事会において、辺野古や在日米軍基地の問題等を訴える演説を行い、帰国後の10月13日に埋立て承認を取り消した。これを受けて沖縄防衛局は、翌14日に国土交通省に対して取消しを不服とする審査請求及び取消しの執行停止を申し立てた。石井啓一国土交通相は、10月27日に翁長知事による埋立て承認取消しの執行停止を決定するとともに、地方自治法に基づき、国が知事に代わって取消しを是正する代執行の手続に入ったことを表明した。11月9日、石井国土交通相は、翁長知事に対して埋立て承認取消し処分の是正を指示する文書を送付したものの、翁長知事が拒否したため、政府は17日、埋立て承認取消しを知事に代わって是正する代執行訴訟を福岡高等裁判所那覇支部に提起した。一方、沖縄県は、12月25日、国土交通大臣による埋立て承認取消しの執行停止は違法として、国に取消しを求める抗告

訴訟を那覇地方裁判所に提起し、執行停止決定の効力停止も申し立てた。

2 経済・社会情勢

(1) 「緩やかな回復基調が続く景気」

内閣府は、平成27年6月8日、1月から3月期の国内総生産の改定値について、実質で1.0%、年率換算で3.9%前期比でそれぞれ増となったと発表した。5月20日に発表されていた速報値から0.6%増となり、企業の設備投資が2.7%増と大きく伸びたことなどが要因とされている。

こうした中、政府は、6月30日、今後の経済財政運営の基本方針、いわゆる 骨太の方針を閣議決定した。基本方針は、29年4月に予定されている消費税率 の引上げに向けて、経済再生と財政健全化の一体計画の具体策として、配偶者 控除の見直しや待機児童対策による女性活躍・多様な人材力の発揮、ロボット や人工知能等の技術革新による潜在成長率の向上等を盛り込んでおり、経済の 好循環による税収増で財政を立て直す成長重視のものとなった。9月24日には、 安倍首相が、「本日からアベノミクスは第2ステージへと移る」などと述べ、 「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育で支援」、「安心につながる社 会保障」を新たな「3本の矢」として、「1億総活躍社会を目指す」と強調し、 経済優先の政権運営を進める考えを表明した。こうした中、政府は、10月14日 に10月の月例経済報告を発表し、「このところ一部に弱さもみられるが、緩や かな回復基調が続いている」と評価した。

(2) 小型無人機(ドローン)の規制

平成27年4月22日、首相官邸屋上に、放射性物質の存在を示す標識を貼付した容器等を搭載した小型無人機1台が放置されているのを同事務所職員が発見した。4月25日、警視庁は、小型無人機を遠隔操作し、首相官邸に落下させたとして男を威力業務妨害罪で逮捕した。また、捜査過程において、火薬類取締法違反等が発覚し、6月3日、警視庁は、同人を再逮捕した。

政府は、上記事案の発生を受け、「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」 を設置し、小型無人機の運用ルールの策定と活用の在り方の検討、関係法令の 見直し等を推進した。第189回国会(常会)では、無人航空機の飛行禁止空域、 飛行の方法等を定める「航空法の一部を改正する法律」(平成27年法律第67号) が成立した。

また、「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案」は、議員立法で上記国会に提出され、7月9日に衆議院で可決されて参議院に送付された後、継続審査となった。

(3) 九州電力川内原子力発電所の再稼働

九州電力株式会社は、川内原発1号機について、平成27年7月7日から核燃料の装填を開始し、8月11日、原子炉を再稼働させた。川内原発の再稼働をめぐっては、周辺住民らが運転差止めの仮処分申請を鹿児島地方裁判所に行っていたが、4月22日に同裁判所が住民側の申立てを却下した。再稼働した川内原発1号機は、その後の原子力規制委員会の検査においても問題がなく、9月10日、合格証の交付を受けて営業運転に移行した。これにより、25年9月に関西電力株式会社の大飯原子力発電所4号機が停止して以来約1年11か月ぶりに、国内で原子力発電所が稼働することとなった。

第3章 治安情勢

第1 公安情勢

1 右翼等

(1) 抗議活動の状況

右翼は、平成27年中、領土問題、歴史認識問題等をめぐり、活発な街頭 宣伝活動等に取り組んだ。

中国問題では、10月、中国が申請していたいわゆる南京事件に関係する 文書がユネスコ (国際連合教育科学文化機関) 記憶遺産に登録されたこと を捉え、「ねつ造された南京大虐殺について中国が登録申請を強行した」な どと批判したほか、中国公船が尖閣諸島周辺の領海に侵入を繰り返してい ることについて厳しく批判を行った。右翼は27年中、中国問題で、延べ約 940団体、約2,540人、街頭宣伝車約770台 (26年:延べ約1,420団体、約3,760 人、街頭宣伝車約1,160台) を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

韓国問題では、7月、「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産登録をめぐり、朝鮮人の強制徴用に関係する施設があるとして審議において強硬姿勢を示すなどした韓国の対応を厳しく批判したほか、竹島が不法占拠されていることに対しても批判を展開した。右翼は27年中、韓国問題で、延べ約1,540団体、約4,130人、街頭宣伝車約1,430台(26年:延べ約1,710団体、約4,230人、街頭宣伝車約1,470台)を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

北朝鮮問題では、拉致問題、とりわけ拉致被害者等の再調査報告延期を捉え、北朝鮮の再調査に対する消極的な姿勢を批判し、また、政府に対する北朝鮮への経済制裁の強化を求める主張を行った。右翼は27年中、北朝鮮問題で、延べ約480団体、約1,060人、街頭宣伝車約430台(26年:延べ約440団体、約1,090人、街頭宣伝車約380台)を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

ロシア問題では、8月、メドヴェージェフ首相が北方領土の択捉島を訪問したことを捉え、「日本の主権を侵害する許し難い行為」として批判した

ほか、日本政府に対し、駐日ロシア大使への抗議等にとどまらず、ロシアに対し経済制裁を加えるなど毅然とした対応を求める主張を行った。右翼は27年中、北方領土の日(2月7日)に約180団体、約450人、街頭宣伝車約180台(26年:約100団体、約190人、街頭宣伝車約60台)を、「反ロデー」(8月9日)に約300団体、約1,220人、街頭宣伝車約400台(26年:約220団体、約790人、街頭宣伝車約260台)をそれぞれ動員し、街頭宣伝活動等を行った。

政局をめぐる問題では、戦後70年を迎えるにあたって安倍首相が発表した談話について、今次の談話が未来志向であるとして過去の談話よりも評価するものがある一方で、歴代内閣の立場を継承するとしたことや、談話の中に「侵略」、「お詫び」、「痛切な反省」等の文言が盛り込まれたことについて批判するものもみられた。また、9月に成立した平和安全法制をめぐる動向を捉え、法制の必要性を主張するとともに、成立に反対した野党等を批判した。右翼は27年中、延べ約1,130団体、約2,700人、街頭宣伝車約710台(26年:延べ約1,090団体、約2,600人、街頭宣伝車約660台)を動員し、政府批判の街頭宣伝活動等を行った。

右翼は、28年も引き続き、内外の諸問題に敏感に反応し、我が国政府や 関係諸国等に対する抗議活動を執拗に行うものとみられ、その過程で、政 党要人、政府機関、外国公館、報道機関等に対するテロ等重大事件を引き 起こすおそれがある。

(2) 街頭宣伝活動の状況

右翼の街頭宣伝車数は、全国で約1,300台とみられるが、一部の右翼は、企業等に対して「糾弾活動」と称し、街頭宣伝車を用いて大音量で執拗な街頭宣伝活動を行い、騒音被害や交通渋滞を引き起こすなど、市民生活の平穏を害している。

平成27年中、街頭宣伝活動の糾弾対象となった企業は、約210社(26年: 約170社)に上った。

一部の右翼は、28年も引き続き、市民生活の平穏を害するこうした街頭 宣伝活動を行うとともに、取締りや仮処分命令を免れるため、名指しを避 けて企業糾弾を行うなど、活動方法を一層巧妙化させるものとみられる。

(3) 違法行為の取締り

右翼は、時局問題等を捉えて執拗に活動を行い、資金獲得目的の活動や 街頭宣伝活動に伴って、多数の違法行為を引き起こしている。

ア テロ等重大事件の未然防止

平成27年中、「テロ、ゲリラ」事件の発生はみられなかった。

警察は、右翼によるテロ等重大事件を未然に防止するとともに、各種の情報活動を推進し、拳銃等の銃器摘発に努めている。

イ 右翼による違法行為の取締り

右翼による違法行為の検挙件数及び人員は、26年中の1,588件1,654人に対し、27年中は、1,485件1,527人であった。

これらの検挙事件のうち、資金獲得を目的とした恐喝事件や詐欺事件等の悪質な犯罪の検挙は168件180人に上り、道路交通法違反を除く全検挙件数(544件)の約31%を占め、悪質な資金源犯罪が依然として後を絶たない状況にある。

また、市民の平穏な生活を害する悪質な街頭宣伝活動に対しては、その内容や形態を捉え、名誉毀損等により26件50人(26年:21件27人)を検挙した。

警察は、右翼による違法行為に対し、引き続き徹底した取締りを行う こととしている。

(4) 右派系市民グループをめぐる動向

ア 右派系市民グループ

平成27年中、「在日特権を許さない市民の会」を始め、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えた徒歩デモや街頭宣伝活動等に各地で取り組み、全国における徒歩デモは約70件に及んだ。また、反対勢力が、一部の参加者による過激な言動について、「ヘイトスピーチ」であると批判するなどして、抗議行動に取り組んだ。

右派系市民グループは、28年中も引き続き、内外の諸問題に敏感に反応し、徒歩デモ等により自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、

反対勢力とのトラブルから生じる違法行為の発生が懸念されるほか、外 国公館等に対する抗議行動を継続するものとみられる。

イ 違法行為の取締り

(7) 違法行為の未然防止

警察は、右派系市民グループと反対勢力とのトラブルから生じる違法 行為の未然防止の観点から、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じて いる。

(イ) 違法行為の取締り状況

平成26年9月、東京都内の路上において、デモ行進中、デモに反対する男性を金属製の棒で突くなどした右派系市民グループの男を、27年5月に暴行罪で逮捕した。

警察は、引き続き、違法行為を認知した際には、法と証拠に基づき 厳正に対処していくこととしている。

2 極左暴力集団

(1) 革マル派

革マル派は、平成27年も、労働運動や大衆運動を通じて組織の維持・拡大を図った。

同派は、26年6月に刊行した「革マル派五十年の軌跡」(全4巻、別巻1) 第1巻に続き、27年2月と9月にそれぞれ第2巻と第3巻を出版した。その中で、同派の創始者である黒田寛一前議長(故人)の未公開文書や過去の革共同大会の基調報告を掲載し、改めて、黒田前議長が提唱した理論に依拠した「組織建設」を訴えた。

また、第3巻では、全日本鉄道労働組合総連合会(以下「JR総連」という。)内における同派組織の存在に言及した12年10月付けの文書を再掲載するとともに、当時、JR総連内の一部の同派活動家がとった行動を批判した自派の正当性を改めて主張した。

労働運動では、日本労働組合総連合会(以下「連合」という。)及びその加盟労組の指導部を批判し、自らの主張の正当性をアピールすることで同調者の獲得を図った。中でも、連合に対して、「(労働諸法制の大改悪を)

絶対に阻止する闘いを職場から組織化しようとはしない」などと指導部を 批判したほか、日本郵政グループ労働組合(JP労組)に対しては、「「営 業活動・生産性向上強化」に全面協力するJP労組本部を弾劾しよう」、日 本教職員組合(日教組)に対しては、「労組としての大衆運動を放棄し、教 育専門職集団への道をつきすすんできた日教組本部」などと、それぞれ指 導部批判を展開し、メーデー会場や各労働組合主催の定期大会等の会場周 辺で、参加者に対して同派への結集を呼び掛けるビラを配布した。

大衆運動では、政府が進める諸施策を批判し、「政権打倒」を主張して、 抗議行動に取り組んだ。特に、平和安全法制の国会審議を捉え、「侵略戦争 法制定阻止」を主張し、各地の自民党支部に対する抗議行動等に取り組むと ともに、大衆団体が主催する国会前抗議行動や各地の抗議集会に多数の活動 家を動員し、同派の主張を掲載したビラを配布したほか、団体旗やのぼりを 掲出して、自派の存在を誇示した。また、普天間飛行場の名護市辺野古移設 に対しては、「新基地建設阻止」を主張して、同派活動家を現地の反戦・反 基地運動に取り組む大衆団体が主催する抗議行動に積極的に参加させた。同 派は、こうした取組を通じて自派の主張を展開し、同調者の獲得を図った。

一方、革マル派が相当浸透しているとみられる J R 総連及び東日本旅客鉄道労働組合 (以下「J R 東労組」という。) は、革マル派創設時の副議長である松嵜明元 J R 東労組会長 (故人) が「日本労働運動に残した功績は大変大きなものであり、その業績を後世に伝えるため」として、27年2月から「松崎明著作集」(全8巻)の刊行を開始した。

同派は今後も、黒田前議長の「遺志」継承を訴えながら、組織の維持・ 拡大を図るものとみられる。

(2) 中核派

中核派(党中央)は、労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持し、「国鉄闘争」を「不動の基軸」に、「反原発闘争」及び「安保決戦」を平成27年の最重要課題に掲げて活動した。

労働運動では、革命の担い手となる「闘う労働組合」の結成・組織化を 実現するため、解雇撤回・賃下げ反対、外注化・民営化・非正規職化阻止 及び被曝労働拒否をアピールし、集会、デモ等に取り組むとともに、労働 争議への介入を行った。国鉄闘争では、平成27年3月、国鉄水戸動力車労働組合(動労水戸)を財政面で支えることを目的に、「被曝労働拒否をたたかう動労水戸支援共闘」を結成した。また、4月に「国鉄神奈川動力車労働組合(動労神奈川)」、9月に「国鉄新潟動力車労働組合(動労総連合・新潟)」と「国鉄福島動力車労働組合(動労福島)」の、結成集会をそれぞれ開催し、組織拡大が順調であると党内外にアピールした。さらに、11月1日、「生きさせろ!戦争と民営化の安倍政権を倒せ!闘う労働組合を全国の職場に!」をスローガンに掲げ、都内で開催した「11・1全国労働者総決起集会」では、全国の活動家、支援者が参加したほか、韓国、ドイツ等海外の労働組合代表者等も参加し、国際連帯をアピールした。

反原発闘争では、東日本大震災後4年を捉え、3月11日、福島県内で「3・11反原発福島行動'15」を開催し、全国から活動家等を動員したほか、23年8月に結成した「すべての原発いますぐなくそう!全国会議」(略称:「な全」)が、独自の集会、デモ等に取り組み、同調者の獲得を図った。

安保決戦では、27年6月以降、平和安全法制の国会審議を捉え、同派系全学連や全国労働組合交流センターが主体となり、「国会包囲大闘争」等と称して国会周辺で集会、デモ等に取り組んだほか、7月5日に開催した「「7・1閣議決定」1周年/改憲・戦争・原発・首切りの安倍をともに倒そう!7・5大集会」では、28年7月の参議院議員通常選挙に向け、「改憲阻止」を目的に、「戦争絶対反対!許すな改憲!1000万人署名運動」に取り組むことを発表し、各地で署名活動に取り組んだ。

また、同派系全学連は27年10月21日、全国から活動家を動員し、「ストライキで戦争止めよう!安倍たおせ!」をスローガンに掲げ、「10・21国際反戦デー闘争」に取り組んだ。

そのほか、4月の統一地方選挙では、同派は、東京都杉並区議会議員選挙 で、元杉並区議の候補者を、組織を挙げて支援したものの落選した。

また、19年に同派を除名処分となった元幹部活動家らが、27年5月、「革 共同政治局の敗北 1975~2014 あるいは中核派の崩壊」を出版したことに対 し、同派は、機関紙「前進」で元幹部活動家らを批判した。

一方、19年11月に党中央と分裂した関西地方委員会(関西反中央派)は、

他党派との共闘・連携や大衆運動を通じた組織拡大を目指し、「原発再稼働」、「憲法改正」、「辺野古新基地建設」、「大阪都構想」、「戦争法案」等のテーマで取り組まれる集会、デモ等に参加し、同調者の獲得を図った。

党中央は、28年も、国鉄闘争を基軸に、改憲阻止、反原発、選挙闘争を中心とした各種闘争を継続し、組織の維持・拡大を図るものとみられる。また、関西反中央派は、原発の再稼働反対や反戦・反基地闘争等に取り組むものとみられる。

(3) 革労協

革労協主流派は、「農地強奪阻止」をスローガンに、成田闘争を重点に取り組んだ。同派は、三里塚芝山連合空港反対同盟(以下「反対同盟」という。)北原グループが主催する闘争に参加するとともに、独自の成田現地闘争(集会、デモ)に取り組んだ。また、同派は、反戦・反基地闘争にも積極的に取り組み、平和安全法制の国会審議の動向を捉えて、平成27年7月と9月に計3回にわたり、都内で「戦争法粉砕、安倍連合政府打倒」を主張するデモを実施したほか、国会前における抗議行動にも取り組んだ。

このほか、同派は、組織内で発生した部落差別問題や女性差別問題等で活動家が離反したことについて、依然として自己批判に取り組んでいることを機関紙で明らかにした。

革労協反主流派は、日米首脳会談当日である4月28日、「米陸軍キャンプ座間に向けた飛翔弾発射事件」を引き起こし、犯行声明で、「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)改定」や「「集団的自衛権行使」のための反革命戦争法案」に反発して実行したことを明らかにした。また、平和安全法制の国会審議を捉え、8月と9月に、都内で、「安保法制関連法粉砕闘争」(デモ)に取り組むなど、反戦・反基地闘争を重点に取り組んだ。そのほか、電源開発大間原子力発電所の建設や九州電力川内原発の再稼働に反対し、現地に活動家を動員してデモを行うなど、反原発・反核燃闘争にも取り組んだ。

両派は、今後も組織の維持・拡大を図るとともに、それぞれが取り組む 成田闘争や反戦・反基地闘争等をめぐる情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事 件を引き起こすおそれがある。

(4) 成田空港をめぐる情勢

平成27年9月17日、成田国際空港(以下「成田空港」という。)の空港機能充実と地域との共生の推進に向けた課題を協議する場である「成田空港に関する四者協議会」(構成:国、千葉県、成田空港周辺自治体、成田国際空港株式会社(以下「空港会社」という。))が千葉市内で開催され、第3滑走路整備等の協議を開始した。

一方、空港会社と反対同盟北原グループとの間では、航空機の運行と空港 関連施設の建設工事に影響を与える耕作農地の土地明渡し裁判等が依然として争われている。

6月12日、東京高等裁判所における土地明渡し裁判の控訴審判決で、千葉 地方裁判所判決が支持され、原告(反対同盟員)の控訴を棄却する判決が言 い渡されたことを捉え、反対同盟北原グループ及びこれを支援する極左暴力 集団は、「東京高裁の"農民殺し"判決弾劾」などと主張し、上告審に向け、 「最高裁・緊急5万人署名運動」を立ち上げた。

また、成田空港の建設に伴い、昭和46年に千葉県が反対農家の自宅と水田を強制収用したことに伴う補償問題について、平成27年5月21日、遺族である反対同盟熱田グループ員と空港会社との間で合意が成立したこと、さらに、18年以来9年ぶりに、空港内未買収用地の売買契約が反対同盟熱田グループ員と空港会社との間で締結されたことを捉えて、反対同盟北原グループを支援する極左暴力集団が機関紙で「脱落派・空港会社・利権団体が一体となった三里塚闘争破壊を許すな」などと主張し、強く反発した。

このほか、3月29日、春の全国集会を「実力闘争の原点」とする成田市内の栗山公園で昭和43年以来47年ぶりに開催し、反対闘争の経緯を紹介する写真パネルを会場に設置するなどして、「三里塚闘争」を成田市民にアピールした。10月11日、成田現地において開催した「10.11全国総決起集会」では、「最高裁判決戦勝利」に向け、「最高裁・緊急5万人署名運動」への呼び掛けを行い、「農地死守」、「軍事空港粉砕、第3滑走路粉砕」を訴えた。

極左暴力集団は、「農地死守」を主要課題として、引き続き、成田闘争に 取り組み、土地明渡し裁判等の進捗状況を捉えて、空港関係者、空港関連施 設等に対する違法行為や「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。

(5) 極左対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査及び非公然アジト発見に向けたマンション、アパート等に対するローラーを推進するとともに、これらの活動に対する国民の理解と協力を得るため、ポスターを始めとする各種広報媒体を活用した広報活動を推進した。

平成27年6月4日には、集会、デモ参加者のための現地送迎バスと称して、 国土交通大臣の許可を受けないで、有償で客を運送する事業を経営したとして、共産同(統一委員会)活動家ら3人を道路運送法違反で逮捕した。

7月27日には、障害者の就労支援に関する訓練等給付費の支給制度を悪用し、障害者に対して行った就労支援サービスの日数について区役所に水増し請求し、訓練等給付費を不正に受給した中核派(党中央)活動家 2 人を詐欺罪で逮捕した。

また、9月28日及び30日には、被害者である中核派(党中央)系全学連活動家を同派活動拠点施設内に監禁し、身の危険を感じた同人が屋上から逃走することを余儀なくさせ、同所から転落した際に傷害を負わせたとして、同全学連活動家計4人を監禁致傷罪で逮捕するなど、27年中、極左活動家等28人を検挙した。

警察では、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、極左暴力集団に対する取締りを徹底することとしている。

3 オウム真理教

(1) 教団の状況

ア 観察処分の期間更新の決定

平成27年1月23日、公安審査委員会は、オウム真理教(以下「教団」という。)に対し、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(以下「団体規制法」という。)に基づき、現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるなどとして公安調査庁長官の観察に付する処分(以下「観察処分」という。)の期間を3年間(30年1月末まで)更新する決定を行った。

イ 松本への絶対的帰依を強調する主流派と観察処分の適用回避に全力を 挙げる上祐派

教団は、松本への絶対的帰依を強調する主流派と松本の影響力がないかのように装う上祐派を中心に活動している。

主流派は、依然として松本を「尊師」と尊称し、同人の「生誕祭」を開催しているほか、松本の写真を拠点施設の祭壇に飾ったり、説法会等を定期的に開催し、信者に対して同人の「偉大性」を称賛する内容のDVDを視聴させたり、同人への絶対的帰依を求める文言を繰り返し唱和する修行や同人の延命を祈願する修行等に取り組ませたりするなど、松本への絶対的帰依を強調して「原点回帰」路線を徹底している。また、同派は、従前と同様、出家信者を団体管理下の拠点施設等に集団居住させて、一般社会と融和しない独自の閉鎖社会を構築している。このような中、同派では、松本の妻が二男の教団復帰を画策したことに対して、三女が全国の幹部信者に復帰反対を訴えたことに端を発し、内紛が生じている。二男の教団復帰を支持する同派最高幹部を中心とする執行部は、三女の意向に同調したり、執行部の方針に異を唱え行動した複数の幹部信者等を、相次いで除名等の処分にするなど、統制を図っている。

一方、上祐派は、同派のウェブサイトに旧教団時代の反省・総括の概要を掲載したり、各種メディアを通じて「松本からの脱却」を強調したりするなどし、松本の影響力がないかのように装って活動しているほか、著名人との対談やマスコミの取材を積極的に受け入れるなどして、「開かれた教団」のアピールに努めている。また、同派は、宗教団体ではなく「思想哲学の学習教室」であるとして、一部法具等の使用停止、祭壇の廃止等組織の刷新をアピールするなど、観察処分の適用回避に向けた取組に全力を挙げている。しかしながら、公安審査委員会は、27年1月の観察処分の期間更新決定で、「「ひかりの輪」が講じているとする種々の施策は、過去の過ちに対する真摯な反省に基づき、被請求団体(教団)の在り方自体を変化させていくものとして実施されたものであるとの評価には至らないことなどからすれば、依然として、被請求団体の重要な

一部を構成しているものと認められる」と認定した。

今後も主流派は、松本への絶対的帰依を強調しながら、組織の拡大、 統制を図っていくものとみられる。一方、上祐派は、「松本からの脱却」 を装いながら、観察処分の適用回避に努め、組織の維持を図っていくも のとみられる。

ウ 組織拡大に向けた動向

教団は、15都道府県に32か所の拠点施設を有し、信者数は、その活動 状況等から合計で約1,650人とみられる。

主流派は、教団名を秘匿し、街頭や書店において声掛けを行ったり、 SNS等を利用しながら、青年層を中心に接触を図り、ヨーガ教室に勧 誘するなどして新規信者を獲得している。

一方、上祐派は、各拠点施設で開催している「上祐代表説法会」や「集中セミナー」、各地の神社仏閣等を訪問する「聖地修行」等の行事について、ウェブサイトを通じて参加を呼び掛けるなどし、信者獲得を図っている。

(2) オウム真理教対策の推進

教団は、依然として松本及び同人の説く教義を存立の基盤とし、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められるとして、団体規制法に基づく観察処分に付されるなどしており、その本質に変化がないと認められる。よって、警察では、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、教団による組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進しており、平成27年7月、観光庁長官等の登録を受けずに旅行業を営んだとして、上祐派出家信者1人を旅行業法違反(無登録営業)(注)で検挙した。

また、地下鉄サリン事件から20年が経過し、教団に対する国民の関心が薄れ、一連の凶悪事件に対する記憶が風化することなどにより、教団の本質が正しく理解されないことも懸念される。そのため、警察では、各種機会を通じ、教団の現状について広報しているほか、教団の組織的違法行為に対する検挙事例や警戒活動等教団に対する警察の取組について、住民や地方自治体等に対して積極的に情報発信を行っている。

さらに、教団施設周辺の地域住民の安全・安心を確保するため、その要望

も踏まえ、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施している。

(注) 旅行業法違反 (無登録営業)

観光庁長官等の行う旅行業の登録を受けないで、「聖地巡り」と称して長野県内の国立公園への旅行の計画をあらかじめ作成し、上祐派のホームページ上で告知して旅行者を募集するとともに、長野県内の宿泊施設と宿泊契約を締結した上、旅行参加者から報酬を得て旅行業を営んだもの。

4 日本共産党

(1) 第18回統一地方選挙の結果

日本共産党は、平成26年1月の第26回党大会で、地方選挙の目標について、「現有議席の確実な確保とともに、議席増を重視し、議席数で次期第27回党大会までに、地方議会第1党の奪回をめざす」とした。

27年4月の第18回統一地方選挙では、特に「7つの県議空白県」(栃木、神奈川、静岡、愛知、三重、滋賀及び福岡)での議席獲得を重視し、選挙活動に取り組んだ結果、41道府県議会議員選挙で111議席を獲得し、前回獲得した80議席から大幅に議席を伸ばした。この結果、非改選の都県を含めて、結党以来初めて全都道府県議会で議席を確保した。

共産党は、選挙結果について、「一昨年の都議選・参院選、昨年の総選挙に続く、重要な躍進となった」、「20代、30代の若い候補者の奮闘が、新鮮な風を吹き込んだ」、「ベテラン党員が革命的気概を発揮して奮闘し、全党の力が多面的に発揮され、選挙勝利のために心を一つに奮闘したことはきわめて重要であった」などと評価した。一方で、「後継候補者を擁立できず、みすみす議席を後退させた選挙区も少なくない」、「わが党が克服すべき最大の問題は、党の自力の弱点にある」などとして、党勢拡大の取組強化を訴えた。

(2) 「党勢拡大大運動」の取組

共産党は、平和安全法制が国会で審議されている最中の平成27年6月、幹部会で、「戦争法案の成立を許さないたたかいは、日本の命運を左右する歴史的なたたかい」、「いまほど情勢を切り開くことができる、強く大きな党

をつくることが求められる時はない」などとして、6月10日から9月30日までを期限とする「戦争法案阻止・党勢拡大大運動」に取り組むことを決定した。

この期間中、全党を挙げて党勢拡大に取り組んだ結果、5,051人が入党し、「しんぶん赤旗」読者は、日刊紙、日曜版合わせて1万3,054人の増加となったと公表した。

山下芳生書記局長は、10月の全国都道府県委員長会議で、「開始された前進を絶対に中断させることなく、飛躍的前進を勝ち取ろう」と更なる党勢拡大を訴えた。

(3) 平和安全法制等を捉えた「一点共闘」

共産党は、政治的立場の違いや党派の垣根を越え、一致点に基づき共同する「一点共闘」に取り組んでいる。志位和夫委員長は、平成27年1月の党旗びらきで、「一点共闘」の活動について、「これまでにない広範な国民との間で信頼と連帯の関係がつくられ、総選挙での躍進の大きな力となった」、「全国各地で、集団的自衛権、秘密保護法、原発再稼働などの問題で、ともにたたかってきた若い世代のなかで、さまざまな自発的・創意的支援の輪が広がった」などの認識を示すとともに、「あるゆる分野での「一点共闘」をさらに大きく発展させ、日本を変える統一戦線へと発展していくよう奮闘する」などと決意を述べた。

志位委員長は、5月14日、平和安全法制が閣議決定されたことについて、「戦争法案反対の一点で、国会内外で思想・信条の違いを超えて、すべての政党・団体・個人が力をあわせよう」などと平和安全法制反対での「一点共闘」を呼び掛けた。7月16日の衆議院本会議での採決をめぐっては、共産、民主、維新、生活及び社民の野党5党が採決に参加しないなど、政党間での一致点に基づく共闘を展開した。また、志位委員長は、平和安全法制をめぐる反対運動について、「政党として心から連帯し、さまざまな形でサポートする。その立場で力を尽くしたい」と述べ、各種抗議行動に参加するなどして、廃案を訴えた。

このほか、原発問題では、志位委員長を始めとする党国会議員が、反原発を訴える大規模集会や首相官邸前抗議行動に参加し、スピーチを行った。

共産党は、今後も、社会情勢を見極めながら、党勢拡大を図るべく、あらゆる分野で一致点に基づく共同一「一点共闘」による国民運動を展開していくものとみられる。

(4) 「国民連合政府」構想の提唱

共産党は、平成27年9月19日、平和安全法制が参議院本会議で可決したことを受けて、第4回中央委員会総会を緊急に開催し、「「戦争法(安保法制)廃止の国民連合政府」の実現をよびかけます」と題して、①戦争法廃止、安倍政権打倒のたたかいをさらに発展させる、②戦争法廃止で一致する政党・団体・個人が共同して国民連合政府をつくる、③「戦争法廃止の国民連合政府」で一致する野党が国政選挙で選挙協力をおこなう、の3点を柱とした「国民連合政府」構想を提唱した。志位委員長は、「国民連合政府」について、「戦争法廃止、立憲主義を取り戻すという一点での合意を基礎にした政府であり、その性格は暫定的なもの」、「日本社会の民主主義的な改革を全面的に実行する民主連合政府の樹立が、わたしたちの一貫した大目標であることに変わりはない」などと説明した。

志位委員長は、「国民連合政府」構想を提唱後、野党各党首と会談を行い、 参議院議員通常選挙における候補者調整を含めた選挙協力を呼び掛けた。

(5) 参議院議員通常選挙に向けた取組

共産党は、平成27年1月の第3回中央委員会総会で、26年12月に施行された第47回衆議院議員総選挙の結果について、「比例代表選挙で650万票、得票率10%以上、すべての比例ブロックで議席獲得・議席増をかちとり、小選挙区でも議席を獲得するという目標を基本的に達成できた」などと評価した。その上で、「総選挙での躍進は、綱領実現という目標に照らせば第一歩にすぎない」、「国政選挙における過去最高の峰を上回り、新たな峰をめざそう」などとして、次期国政選挙の目標を「比例代表選挙で850万票、得票率15%以上」とすることとした。また、山下書記局長は、27年8月の全国都道府県委員長会議で、「比例候補8人と、定数3以上の9選挙区と定数2の京都選挙区を合わせた10の選挙区で勝利すれば、政党間の力関係を大きく変えられる」と述べた。共産党は、3月に次期参議院議員通常選挙比例代表予定候補者の選定を進めており、

今後、志位委員長を始めとする党国会議員による全国遊説等、参議院議員通 常選挙に向けた活動を活発化させて支持拡大を図るものとみられる。

5 大衆運動

(1) 平和安全法制をめぐる動向

大衆団体等は、平成27年に入り、政府が平和安全法制の成立を目指していることを受け、5月上旬から「(本法制は、)海外で戦争するための「戦争法案」である」などと訴え、国会議事堂周辺等において断続的に抗議行動に取り組んだ。

平和安全法制の採決時等の節目には、大規模な抗議行動が行われ、参議院での採決を見据えた8月30日には、国会議事堂周辺において、12万人(主催者発表)を集め、平和安全法制の廃案等を訴える抗議行動に取り組んだ。また、9月16日、抗議行動に取り組んでいた参加者が、国会議事堂周辺において、規制中の警察官を殴打するなどの暴行を加えたことから、警察は、公務執行妨害罪で男女計13人を現行犯逮捕した。

平和安全法制の成立を受けて、抗議行動に取り組んでいた大衆団体等は、 28年も引き続き、平和安全法制の廃止に向けた取組等を展開していくものと みられる。

(2) 反戰 · 反基地運動

沖縄県内では、普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐり、大衆団体等が、 移設工事の中止等を訴え、連日、移設先のキャンプ・シュワブのゲート前等 において抗議行動に取り組んでいる。

大衆団体等は、辺野古への移設計画やボーリング調査の中止等を訴える大規模集会等も実施しており、沖縄県内では、5月17日に、沖縄セルラースタジアム那覇に3万5,000人(主催者発表)を集めて集会を開催し、都内では、9月12日に、国会議事堂周辺に2万2,000人(主催者発表)を集め、抗議行動に取り組んだ。

また、移設の手続において、翁長沖縄県知事が、10月13日、名護市辺野古の埋立て承認を取り消したが、国土交通大臣が、10月27日、沖縄防衛局の不服申立てを審査し、取消しの執行停止を決定した。反対派は、これに反発し、

抗議行動の盛り上げを図っている。

28年も引き続き、大衆団体等は、普天間飛行場の移設を捉え、反戦・反基地運動を活発に展開するものとみられる。

(3) 原子力政策をめぐる動向

大衆団体等は、現在も継続して、反原発や脱原発を主張し、毎週金曜日の首相官邸前での抗議行動に取り組んだり、平成27年9月23日には、都内・代々木公園に2万5,000人(主催者発表)を集め、集会、デモを行うなど、全国各地での集会等に取り組んでおり、このうち、首相官邸前での抗議行動には、日本共産党の国会議員等が参加している。

こうした中、25年9月の関西電力大飯原発4号機停止以来、国内全ての原子力発電所が運転停止していた状況下で、27年8月11日に、九州電力は、約1年11月ぶりに川内原発1号機の運転を再開した。これに対し、大衆団体等が、「川内原発再稼働反対」の主張を強め、川内原発が立地する鹿児島県薩摩川内市や首都圏等で集会、デモ等に取り組んだ。運転再開直前の8月7日から運転再開当日の8月11日までの5日間、川内原発正門前で集会、デモ等に取り組み、8月9日には2,000人(主催者発表)が参加した。都内においても、首相官邸前や国会前、九州電力東京支社前で「原発再稼働反対」等を訴えた。

28年も引き続き、大衆団体等は、原子力発電所の運転再開や建設再開、指定廃棄物の最終処分場の設置等様々な事象を捉え、反原発運動に取り組んでいくものとみられる。

(4) 国際会議等を捉えた反グローバリズム等の社会運動

平成27年6月にドイツで開催されたG7エルマウ・サミットをめぐっては、エルマウ周辺において、反グローバリズムを掲げる過激な勢力等の活動家ら約3,600人が、「G7による政治は、新自由主義経済政策、戦争と軍事化、搾取、貧困と飢餓、環境の劣化、難民の締め出し等を意味している」、「G7の政策と戦う」などと訴え、デモを行い、一部の活動家が瓶を投てきするなどして警察部隊と衝突した。また、ミュンヘンにおいて、環境団体やNGO等の活動家ら約3万4,000人が、「ストップTTIP(注)、気候の保護、貧困の撲滅」等と訴え、デモを行った。このほかサミット期間中、複数

の抗議行動が取り組まれ、一時拘束を含め70人以上が逮捕された。

11月にトルコで開催されたG20アンタルヤ・サミットをめぐっては、会場から離れたアンタルヤ市内中心部において、反G20活動家ら数百人が、「人殺し、植民地主義的、帝国主義的戦争組織、G20よ、出ていけ」などと訴えてデモを行い、一部の参加者が警察に向けて花火を放ったことから、数十人が逮捕された。

11、12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約 国会議(以下「COP21」という。)をめぐっては、パリにおける同時多発 テロ事件の発生を受けてデモが禁止されたことから、環境保護団体等の活動 家ら約4,500人が、「気候の正義のため、気候の正義によって促進される平 和のため、テロ事件の犠牲者たちの追悼のため」などと訴え、「人間の鎖」 を約3kmにわたって形成した。同取組終了後、反資本主義を掲げる活動家ら が、パリ市内の広場に集まり、「正しい気候とは反資本主義」などと訴え、 警察部隊と衝突したり、瓶を投げつけるなどして暴徒化し、約340人が逮捕 された。

一方、国内の反グローバリズムを掲げる勢力等は、取組課題となるテーマを議論する国際会議が国内で開催されない中、海外で開催された国際会議に対する大規模抗議行動等に高い関心を示すとともに、反原発運動等の各種社会運動に積極的に介入し、その過程において国内外諸勢力との連帯・連携を維持・強化しながら、勢力の拡大を図っている。今後、28年に三重県で開催される伊勢志摩サミットに向けて、活動を活発化させていくものとみられる。

(注) TTIP: Transatlantic Trade and Investment Partnership

環大西洋貿易投資パートナーシップ。米国とEUが締結を目指して交渉している自由 貿易協定

(5) 我が国の捕鯨をめぐる動向

南極海における我が国の調査捕鯨に対して、執拗かつ過激な妨害活動を繰り返した環境保護団体シー・シェパード(Sea Shepherd)は、平成26年3月31日、国際司法裁判所が、我が国の南極海調査捕鯨が国際捕鯨取締条約に違反する旨判決したことを踏まえ、我が国が、26年度の南極海調査捕鯨を中止したことから、妨害活動には取り組まなかった。しかし、我が国が

27年度の南極海調査捕鯨を再開したことを受け、シー・シェパードは妨害活動に取り組むことを表明している。

一方、調査捕鯨を行っている一般財団法人日本鯨類研究所等が、25年2月、 米国の連邦控訴裁判所に対し、「シー・シェパードは、捕鯨船への妨害を差 し止める裁判所の仮処分命令に違反している」などとして、法廷侮辱の裁定 を申し立てていた件について、26年12月19日、同裁判所は、シー・シェパー ドが同命令に違反したとの判断を示し、賠償を命じた。その後、27年6月、 シー・シェパードは、日本鯨類研究所側との間で、調査船の船体破損等の弁 済として、255万ドル(約3億1,600万円)を支払うことで合意し、7月まで に支払った。

シー・シェパードは、和歌山県太地町のイルカ漁に反対するため、前年度までと同様、イルカ追い込み漁が行われる26年9月から27年2月まで同町に活動家を常駐させ、イルカ漁の様子をビデオ撮影して、イルカ漁に反対する主張を一方的にウェブサイトで公表するなどの抗議活動に取り組んだ。また、27年9月には、イルカ漁解禁に合わせて在外日本公館等への抗議行動を行う反イルカ漁キャンペーン「ジャパン・ドルフィンズ・デー」が、世界各国で取り組まれたほか、国内の反捕鯨団体がこれに連帯・連携し、都内において集会、デモを行った。

和歌山県警察では、「太地町特別警戒本部」を設置し、海上保安庁等との合同警備訓練を実施するとともに、同町の臨時交番を拠点に、関係機関等と連携して警戒活動を推進している。さらに、警察では、入国管理局等関係機関と連携して水際対策を強化している。

なお、27年中、シー・シェパード関係者7人が上陸拒否された。

シー・シェパードを始めとするこれらの反捕鯨勢力は、今後も国内外の情勢を捉えた抗議活動に取り組むものとみられる。

(6) 雇用問題をめぐる運動

全労連は、平成27年に入り、政府が労働者派遣法や労働基準法等の改正 を目指していることを受け、労働法制に反対する集会・デモ等に取り組ん だほか、最低賃金の引上げを求める運動にも取り組んだ。

主な取組として、全労連は、他の労働組合とともに、平成27年5月14日、

都内・日比谷野外大音楽堂における集会や国会周辺での抗議行動を行い、 2,500人(主催者発表)が参加したほか、6月24日には、「全国一律最低賃 金の実現」を訴え、厚生労働省前に500人(主催者発表)を集め、抗議行動 に取り組んだ。

また、全労連は、「労働者が徴用され、戦場に送られる社会にしてはならない」として、平和安全法制の成立に反対する運動にも取り組んだ。

全労連は、28年も引き続き、労働基準法等の改正反対や最低賃金の引上げ等を求める運動等に取り組み、他の労働組合等との連携を図りながら、組織拡大を図っていくものとみられる。

6 社会的反響の大きな事件に対する適切な対処

(1) 小型無人機を使用した威力業務妨害等事件の検挙

平成27年4月22日、首相官邸屋上に、放射性物質の存在を示す標識を添付した容器等を搭載した小型無人機1台が放置されているのを首相官邸事務所職員が発見した。4月25日、警視庁は、小型無人機を遠隔操作し、首相官邸に落下させたとして男を威力業務妨害罪で逮捕した。また、捜査過程において、火薬類取締法違反が発覚し、6月3日、警視庁は同人を再逮捕した。

(2) 靖国神社における建造物侵入等事件の検挙

11月23日、靖国神社のトイレ内で爆発音がしたとの110番通報があり、同トイレ内から金属製パイプ等が発見された。この事案に関連して、12月9日、警視庁は、正当な理由がないのに靖国神社内苑に侵入したとして、韓国人の男を建造物侵入罪で逮捕した。また、28年1月21日、警視庁は、火薬類を鉄パイプに詰めて不法に所持し、靖国神社のトイレ内で火薬類を消費したとして、火薬類取締法違反で同人を再逮捕した。

第2 外事情勢

1 北朝鮮による対日有害活動

(1) 一般情勢

ア 金正恩政権を支える幹部の現状

(7) 金正恩による体制幹部の掌握

2013年12月に、金正恩第一委員長の叔父でありその後見人として体制内で高い地位にあるとされていた。張成沢党行政部長(当時)が粛清されて以降も、高級幹部の粛清動向が続いている。2015年中も、4月に玄永哲人民武力部長(当時)を不敬罪として処断するなどの動向がみられたほか、複数の幹部に対する粛清報道もみられるなど、核心とみられていた幹部についても容赦なく処断する姿勢がうかがわれた。

(イ) 頻繁な幹部粛清のねらい

一連の幹部粛清により、①自らの権力基盤を揺るがしかねない背信的 幹部を排除し、②恐怖心により反逆行為への意志をくじくことで政権転 覆につながる危険の芽を摘み、③金正恩第一委員長への忠誠心を幹部に 競わせて求心力を高める、という効果が生じている可能性がある。一方 で、極端な恐怖政治は、金第一委員長に対する不信感や処遇への不満を 蓄積させ、体制への反発につながる危険性を有している。それにもかか わらず、頻繁に粛清を行う背景には、不満分子を一掃し、自己の権力基 盤を盤石なものにしたい意図があるとみられる。

(ウ) 体制の安定性に対する考察

たとえ頻繁な幹部の粛清や更迭により、一時的な安寧を確保したとしても、不満の鬱積や士気の低下、規律の乱れが生じている可能性は否定できず、今後、金正恩第一委員長がそれらを抑制するため、①更に強度の粛清や更迭を実施したり、②軍の不満を他にそらすため韓国等との間で軍事的緊張状態をあえて創出したりするという事態も十分想定される。こうした状況下において、金第一委員長がひとたびその舵取りを誤った場合には、それを修正し、補填する役回りの人物や金正恩が心から信頼する人物が乏しい現政権の権力基盤は、決して強固とは言えない。

イ 経済状況

(7) 北朝鮮の経済状況

2015年7月、韓国銀行は、北朝鮮の2014年実質国内総生産(以下「GDP」という。)が前年比1.0%増加し、4年連続してGDPがプラス成長との推計値を発表した。同発表では、減速しながらもプラス成長した要因として、天候に恵まれ、農作物の生産が順調であったことのほか、鉱工業生産が活発であったことが指摘されている。2015年は干ばつ被害に関する国営メディアの報道もあることから、GDP成長率にも影響が生じる可能性がある。

(イ) 農業(食糧事情)

北朝鮮は「新年の辞」で人民生活向上を宣言し、その中で、農産、畜産及び水産を三大軸とし、人民の食糧事情の改善を課題の一つとした。また、導入から3年を迎えた圃田担当責任制によって農民のインセンティブを引き出し、穀物生産性の向上を目指したが、上記のとおり、夏期における干ばつ被害により、食糧問題の改善には至っていないものとみられる。

(ウ) エネルギー事情

「新年の辞」の中では、軽工業工場の生産正常化や金属・化学工業の発展に触れるとともに、電力問題解決にも言及し、清川江における発電所群の建設を重要建設プロジェクトと位置付け、北朝鮮メディアは、11月に同発電所が完成し、完工式を開催したと報じた。しかし、同発電所に不具合があったとする報道もあるなど、依然として電力供給事情の抜本的な改善には至っていないとみられる。

また、2015年9月時点での中国税関総署の統計では、2014年から引き 続き中国の対北朝鮮原油輸出はゼロが続く一方、韓国統一部は、北朝鮮 において自動車の通行量減少といった原油不足に起因する特異状況がみ られないことを根拠に、例年並みの年間50万トンの原油支援が行われて いると推定しているとの報道もある。この点、北朝鮮国内で深刻なエネ ルギー不足が生じているとの報道も確認されないことから、統計には記 載されないものの、継続的に相当量の原油を獲得している可能性がある。

ウ 外政面

(7) 米韓との対決姿勢

北朝鮮は、これまでもあらゆる機会を捉えて米韓合同軍事演習に対する批判を繰り返しており、2014年に引き続き、2015年2月には米韓合同軍事演習への反発とみられる短距離ミサイル発射を行った。また、3月の「キー・リゾルブ」(指揮所演習)及び「フォール・イーグル」(野外機動訓練)の開始日には、軍総参謀本部報道官が、「全ての打撃手段がいつでも指定された目標を照準して発射前の状態を維持している」などと米韓を威嚇する声明を発表するとともに、スカッドとみられる弾道ミサイル2発を日本海に向けて発射した。

北朝鮮は、韓国に対して、上記のような対決姿勢だけでなく、例え ば、「北南関係で大転換、大変革を成し遂げ、自主統一の大通路を切り 開くための闘争」への総決起を呼び掛けるなど、対話姿勢も交互に示 した。一方、8月には、南北軍事境界線付近の非武装地帯の韓国側で 地雷が爆発して韓国軍兵士が負傷する事案が発生し、これを契機とし た南北間の軍事的緊張状態の中で、韓国軍による拡声器使用官伝放送 が同所で11年ぶりに行われた。両者は、一触即発状態の下、板門店に おいて南北の高官級協議を行い、①南北関係改善のための当局会談を 平壌又はソウルで早期に開催し、各分野にわたる協議を開始する、② 北朝鮮側は地雷爆発による韓国軍兵士負傷事案について遺憾の意を表 明する、③韓国側は、正常ではない事態が生じない限り、軍事的境界 線一帯における全ての拡声器放送を8月25日正午から中断する、④北 朝鮮側は「準戦時状態」を解除する、⑤秋夕(中秋節)に合わせて離 散家族再会事業を推進する、⑥多様な分野における南北の民間交流を 活性化する、との6項目を内容とする合意に至り、ひとまず南北間の 軍事的緊張は収束した。

北朝鮮は、韓国からの経済的支援を期待し、継続的対話を志向して上記合意事項を履行したが、開城で行われた次官級の当局会談においては、金剛山観光事業の再開をめぐり韓国側との意見の隔たりが埋まらずに成果を出すことができなかった。

(イ) 中朝関係及び露朝関係

中朝関係については、代表団や要人の往来の鈍化が進み、9月の「朝鮮民主主義人民共和国創建67周年」にロシアのプーチン大統領やキューバのカストロ国家評議会議長から送られた祝電は党機関紙1面に掲載する一方で、中国の習近平指導部らから送られた祝電は2面に掲載するなど、中朝関係の冷え込みをうかがわせる動向が確認されていた。

上記中朝関係とは対照的に、露朝関係については、2014年に引き続いて接近する動向がみられた。2015年3月には、露朝間でそれぞれ「対ドイツ戦争勝利70周年」と「祖国解放70周年」を迎え、「親善の年」とすることを決定するなどの蜜月ぶりが演出された。金正恩第一委員長は、依然として外遊を果たしていないものの、5月9日のモスクワで開催された対ドイツ戦争勝利70周年記念式典には、対外的な国家元首である金永南最高人民会議常任委員長を出席させるなど、要人の往来が引き続き活発であったことから、露朝間においては蜜月関係が継続していることがうかがわれた。

この点、9月3日に北京で開催された「抗日戦争勝利70周年」には、金最高人民会議常任委員長よりも序列が格下である崔竜海労働党書記を代表団として出席させるなど、北朝鮮の対露・対中姿勢に差異がみられた。

北京での上記式典に関連しては、韓国メディアを中心に、韓国の朴槿 恵大統領への厚遇と比較し、北朝鮮の崔労働党書記への冷遇を指摘する などの報道が目立ったが、国家元首には遠く及ばないランクの崔労働党 書記をあえて派遣した以上、中国による扱いの差異は北朝鮮にとっても 想定の範囲内であったものと考えられる。

10月10日の「朝鮮労働党創建70周年」記念日をめぐっては、その前日 に平壌入りした中国共産党序列第5位とされる劉雲山中央政治局常務委 員が金正恩第一委員長と会談し、その中では習近平国家主席からの親書 の手交や中朝関係の重要性に対する言及のほか、軍事パレードで中国と の血盟関係をアピールするなど、中朝関係改善に向けた動向がうかがわ れたものの、その後、金正恩第一委員長による水素爆弾保有発言や中朝 モランボン

親善を目的とした牡丹峰楽団による訪中公演の突然の中止などにより、 中朝関係の先行きは依然不透明なままとなっている。

エ 今後の見通し

北朝鮮は、36年ぶりとなる党大会の成果とするために経済政策や統一 政策に注力することが予想されたが、2016年1月6日に実施した核実験 によって状況は一変した。

経済政策については、国際社会が北朝鮮との取引を敬遠することにより、外資誘致や外貨獲得活動を行うことがますます困難になるとみられる。統一政策では、2015年8月の合意に基づき実施された離散家族再会事業や当局会談等といった平和的な対話路線が停滞し、これによって金剛山観光事業の再開も一層困難になったと考えられる。

党大会に向けて北朝鮮は、実績の見込みにくい経済政策や統一政策よりも国内政策や安全保障へと傾注していくことが予想される。そして、北朝鮮は2016年1月の核実験前後に関わらず、継続して米国に対して平和協定の締結を提案している状況がみられるが、米国との話合いが進展しない限り、対話の呼び掛けと極端な軍事的挑発行為を繰り返す可能性があり、警察においては、関連情報の収集・分析を強化するとともに、情勢に応じた警戒警備に万全を期すこととしている。

(2) 北朝鮮による対日諸工作

ア 朝鮮総聯の動向

(7) 北朝鮮との関係

朝鮮総聯は、北朝鮮の「最高人民会議」(4月9日)、「太陽節」(故金日成主席の誕生日である4月15日)、「祖国解放70周年記念民族統一大会」(8月13日)、「北朝鮮創建67周年慶祝中央報告大会」(9月8日)等に合わせて訪朝団を派遣したほか、金正恩第一委員長が朝鮮総聯結成60周年に際し、朝鮮総聯と在日同胞に送った綱領的書簡(「偉大な金正日同志の志を継いで在日朝鮮人運動の新たな全盛期を開いていこう」)等を訪朝団帰国後の報告会で伝達した。

一方、朝鮮中央放送によると北朝鮮は、金日成生誕103周年を迎え、 「在日同胞子女の民主主義的民族教育のために」として日本円で約2億 円の教育援助費と奨学金を朝鮮総聯に送ったとされる。また、北朝鮮ウェブサイト「わが民族同士」では、北朝鮮から不正に貨物を輸入した外為法違反事件で朝鮮総聯の傘下事業体である朝鮮特産物販売株式会社役員が逮捕されたことに対し、「日本反動らの行為は百倍、千倍の代価を支払うことになろう」などと警告を行うなど、朝鮮総聯と北朝鮮の密接な関係が継続していることが明らかとなった。

(イ) 朝鮮総聯の動向

朝鮮総聯は、平成27年5月31日、本年が結成60周年に当たることから、大衆の目を引くような大型イベントを開催するなど、組織基盤の強化に向けた活動を展開した。また、朝鮮総聯は、6月27日、中央委員会第23期第2回会議を行い、金正恩第一委員長が送った書簡に示された課題を貫徹するための方針と対策を討議したほか、新たに韓東成組織局長及び金越勲宣伝文化局長が選出された。

なお、朝鮮総聯中央本部の土地・建物については、1月、香川県の不動産業者(株)マルナカホールディングスから山形県の(株)グリーンフォーリスト(以下「グリーンフォーリスト」という。)に所有権が移転した。その後、6月、グリーンフォーリストは、会社分割の方法により、新たに(株)千代田管理を設立し、同社に関東地域における不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させた。

(ウ) 各種工作活動

4月には、朝鮮総聯は、許宗萬朝鮮総聯議長宅等に対する強制捜査に関連し、「警察当局の朝鮮総聯議長や副議長宅に対する不当極まりない強制捜索の暴挙を断罪・糾弾する在日朝鮮人緊急集会」を都内において開催するなど、抗議・けん制活動を展開した。

また、朝鮮総聯は、朝鮮学校が高校授業料無償化制度の適用から除外 されたことや、朝鮮学校への補助金支給を打ち切る自治体が増加してい ることを不当であるなどと主張し、各種宣伝活動や自治体等に対する要 請行動を行った。

イ 今後の見通し

朝鮮総聯は、中央本部の土地・建物の強制競売問題が組織に与える影

響を最小限に抑えるため、組織内の思想強化を進めるとみられるほか、機会あるごとに民族差別を主張して日本政府を糾弾する姿勢を前面に出した行動をとるとみられる。

また、朝鮮総聯やその傘下団体等が主催する各種行事等に政財界の要人等を招待するなどにより、北朝鮮及び朝鮮総聯の活動に対する理解を得るとともに、支援等を行うよう働き掛けていくものとみられる。高校授業料無償化制度の適用除外問題についても、外国人の学ぶ権利等を主張する世論を味方につけ、政財界とのパイプ作りに利用していくものとみられる。

警察においては、これら諸工作に対する情報収集を強化するとともに、 伏在する違法行為に対して厳正に対処することとしている。

(3) 対北朝鮮措置に係る違法行為の検挙

政府は、平成26年7月4日、北朝鮮が拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的調査のための特別調査委員会を設置し、調査を開始したことに伴い、18年以降北朝鮮に対して講じられた措置のうち、我が国が独自で講じているものの一部(北朝鮮との人的往来に関する措置、北朝鮮向けの支払報告及び支払手段等の携帯輸出届出の下限金額の引下げ措置並びに北朝鮮籍船舶の日本への入港禁止措置(人道目的のものに限る。))の解除を決定した。他方で、全ての貨物の輸出入禁止措置は依然として継続されており、警察では、18年以降、これまでに34件の対北朝鮮措置に関する不正輸出入事件を検挙しており、27年中には、壁紙を北朝鮮向けに不正に輸出した外為法違反事件(1月、千葉)、北朝鮮産松茸を不正に輸入した外為法違反事件(1月、千葉)、北朝鮮産松茸を不正に輸入した外為法違反事件(3月、京都・山口・島根・神奈川)を検挙した。

2 北朝鮮による拉致容疑事案

(1) 北朝鮮による拉致容疑事案等をめぐる動き

ア 政府の取組

政府は、拉致問題の解決のためには、その重要性について各国からの支持と協力を得ることが不可欠として、各種国際会議や各国との首脳会談を始めとするあらゆる外交上の機会を捉えて、拉致問題に関する理解を求め

てきた。平成27年12月には、国連総会本会議において、EUとともに提出 した北朝鮮人権状況決議が賛成多数で採択された(同決議の採択は11年連 続11回目)。

また、5月5日には、北朝鮮の人権問題についての国際的な議論をリードしてきた日本が、国際社会の機運の高まりを維持・強化し、更に役割を果たしていくことを目的として、米国・ニューヨークにおいて日本政府主催の国際シンポジウムを開催し、山谷えり子拉致問題担当相(当時)や拉致被害者家族等が講演を行い、拉致問題に関する国際社会の理解の必要性を訴えるなどした。

イ 警察の取組

警察は、これまでに13件19人を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、北朝鮮工作員等拉致に関与した8件11人の逮捕状の発付を得て国際手配を行っており、更なる実行犯の特定及び指揮命令系統の解明に向けて全力を挙げている。

拉致容疑事案以外にも、警察が北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案として捜査・調査の対象としている行方不明者の数は全国で876人(12月31日現在)に上っている。警察では、同事案の真相解明に向け、25年3月に警察庁警備局外事情報部外事課に設置した「特別指導班」が、都道府県警察を巡回・招致して、捜査・調査の担当官への具体的な指導、同事案の現場の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行った。また、海難事案として処理されているものについても、海上保安庁との連携を密にして、捜査・調査を行った。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、家族の意向等を勘案しつつ、DNA型鑑定資料の採取を実施しているほか(665人(12月31日現在))、広く国民からの情報提供を求めるため、家族の同意を得られたものについては、事案の概要等を都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載している(都道府県警察のウェブサイト:463人、警察庁のウェブサイト:455人(12月31日現在))。

なお、27年中、警察は、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方

不明者のうち5人を国内で発見し、捜査・調査の結果、拉致の可能性を排除している。

(2) 日朝協議の状況

平成26年5月の日朝政府間協議(局長級)の合意に基づき、北朝鮮は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的調査のための特別調査委員会を立ち上げ、調査を開始した。これを受け、同年7月、日本は独自に講じている対北朝鮮措置の一部(人的往来の規制措置、人道目的の北朝鮮籍船舶の入港禁止措置等)を解除した。

27年4月2日、北朝鮮は日本政府に対し、日本が拉致問題を双方の間で解決するとした合意を破り、国連でこの問題を取り上げて国際問題化し、北朝鮮が日本を信頼できなくなるよう仕向けたなどと指摘した。さらに、北朝鮮は、警察による朝鮮総聯議長に対する強制捜査を国家主権侵害行為として糾弾した上で、このような事態では、政府間対話も行うことができなくなっていると通知した。これに対し、日本政府は4月3日、北京の大使館ルートを通じて「極めて遺憾」などと文書で北朝鮮に抗議した。その後、7月2日に北朝鮮から「包括的調査を誠実に行ってきているが、今しばらく時間がかかる」旨の連絡を受けたことから、日本政府は7月3日に「今回の連絡は遺憾である」旨を伝えるとともに、日朝合意に基づく迅速な調査を通じ、全ての拉致被害者の帰国を含む、日本人に関する全ての問題の解決を改めて強く求め、北朝鮮に対する働き掛けを強化することとした。8月6日、岸田文雄外相は、マレーシアで開かれた東南アジア諸国連合地域フォーラム(ARF)で北朝鮮の李洙墉外相と会談し、日本国内の懸念を伝え、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を強く求めた。

(3) 今後の取組

北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生命・身体 に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題である。

政府は、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を目指し、オールジャパンで 取り組んでいるところであり、警察としても関係機関と緊密に連携を図りな がら拉致容疑事案及び北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の全容 解明に向けた捜査・調査を強力に推進し、拉致被害者の家族や国民の期待に 応えるよう、全力を尽くすこととしている。

3 中国による対日有害活動

(1) 一般情勢

ア 尖閣諸島をめぐる日中関係

(7) 尖閣諸島をめぐる中国の動向

2013年7月、中国政府は、海洋監視活動の強化等を目的として関連部局を再編し、監視船を統合運用する「中国海警局」を新設した。警察権が付与されたことから、日本の海上保安庁に相当する海上警察組織が発足したことになる。

2015年中も中国公船による尖閣諸島周辺海域への接近が繰り返され、 日本政府が尖閣諸島のうち魚釣島、北小島及び南小島の3島を取得・保 有した2012年9月以降、中国公船の領海侵入は計141日となった。(12 月31日時点)

中国は、尖閣諸島周辺に公船等を派遣し、領海侵入等を繰り返すことで、「常態化」の既成事実を積み上げる狙いがあるものとみられる。

(イ) 尖閣諸島領有権主張団体の動向

尖閣諸島の領有権を主張する香港保 釣 行動委員会は、中国国内で日本に対する抗議活動等を行い、戦争への謝罪や賠償等を要求しているが、2012年8月以降、尖閣諸島には上陸していない。

(ウ) その他尖閣諸島をめぐる動向

2014年12月30日、中国国家海洋局は、尖閣諸島に対する中国の領有権をアピールするウェブサイトを立ち上げた。「釣魚島-中国の固有の領土」という題名の当該ウェブサイトは、尖閣諸島に関する写真等のほか、尖閣諸島についての記述を含む古文書や地理等を紹介しながら、中国の立場と主張を展開している。

また、2015年9月10日、中国外交部の洪磊副報道局長は、日本政府の 尖閣諸島国有化から3年が経過することに関し、「釣魚島と付属する島 しょは中国固有の領土であり、中国側は釣魚島の主権を断固擁護する。 国の主権と領土保全を擁護する中国政府の決意と意志は確固不動であ る」などと述べている。

イ 日中関係

(7) 歴史認識問題

中国は、日本軍国主義を打倒して「大国」の一角を占めたという歴史 観を中国共産党の正統性の根拠と位置付けている。2012年に発足した習 指導部は、政権の求心力を高めるために激しい日本批判を展開してきた。

平成27年8月14日、日本政府は、臨時閣議で戦後70年の安倍首相談話を閣議決定した。当該談話をめぐっては、習近平国家主席が2014年11月の日中首脳会談で「歴史問題は13億人の中国国民の感情に関する問題だ」、「村山談話等歴代政府の合意を守ってこそ、友好関係を発展させられる」などと述べたほか、中国は、様々な機会等を通じて、日本の各界各層に、戦後50年の村山首相談話を踏襲した表現ぶりとなるよう働き掛けを行ってきた。

戦後70年談話の発表を受け、同日、中国外交部は、張^{*}業^{*}遂副部長が、 木寺昌人駐中国大使を呼び出し、日本の侵略戦争の性質と戦争責任を明 確にし、被害をもたらした国に対して誠実なおわびを求めるなど「厳正 な立場」を表明したほか、華春瑩副報道局長が、「日本は侵略戦争の性 質と戦争責任について明確に説明し、被害国人民に真摯におわびし、軍 国主義の歴史と決別すべきだ」などとする声明を発表した。

10月10日には、国連教育科学文化機関(ユネスコ)が、中国が申請していたいわゆる南京事件に関係する資料を、ユネスコ記憶遺産に登録したと発表した。日中間では、南京事件における犠牲者数等の見解が分かれているが、中国は申請書類で、「南京軍事法廷は、少なくとも30万人の中国人が殺害されたと結論付けている」と指摘した。華副報道局長は、「南京大虐殺は、第二次世界大戦中に日本の軍国主義が犯した重大な罪で、国際社会が公認する事実」などと述べた。

戦後70年という節目の2015年に限らず、今後も「抗日」は中国共産党による正統性の宣伝や、軍の引締め等に利用されるとみられる。

(イ) 要人等の往来

2015年3月、日中韓3か国は、約3年ぶりとなる外務大臣会議を韓国のソウルにおいて開催し、岸田外相、王毅外交部長、尹炳世外交部長官が会談を行った。共同文書には、歴史問題に関して、「歴史を直視し、未来に向かう」との文言が盛り込まれた。

4月には、安倍首相が、インドネシアのジャカルタで開催されたアジア・アフリカ会議(バンドン会議)60周年記念首脳会議の際に、習近平国家主席と、5か月ぶり2回目となる日中首脳会談を行い、日中の関係改善がアジア太平洋地域や世界の安定と繁栄に貢献するとの認識を共有した。

また、5月には、二階俊博自民党総務会長を名誉団長とし、国会議員や県知事、財界人ら約3,000人で構成される「日中観光文化交流団」が訪中した。北京で開催された「日中観光交流の夕べ」には、習国家主席が出席し、「日中関係の発展を重視する基本方針は変わらない」などと述べた。

6月には、麻生太郎副総理兼財務相が訪中し、楼継偉財政部長と日中財務対話を3年2か月ぶりに行ったほか、中国共産党序列第7位の張高麗筆頭副首相と会談し、対話を継続して信頼関係を強化していくことで一致した。

さらに同月、自民党国会議員の有志による「アジア・アフリカ問題研究会」の野田毅会長らが訪中し、中国共産党序列第4位の兪正声中国人民政治協商会議主席らと会談した。

11月1日には、安倍首相が、韓国・ソウルにおいて、李克強首相、朴槿恵大統領と日中韓首脳会談を約3年ぶりに行った。会談では、日中韓自由貿易協定交渉を加速させることで一致したほか、日中・日韓関係を改善し、協力を強化する方針も確認した。同日、安倍首相は李首相と日中首脳会談も行って戦略的互恵関係に基づき両国の関係改善を進めることで一致した。

ウ 4年目を迎える習近平指導部

(7) 概況

2015年9月3日、習近平国家主席は、天安門広場前で行われた抗日戦争勝利70周年記念式典の軍事パレードを就任後初めて実施し、中国の最高権力者としての基盤を固めたことを広く国内外にアピールした。習国家主席が、就任後3年という早期に軍事パレードを行ったのは、「抗日記念」で愛国感情を盛り上げ、求心力を更に高める狙いがあったとみられる。

外交面では、習国家主席は、中国から欧州やアフリカまで陸海路で結び、かつてのシルクロード沿いに新しい経済圏を生み出そうとする「一帯一路」構想を提唱し、周辺国と積極的な経済外交を行っているほか、米国との関係では、「新型大国関係」を提唱している。

対外関係が活発である一方、中国国内では、経済の減速、富裕層と貧困層との格差拡大、党・政府幹部による汚職・腐敗、少数民族問題に加え、環境問題等生活に密着する問題に対する国民の不平・不満が高まっているとみられ、特に、上海株式市場の株価急落や、経済成長率の低迷等、経済の減速は深刻な国内問題となっており、経済対策が喫緊の課題となっている。

7月には、中国の安全保障政策の土台となる「国家安全法」が成立し、 有事の際は習総書記がトップを務める「中央国家安全委員会」が強大な 権限を握ることになるとみられる。また、習総書記自身が組長を務める 「中央改革全面深化指導小組」で重大政策の検討を行うなど、習総書記 は自身の権力基盤を強化している。

(イ) 積極的な習近平外交

米中関係では、米国との「新型大国関係」を打ち出し、5月に習近平 国家主席がケリー国務長官と会談した際も、「広大な太平洋には中米の 2大国を受け入れる十分な空間がある」などと、新型大国関係の促進を 呼び掛けた。

9月には、習国家主席が訪米してオバマ大統領と米中首脳会談を行い、 米中関係、サイバー問題、南シナ海問題等について協議した。習国家主 席は、会談終了後の記者会見で、「中国は米国とともに、新型大国関係の構築に努め、衝突せず、互いに尊重しあう関係を目指す」などと述べた。

また、中露関係でも、2013年以降、プーチン大統領と相次いで会談を 行い、経済圏構想や軍事面で協力を強化することについて確認し、蜜月 ぶりを国際社会にアピールしている。

習国家主席は、「一帯一路」構想を実行に移すため、アジアインフラ 投資銀行(AIIB)設立総会、新興5か国(BRICS)首脳会議、 上海協力機構(SCO)首脳会議等の開催に伴い、ロシア、中央アジア、 東南アジア、欧州等の各国首脳と会談を行い、インフラ整備を始め、貿 易・投資の円滑化等多岐にわたる分野で相互協力を促すことを確認して いる。

(ウ) 反腐敗闘争の展開

習指導部は、2012年末頃から、反腐敗闘争を徹底し、汚職官僚等を次々と摘発している。

2015年3月、中央規律検査委員会等は、反腐敗闘争の一環として、海外に逃亡した汚職官僚を取り締まり、持ち出された資産を取り戻すため「天網」行動を実施することを決定した。中央規律検査委員会、公安部、中国人民銀行等の関係部門は、海外に逃亡した職務上の犯罪を犯した容疑者等の逮捕、地下銀行を利用した不法取得資産の国外送金の取締り等を行っている。

また、反腐敗闘争は、地方政府幹部のほか、中央委員を兼務する閣僚 級幹部まで及んだ。6月11日、天津市第一中級人民法院は、周永康前 政治局常務委員に対し、収賄等により、無期懲役、政治的権利の終身剥 奪等の判決を言い渡した。7月20日には、中国共産党は、令計画前全国 政治協商会議副主席兼前統一戦線工作部長を、巨額収賄等の容疑で党籍 剥奪処分と公職追放の処分とした。

さらに、反腐敗闘争は人民解放軍にも及び、7月、中国共産党は、郭伯雄前中央軍事委員会副主席を収賄容疑で党籍剥奪処分とした上で、軍事検察機関に送致すると発表した。2014年には、徐才厚前中央軍事委員

会副主席(2015年3月に死亡)が収賄等の容疑で党籍剥奪処分を受けて おり、胡錦濤前指導部の人民解放軍制服組トップが2名とも失脚した。

今後も、習指導部は、反腐敗闘争を進めていくものとみられるが、反腐敗闘争が拡大すれば、軍幹部等が反撃に出る可能性もあるため、今後の展開は予断を許さない状況である。

(エ) 全国人民代表大会の開催

2015年3月5日から15日までの間、全国人民代表大会(以下「全人代」という。)第12期第3回会議が北京で開催された。開幕初日、李克強首相が政府活動報告を行い、2014年の活動について、「全面的に党を厳しく治めることは新たな進展を収め、「小康」(経済的に多少ゆとりのある)社会の全面的完成はまたもしっかりした歩みを踏み出した」などと述べたが、2015年度の経済成長率目標については、2014年の成長目標率であった7.5%前後から7%前後に引き下げることを明らかにした。中国政府が成長目標率を引き下げるのは、3年ぶりで、7%前後とするのは2004年以来となる。

李首相は、国防政策について、「強固な国防、強大な軍を確立することは国の主権、安全、発展の利益を擁護する上での根本的な保障である」、「国境防衛、海上防衛、空中防衛の安定を維持しなければならない」などと述べた。反腐敗闘争については、「終始腐敗反対の高圧的姿勢を維持する」などと述べ、2015年においても、反腐敗闘争を継続する姿勢を示した。

このほか、李首相は、2015年の活動として、抗日戦争勝利70周年記念に関する活動、「一帯一路」の建設の推進、海洋強国の建設、社会統治・管理の強化・革新、民族区域自治制度の堅持・整備、香港・マカオにおける「一国二制度」の貫徹、中台両岸の協議と対話の推進、協力と「ウィン・ウィン」を核心とする新型の国際関係の確立等を強調した。

(オ) 五中全会の開催

2015年10月26日から29日までの間、北京において中国共産党第18期中 央委員会第5回全体会議(以下「五中全会」という。)が開催された。 五中全会では、2016年から5年間の経済や社会政策を方向付ける「第13次5か年計画の策定に関する中共中央の提案」を採択した。また、発展目標として、経済の中高速の成長を維持しながら、2020年までに国内総生産(GDP)等を2010年比で倍増させることや、一人っ子政策を廃止して、すべての夫婦に第二子の出産を認めることなどを決定した。

(か) その他の動向

2015年7月、公安当局は、北京、上海、広州等全国各地で、人権派弁護士や人権活動家ら100人以上を一斉に拘束した。被拘束者の多くは、5月に黒竜江省の駅待合室において警察官が男性を射殺した事件について、中国当局が「正当防衛」と発表したことに対して事件の再調査を求める署名活動に参加していた。習指導部は、人権や民主主義等の価値観が広がるのを警戒し、活動を活発化させる弁護士や民主活動家らを拘束・連行して、行動を抑え込もうとしたとみられる。

中国は、政府として好ましくないと判断した外国籍の者をも拘束しており、9月には洪磊副報道局長が、「(米国の女性実業家が)国家の安全を脅かした疑いがあり、取調べを受けている」などと発表した。また、10月には、駐日本国中国大使館の広報官が、「法に基づいて日本人4人をスパイ容疑で調査している」と述べたなどと報じられ、12月25日、菅官房長官は、スパイ行為に関与した容疑で中国当局に拘束されていた日本人4人のうち、3人が逮捕されたことを明らかにした。

エ 人民解放軍の動向

(7) 急速な軍事力の増強

2015年9月3日に行われた抗日戦争勝利70周年軍事パレードでは、約40種500台の陸上装備と約20種200機の航空機が披露された。このうち、初公開された「空母キラー」と呼ばれる対艦弾道ミサイル「東風21D」は飛行速度が極めて速く、長距離弾道ミサイル「東風26」は中国本土からグアムの米軍基地を狙うことができるなど、米国が警戒を強めている。中国の国防費は、2015年に8,868億9,800万元(約16兆9,000億円)に達しており、1989年以降、世界同時不況が影響した2010年を除き、5年連続して2桁台の伸びを示し、公表分だけで日本の防衛費(約4兆9,800

億円)の約3.4倍に相当する。

他の費目に計上したとみられる武器の研究開発費等を加えると、実質的な中国の国防支出は、公表されている国防費の2倍以上とも指摘されている。

(イ) 国防白書の発表

2015年5月、中国政府は「国防白書」を発表し、中国の国家安全にとっての「外部からの阻害と挑戦」として、「日本の安保政策の転換」と「地域外の国の南シナ海への介入」を明記した。また、習近平総書記が唱える「軍事闘争の準備」を強く打ち出し、南シナ海での紛争等を念頭に置いた「海上軍事闘争への準備」を初めて明記した。外国との軍事協力については、ロシア軍との提携強化の必要性に言及しており、「中露両軍は全面的・多面的・持続可能な制度的枠組みを徐々に構築する」などの記述がある。

(ウ) 国防・軍隊改革の動向

2015年9月3日に行われた抗日戦争勝利70周年記念式典の演説で、習近平国家主席は、人民解放軍約230万人の兵力を約30万人削減する考えを表明した。従来の陸軍中心の部隊編成から、海・空軍のハイテク装備の充実に予算を振り向け、軍全体の近代化と統合を加速させる狙いがあるとみられる。11月24日から26日に北京で開催された「中央軍事委員会改革工作会議」において、習近平中央軍事委員会主席は、陸海空軍を一体的に運用するための統合作戦指揮機構の新設や、地域ごとに国防を担う「七大軍区」の再編等の大規模な軍改革を2020年までに行うと明らかにしたほか、12月31日には、人民解放軍が陸軍領導機構、ロケット軍、戦略支援部隊を創設した。

(I) 東シナ海、南シナ海をめぐる動向

中国は、東シナ海の日中中間線の中国側海域においてガス田開発を進めているところ、2015年7月、新たに海洋プラットフォーム(海上施設)を建設していることが明らかになった。中谷防衛相は、「プラットフォームにレーダーを配備する可能性がある。空中偵察等のためヘリコプターや無人機の活動拠点として活用する可能性もある」などと述べた。

東シナ海では、中国が2013年11月、一方的に防空識別圏(ADIZ) 設定を発表したが、中国本土のレーダーが届かない区域があり、プラットフォームにレーダーを配備すれば、レーダーの補完が可能になること から自衛隊の活動が従来よりも把握される可能性がある。

また、中国は、ベトナム、フィリピン等と島や岩礁の領有権を争う南 シナ海でも、港湾や滑走路建設のための埋立て工事を進めている。

5月31日、中国人民解放軍の孫建国副総参謀長は、シンガポールで行

われたアジア安全保障会議で講演し、南シナ海で進める岩礁埋立ては、「軍事防衛上の必要性を満たす目的」などと述べた。人民解放軍幹部が岩礁埋立ての軍事利用を公言したのは初めてとみられる。また、孫副総参謀長は、南シナ海上空に防空識別圏を設定するかとの問いに対して「空域の安全を総合的に考慮して決める」などと述べている。6月には、華春瑩副報道局長が、「南シナ海の埋立てを完了した」と明らかにするとともに、今後は軍事目的を含めた施設の建設を続けることを表明した。

11月17日、劉振民外交部副部長は、「中国の南沙諸島の一部の島、岩礁での建設は、主に各種の民事需要に奉仕し、海上捜索・救助、災害防止・減災等にサービスを提供するなどの面で中国が請け負う国際的責任・義務をより良く果たすためであり、必要な軍事面の需要を満たすことも含まれる」などと述べている。

(オ) 軍事訓練の強化動向

中国人民解放軍は、東シナ海、南シナ海、西太平洋等で実弾射撃を含む軍事演習を実施するなどの動きを活発化させている。

2015年6月、海軍航空兵の航空機が、バシー海峡の東の西太平洋空域において、同海域を航行する遠海巡航編隊と合同訓練を実施している。 また、7月には南シナ海の海域で軍事演習を実施したほか、8月には、東シナ海の海空域で、大規模な実弾対抗訓練を実施している。

さらに、中国海軍は、ロシア海軍との合同演習にも積極的に取り組んでおり、5月に地中海で合同軍事演習「海上連合2015(I)」を実施し、海上や海中の標的への攻撃等の演習を行った。中国海軍が地中海で実弾を使って演習を行ったのは史上初めてである。8月には、日本海のウラ

ジオストク沖等において、「海上連合2015 (Ⅱ)」を実施し、対空、対 艦及び対潜水艦作戦のほか、中露合同での上陸訓練が行われた。中露海 軍による日本海での合同演習は、2013年7月以来である。

これらの軍事訓練は、中国が領有権を主張する尖閣諸島や、岩礁埋立てで緊張が高まる南シナ海情勢等を念頭に、同盟強化を進める日米をけん制する狙いがあるとみられる。

オ 台湾・香港情勢

(7) 台湾情勢

2014年12月、与党・国民党が台湾統一地方選挙で大敗したことを受けて行政院(内閣に相当)は総辞職し、馬英九総統が党主席を辞任した。その後、2015年1月の国民党主席選挙を経て、朱立倫新北市長が国民党主席に就任した。

台湾では、2016年1月16日に行われる総統選挙に与党・国民党からは朱主席が、最大野党・民進党からは蔡英文主席が、野党・親民党からは宋楚瑜主席が立候補した。

争点となる対中政策について、朱主席は、中国と台湾が不可分とする「1つの中国」の原則を認め、宋主席も台湾と中国を一体とみなす志向が強い。一方、蔡主席は、「(中国と) 意思を疎通し、挑発せず、予想外のことをしない」などと述べている。

中台関係では、5月4日、中国共産党の習近平総書記が、国民党の朱 主席と北京で会談し、両党のトップによる会談は2009年以来6年ぶりと なった。会談では、習総書記が、中国主導のアジアインフラ投資銀行へ の台湾の参加を「歓迎する」と表明したほか、「1つの中国」の原則が 中台交流の基礎になると改めて主張し、独立を志向する民進党をけん制 した。

11月7日には、習近平国家主席が、シンガポールにおいて、馬英九総統と会談を行った。1949年に中台が分断して以降、最高指導者同士が会談するのは初めてとなる。会談では、「1つの中国」の原則の下、経済・文化交流を拡大することを確認したほか、台湾海峡情勢を安定させるため、当局間のホットラインを開設することについても同意した。

(イ) 香港情勢

2014年9月28日、次期香港行政長官選挙の制度改革に反対する民主派による大規模デモが発生したが、デモは同年12月15日、最後の拠点となっていた銅鑼湾(コーズウェイベイ)地区の幹線道路で強制排除が行われ、79日目で完全に終結した。香港警察は、この期間中に合計955人を逮捕したと発表した。

りょうしんえい

2015年1月14日、梁振英香港行政長官は、2015年度の施政報告を立法会(議会)で行い、行政長官選挙の制度改革について、民主派の立候補を事実上排除する中国の決定に沿って制度改革を進める方針を改めて強調したため、2月には、民主派団体や市民約1万3,000人(主催者発表)が香港中心部でデモ行進を行い、行政長官選挙の民主化を求めた。

6月18日には、立法会が、香港政府が提出した民主派の立候補を制限 する香港行政長官選挙制度改革法案を反対多数で否決した。法案が否決 されたことで、2017年の香港行政長官選挙は、現行制度で実施されるこ とになる。

(2) 中国による対日諸工作等

ア 海外における情報収集活動等

5月19日、米国司法省は、軍用通信機器に利用可能な特殊素材等の製造技術を盗んだとして、天津大学の教授3人を含む中国人6人を産業スパイ法違反等で起訴したと発表した。6人は、米国の半導体メーカー「アバゴ・テクノロジー」、「スカイワークス・ソリューションズ」から機密性の高い製造技術を盗み、同技術を利用した通信機器の部品を製造し、中国の軍や企業等と供給契約を交わしていたとみられる。

7月には、韓国国防省が、海軍少領(少佐に相当)を軍事機密保護法違 反等の罪で起訴したと発表した。同少領は、軍の保安業務を行う機務司令 部に所属し、2013年6月から2015年2月までの間に、艦艇関連を含む27件 の軍事情報等を中国人に渡したとされる。

イ 我が国における諸工作等

中国は、諸外国において多様な情報収集活動等を行っていることが明らかになっており、我が国においても、先端技術保有企業、防衛関連企業、

研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報活動を行っているほか、政財官学等、各界関係者に対して積極的に働き掛けを行うなどの対日諸工作を行っているものとみられる。

4 ロシアによる対日有害活動

(1) 一般情勢

ア 日露関係

(7) 北方領土の実効支配を強化

2015年中、ロシア要人による北方領土訪問が相次いだ。7月、スクボルツォヴァ保健相が色丹島を訪問したのを皮切りに、8月にはトルトネフ副首相及びメドヴェージェフ首相が択捉島を訪問した。9月にもトカチョフ農業相が択捉島を、ソコロフ運輸相が国後島及び択捉島を訪問した。メドヴェージェフ首相については、日本側の事前の中止要請にもかかわらず訪問を強行した上で、「我々はこれからも訪問を続ける」などと述べるとともに、択捉島では近年整備された水産加工場等を視察し、択捉島及び国後島を税制優遇を柱とした新型経済特区に指定する方針も明らかにした。

8月、ロシアは、北方領土を含む千島列島の社会基盤の整備等を内容とする「クリル発展計画」を発表したほか、9月には、モルグロフ外務次官が「北方領土問題についての対話は一切行わない」などと発言した。また、12月には、ショイグ国防相が、択捉島及び国後島に計392か所に及ぶ軍関連施設の建設を進めていることを明らかにするなど、北方領土の実効支配を強化する動きを活発化させた。

(イ) 日露間の対話は継続

2014年11月、中国の北京で行われた日露首脳会談では、プーチン大統領の2015年中の訪日を目指すことで合意した。2015年6月には、前年に引き続きロシアを排除して行われたドイツでのG7サミットにおいて、安倍首相が「プーチン大統領の訪日を本年の適切な時期に実現したい。課題があるからこそ対話をすべきだ」などと述べるなど、ロシアとの対話を継続する姿勢を強調した。同月、日本側の呼び掛けに

より、両首脳の電話会談が行われたほか、9月に米国のニューヨークで開催された国連総会や11月にトルコで開催されたG20アンタルヤ・サミットに際して首脳会談が行われ、引き続き、首脳レベルの対話を続けていくことで一致した。

イ ロシア対外情勢

(7) シリア内戦への介入

2011年、シリアのアサド政権が反体制デモを徹底弾圧したことを機に同国で内戦が始まり、ロシアがアサド政権を支援する一方、欧米諸国等が反体制派を支援するなどしたため、内戦が激化した。2015年9月以降、アサド政権が劣勢となる中で、ロシアが軍事支援の強化を図ったことから、アサド大統領の退陣を求める欧米諸国は反発を強めた。9月15日、米国のケリー国務長官がロシアのラヴロフ外相に対し、「ロシアがアサド政権への支援を続けることが、内戦を悪化させている」と非難した。9月30日、プーチン大統領は、「アサド大統領から軍事支援の要請を受け、国際法に基づき対テロ作戦を行う」と宣言し、ロシア軍がISIL掃討を理由にシリアで空爆を開始した。これに対し、欧米諸国等は、ロシアがISILを標的とせず、反体制派を攻撃しているなどとして非難したが、その後もロシアは、カスピ海に展開する艦艇から巡航ミサイルで攻撃を行うなどシリアへの軍事介入を強めた。

このような状況の中、10月31日、エジプトのシナイ半島でロシアの民間旅客機が墜落して多数のロシア人を含む乗員・乗客224人全員が死亡する事案が発生し、同日、エジプトのシナイ半島を拠点とする「ISILシナイ州」を名乗る者が犯行声明を出した。ロシアは、11月13日にパリで発生した同時多発テロを受けて対テロでの連携強化を求める機運が国際的に高まる状況の中、旅客機の墜落についても「爆弾によるテロ」と断定し、ISIL掃討のための空爆を強化する方針を示した。

ISILの脅威が世界的に高まる中、米国のオバマ大統領は、「ロシアは建設的なパートナー」と述べ、ロシアとの協力姿勢を示した。また、プーチン大統領も、ISIL対策で国際的な連携を模索するフランスのオランド大統領と会談し、「我々は米国が主導する有志連合に協力する

用意がある」と表明するなど、ロシアと欧米諸国の共闘気運が高まった。

こうした最中、11月24日に有志連合に参加するトルコ軍は、領空を侵犯したとしてロシア軍のスホイ24戦闘爆撃機1機を撃墜した。ロシアは、シリアでの空爆を開始して以降、トルコ領空の侵犯を繰り返していたとみられ、トルコ政府は再三にわたり「次の領空侵犯は容認できない」と警告していた。11月15日には、ロシア空軍幹部がトルコを訪問して再発防止を約束していたが、こうした事態が起こり得るとの懸念は高まっていた。今回の撃墜を受けて、プーチン大統領は、トルコを厳しく非難するとともに、トルコとの貿易や人的交流を制限する経済制裁を発動するなど強硬な姿勢を示すこととなった。プーチン大統領は、トルコが有志連合に参加していることを念頭に、「政治目的でテロ組織を利用する者がいる限り、対テロ大連合の結成はできない」と述べるなど、ロシア軍機撃墜事件をめぐる両国の対立が、関係国の共闘気運に水を差す形となった。

(イ) ウクライナ情勢

2014年2月、ウクライナにおいて、ヤヌコーヴィチ政権が崩壊し、E Uへの統合を目指す親欧米派の政権が樹立された。これを受け、ロシア は、ロシア系住民の多いクリミアを併合したほか、ウクライナ東部にお いて、ウクライナからの独立を求めて政府軍と戦闘する親ロシア派武装 勢力の活動を支援するなど、ウクライナへの影響力維持に向けた政策を 継続させた。

2015年1月以降、ウクライナ東部での戦闘が激化したことを受け、2月11日、ベラルーシの首都ミンスクで親ロシア派武装勢力とウクライナ政府軍の停戦を目指し、ドイツ、フランス、ロシア及びウクライナの4か国の首脳会談が実施され、2月15日から停戦することで合意した。また、当事者であるウクライナ政府と親ロシア派武装勢力の双方も、2014年9月の停戦合意の履行の厳格化等を定めた文書に署名した。

しかしながら、合意の直後には、親ロシア派武装勢力がウクライナ東 部の要衝デバリツェヴェを制圧したほか、6月にも、ドネツク州で双方 による大規模な交戦が発生するなど、不安定な状態が続いた。

(ウ) 欧米諸国の対ロシア制裁は継続

ロシアによるクリミア併合以降、EUや米国はロシアに対し、要人の 入国禁止措置、同国企業に対する資金調達制限等の制裁を継続させてお り、2015年6月、ドイツ・エルマウで開催されたG7サミットでは、ウ クライナ東部の停戦合意が完全履行されなければ対ロシア制裁を継続す る旨の首脳宣言を採択した。また、オバマ大統領は、「必要があればロ シアに追加制裁を科す準備がある」などと述べ、圧力を掛け続ける姿勢 を強調した。

6月22日、EUは、停戦合意の完全履行を促すため、2014年8月に発動した対ロシア経済制裁を2016年1月末まで6か月間延長することを決定した。

これに対し、ロシアも、6月24日、報復措置として行っているEUや 米国等からの農産物等輸入禁止措置を1年間延長することを決定し、欧 米諸国との対決姿勢を維持した。

12月21日、EUは、依然としてウクライナ東部をめぐる停戦合意が完全に履行されていないと判断し、2016年1月末に期限を迎える対ロシア経済制裁を7月末まで延長することを決定した。これに対し、ロシア外務省は、「EUは、国際テロといった現在の重要な課題の協力ではなく、近視眼的に制裁ゲームの継続を選んだ」と非難する声明を発表した。

(I) 中国等への接近

2015年5月、ロシアのモスクワで開催された対ドイツ戦争勝利70周年記念式典では、ウクライナ情勢を背景に欧米の首脳が軒並み欠席する中、プーチン大統領は、式典の演説で、「ナチズムや日本の軍国主義と戦った国の代表に感謝する」と述べ、ロシアの首脳として戦勝記念演説で初めて日本に言及して中国への配慮を見せたほか、式典に先立って行われた中国の習近平国家主席との首脳会談でも、歴史認識で共闘することで一致するなど、中国との蜜月ぶりをアピールした。また、両国は5月、初めて地中海で合同軍事演習を行ったほか、経済面では、7月の首脳会談において、中国が提唱するアジアと欧州にまたがる経済圏構想である「一帯一路」構想と、ロシア主導の経済圏「ユーラシア経済同盟」を統

合し、協力を推進することで合意した。9月には、プーチン大統領が「両国の関係は史上最高レベルに達している」などと述べるなど、欧米諸国と対立するロシアは、国際社会における孤立を避けるため、中国との連携を重視する姿勢を強調している。

一方で、ロシアは、相互に経済制裁を行うEUに対し、個別に加盟国に接近する動向も見せた。2月、プーチン大統領はハンガリーのオルバン首相と会談し、ロシア産天然ガスの供給に関し、ハンガリーに有利な内容で契約を延長することで合意した。オルバン首相は、「ロシアなしで欧州経済の競争力もエネルギー安全保障もない」などと述べるとともに、ロシアに対する追加制裁の必要性を唱えるEUのトゥスク大統領を名指しで批判した。また、4月、プーチン大統領は、債務問題でEUと対立するギリシャのチプラス首相と会談し、ロシアが報復措置とする欧州産農産物等の輸入禁止措置の中で、ギリシャ産の規制を緩和することなどを協議した。会談後の共同会見では、チプラス首相が「EUの対露制裁には賛成していない。制裁による悪循環を断ち切るべきだ」などと主張した。

ウ ロシア国内情勢

(7) 経済

ロシア経済は、2014年から続く対ロシア経済制裁や原油価格の下落等で打撃を受け、近年では最悪とされる苦境に陥った。2015年1月、ロシア政府は、国防関連を除く政府省庁の予算を10%削減する一方で、約2兆3,300億ルーブル(約4兆円)規模の経済対策を行う「危機対策プラン」を発表した。4月、プーチン大統領は、低迷する経済について「(苦境の)ピークは乗り越えた」などと述べたが、11月にロシア国家統計局が発表した2015年第3四半期の国内総生産(GDP)の速報値は、前年同期比で4.1%減少と3期連続のマイナス成長となった。また、12月に行われた年次教書演説では、プーチン大統領が、国家予算の6割を占める石油、ガス価格の急落及び欧米諸国の経済制裁が長期化する可能性に言及するとともに、「現状のままでは経済成長はゼロ。資源に依存した経済の構造改革が必要」と述べるなど、景気低迷が長

期化しているとの認識を示した。

(イ) 内政

ロシア経済が低迷する中、プーチン政権は、国民の愛国心を高めることなどによって高い支持率を維持している。ロシアの世論調査機関「レバダ・センター」によると、プーチン大統領が「戦勝国」としてのロシアを強調した対ドイツ戦争勝利70周年記念式典後の2015年6月、同大統領の支持率は過去最高の89%に達した。その後もシリア空爆の成果を強調して「強いロシア」を宣伝するプロパガンダを展開したほか、12月の年次教書演説で、プーチン大統領が「我々は強い国。団結すれば必ず成功する」と述べて国民を鼓舞するなどして80%台を超える支持率を維持した。

2月、プーチン政権を批判する野党勢力の指導者ネムツォフ元第1 副首相が射殺されたことを受け、3月、野党勢力が各地で追悼デモを 行ったが、その後、プーチン政権は、野党勢力がモスクワ中心部で計 画したデモを複数回不許可とした。このほか、5月には、ロシア国内 における国際的な非政府組織の活動を検察当局の裁量で一方的に停止 することを可能とする新法を成立させるなど、政権への反発を抑え込 む姿勢を強めた。

(2) ロシアによる対日諸工作等

2015年1月、米国司法省は、ロシア対外情報庁(SVR)の工作員とみられる3人をスパイ容疑で訴追したと発表した。3人は、銀行員や駐米のロシア政府職員としてニューヨークで活動し、経済関係の情報を収集していたとされている。

これまで我が国においても、ロシア情報機関員が、在日ロシア大使館員や 在日ロシア通商代表部員等の身分で入国し、情報収集活動を繰り返し行って おり、12月にも、元陸上自衛隊幹部が情報機関員とみられる元在日ロシア大 使館員に対して陸上自衛隊の部内資料を渡したとして、警視庁が同人らを自 衛隊法違反で検挙した。

このように、依然としてロシア情報機関による違法な情報収集活動が活発 に行われているところ、警察としては、こうした犯罪行為により我が国の国 益が損なわれることのないよう、今後も情報収集・分析機能の強化を図ると ともに、違法行為には、厳正な取締りを行っていく。

5 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出

(1) 国際情勢

ア イラン

イランと欧米等主要6か国の核協議は、2015年6月30日の交渉期限内には最終合意に達せず、交渉期限を3度延長して協議を継続していたところ、7月14日、「包括的共同行動計画(以下「JCPOA」という。)」を発表し、最終合意に至った。

7月20日、国連安全保障理事会は、イランの核問題をめぐる同国と欧米等主要6か国の合意を支持する決議案を全会一致で採択した(決議2231号)。決議2231号は、イランが一連の核関連措置を履行したことをIAEAが確認した後、制裁の段階的な解除を認める旨の内容であるが、国連安全保障理事会を構成する15か国全てで承認され、決議から90日後の10月18日が「合意採択の日」となり、同日JCPOAは発効された。

これにより、I A E Aがイランによる核関連措置の履行を検認した日(以下「合意履行の日」という。)から10年間、イランの稼働遠心分離機は5,060基に限定される。また、合意履行の日から15年間、ウラン濃縮上限は3.67%、貯蔵量は300kg以下とされ、ウラン濃縮関連の研究・開発が許可されるのはイラン中部のナタンズのみで、テヘラン南部のフォルドゥは研究施設に転換することとなり、同施設でのウラン濃縮は認められない。さらに、当該15年間は、新たな重水炉の建設・再処理・再処理施設の建設も行わない。加えて、合意履行の日から25年間、I A E A によるウラン鉱山へのアクセス、ウラン精鉱の監視が認められる。

ミサイル開発関連規制は、合意採択の日から8年後又はIAEAが「イランの全ての核物質が平和的活動に使われていること」を結論付けた日のいずれか早い日(移行の日)まで、武器関連規制は、合意採択の日から5年間又はIAEAが上記内容を結論付けた日のいずれか早い日まで継続されることとなった。

なお、IAEAとイランで合意されたロードマップに従い、イランは、8月15日に過去の核兵器開発疑惑に係る説明文書をIAEAに提出した。IAEAは、12月15日、イランの核兵器開発疑惑に係る特別理事会において、IAEA事務局長が提出した最終報告書を踏まえ、イランに対する疑惑解明作業を終了するとの決議を全会一致で採択した。

今後、「合意履行の日」と同時に米国は、核関連制裁を停止し、EUは制裁の一部を終了して、国連安全保障理事会の核関連制裁決議が終了する。また、イランがJCPOAに違反した場合は、本決議案により、欧米等主要6か国とイラン、EUによる合同委員会が発足され、制裁下に戻すか否かが協議される。同委員会等で解決できない場合、国連安全保障理事会で制裁解除を維持するための決議案が採択されれば、制裁解除が維持されるが、同決議案が否決になれば、制裁を再発効する仕組み(スナップバック)が盛り込まれている。

イ 北朝鮮

(7) ミサイル開発

政府は、北朝鮮が2015年3月2日に朝鮮半島西岸から弾道ミサイル2発を発射した模様と発表した。翌3日には、北朝鮮の李洙墉外相がジュネーブ軍縮会議で「北朝鮮は必要であれば先制攻撃の能力を持っている」などと米国等を威嚇する演説を行った。さらに、10月1日、国連総会の一般討論演説で、「平和的な衛星打ち上げに異議を唱える不当な行為には、可能なあらゆる自衛手段で強力に対応し、尊厳を守る決意だ」などと、衛星を名目とする長距離弾道ミサイル発射の正当性を主張した。

米国は、北朝鮮のミサイル開発について、3月18日、国防総省ミサイル防衛局のシリング局長が、議会上院において、北朝鮮の移動式大陸間弾道ミサイル(以下「ICBM」という。)について「いつでも初の発射実験を実施できる状況にある」などと述べ、開発進展に警戒感を示した。

また、4月7日、北米航空宇宙防衛司令部のゴートニー司令官は、国 防総省で記者会見し、北朝鮮が小型化した核弾頭を搭載することのでき るICBMを既に実戦配備しており、運用可能な状況であると分析する とともに、10月7日には、ワシントン市内の政策研究機関において「北朝鮮は、核弾頭を小型化し、ロケットに搭載して米国本土に到達させられる能力がある」と述べた。

米国ジョンズ・ホプキンス大学の北朝鮮分析サイト「38ノース」(以下「38ノース」という。)は、4月7日、北朝鮮が日本や韓国を射程に収める中・長距離弾道ミサイルを約1,000発保有しているとする報告書を発表した。また、7月28日、衛星写真により、北朝鮮北西部・東倉里のミサイル基地において、ミサイルの組立て・点検施設が完成したほか、この施設から発射台までミサイルをレールで移動させる台座のような装置が建設されているのが確認されたことなどから、改修工事が完了したと分析した。12月22日には、北朝鮮が開発中のICBM「KN08」に大幅な設計変更が加えられ、射程が、軽量の核弾頭を搭載して米西海岸に十分に到達する約9,000kmとなるなど、ミサイルの信頼性が大きく向上したものの、実戦配備は2020年以降にずれ込むと分析した報告書を発表した。

北朝鮮の国営朝鮮中央通信は、5月9日、金正恩第一委員長が見守る中で、SLBMの発射実験に成功したと報じた。これについて、5月13日、38ノースは、北朝鮮がSLBM発射実験の成功について発表した翌日である5月10日に撮影された衛星写真の分析により、北朝鮮東部・新浦の潜水艦基地に、SLBM発射実験用の潜水艦と共に、長さ22メートル、幅10メートルの発射台が係留され、近くの陸上に長さ9.5メートル、直径1.5メートルのミサイル発射管と見られる物体も置かれていたと発表し、発射台を水中に沈め、ミサイル排出機構をテストした可能性があると指摘した。また、米軍の統合参謀本部副議長は、米国における講演の中で、北朝鮮がSLBMの発射実験時のものとする映像に関し、加工されたものとの認識を示した。

(イ) 核開発

北朝鮮の李洙墉外相は、2015年3月3日、ジュネーブ軍縮会議で演説し、「増し続ける米国の核の脅威に対応するため、核抑止力を強化せずにはいられない」などと、自国の核開発を正当化する主張をした。

また、10月1日、国連総会の一般討論演説で「(核保有) 9か国が2,000 回以上の実験をしてきたのに、北朝鮮は3回しかしていない」などと、 国連による北朝鮮への制裁決議は不当であると批判した。

38ノースは、衛星写真により、1月28日、北朝鮮・寧辺の核施設で建屋や関連施設等を覆う雪の一部が溶けるなどの変化が見られ、これを再稼働の兆候であると分析した。さらに、9月8日、寧辺の黒鉛減速炉や再処理施設周辺で車両の動きが活発化しており、プルトニウムを抽出する再処理作業を準備している可能性があると分析した。寧辺の核施設については、7月24日、米国ジョンズ・ホプキンス大学大学院の米韓研究所が、衛星写真により、ウラン濃縮施設の建設工事が急ピッチで進んでいるが、プルトニウム確保に必要な黒鉛減速炉は老朽化が目立ち、散発的な稼働にとどまっているとの分析結果を発表した。一方で、9月15日、北朝鮮の原子力研究院院長は、朝鮮中央通信を通じ、ウラン濃縮施設を始め、寧辺にある全ての核施設と黒鉛減速炉が正常に稼働していると表明した。

また、38ノースは、9月24日、北朝鮮・豊渓里の核実験場で多数の 車両の活動や坑道入口前の整地作業等、新たな活動がみられると分析 し、12月2日には実験用坑道を新たに掘削中であるとの分析結果を発 表した。

こうした中、12月10日、朝鮮中央通信は、金正恩第一委員長が平壌 市内の平川革命事績地を視察した際、「我が国は、自主権と民族の尊厳 を守る自衛の核爆弾、水素爆弾の爆音を響かせることができる強大な 核保有国になれた」などと述べたと報道した。

ウ 化学兵器関係

化学兵器禁止機関(以下「OPCW」という。)のウズムジュ事務局長は、2015年2月10日、東京都内で会見し、ISILがイラク軍との戦闘で塩素を使用したとの報告をイラク政府から受けたことを明らかにし、「人に危害を加える目的で使用されれば非常に危険であり、化学兵器禁止条約違反だ」などと批判した。

国連安全保障理事会は、2014年4月から8月にかけ、シリアの内戦にお

いて塩素が兵器として使われた高い確証があるとOPCWが示したことから、2015年3月6日、塩素が兵器として使われたことを強く非難し、使用を続けた場合には制裁を科すことを盛り込んだ決議案を賛成多数で採択した。さらに、8月7日には、シリア内戦での化学兵器の使用に対する責任追及に当たるため、国連とOPCWによる合同査察機構を創設する決議を採択し、シリア国内における化学兵器の廃棄調査に加え、使用者の特定や責任の追及にまで権限を拡大した。

エ 国際的な取組

2015年4月27日から5月22日まで、核軍縮や核不拡散の取組を話し合う 核拡散防止条約(NPT)再検討会議がニューヨークの国連本部で開催さ れた。同会議は5年に1度の会合であるが、中東非核化に関する国際会議 の開催をめぐって加盟国の対立が解消せず、全会一致の合意方法を採って いるため最終合意案を採択できずに閉幕した。

我が国は、各国が共同して執り得る移転・輸送阻止のための措置を検討・実践する国際的な取組であるPSIに、発足当初から積極的に参加している。警察では、大量破壊兵器関連物資等の拡散が国際社会における重大な脅威となっている情勢を踏まえ、11月16日から19日までの間、ニュージーランドが主催して実施されるPSI阻止訓練(Maru2015)に参加した。

(2) 不正輸出対策の推進

大量破壊兵器関連物資等の拡散は、我が国のみならず国際社会における安全保障上の重大な脅威となっていることから、警察では、我が国からの大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを推進している。警察は、これまでに33件の不正輸出事件を検挙しており、平成27年中には、核兵器開発に使用されるおそれのある炭素繊維を韓国を経由して中国向けに不正に輸出した外為法違反事件(5月、兵庫)、武器の付属品であるライフルスコープをインドネシア向けに不正に輸出した外為法違反事件(11月、警視庁)、大量破壊兵器等の開発に使用されるおそれのある半導体製造装置の専用部分品を中国向けに不正に輸出した外為法違反事件(12月、宮城)を検挙した。

これまで検挙したこれらの事件においては、第三国を経由した迂回輸出の実態や摘発逃れ目的での輸出品目や輸出名義人の偽装が確認されるなど、そ

の手口は悪質・巧妙化している。

警察では、国内外の諸情勢を的確に把握かつ分析し、関係機関との緊密な連携体制を構築することにより、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを強化していくこととしている。

6 不法滞在対策

平成27年中、偽造旅券を行使するなどして不法入国し、検挙された者の数は77人で、前年(116人)と比較して39人減少した。この種の不法入国事犯の検挙人員は、15年から19年まで、毎年1,000人以上の高水準で推移していたが、近年、減少傾向が続いている。

他方で、偽造技術の向上により精巧な各種偽造証明書が出回っているほか、 偽装結婚等により正規滞在者を装って滞在する偽装滞在者の増加が懸念され ている。また、入国管理局による個人識別情報認証システムが導入された19 年11月以降、退去強制歴のある者が、指先を刃物で傷つけるなど指紋を偽装 して入国した事案も発生している。

我が国に存在する不法残留者の数は、27年1月1日現在で、約6万人とされており、前年同期(26年1月1日)と比較して約1,000人増加した。国籍別ではタイ及びベトナムが、在留資格別では技能実習が、それぞれ大幅に増加した。

このような中、入国管理局との合同摘発や集中取締りを積極的に推進した結果、27年中における来日外国人に係る出入国管理及び難民認定法違反の送致人員と同法第65条による入国警備官への引渡し人員の合計は、2,960人となった。警察においては、今後も不法滞在者の摘発を推進するとともに、不法滞在や偽装滞在を助長する集団密航、旅券等の偽変造、地下銀行、偽装結婚等に係る犯罪に対する取締りを強化することとしている。

第3 国際テロ情勢

1 国際テロ情勢

(1) イスラム過激派の動向と国際テロの脅威

2015年の国際テロ情勢は、ISILの活動と影響がイラク及びシリア以外の世界各地に及んだことに特徴づけられたといえる。

ISILは、2014年6月、イラク北部の都市モスルを陥落させたのに続き、同国北西部やシリアとの国境地帯を電撃的に侵攻した。指導者のアブー・バクル・アル・バグダーディーは、預言者ムハンマドの後継者を意味するカリフを自称し、カリフ制国家「イスラム国」の樹立を宣言した。ISILは、内戦状態にあるシリア国内でも勢力を拡大し、英語版オンライン機関誌「ダービク」等の各種メディア上では、イラク及びシリアにまたがる広大な領域をカリフが支配、統治していると宣伝し、バグダーディーに忠誠を誓うこと及びISILが支配する領土に移住することは全てのムスリムにとっての義務であるなどと主張した。

北・西アフリカから東南アジアに至る各地の多数の過激派組織が、このようなISILのプロパガンダに呼応して支持や忠誠を誓う旨を表明した。こうした組織の中には、ISILによって、ISILの「州」として認められたものもある。2015年12月末までに「州」と認められた組織は、エジプトのシナイ半島、イエメン、サウジアラビア、アルジェリア、リビア、ナイジェリア、コーカサス地方及びアフガニスタン・パキスタンに存在し、現地の政府、治安機関等を標的としたテロを行っている。

ISILは、イラク及びシリアにおいて、支配下の地域に厳格な解釈によるイスラム教の教えと法を適用し、ISILに反対の立場の勢力やイスラム教スンニ派以外の宗派の人々を処刑し、又は奴隷にするなどの残虐な行為を繰り返しており、これらの地域の人々は、人道的危機にさらされている。これに対し、米国を始めとする国際社会は、有志連合を結成してイラク及びシリアのISILの拠点等への空爆やイラク軍、クルド人武装組織、一部のシリア反体制派武装勢力への武器供与、軍事訓練を行っている。

一方、ISILは、有志連合をイスラムに敵対する十字軍連盟であると捉え、有志連合参加国の活動をけん制するため、これらの国の国民を標的とし

たテロを行うよう、世界各国のイスラム教徒に呼び掛けており、これに触発、 影響されたとみられるテロが、欧米諸国、北アフリカ、中東等で実際に発生 している。

こうした中、11月13日には、フランス・パリにおいて、銃器や爆発物を用いて劇場やレストラン等複数の場所を狙った同時多発テロ事件が発生した。このテロは、ISILによって組織的に行われたとされ、130人が死亡するなど、多数の被害者が発生した。

AQは、2011年5月、当時の指導者であったオサマ・ビンラディンが米軍の作戦においてパキスタン国内で死亡したことを始めとして、幹部構成員が相次いで殺害・拘束されていることにより、大規模なテロを行う能力が低下したとみられている。

一方、中東や北・東アフリカを拠点とするAQ関連組織は、現地政府、治安機関へのテロや軍事作戦を行っており、これらの地域では依然、大きな脅威であり続けている。また、こうした組織の中には欧米諸国やその在外権益を標的としたテロを企図するなど、イスラムを守るためには近くの敵だけではなく遠い敵に対する戦いを挑む、いわゆるグローバル・ジハードの指向を持ち続けているものもある。

ISILとAQは、ISILがシリア内戦に介入を始めた頃から対立しており、シリアのAQ関連組織ヌスラ戦線とISILは、激しく衝突してきたところ、イエメン、アルジェリア及びアフガニスタンでは既存のAQ関連組織からの分派がISILの「州」となったことで、両者の対立はこれらの国々へ拡大する傾向にある。

また、ISILとAQは、武力衝突だけでなく、プロパガンダ面でも非難し合っており、ISILは、機関誌上等で「ISILが異端視するイスラム教シーア派等を攻撃しないAQは真のイスラムの教えを実践しない」などと糾弾している。一方、AQ指導者アイマン・アル・ザワヒリは、ISILが同組織に敵対するスンニ派やシーア派を含む他宗派を攻撃・弾圧していることを非難し、バグダーディーはカリフに値しないとの見方を示している。

ただし、ザワヒリは、ISILがAQに敵対することで、AQが唱導してきた米国や親米イスラム国家を含む同盟国に対する戦いが阻害されていると

指摘し、敵対をやめるよう呼び掛けるとともに、共通の敵である十字軍連盟 と戦うためなら、ISILと協力できるとも述べており、ISILとの対立 の解消を模索しようとする意図もうかがわれる。

中東やアフリカ等の紛争地域に渡航し、ISIL及びAQ関連組織等の過激派組織に加わり実戦を経験した者、いわゆる外国人戦闘員(FTF)の数は、2014年以降、とりわけISILがイラク及びシリアで勢力を伸長させたことに比例するように、急激な増加傾向となった。シリアにおける紛争には3万人以上の外国人戦闘員(FTF)が参加していると言われるが、イスラム諸国出身者のみならず、欧米諸国人の改宗者、欧州等に移住したイスラム教徒、それらの第2世代以降の者等も多く含まれており、彼らが紛争地域で戦闘を経験し、帰国後に自国においてテロを敢行する危険性が指摘されている。

実際に、2014年5月にベルギーのブリュッセルにおいてユダヤ博物館を襲撃して4人を殺害した犯人や、2015年1月、ベルギーにおいてテロ計画容疑で摘発されたグループのメンバーらはISILに参加した帰還者であった。また、フランス・パリにおける同時多発テロ事件においても、複数の犯人がシリアでISILに参加していたとされている。これらの事例は、外国人戦闘員(FTF)の脅威が現実のものであることを示しており、引き続き、警戒する必要がある。

ISILやAQを始めとするテロ組織や過激主義者らは、インターネット上の各種メディアやSNSを利用したプロパガンダで、過激思想の伝播やリクルートを効果的に行っている。とりわけ、ISILやAQ関連組織は、欧米諸国等で生活するイスラム教徒に、自国で独自にテロを行うよう扇動を続けており、こうした扇動に影響を受けて国内で過激化した者、いわゆるホームグローン・テロリストによって引き起こされたとみられるテロ事件等が欧米諸国を始め世界各地で発生している。フランス・パリにおける同時多発テロ事件後も、2015年12月に米国・カリフォルニア州で銃乱射事件が発生して14人が死亡するなど、過激化した者によるテロ事件が相次いで発生している。

(2) 我が国への国際テロの脅威

2013年1月に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件、2015年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件、同年3月に発生したチュニジアにおけるテロ事件を始め、現実に我が国の権益や邦人がテロの標的となる事案が発生していることから、今後も邦人がテロ事件の被害に遭う可能性が懸念されている。

実際にISILは、シリアにおける邦人殺害テロ事件における邦人を殺害する動画の中で、日本をテロの標的として名指ししたほか、機関誌上で、有志連合に参加する国に対する報復を呼び掛けるとともに、日本の外交団を名指しし、それらを標的としてテロを行うよう呼び掛けている。また、AQについても、米国及びその同盟国に対する戦いを標榜し続けており、米国と同盟関係にあり、また多くの米国権益を国内に抱える我が国がテロの標的となる可能性は否定できない。

さらに、世界各国では、イスラム過激派による巧妙なプロパガンダによって誘引され、紛争地域へ渡航する者が増加傾向にあるが、こうした外国人戦闘員(FTF)が帰国後に自国においてテロを敢行する危険性が指摘されている。我が国でも、ISILに戦闘員として加わるために、シリアへの渡航を企てた疑いのある者について、警視庁が私戦予備陰謀被疑事件として捜査を行っているが、依然として、国内にISILを支持し、又はISILのプロパガンダに共鳴する者はおり、今後も我が国からISIL等への参加を企図する者が現れる可能性がある。

(3) 日本赤軍及び「よど号」グループの動向

ア 城崎勉の逮捕

1986年 5 月、インドネシア・ジャカルタに所在の日本及び米国大使館等に対する爆弾テロ事件を敢行した日本赤軍メンバー・城崎勉は、2015年 1 月、服役していた米国連邦刑務所を釈放され、その後、国外退去処分となって同年 2 月に我が国に移送されたことから、警察が身柄を拘束した。

イ 日本赤軍

平成12年11月に大阪で逮捕された日本赤軍最高幹部の重信房子については、第一審で懲役20年の判決が下され、22年8月、同判決が確定した。

現在、未決勾留中の城﨑勉のほか、日本赤軍メンバー5人が服役している。

重信は13年4月、獄中から日本赤軍の「解散」を宣言し、5月、日本 赤軍も組織としてこれを追認したが、この「解散」宣言は、テロ組織と しての本質の隠蔽を狙った、形だけのものに過ぎず、多くの死傷者を出 したテルアビブ・ロッド空港事件を記念する「5.30集会」が現在も開催 されており、組織は依然として存続していると考えられる。レバノンに 亡命中の岡本公三を含む7人の構成員が依然として逃亡中であり、また、 現在に至るまで、テルアビブ・ロッド空港事件を始め過去に引き起こし た数々のテロ事件を称賛していることから、その危険性がなくなったと みることはできない。

警察は、今後とも、逃亡メンバーの早期発見・逮捕に向け、関係機関 と連携し情報収集を強化していくこととしている。

ウ 「よど号」グループ

「よど号」犯人9人については、2人が既に逮捕された(平成19年1月及び23年6月にそれぞれ病死)ほか、リーダーの田宮高麿ほか1人が北朝鮮で死亡しており、現在、北朝鮮に残留しているのは、小西隆裕ら5人とみられている(うち岡本武は死亡説もあるが、真偽は確認できていない)。「よど号」犯人の妻らについては、これまで帰国した5人全員を旅券法違反等で逮捕し、現在、3人が北朝鮮に残留しているとみられている(うち1人は死亡説もあるが、真偽は確認できていない)。また、19年6月には、帰国した「よど号」グループ合流者1人を旅券法違反で逮捕している。子女については、現在までに20人全員が帰国している。24年11月に開催された日朝政府間協議においては、「よど号」ハイジャック事件等の諸問題が取り上げられたが、現時点まで、引渡しに向けた具体的な動きはみられない。

また、これまでに、「よど号」グループが日本人拉致に深く関与していたことが明らかとなっている。警察は、「よど号」犯人である魚本(旧姓:安倍)公博については、有本恵子さんに対する結婚目的誘拐容疑で、「よ

ど号」犯人の妻である森順子及び若林(旧姓:黒田)佐喜子については、 石岡亨さん及び松木薫さん両名に対する結婚目的誘拐容疑で、それぞれ 逮捕状を取得し、国際手配を行っている。

「よど号」グループは、拉致容疑事案への関与を否定し続けており、 容疑が晴れた時点で帰国したいとしている。また、我が国政府に対し、 拉致容疑事案の被疑者としての引渡し要求を撤回するとともに、帰国に 向けた協議に応じるよう求めている。

2 国際テロ対策

我が国における国際テロの脅威が現実のものとなっている中、平成27年2月、 改めてテロの未然防止及びテロへの対処体制の強化に取り組むための諸対策を 検討するため、「警察庁国際テロ対策推進本部」を設置し、6月、「警察庁国 際テロ対策強化要綱」を決定・公表した。

警察では、同要綱に基づき、イスラム過激派組織等に精通した人材の育成・ 登用等による情報収集・分析能力の向上を図るほか、国際テロリズム緊急展開 班(Terrorism Response Team - Tactical Wing for Overseas。以下「TRT -2」という。)の活動基盤の強化、特殊部隊 (SAT)・NBCテロ対応専 門部隊等の強化・整備によるテロ発生時における機動力と事態対処能力の強化、 インターネット・オシントセンター(仮称)の設置を始めとする科学技術の活 用の強化を推進している。また、入国管理局・税関との協力の下での顔画像情 報や指紋情報等を活用した水際対策の推進、官民連携ネットワークの構築等に よる爆発物等の原料となり得る化学物質等の管理、宿泊施設等における本人確 認の徹底促進などにより関係機関・民間との連携を強化するとともに、テロの 標的となり得る重要施設、公共交通機関、大規模集客施設等や要人等の安全を 確保するための警戒警備を徹底している。特に、フランス・パリにおいて銃器 や爆発物を用いた同時多発テロ事件が発生したことを受け、警察庁では、各都 道府県警察に対し、テロ関連情報の収集・分析の強化、関係機関と連携した水 際対策の強化、爆発物の原料となり得る化学物質の取扱事業者への働き掛けや 銃器対策の徹底、ソフトターゲット対策、重要防護施設対策の推進について指 示した。

(1) 情報収集と捜査

国際テロは一たび発生すれば多くの犠牲者が出ることから、テロ対策の要論はその未然防止にあると言える。そのためには、幅広い情報を収集し、それを的確に分析して諸対策に活用することが不可欠である。また、テロは極めて秘匿性の高い行為であり、収集される関連情報のほとんどは断片的であることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められる。

そこで、警察では、警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課を中心に外国治安情報機関等との連携を一層緊密化するなど、テロ関連情報の収集・分析を強化しているほか、こうした分析結果を重要施設の警戒警備を始めとした諸対策に活用している。

また、警察は、邦人や我が国の権益に関係する重大テロ事件等が国外で発生した際に、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等を任務とするTRT-2を派遣している。2015年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件、3月に発生したチュニジアにおけるテロ事件においても、外事特殊事案対策官等所要のTRT-2要員を現地に派遣し、外務省と連携の上、関係国の治安情報機関との情報交換等を行った。

(2) 水際対策の強化

周囲を海に囲まれた我が国でテロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。そのため、政府は、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置し、関係機関が行う水際対策の調整を図っている。

国際空港・港湾には、空港・港湾危機管理(担当)官(全ての国際空港 及び一部の国際港湾の危機管理(担当)官は都道府県警察の警察官)が置 かれ、関係機関との連携の下、具体的な事案を想定した訓練の実施や施設 警備の改善等に成果を上げている。

また、テロリスト等の入国を阻止するため、事前旅客情報システム (APIS) (注1) や外国人個人識別情報認証システム (BICS) (注2) が運用されているところ、警察では、これらのシステムの運用に 資する情報を提供するなど、法務省等と連携して水際対策の強化を図っている。

(注1) APIS: Advance Passenger Information System
航空機で来日する乗客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物等
に係る情報を入国前に照合するシステム

(注2) BICS: Biometrics Immigration Identification & Clearance System 来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を照合するシステム

(3) 爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等に対する管理者対策

爆発物の原料となり得る化学物質は、薬局、ホームセンター等の店舗に おける購入のほか、インターネットを利用した購入が可能な状況にあり、 我が国においても、市販の化学物質から爆発物を製造する事案が発生して いる。

このため、警察では、平成21年11月、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省に対し、化学物質11品目の適正な管理について、関係団体等に対する周知・指導を要請するとともに、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対して継続的に個別訪問を行い、販売時における本人確認の徹底、盗難防止等の保管・管理の強化、不審情報の通報等を要請しているほか、実際に接客に当たる従業員に対し、不審購入者の来店や電話による問合せがあった場合を想定した体験型の訓練(ロールプレイング型訓練)を行っている。

また、近年、爆発物の製造等を目的とした学校からの化学物質窃取事案が発生していることを受け、27年3月、文部科学省に対し、学校等における化学物質の管理強化等に関する指導を要請した。

警察においては、販売事業者等から得られた不審情報を集約・分析する などして爆弾テロの未然防止を図っている。

(4) 防衛省・自衛隊との連携

警察庁と防衛省・自衛隊においては、平素から緊密な情報交換を行うと ともに、重大テロ等が発生した場合に備え、対処体制の強化を図っている。

具体的には、武装工作員等による不法行為に対処できるよう、防衛庁(当時)・自衛隊との間で、平成12年以降、「治安出動の際における治安の維持

に関する協定」等を締結した。これに基づき、全ての都道府県警察が、陸上自衛隊の師団等との間で、14年から17年までの間に共同図上訓練を、また、その成果を踏まえ、17年から21年6月までの間に共同実動訓練を、それぞれ実施した。現在は、陸上自衛隊の連隊等との間で、より実戦的な共同実動訓練を実施している。

また、23年11月、政府は、原発等に対するテロを現実の脅威として再認識し、その未然防止対策を強化することを決定しており、その中で、警察庁、防衛省等の関係省庁は、実戦的な共同訓練の実施等において引き続き連携を強化することが示された。これを受け、24年6月に伊方原発の敷地を利用した共同実動訓練を実施したのを皮切りに、泊、美浜、島根、東通及び柏崎刈羽の各原発においても同様の訓練を実施した。

(5) 重要施設の警戒

警察では、原子力関連施設や首相官邸等の我が国の重要施設、米国関係施設、鉄道等の公共交通機関等の警戒警備を徹底している。

特に、全国の原子力関連施設では、サブマシンガンやライフル銃、耐爆・防弾仕様の車両等を装備した銃器対策部隊が、24時間体制で警戒に当たっているところ、東日本大震災を受けて警戒警備に従事する地方警察官216人を増員するとともに、警戒要領を見直し、爆発物使用事案及びNBCテロ事案の対処に係る装備資機材等を整備・拡充して、原子力関連施設の警戒警備を一層強化している。また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、平成18年8月から経済産業省、文部科学省等(24年9月以降は、原子力規制委員会等)と連携して、警察庁職員による原子力関連施設に対する立入検査等を積極的に実施し、事業者による防護体制の強化を促進している。

(6) NBCテロ対策

NBCテロが発生した場合に迅速・的確に対処するため、9都道府県警察(北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡)に、高度な装備資機材を配備したNBCテロ対応専門部隊を設置している(総勢約200人体制)ほか、その他の府県警察には、必要な装備資機材を配

備したNBCテロ対策班を設置している。これらの部隊は、装備資機材の 充実強化、実戦的訓練の実施等により対処能力の向上に努めている。

また、原子力関連施設に対する立入検査等のほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、厚生労働省と緊密に連携して、警察庁職員による特定病原体等所持者等の事務所や事業所に対する立入検査等を実施し、事業者による防護体制や防犯体制の強化を要請している。

(7) 特殊部隊・銃器対策部隊の充実強化

警察では、ハイジャック、重要施設占拠事案等の重大テロ事件等において事態の鎮圧、被疑者の検挙等を行うため、サブマシンガン、ライフル銃、自動小銃、特殊関光弾、ヘリコプター等の装備資機材や機動力を備えた特殊部隊(SAT: Special Assault Team)を8都道府県警察(北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄)に設置している(総勢約300人体制)。

また、全国の機動隊に編成されている銃器対策部隊についても、人的体制及び装備資機材の充実強化、実戦的訓練の実施等により対処能力の向上に努めている。

(8) スカイ・マーシャルの運用

警察では、平成16年12月の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部の決定を踏まえ、ハイジャック対策を強化するため、警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。国土交通省等の関係省庁や航空会社と緊密に連携し、的確な運用を図るとともに、諸外国との情報交換等を通じて対処能力の向上に努め、航空保安を強化している。

(9) 武力攻撃事態等への対処

警察は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態(以下「武力攻撃事態等」という。)並びに緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)に基づき、国家公安委員会・警察庁国民保護計画に定める国民の保護のための措置を実施することとされている。

警察は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民の保護のための措置を迅速かつ的確に実施できるよう、国民保護法に基づいて行われる内閣官房、各都道府県等が主催する国民保護訓練に積極的に参加し、住民避難、被災情報の収集・提供、被災者の捜索・救出等の訓練を実施しており、平成27年11月には、北海道において実施された国民保護共同実動訓練に参加した。

警察では、こうした訓練のほか、都道府県及び市町村の国民保護計画や 市町村における避難実施要領の作成・変更作業への参画を通じて関係機関 との連携強化に努めるとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態におけ る住民避難の要領等を習熟するよう努めている。

(10) 国際協力の推進

国際テロ対策を推進するには、世界各国の連携・協力が必要であることから、サミットや国連等の場において、政府首脳間、治安担当大臣間、警察機関相互間等で諸対策に関する活発な議論がなされている。警察庁も、これらの国際会議に積極的に参加している。

また、警察庁では、テロ対策に関する地域協力を推進するため、例年、「地域テロ対策協議」を開催しており、平成27年6月にアフリカ諸国からテロ対策担当者を招へいし、国際テロ情勢に関する情報交換を行った。

さらに、例年、国際協力機構(JICA)との共催による「国際テロ対策 セミナー」を開催しており、10月、中東・アフリカ諸国等からテロ対策担当 者を招へいし、国際テロ対策に関するノウハウの提供を行った。

このほか、我が国は、国連安保理決議第1267号、第1373号等に基づき、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)により国際テロリストの資産凍結措置を実施しており、現在、国際テロに関係する484の個人・団体を対象としている(12月31日現在)。一方、テロ資金供与対策等における国際協力を推進するFATF(金融活動作業部会)から、国際テロリストの行う対外取引については外為法で規制されているが、国内取引については規制がされていない旨の指摘を従来から受けてきた。このような状況を踏まえ、国際テロリストに係る国内取引について都道府県公安委員会の許可制とすることなどを内容とする国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏

まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法が 26年11月に成立し、同法は27年10月に施行された。

第4 サイバー空間における警備情勢

平成 26 年に引き続き、27 年中も国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が発生した。海外においては、重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させてしまうサイバーテロが発生しており、サイバーテロの脅威は正に現実のものとなっている。また、情報通信技術を用いて政府機関や先端技術を有する企業等から機密情報を窃取するサイバーインテリジェンスは、我が国でも頻発している。サイバー空間における脅威は、国の治安や安全保障に影響を及ぼしかねない問題となっており、我が国においても、サイバー空間の脅威に対する対処能力の向上に努めている。

1 サイバー攻撃に関する情勢

(1) 国内における情勢

近年、国内において、先端技術や機密情報の窃取を目的として行われる サイバーインテリジェンス事案が頻発しており、我が国にとって大きな脅 威となっている。

平成 26 年1月には、福井県に所在する独立行政法人日本原子力研究開発機構において、高速増殖原型炉「もんじゅ」の発電課当直員が使用する事務処理用パソコンが、動画再生用ソフトウェアの更新機能を悪用した手口により不正プログラムに感染したことが判明した。その後の調査により、パソコン内のファイルやフォルダの名称や、ユーザーアカウント名等のデータが窃取されたことが明らかになった。

また、27 年 6 月には、日本年金機構に対するサイバー攻撃により、同機構が保有する個人情報が流出したことが公表されたほか、我が国の複数の機関、団体、事業者等において、サイバー攻撃による情報窃取等の被害が発生していたことが明らかとなった。

こうしたサイバーインテリジェンス事案に対処するため、警察庁では、サイバーインテリジェンスの主要な手口となっている標的型メール攻撃について、23 年8月に先端技術を有する事業者等との間で、「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」(28 年1月現在、7,333 の事業者等が参画)を構築しており、これら事業者等に対して送付された標的型メールの

提供を受け、分析するとともに、対策に必要な情報を共有している。

27 年上半期に警察庁が把握した標的型メール攻撃は 1,472 件であった。 非公開メールアドレスに対する攻撃が全体の 9 割を占めており、送信元メールアドレスについて攻撃対象の事業者等や実在する事業者等のメールアドレスを詐称したものが多数確認された。さらに、複合機のスキャナ機能により読み込んだ文書の送付を装った標的型メール攻撃が確認されるなど、手口の巧妙化がうかがえる。

サイバーインテリジェンスにより機密情報が窃取されると、我が国の治安、外交や安全保障に重大な影響が生じるおそれがある上、重要インフラの基幹システムの設計やぜい弱性に関する情報が窃取された場合、それらが悪用され、サイバー攻撃が実行されるおそれもある。

(2) 海外における情勢

2015 年 4 月、フランスの国際放送局が、ISILの賛同者とみられる「CyberCaliphate」と称する者によるサイバー攻撃を受けた。この攻撃により、同局の番組が放送できない状態となったほか、公式ウェブサイトや同局のSNSアカウントが一時的に乗っ取られるなどの被害が発生した。

また、7月には、米連邦政府人事管理局(OPM)が、2,150万人分の職員情報を窃取されたと発表した。同局の発表によれば、窃取された情報には、現職員や元職員の氏名、住所、社会保障番号等が含まれていた。

このように、サイバー攻撃は、世界的規模で頻発しており、重要な国際問題の一つとなっている。

2 サイバー攻撃対策

(1) 体制の強化

サイバー攻撃は、攻撃の被害が潜在化する傾向があり、国境を容易に越えて実行可能であるなどの特徴から、一つの都道府県警察のみによる捜査では、攻撃の実態解明に大きな困難を伴う。そこで、平成 25 年 4 月、管区警察局所在県を中心とする 13 都道府県警察(注)において「サイバー攻撃特別捜査隊」を設置し、5 月には、警察庁に「サイバー攻撃対策官」を設置するとともに、これを長とする「サイバー攻撃分析センター」を設置し

体制を強化した。

また、サイバー空間の脅威への対処は警察のいずれの部門にとっても大きな課題となっていることから、26 年4月、警察庁では、サイバーセキュリティ対策全般の司令塔としての機能を強化するため、部門の垣根を越えて全体を俯瞰する立場からサイバーセキュリティに関する各種取組の総括・調整を行う長官官房審議官(サイバーセキュリティ担当)及び長官官房参事官(サイバーセキュリティ担当)を設置した。

(注) 13 都道府県警察

北海道、宮城、警視庁、茨城、埼玉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川及び福岡

(2) サイバー攻撃の実態解明

警察では、攻撃者の特定のためだけでなく、サイバー攻撃の手口等を明らかにして社会に警鐘を鳴らすためにも、サイバー攻撃の実態解明を進めている。その過程では、国際捜査共助や外国治安情報機関との情報交換等が必要となるため、国際連携の強化を図っている。

(3) 官民連携の推進による被害の未然防止

サイバー攻撃による被害を未然に防止するため、警察では、サイバーテロの標的となるおそれのある重要インフラ事業者等や情報窃取の標的となるおそれのある先端技術を有する事業者等との連携を強化している。

重要インフラ事業者等に対しては、個別訪問や「サイバーテロ対策協議会」の開催等を通じて、情報セキュリティに関する情報提供や意見交換を行っているほか、事案発生を想定した共同対処訓練を実施し、緊急対処能力の向上を図るなど、官民連携した諸対策を推進している。

先端技術を有する事業者等とは、「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」を通じて、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報の集約・分析を行うとともに、これに基づく注意喚起を実施している。

また、不正プログラムを利用したサイバー犯罪やサイバー攻撃による被害を防止するため、警察とウイルス対策ソフト提供事業者等との間で、「不

正プログラム対策協議会」を設置した。平成 24 年 8 月には、セキュリティ 監視サービス又はセキュリティ事案に対処するサービスを提供する事業者 等と構成する「サイバーインテリジェンス対策のための不正通信防止協議 会」を設置し、情報窃取を企図したとみられる不正な通信の防止に資する 情報を民間事業者等と共有することで、我が国の事業者等からの情報窃取 に悪用されているとみられる不正なコンピュータへの通信の防止を図って いる。

第4章 警備実施

第1 警衛・警護

1 警衛

平成27年中、天皇皇后両陛下は、第66回全国植樹祭御臨場(5月:石川県)、 第70回国民体育大会御臨場(9月:和歌山県)、第35回豊かな海づくり大会御 臨席(10月:富山県)のほか、第3回国連防災世界会議御臨席(3月:宮城 県)、被災地御見舞(10月:茨城県)等のため行幸啓になった。

皇太子殿下は、第26回全国「みどりの愛護」のつどい御臨席(5月:宮崎県)、平成27年度全国高等学校総合体育大会御臨場(7月:和歌山県)、第23回世界スカウトジャンボリー御臨場(8月:山口県)等のため行啓になった。

海外へは、天皇皇后両陛下が、戦後70年に当たり戦没者の慰霊及び国際親善のためパラオ国を御訪問(4月)になった。このほか、皇太子同妃両殿下が、国王戴冠式御参列のためトンガ国を御訪問(7月)になるなど、皇族方が合計7回御訪問になった。

警察では、皇室と国民との親和に配意した警衛警備を実施し、御身辺の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図った。

2 警護

(1) 外国要人

平成27年中は、国賓としてフィリピンのアキノ大統領(6月)、公賓としてベトナムのグエン・フー・チョンベトナム共産党中央執行委員会書記長(9月)、公式実務訪問賓客としてカタールのタミーム首長(2月)、ラオスのトンシン首相、ドイツのメルケル首相、インドネシアのジョコ大統領夫妻、ポルトガルのパッソス・コエーリョ首相(3月)、マレーシアのナジブ首相夫妻(5月)、イタリアのレンツィ首相夫妻(8月)、ウガンダのムセベニ大統領夫妻(9月)、パプアニューギニアのオニール首相夫妻、スリランカのウィクラマシンハ首相夫妻(10月)がそれぞれ来日した。

関係都府県警察では、所要の警護警備を実施し、外国要人の安全を確保

した。

(2) 国内要人

安倍首相は、首脳会談等のためにエジプト、ヨルダン、イスラエル及びパレスチナ(1月)を訪問した。また、シンガポールのリー・クァンユー元首相の国葬参列のためにシンガポール(3月)を、首脳会談等のために米国(4月)を、アジア・アフリカ会議(バンドン会議)60周年記念首脳会議出席等のためにインドネシア(4月)を、G7サミット出席及び首脳会談等のためにドイツ、ウクライナ(6月)を、第70回国連総会出席及び首脳会談等のために米国、ジャマイカ(9月)を、首脳会談等のためにモンゴル、トルクメニスタン、タジキスタン、ウズベキスタン、キルギス及びカザフスタン(10月)を、日中韓サミット出席等のために韓国(11月)を、G20アンタルヤ・サミット出席等のためにトルコ(11月)を、APEC首脳会議出席等のためにフィリピン(11月)を、ASEAN関連首脳会議出席等のためにマレーシア(11月)を、COP21首脳会合出席等のためにフランス(11月)を、首脳会談等のためにルクセンブルク(12月)を、首脳会談等のためにインド(12月)をそれぞれ訪問した。

警察では、関係国の警護当局との緊密な連携の下、的確な警護措置を実施し、首相の身辺の安全を確保した。

第2 自然災害等への対応

1 東日本大震災を踏まえた大規模災害への備え

(1) 災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築の推進

警察庁では、平成23年11月、警察庁次長を長とする災害対策検討委員会を設置し、危機管理体制の再点検及び再構築に向けて重点的に検討すべき事項を取りまとめるなど、災害対策について組織横断的な検討を行ってきた。また、都道府県警察においても、約90項目の重点検討事項に関し、各都道府県警察の進捗状況に応じた計画的な取組を継続推進しているほか、南海トラフ地震、首都直下地震等の被害想定や局地的な豪雨等により相次ぐ土砂災害等最近の災害の特徴を踏まえ、各都道府県の地理的特性に応じ

た効果的な取組を推進している。

(2) 災害対処能力の向上のための取組

危機管理体制の再構築に向けた取組の中で、各都道府県警察では、警察 災害派遣隊の中核となる広域緊急援助隊、緊急災害警備隊等の対処能力向 上を図るため、各都道府県の地理的特性を踏まえつつ、非常参集、救出救 助や避難誘導等に係る各種災害警備訓練を実施している。

また、自衛隊、消防等関係機関との協議会の場での意見交換やこれらの 機関との合同訓練等を通じて、災害対応に資する連携強化を図っている。

2 台風による被害

平成27年中は27個の台風が発生し、うち4個が日本に上陸し、13個が接近した。これらの台風による被害は、死者12人、負傷者296人等であった。主な台風の概要及び警察措置については、次のとおりである。

(1) 概要

ア 台風第11号

台風第11号は、7月4日、マーシャル諸島近海で発生し、非常に強い勢力で日本の南海上を北上し、16日午後11時頃に高知県室戸市付近に上陸した後、17日午前6時頃に岡山県倉敷市付近に再び上陸した。台風は引き続き北上し、日本海に達した後、進路を北東に変え、17日午後9時に同海域で温帯低気圧に変わった。これにより、死者2人、負傷者58人等の被害が発生した。

イ 台風第15号

台風第15号は、8月15日、マリアナ諸島近海で発生し、23日には、非常に強い勢力で先島諸島に接近・通過した後、沖縄本島や奄美大島の西の海上を北東に進み、25日未明には薩摩半島の西の海上に達した。その後、25日午前6時過ぎに熊本県荒尾市付近に上陸し、強い勢力を保ったまま九州北部地方を北上し、26日午前6時に日本海で温帯低気圧に変わった。これにより、死者1人、負傷者113人等の被害が発生した。

ウ 台風第18号

台風第18号は、9月7日、日本の南海上で発生し、9日午前10時過ぎに

愛知県知多半島に上陸した。その後、日本海に進み、同日午後9時に同海域で温帯低気圧に変わった。また、この台風の影響で9月9日から11日にかけて関東地方及び東北地方で発生した大雨(気象庁は「平成27年9月関東・東北豪雨」と命名。)により、茨城県において鬼怒川の堤防が決壊するなどして、死者8人負傷者77人等の被害が発生した。

(2) 警察措置

関係都道府県警察では、所要の体制を構築し、指揮体制を確立するとともに、警察へり等による被害情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動を実施した。また、警察庁及び関係管区警察局においても所要の体制を構築し、被害情報の収集、関係機関との連絡調整、広域緊急援助隊の派遣調整等を実施した。

3 噴火による被害

(1) 概要

平成27年5月29日午前9時59分、鹿児島県の口永良部島が噴火したことにより、気象庁は噴火警報を発表し、噴火警戒レベルを3(入山規制)から5(避難)に引き上げた。この噴火により、全島民に避難指示が出されたほか、負傷者1人の被害が発生した。

(2) 警察措置

鹿児島県警察では、警察本部長を長とする災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察へり等による被害情報の収集、住民の避難誘導、避難区域の残留者確認、避難所における困りごと相談対応等の活動を実施した。また、警察庁では警備局長を長とする災害警備本部を設置し、被害情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

4 竜巻等突風による被害

(1) 概要

ア 群馬県伊勢崎市等における突風

平成27年6月15日午後4時頃、群馬県前橋市から伊勢崎市にかけてダウンバーストが原因とみられる突風が発生した。これにより、負傷者2人の

被害が発生した。

イ 神奈川県横浜市等における竜巻

8月17日午後2時頃、神奈川県藤沢市から横浜市にかけて竜巻が原因とみられる突風が発生した。これにより、負傷者3人等の被害が発生した。

ウ 千葉県千葉市における竜巻

9月6日午後9時30分頃、千葉県千葉市において竜巻が原因とみられる 突風が発生した。これにより、負傷者3人等の被害が発生した。

(2) 警察措置

関係県警察では、所要の体制を構築し、指揮体制を確立するとともに、警察へリ等による被害情報の収集や関係機関との情報共有等を実施した。

5 各種感染症への対策

(1) 新型インフルエンザ等への対応

警察は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とした「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が平成25年4月に施行されたことを踏まえ、同年10月、発生段階に応じ、警察庁及び都道府県警察が実施すべき、感染対策、水際対策の支援、医療活動の支援、社会秩序の維持、緊急事態措置に対する支援等を定めた「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。さらに、26年7月、国家公安委員会及び警察庁が限られた人員の中で、治安維持機能を継続できるよう必要な事項を定めた「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を策定した。各都道府県警察においても、知事部局等関係機関と連携を図り、地域の実情に応じた行動計画を策定している。

また、警察庁では、新型インフルエンザ等発生時の対処能力向上のため、 26年度以降、年1回、政府全体訓練と連携した訓練を実施しており、27年中 も各都道府県警察において、関係機関、団体等と連携した訓練を実施してい る。

(2) その他国際的に脅威となる感染症への対応

平成26年3月以降、エボラ出血熱や中東呼吸器症候群(MERS)等の感染症が、国際社会にとって大きな脅威となっていることを受け、27年9月、関係行政機関の緊密な連携の下に、その効果的かつ総合的な推進を図るため、内閣総理大臣が主宰する「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」が開催され、「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」が決定された。

警察では、関係機関が一体となって行う感染防止対策へ積極的に参画するとともに、国内で感染者等が確認された場合には、必要に応じて、空港、医療機関等における警戒活動、感染者等の搬送支援、検体の搬送支援等を実施しているところ、同基本方針に基づき、引き続き、研修、訓練の実施や必要な装備資機材の整備等を進め、対処能力の向上を図ることとしている。

第5章 伊勢志摩サミットをめぐる諸情勢と対策

第1 伊勢志摩サミットをめぐる諸情勢

伊勢志摩サミットは、平成28年5月26日及び同月27日の両日、三重県志摩市において開催されることが、27年6月26日の閣議で了解された。首脳会議の外に、外務大臣会合が28年4月10日から11日までの間広島県で、農業大臣会合が4月23日から24日までの間新潟県で、情報通信大臣会合が4月29日から30日までの間香川県で、エネルギー大臣会合が5月1日から2日までの間福岡県で、教育大臣会合が5月14日から15日までの間岡山県で、環境大臣会合が5月15日から16日までの間富山県で、科学技術大臣会合が5月15日から17日までの間茨城県で、財務大臣会合が5月20日から21日までの間宮城県で、保健大臣会合が9月11日から12日までの間兵庫県で、交通大臣会合が9月24日から25日までの間長野県で、それぞれ開催される予定である。

伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合をめぐっては、我が国に対するテロやサイバー攻撃の脅威があることに加え、反グローバリズムを掲げる過激な勢力や極左暴力集団、右翼等の動向も予断を許さない状況にある。

1 国際テロ情勢

サミットにおいては、世界各国の要人が一堂に会することとなるが、ISILやAQは、我が国を始めとするサミット参加各国をテロの標的とみなしている。2005年7月、英国・スコットランドのグレンイーグルズで開催されたサミットの開催中に、ロンドン市内において地下鉄、バスを狙った無差別、同時多発テロ事件が発生したように、サミット開催地となる三重県志摩市のみならず、それ以外の場所において、公共交通機関等のソフトターゲット等が狙われる可能性は否定できない。

特に2015年11月、フランス・パリにおいて劇場やレストラン等複数の場所を 狙った同時多発テロ事件が発生した。このテロを行ったとされるISILは、 これまでに欧米諸国のほかにも、我が国や邦人をテロの標的として挙げており、 一層厳しい国際テロ情勢下での伊勢志摩サミットの開催となる。

2 サイバー攻撃等による新たな脅威

2012年のロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会においては、メインスタジアムの電力システムに対するサイバー攻撃のおそれが生じ、システムを手動で制御するなどの対策を講じたとされている。伊勢志摩サミットにおいても、関係機関、事業者等と連携し、会議そのものの妨害やプロパガンダの流布等を企図したサイバー攻撃のほか、重要インフラ事業者等のシステムに侵入して警備体制等に関する情報を窃取するサイバー攻撃による被害の未然防止を図る必要がある。

3 反グローバリズムを掲げる過激な勢力等

海外の反グローバリズムを掲げる過激な勢力等は、近年のサミット開催時に、海上周辺の大都市等において大規模なデモに取り組んでおり、その過程で、一部の暴徒が店舗の破壊や警察官への投石等を行ったほか、路上に座り込んで道路の封鎖を行うなどしている。

一方、国内の勢力は、平成20年に我が国で開催された北海道洞爺湖サミット開催に伴い、「反G8」等を掲げて、海外の過激な勢力等と連携しながら多数の集会やデモに取り組んだ。最大動員となった札幌市内で行われたデモには、約5,000人(主催者発表)が参加し、一部の活動家が違法な形態でデモを行うなどしたことから、公安条例違反や公務執行妨害等で4人が逮捕された。

また、国内の勢力は、22年に神奈川県横浜市で開催されたAPEC首脳会議でも、海外の過激な勢力等と連携しながら集会やデモに取り組むなど、継続的に、国内外の国際会議への抗議行動に取り組んでいる。さらに、近年は、反原発運動等の各種社会運動にも積極的に介入し、その過程において国内外諸勢力との連帯・連携を維持・強化しながら、勢力の拡大を図っている。

伊勢志摩サミットをめぐっては、これら国内の勢力が、海外の過激な勢力と 連携して、集会やデモを始めとする様々な抗議行動を行うものとみられ、その 過程で道路封鎖や暴動等の過激な抗議行動を引き起こすおそれもある。

4 極左暴力集団、右翼等

極左暴力集団は、我が国で行われた過去のサミットにおいて、「サミット粉

砕」を主張し、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こしたほか、過激な抗議行動に 取り組んだ。

このうち平成12年の九州・沖縄サミットでは、革労協反主流派が「サミット爆砕」等と主張し、米軍横田基地に向け、飛翔弾を発射する事件を引き起こした。また、20年の北海道洞爺湖サミットでは、首脳会議直前に、中核派(党中央)が開催地から離れた東京都内で「サミット粉砕」を訴え、集会、デモに取り組み、参加者の一部が警察官に対して暴行を加え、公務執行妨害罪等で活動家ら8人が逮捕された。

伊勢志摩サミットに対しても、既に革労協主流派が、「伊勢・志摩サミットをアジア人民の怒りとともに粉砕しよう」と、統一共産同盟が、「反侵略・反帝国主義・反グローバリズムをかかげた伊勢志摩サミット粉砕の現地闘争を闘い抜かねばならない」とそれぞれ主張しており、今後、その他の各派も含め反対闘争に取り組む姿勢を示すものとみられる。

極左暴力集団は、伊勢志摩サミット開催に際し、開催地のみならず、隣接の愛知県を始めとする大都市圏で過激な抗議行動に取り組むことが予想される。

右翼については、原爆投下等を捉え米国に対する抗議行動に執拗に取り組んでいる一部の右翼が、サミット開催時においても、米国要人に対する抗議行動に取り組む可能性があるほか、恒常的な批判対象である中国や韓国等の要人が来日すれば、領土問題等を捉えた抗議行動を活発化させるものとみられ、その過程で要人や関係施設に対するテロ等重大事件を引き起こすおそれもある。

第2 サミット対策

1 警備諸対策

(1) 体制の構築

警察庁は、平成27年6月12日、警察庁次長を委員長とする「伊勢志摩サミット等警備対策委員会」を設置した。また、首脳会議、外務大臣会合、財務大臣会合の開催地等を管轄する三重県、広島県、宮城県、愛知県警察が、それぞれサミット対策課を設置したほか、全ての都道府県警察において警備連絡室等を設置するなど、体制を構築し、全国警察が総力を挙げて警備諸対策

を総合的に推進している。

(2) 基本方針

今回のサミット警備では、「国内外要人の身辺の安全と行事の円滑な遂行の確保」、「テロ等違法行為の未然防止」を図ることを基本方針としている。また、平成27年6月にドイツ・エルマウで開催されたG7サミットでは、デモ隊等が会場に通じる道路を封鎖したことなどを踏まえ、反グローバリズムを掲げる過激な勢力等によるデモ・集会対策を徹底し、記者団や随員等の安全かつ円滑な移動を確保することとしている。

(3) 部隊等の対処能力の向上

警察では、反グローバリズムを掲げる過激な勢力等による大規模なデモや 違法行為等への対処を念頭に置き、種々の状況を想定した「ブラインド方式」 による突発事案対処訓練、公安捜査隊との連携を強化するための合同訓練を 行うなど、警備実施に当たる部隊の練度向上に向けた取組を推進している。 また、管区警察局単位等、可能な限り大規模な治安警備訓練等を行うなどし て、部隊の対処能力向上を図るための訓練を推進している。

特に、厳しい国際テロ情勢を踏まえ、各都道府県警察の銃器対策部隊については、平素から訓練時間を確保するなどして対処能力の向上を図っている。

(4) 関係機関・団体、事業者等との連携

警察では、テロ等不法行為を未然に防止するため、関係行政機関・団体、 事業者等と緊密に連携し、水際対策、鉄道等の公共交通機関対策、重要イン フラ対策等の警備諸対策を推進している。

これらの対策を遂行するに当たっては、関係機関等の理解と協力を得る必要があることから、各都道府県警察においては、既存の枠組み等も活用して、関係機関・団体等と緊密な連携を一層進めるための取組を進めている。

首脳会議の開催地である三重県警察では、平成27年10月に、「テロ対策三重パートナーシップ推進会議」を設立するとともに、伊勢志摩サミット関連施設を管轄する鳥羽警察署及び伊勢警察署の2警察署をモデル地区として指定し、順次、県内全警察署で警察署版パートナーシップを構築していく。さらには、関係機関等とテロ対処のための合同訓練、合同パトロール等を行うとともに、積極的な情報発信を行うなど官民一体の「日本型テロ対策」を推

進していく。

(5) 地域住民等の理解と協力の確保

サミット警備においては、サミット関連施設の周辺等における警戒や検問等を実施するほか、交通規制や交通総量抑制等を行うなど、長期間・広範囲にわたる警戒警備を実施する必要があり、市民生活及び社会経済活動に対する影響も十分に考慮しつつ、警備諸対策を推進する必要がある。そのため、警察では、地域住民の理解と協力を確保するため、住民説明会を開催するとともに、防犯・交通関係団体の会合、各自治体主催の説明会に参画するなど、各種機会を活用して積極的に情報発信を行い、サミット警備に対する理解と協力の確保に努めている。

(6) 情報収集活動の強化

警察では、テロリスト等の我が国への入国を防ぐため、各国治安情報機関等と連携し、テロを実行するおそれのある者の把握に努めており、特にISILが邦人を標的とするテロを警告したことを踏まえ、ISILや関連組織の活動の把握、実態の解明等を推進しているほか、インターネット上での情報収集活動も強化している。また、国内においては、重要施設等に対するテロの兆候を把握するため、これに関わる不審者に対する情報収集・分析を強化している。

サイバー攻撃に対しては、インターネット掲示板等におけるサイバー攻撃を扇動する書込み等を把握するとともに、サイバーセキュリティに関する有識者等との協力関係を構築して情報収集を図るなど、サイバー攻撃をめぐる最新の情勢等の把握に資する情報の収集・分析を強化している。

さらに、反グローバリズムを掲げるデモ等に伴う違法行為や極左暴力集団や右翼による「テロ、ゲリラ」事件の未然防止のための情報収集活動を推進している。

(7) 外国治安機関との連携

警察庁では、ドイツ (2015年G 7 エルマウ・サミット、2007年G 8 ハイリゲンダム・サミットを開催)を始め、近年に大規模警備を担当した国の治安機関等との意見交換を推進している。

2 国際テロ対策

警察では、我が国に対するテロの脅威が現実のものとなっていることを踏まえ、サミット開催国としての治安責任を果たすべく、国内外関係機関との連携や官民一体の「日本型テロ対策」を推進し、テロの未然防止に努めている。

さらに、2015年11月、フランス・パリにおいて銃器や爆発物を用いた同時多発テロ事件が発生したことを踏まえて、警察庁から各都道府県警察に対し、テロ対策の強化を指示した。

(1) 国内外関係機関との連携

警察では、外国治安情報機関等との連携を一層緊密化するなど、テロ関連情報の収集・分析を強化しているほか、収集した情報の総合的な分析結果を活用し、不審点の徹底解明等を推進している。

また、警察は、テロリスト等の入国を阻止するため、入国管理局等と連携し、事前旅客情報システム(APIS)、外国人個人識別情報認証システム(BICS)等の効果的な運用を図るとともに、入国管理局及び税関が乗客予約記録(PNR)(注)等の事前情報を分析・活用するに際し、必要に応じ、水際関連情報の共有を図るなど、関係機関と緊密に連携した国際海空港における水際対策を推進している。

(注) PNR: Passenger Name Record

航空機の予約に係る航空会社が保有する乗客予約記録

(2) 官民一体の「日本型テロ対策」の推進

警察では、公共交通機関等テロの標的とされるおそれのある事業者に対して警戒を呼び掛けているほか、テロに関する不審情報を確実に入手するため、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対する管理者対策や化学物質を取り扱う学校等についても所管官庁や施設管理者と連携して、化学物質の保管・管理の徹底等を要請している。そのほか旅館業者やレンタカー業者等、テロリストが犯行の準備段階で利用する可能性のある施設の管理者に対しても警察への協力を要請している。

テロを未然に防止するためには、警察による取組だけでは十分ではなく、 民間事業者、地域住民等と緊密に連携し、官民が一体となってテロ対策を推 進することが不可欠である。警視庁等では、テロに対する危機意識の共有や 大規模テロ発生時における共同対処体制の整備等を推進するために、テロ対 策パートナーシップを構築して研修会、訓練、パトロール等を実施している。

3 サイバー攻撃等への対策

警察では、サイバー攻撃の標的となり得る会議場を始めとする伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合関係施設や重要インフラ事業者等の管理者と連携して、サイバー攻撃による被害の未然防止に努めている。各事業者等に対する個別訪問により、最近のサイバー攻撃の情勢や手口について情報共有するとともに、当該事業者が保有するシステムの特性、ぜい弱性等の実態を把握した上で、ぜい弱性試験を実施するなど対策を講じるほか、伊勢志摩サミット等に影響を及ぼすサイバー攻撃事案の発生を想定したシナリオに基づき、関係者と共同対処訓練を実施することにより、事態対処能力の強化を図ることとしている。

小型無人機については、関係機関等と連携した上、その運用に係る規範意識の醸成に努めるほか、伊勢志摩サミット等関係施設や重要防護対象等の周辺施設、空地等に係る管理者対策を徹底するなど、不法事案の未然防止に向けた諸対策を推進していく。

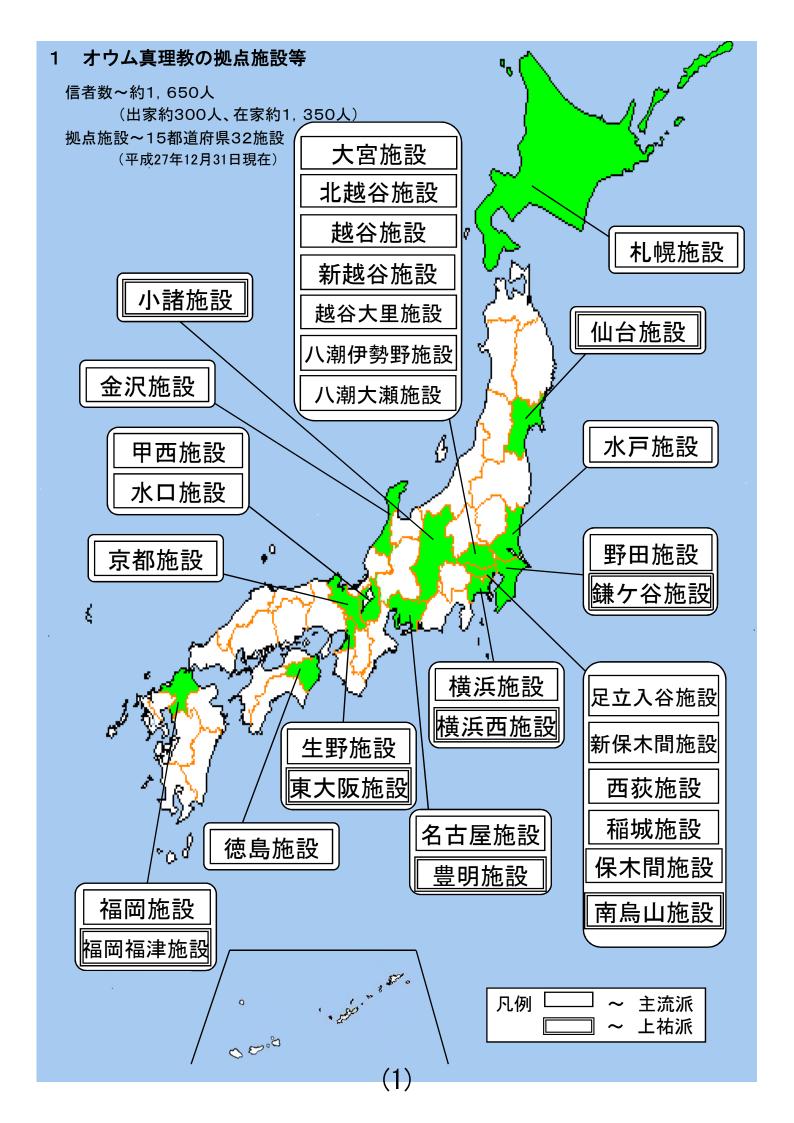
4 反グローバリズムを掲げる過激な勢力、極左暴力集団、右翼等への対策

警察では、反グローバリズムを掲げるデモ等に伴う違法行為や極左暴力集団 や右翼による「テロ、ゲリラ」事件の未然防止のため、情報収集活動や事件捜 査を推進している。また、極左暴力集団の非公然アジトの摘発を目的としたマ ンション、アパート等に対するローラー等各種対策の徹底を図っている。

このほか、関係機関との緊密な連携、協力の下、管理者対策や水際対策等を 講じるほか、各種対策に対する国民の理解と協力を得るため、ポスター、広報 誌、インターネット等各種広報媒体を活用して、広範な広報活動を実施するな ど警備環境の整備に努めている。

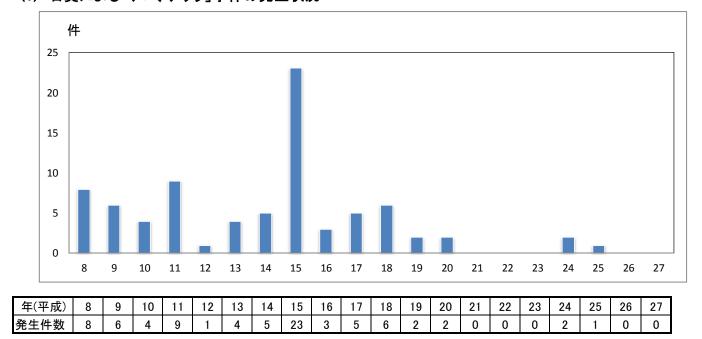
各開催地においては、要人の行先地や宿泊施設、あるいは、極左暴力集団や 右翼等の攻撃対象となり得る施設等に対する警戒を強化し、「テロ、ゲリラ」 事件、右翼による接近、徘徊事案の未然防止を図るとともに、右翼の街頭宣伝 活動への対策を的確に実施することとしている。また、違法事案が発生した際 には、徹底した取締りを行うこととしている。

別 添 資 料



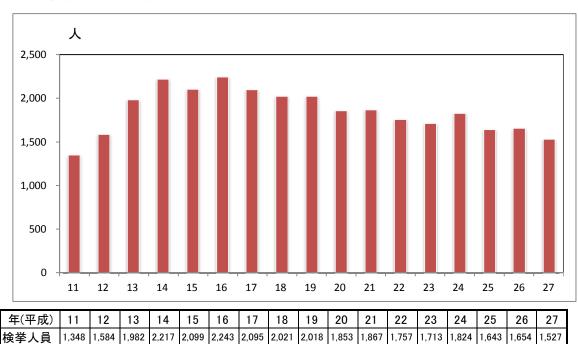
2 右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生状況及び右翼関係事件の検挙状況

(1) 右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生状況



(平成27年12月31日現在の発生件数)

(2) 右翼関係事件の検挙状況



※ 平成10年以前は、統計基準が異なるため計上せず。

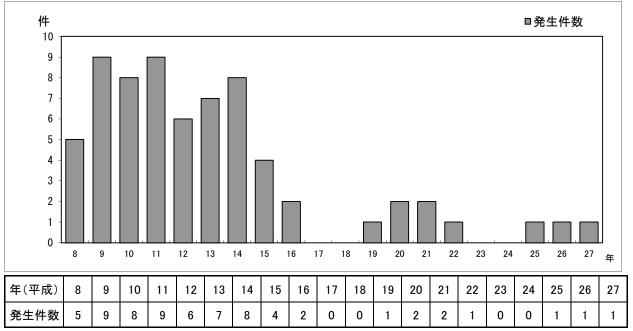
(平成27年12月31日現在の検挙人員)

3 平成27年中における右翼等による主な事件の検挙状況

| | | 事件名等 | 検挙日 | 事件概要 |
|-----|------|----------------------------|------------|---|
| 1 | 大 | 政治団体幹部による詐欺 | H27. 1.15 | 保有するキャッシュカードにローン機能を付加させようと企て、インター |
| | | 事件 | | ネットを利用して申込フォームに虚偽の内容を入力した上、虚偽の源泉徴収 |
| | 阪 | | | 票を郵送するなどして、銀行の審査担当者を誤信させ、極度額200万円のカ |
| | | | | ードローン機能を付加させて財産上の不法の利益を得た政治団体幹部を詐欺 |
| | | | | 罪で逮捕した。 |
| 2 | 埼 | 政治団体幹部による恐喝 | H27. 1.27 | 建設会社が受注した建築工事現場において発生した残土の運搬及び処分方 |
| | ., | 未遂事件 | | 法に因縁を付け、同社代理人弁護士に対し、「口止め料を支払わなければ街 |
| | 玉 | | | 宣をかける」などと脅迫した政治団体幹部を恐喝未遂罪で逮捕した。 |
| 3 | | 政治団体構成員による恐 | H27. 2. 4 | |
| | | 喝未遂事件 | 11277 | の威力を示して脅迫し、金員を脅し取ろうとした政治団体構成員を恐喝未遂 |
| | 阪 | - 47 N. 2 4 11 | | 罪で逮捕した。 |
| 4 | | 政治団体幹部による詐欺 | H27. 2.12 | |
| | | 事件 | | 円を不正に受給した政治団体幹部を詐欺罪で逮捕した。 |
| | 阪 | | | |
| 5 | | 政治団体幹部による暴力 | H27. 3. 1 | 妻の勤務先における同人の雇用形態に関するトラブルに乗じて、同社役員 |
| | | 行為等処罰に関する法律 | | に対し「俺の団体の長としての顔がつぶれた。会社がどうなっても知らんぞ」 |
| | | 違反事件 | | などと脅迫した政治団体幹部を暴力行為等処罰に関する法律違反で逮捕した。 |
| 6 | | 政治団体幹部による詐欺 | H27. 3. 2 | |
| | 74. | 事件 | | 行い、生活保護費合計約81万円を詐取した政治団体幹部を詐欺罪で逮捕した。 |
| | 都 | Ŧ I I | | |
| 7 | | 政治団体構成員による公 | H27 5 31 | 警備従事中の警察官の顔に食べ物を吐きつける暴行を加えた政治団体構成 |
| | | 務執行妨害事件 | | 員を公務執行妨害罪で逮捕した。 |
| | 玉 | 70 4(1) W D 4 H | | A CAMPAIN M BAF CAMIN O IC. |
| 8 | | 政治団体幹部による迷惑 | H27. 6.29 | 街宣活動中、少年(14歳)が乗車していた自転車のハンドルをつかみ、「お |
| | | 行為防止条例違反事件 | | い、こら」「お前ら、今の教育でいいと思うんか、貴様」などと大声で怒鳴 |
| | 岡 | | | りつけてすごんだ政治団体幹部を福岡県迷惑行為防止条例違反で逮捕した。 |
| 9 | 群 | 政治団体構成員による屋 | H27. 7.15 | |
| | | 外広告物条例違反事件 | | 辺に設置された街灯柱等に、政治団体の名称等が記載されたビラ計10枚を貼 |
| | 馬 | | | 付した政治団体構成員を前橋市屋外広告物条例違反で逮捕した。 |
| 10 | | 政治団体構成員による公 | H27. 7.16 | 街宣車の運転手として車両デモに参加した際、愛知県公安委員会が付した |
| 10 | ~ | 安条例違反事件 | | 許可条件に違反して、交差点内において街宣車を停滞させた政治団体構成員 |
| | 知 | スポ <i>川</i> 建次す日 | | を行進又は集団示威運動に関する条例違反で逮捕した。 |
| 11 | | 政治団体幹部による恐喝 | H27 7 23 | |
| 11 | . 12 | 未遂事件 | 11211 | め料として現金を要求し、「これに応じなければ敵とみなしてとことんやる」 |
| | 玉 | N. & F 11 | | などと脅迫した政治団体幹部を恐喝未遂罪で逮捕した。 |
| 12 | | 政治団体構成員らによる | H27 8 9 | |
| 14 | | 公務執行妨害事件 | 1121. 0. 9 | 事中の警察官に対して暴行を加えた政治団体構成員3人を公務執行妨害罪で |
| | 庁 | A 物 + N 门 奶 百 事 IT | | 逮捕した。 |
| 12 | | 政治団体幹部らによる暴 | H97 & 10 | |
| 19 | | 立行団体幹部らによる泰 力行為等処罰に関する法 | 1121. 0.10 | 共謀の工、推併性業有敷地的に設置されたアントを襲撃した政治団体幹部 ら15人を暴力行為等処罰に関する法律違反で検挙した。 |
| | | 1月 為寺処訓に関する伝 | | 910八で旅川同南寺だ即に因りる仏中建区(快学した。 |
| 14 | | 政治団体構成員による出 | H27 9 30 | 業として、約半年の間、5回にわたり、借受人2人に金銭の貸付けを行う |
| 1.4 | | 資法違反(超高金利)事 | 1121. 0.00 | に当たり、貸付金を振込入金する際に貸付名目額から利息を天引きする方法 |
| | 庫 | | | に 当 たり、 負 |
| | 串 | TT | | 1万7,600円の利息を受領した政治団体構成員を出資の受入れ、預り金及び |
| | | | | |
| | | | | 金利等の取締りに関する法律違反で逮捕した。 |

4 極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」の発生状況及び極左事件の検挙状況

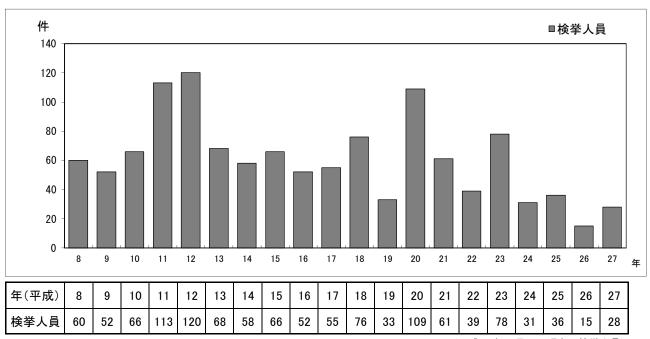
(1) 極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」の発生状況



(平成27年12月31日現在の発生件数)

※ 平成21年発生の2件については、未遂事件

(2) 極左事件の検挙状況



(平成27年12月31日現在の検挙人員)

5 北朝鮮による拉致容疑事案 (13件19人)

| | 発生時期 | 発生場所 | 事案(事件)名 | 被害 | 者(年齢は当時) | J/M 1 — | 事 | | 案 | | <u>の</u> | 107 | 概 | | 要 | | | |
|----|----------|---|---------------------------|-------------|------------------------------------|---|--|---|--|---|---|---|----------------------------------|--|---|--|--|---|
| 1 | S49. 6 | 福井県 小浜市 | 姉弟拉致容疑事案 | ① ② 语 | 5 敬美さん(7) 5 剛さん(3) | 弟拉致 | 19年(1974年 の主犯である 外務省を通じ | 北朝鮮工作 | F員・洪寿恵 | ((ホン・スへ) | こと木丁 | 「陽子(き | のした ようこ | ゙ン) さんが) について | 、消息を絶 、逮捕状の | 他った事案 [*])発付を得 [*] | である。警察 て国際手配を | ₹は、髙姉 と行うとと |
| 2 | S52. 9 | 石川県 鳳至郡 (現鳳珠郡) | 宇出津事件 | ③ 久 | 、米 裕さん(52) | 50歳位の の久 米 | 鮮工作員に取 の日本人独身 俗(くめ ゆたか) 日朝鮮人は、 発付を得て国 | 男性を北朝 | 月鮮に送り込 川県の宇出፮ | め」との打 性海岸に連 | 指示を受り 【れ出】。 | け、昭和5 北朝鮮工 | 2年(1977 作船で迎え | 年) 9月19日 に来た別の | 、かねてか)北朝鮮T/ | ゝら知り合≀ 乍員に同人 | ハであった東 を引き渡した | 京京都在住 |
| 3 | S52. 10 | 鳥取県 米子市 | 女性拉致容疑事案 | ④ 松 | 公本 京子さん(29) | | 52年(1977年) 姿を母親に確 | | | | | | 京子(まつ | もと きょうこ) | さんが、自 | 宅から近 | くの編み物教 | 女室に向か かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょう かんしゅう かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ |
| 4 | S52. 11 | 新潟県 新潟市 | 少女拉致容疑事案 | ⑤ 横 | 賃田 めぐみさん(13) | 〇 昭和5 海岸かり | 52年(1977年) ら数百メート | 11月15日夕 ル離れた地 | 7刻、横田め 地点で友人と | ぐみ (よこ) 別れた後、 | た めぐみ) 、消息を | さんが、 | 新潟市内に 生に至るま | おいてクラで行方不明 | ブ活動を約 となってレ | 冬えて中学 いる事案で | 校から帰宅す ある。 | よる途中、 |
| 5 | S53. 6 頃 | 兵庫県 神戸市 | 元飲食店店員 拉致容疑事案 | ⑥ E | 1中 実さん(28) | ○ 神戸i ある在 | 市内の飲食店 日朝鮮人の甘 | に出入りし 言により、 | っていた田中 海外に連れ | 実(たなか 出された <i>征</i> | みのる) さ 後、北朝 | さんが、E 鮮に送りi | 召和53年(1 込まれた事 | 978年) 6 月 案である。 | 、北朝鮮か | らの指示 | を受けた同店 | Fの店主で |
| 6 | S53. 6 頃 | 不 明 | ックネ 李恩恵 拉致容疑事案 | ⑦ E | H口 八重子さん(22) | 金賢姫にを受けるその | 52年(1987年) は、「北朝鮮ル た。」、「李恩恵 後の捜査の結 こよる拉致容 | こおいて、 夏は『日本』 果、李恩恵 | 昭和53年〜! から船で引っ 息は、埼玉県 | 54年(1978 っ張られて 出身の田 | 年~1979 きた。』 | 年)頃にほと言ってい | 日本から拉 ハた。」 な | 致されてき どと供述し | た「李恩恵 ていた。 | 」と称する | る日本人女性 | 上から教育 |
| 7 | S53. 7 | 福井県 小浜市 | アベック 拉致容疑事案 (福井) | | 2村 保志さん(23) 2村(濵本)富貴惠さん (23) | とともに | 53年(1978年) こデートに行 まの形で発見 祭手配を行う | くと言ってされた。暫 | 、軽貨物自動 終察は、地村 | 車で外出! | したまま! 位致の実 | 帰宅しなれ 行犯である | かった事業 る北朝鮮T | であり、当 作員・辛米 | 該自動車に洗いる | は、海岸付き | 近の展望台で | でキーを付 |
| 8 | S53. 7 | 新潟県 柏崎市 | アベック 拉致容疑事案 (新潟) | 10 <u>ĕ</u> | 運池 薫さん(20) 運池(奥土)祐木子さん (22) | る。 さい ない ない 大い 大い 大い 大い 大い 大い 大い 大い 大い 大 | 53年(1978年) ぐ帰る。」と言 デートする。」 ートル離れた ・自称韓明一 外務省を通じ | 言って自宅 と言って 図書館の前 (ハン・ミョンイル) | から出かけ、 、勤務終了がで発見され がこと通称ハ | たまま消息 後、勤務外 た。警察 <i>い</i> ン・クム: | 見を絶ち、 もを出たる は、蓮池 ニョン及る | また、身 まま消息を さん夫妻! び通称キ. | ₹土祐木子 と絶った事 立致の実行 ム・ナムシ | (おくど ゆき 案である。 *犯である北 | こ) さんも! 蓮池さんの :朝鮮工作員 | 勤務先の同 乗ってい7 ・通称チ | 僚に、「仕事 た自転車は、 ェ・スンチョ | 写が終わっ 海岸から コル並びに |
| 9 | S53. 8 | 鹿児島県 ^{ひおき} 日置郡 (現日置市) | アベック 拉致容疑事案 (鹿児島) | | ī川 修一さん(23) 9元 るみ子さん(24) | って吹 | 53年(1978年 上浜に夕日を ま発見された | 見に行くと | :言って外出 | したままり | 帰宅せず、 | 、同月14 | ∃に吹上涯 | のキャンフ | 『場付近で、 | 市川さんの | の車両が ドア | プロックさ |
| 10 | S53. 8 | 新潟県 佐渡郡 (現佐渡市) | 母娘拉致容疑事案 | | P我 ひとみさん(19) P我 ミヨシさん(46) | 物に行っ | 53年(1978年) くと言って自 シさんについ て、逮捕状の | 宅から出か ては承知し | ゝけたまま消 、ていないと | 息を絶ったしている。 | た。平成1 。警察は、 | 14年(2002 、曽我さん | 2年) 9 月、 ん母娘拉到 | 北朝鮮は、 で実行犯で | 曽我ひとみ ある北朝鮮 | ょさんについ ‡工作員・i | ハては拉致を 通称キム・ミ | け娘が、買 ご認め、曽 ミョンスク |
| 11 | S55. 5 頃 | 欧 州 | 欧州における 日本人男性 拉致容疑事案 | 16 石 | , , , , | 石岡さん りもとけ | 亨(いしおか とネ んから家族宛 いこ)さんの; 公木さん拉致 甫状の発付を | てに届いた 3 人が北朝 の実行犯で | こ、昭和63年 鮮に滞在し *ある「よど | E(1988年) ている旨か 7号」犯人(| 8月にポ ぶ記載され の妻・森 | ーランド ぃていたが 順子(ホり | で投かんる ヾ、それ以 よりこ) R | られた手紙0 後、3人の び若林(E |)中に、石 所在確認に 姓:黒田) | 聞さん、松 は至って\ 佐喜子() | 木さん、有え ハない。警察 bかばやしさきご | 本恵子(あ 琴は、石岡 |
| 12 | S55. 6 | 宮崎市宮崎市 | 辛光洙事件 | 18 原 | 東晃さん(43) | 島海岸 の 月の韓 まで 身柄の | 鮮工作員・ ・ で で で で で で で の の の の の の の の の の の の の | 工作船で指 でかいて を り を り き た た た り き た た り き た き り き た ろ た う た う た う た う た う た う た う た う た う | ご朝鮮に拉致 養航し当海と 韓国経経の は で で で で は で は で は は は は は は は は は は | した。その 拠点の 解状の 解状の 発 が は れ が に は れ り に の れ が れ り に り に り に り れ り に り に り に り に り に り | の後、辛う でででいる。 ででででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき | 光洙は拉致 国工作等の 下要の打 でででででいる ででである。 ででである。 でである。 でである。 でである。 でである。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき | 致された原 の活動を行り 要で国際 数容疑の主 | (さんに成り けってな致に成り 手配を行う(犯を行う(犯をして) | 替わって同 件である。 事案と判断 とともに、 捕状の発作 | 大名義の 警察は、F 大務省を通 大を得た。 | 日本旅券を不 炤和60年(19 光洙について 9じて、北朝 また、原さん | で正に取得 985年)6 に対して がに対して が立数容疑 |
| 13 | S58.7頃 | 欧 州 | 欧州における 日本人女性 拉致容疑事案 | 19 有 | 「本 恵子さん(23) | を絶ち、 姓:安 | 58年(1983年) その後、現 部)公博 (ウネ 要求している | 在まで所在 | Eの確認には | 至っていれ | ない事案 | である。 | 警察は、有 | 本さん拉致 | の実行犯で | である「よ | ど号 犯人σ | 魚本(旧 |

[※] 地村保志さん、地村(濵本)富貴惠さん、蓮池薫さん、蓮池(奥土)祐木子さん、曽我ひとみさんの5人は、平成14年(2002年)10月15日、日本に帰国した。

6 北朝鮮関係諜報事件一覧表

| 悉是 | 事 件 夕 | 検挙年月日 | 罪名 · 処 分 |
|----------|----------------|--------------|---|
| | | 昭25. 9. 9 | |
| l ' | スパイ事件 | нд20. U. U | 懲役10年、罰金5,000ドル(昭26.7.11、GHQ軍事裁判所) |
| 2 | 第二次朝鮮 | 昭28. 9.20 | 出入国管理令、外国人登録法違反 |
| - | スパイ事件 | FH20. 0.20 | 懲役 1 年 (昭30. 7. 7、最高裁) |
| 3 | 第三次朝鮮 | 昭30. 6.26 | 出入国管理令、外国人登録法違反 |
| ľ | スパイ事件 | ндоо. 0.20 | 懲役1年6月、執行猶予4年(昭32.5.13、東京高裁) |
| 4 | | 昭32. 6.25 | 被疑者A~出入国管理令違反 懲役1年(昭33.2.18、函館地裁) |
| - | 事件 | ндог. 0.20 | 被疑者 B~出入国管理令違反 罰金 3 万円(昭33.12.23、函館簡裁) |
| 5 | 第四次朝鮮 | 昭33 10 30 | 出入国管理令、外国為替及び外国貿易管理法違反 |
| | スパイ事件 | ндоо. то. оо | 懲役1年、執行猶予4年、罰金10万円(昭34.9.3、東京高裁) |
| 6 | 滝 事 件 | 昭34. 7.31 | 出入国管理令、外国為替及び外国貿易管理法、関税法違反、公文書偽造 |
| | /-E - 11 | гдо п. 7. от | 懲役 2 年(昭34. 11. 9、金沢地裁) |
| 7 | 浜 坂 事 件 | 昭35. 9.29 | |
| | 2 2 1 | | 懲役 1 年 (昭38. 1.22、大阪高裁) |
| 8 | 大寿丸事件 | 昭37. 7.24 | 出入国管理令違反 |
| | 7 (29) 5 3 11 | | 懲役 1 年 (昭37. 10. 19、山口地裁下関支部) |
| 9 | 解放号事件 | 昭37. 9.24 | 被疑者A~出入国管理令違反等 懲役10月、執行猶予3年(昭38. 6.28、東京高裁) |
| | 7317224 3 3 11 | | 被疑者B~出入国管理令違反等 懲役1年、執行猶予3年(前同) |
| | | | 被疑者C~出入国管理令違反 懲役8月、執行猶予3年(昭37.12.26、新潟地裁) |
| 10 | 第一次能代 | 昭38. 4. 1 | 出入国管理令違反 |
| | 事 件 | | 被疑者死亡につき不起訴(昭38.11.21、秋田地検) |
| 11 | | 昭38. 5.10 | 出入国管理令違反 |
| | 事 件 | | 被疑者死亡につき不起訴(昭38.11.21、秋田地検) |
| 12 | | 昭38. 5.21 | 出入国管理令、外国人登録法違反、有印公文書偽造・同行使 |
| | | | 懲役1年4月(昭38.12.19、山形地裁酒田支部) |
| 13 | 董グループ | 昭39. 5.14 | 出入国管理令、外国人登録法違反 |
| | 事件 | | 禁錮 1 年 (昭39. 7.21、東京地裁) |
| 14 | | 昭39. 7.16 | 外国人登録法違反 |
| | | | 罰金3万円(昭39.7.31、東京簡裁) |
| 15 | 本庄浜事件 | 昭39. 7.24 | 出入国管理令違反 |
| | | | 懲役6月(昭39.9.28、東京地裁) |
| 16 | 一宮事件 | 昭39. 7.29 | 出入国管理令、外国人登録法違反 |
| | | | 懲役 1 年 (昭39.10.27、名古屋地裁) |
| 17 | 寝屋川事件 | 昭39.10.31 | 出入国管理令、外国人登録法違反 |
| | | | 懲役1年(昭40.11.19、大阪高裁) |
| 18 | 蒲田事件 | 昭39.12.15 | 出入国管理令、外国人登録法違反、窃盗 |
| | | | 懲役 1 年 (昭40. 2.19、東京地裁) |
| 19 | 神田事件 | 昭40. 3.15 | 出入国管理令、外国人登録法違反 |
| | | | 懲役 1 年(昭40. 7.14、東京地裁) |
| 20 | 江戸川事件 | 昭40. 8. 2 | 外国人登録法違反 |
| | | | 懲役1年、執行猶予2年(昭40.10.27、東京地裁) |
| 21 | 長田事件 | 昭40. 8.30 | 出入国管理令、外国人登録法、外国為替及び外国貿易管理法違反 |
| | | | 懲役1年2月(昭40.12.14、神戸地裁) |
| 22 | 杉並事件 | 昭41. 7.12 | 被疑者A~外国人登録法違反 起訴猶予 (昭41. 8.31、東京地検) |
| | | | 被疑者B~外国人登録法違反等 懲役10月、執行猶予3年(昭41.11.29、東京地裁) |
| 23 | 外 務 省 | 昭42.11.23 | 被疑者A~国家公務員法違反、業務上横領教唆等 懲役1年(昭44.3.18、東京高裁) |
| | スパイ事件 | | 被疑者B~国家公務員法違反等 懲役1年6月、執行猶予5年(昭和43.8.6、東京地 |
| <u> </u> | | | 裁) |
| 24 | 東大阪事件 | 昭43.11.18 | 出入国管理令、外国人登録法違反、免状等不実記載・同行使等 |
| | | | 懲役 1 年 (昭44. 2.17、大阪地裁) |
| 25 | 都島事件 | 昭43.11.26 | 外国人登録法違反、公文書偽造 |
| <u> </u> | | | 懲役1年2月、執行猶予3年(昭44. 5.27、大阪地裁) |
| 26 | | 昭44.11.13 | 出入国管理令、外国人登録法違反 |
| | 事 件 | | 懲役1年、執行猶予2年(昭45. 4.16、青森地裁) |

| 平 口 | 事件名 | 松光左 日日 | |
|------------|------------------|--------------------------|---|
| | | | 7 |
| 27 | 八王子事件 | 昭45.11.16 | 出入国管理令違反 |
| | | | 懲役2年、執行猶予3年(昭46.3.3、東京地裁) |
| 28 | 石原事件 | 昭46. 9.21 | 出入国管理令、外国人登録法違反、有印私文書偽造・同行使等 |
| | | | 懲役 1 年(昭47. 3.30、大阪高裁) |
| 29 | 足立事件 | 昭46. 9.25 | 外国人登録法違反 |
| | | | 懲役6月、執行猶予2年(昭46.12.2、東京地裁) |
| 30 | 温海事件 | 昭48. 8. 5 | 被疑者A~出入国管理令違反 懲役1年、執行猶予3年(昭48.11.2、山形地裁鶴岡支部) |
| | | _ | 被疑者B~前同 |
| 31 | 水山事件 | 昭48 12 22 | 出入国管理令、外国人登録法違反、旅券不実記載・同行使等 |
| | W E + 11 | FG 10: 12: 22 | 懲役1年(昭49. 3. 5、名古屋地裁) |
| 32 | 中川事件 | 12/10 5 20 | 出入国管理令、外国人登録法違反 |
| 32 | ᅮᄱᇴ┌ | ид 43. О. 20 | 懲役10月(昭49. 8. 5、名古屋地裁) |
| 33 | 业业中 | 177.40 G 2G | |
| 33 | 北総事件 | 哈49. 0.20 | 出入国管理令、外国人登録法、旅券法違反、旅券不実記載・同行使 |
| | I= xs + # | TT 40 0 40 | 懲役1年6月、執行猶予3年(昭51. 4. 5、東京地裁) |
| 34 | 切浜事件 | 昭49. 9.19 | 被疑者A~出入国管理令違反 懲役1年2月(昭51.2.16、神戸地裁) |
| | | | 被疑者B~出入国管理令違反 懲役1年、執行猶予3年(昭50. 6.19、神戸地裁) |
| 35 | 鶴見寺尾 | 昭50.4.5 | 出入国管理令、外国人登録法違反 |
| | 事 件 | | 禁錮 8 月(昭51. 6.24、横浜地裁) |
| 36 | 濁川事件 | 昭50. 7.12 | 出入国管理令、外国人登録法違反、有印公文書偽造 |
| | | | 懲役2年、執行猶予3年(昭50.11.13、青森地裁) |
| 37 | 布施事件 | 昭51. 6.16 | 出入国管理令、外国人登録法違反 |
| | | | 懲役6月(昭52. 2.10、大阪高裁) |
| 38 | 豊島事件 | 昭52 4 6 | 外国人登録法違反、有印公文書偽造 |
| | 亚四子口 | ндо <u>г</u> . 1. о | 懲役1年6月、執行猶予3年(昭52.12.26、東京高裁) |
| 39 | 宇出津事件 | 17752 Q 20 | 外国人登録法違反 |
| 39 | 十山净争计 | μ _□ JZ. 9. ZU | |
| 40 | 小桥市ル | UTIEE 0 00 | 起訴猶予(昭53. 5.11、金沢地検) |
| 40 | 水橋事件 | 昭55. 2.20 | 被疑者 A ~ 出入国管理令違反、公務執行妨害、傷害 懲役 1 年、執行猶予 3 年(昭56. |
| | | | 4. 28、浦和地裁) |
| | =# - 1 - ± | | 被疑者B~出入国管理令違反 懲役4月、執行猶予2年(昭55.11.4、浦和地裁) |
| 41 | 磯の松島 | 昭55. 6.12 | 被疑者A~出入国管理令、外国人登録法違反 懲役6月、執行猶予3年(昭56. 1.29、 |
| | 事 件 | | 神戸地裁〉 |
| | | | 被疑者B~前同 |
| 42 | 日向事件 | 昭56. 6.24 | 被疑者A~出入国管理令、外国人登録法違反、有印公文書偽造 懲役1年6月(昭56. |
| | | | 11.30、宮崎地裁延岡支部) |
| | | | 被疑者B~出入国管理令違反 懲役4月、執行猶予2年(昭56. 9.30、宮崎地裁延岡支部) |
| 43 | 六 郷 事 件 | 昭56. 7.23 | 出入国管理令、外国人登録法違反 |
| | | | 懲役1年6月、執行猶予4年(昭56.10.29、東京地裁) |
| 44 | 男鹿脇本 | 昭56. 8. 5 | 出入国管理令違反 |
| | 事 件 | гдоо. о. о | 懲役10月、執行猶予 2 年(昭56. 10. 16、秋田地裁) |
| 45 | 西新井事件 | 昭60. 3. 1 | 外国人登録法違反 |
| 40 | ᆸᆒᅲᆍ | идоо. О. 1 | |
| 46 | 世 海 聖 声 此 | 177.62 E 2E | |
| 46 | 横須賀事件 | 昨ひ3. つ. 2つ | 公正証書原本不実記載・同行使 |
| 47 | 11. W ± W | HT 00 000 | 罰金5万円 (昭63. 6.15、横浜簡裁) |
| 4/ | 渋谷事件 | 昭63. 6.29 | 外国人登録法違反 |
| <u> </u> | | | 起訴猶予 (昭63. 7. 9、東京地検) |
| 48 | 美浜事件 | 平 3. 5.23 | 出入国管理及び難民認定法違反 |
| | | | 被疑者死亡につき不起訴(平 3. 6.28、福井地検) |
| 49 | 新宿百人町 | 平12.11.21 | 被疑者A~詐欺 懲役1年4月(平13.11.30、最高裁上告棄却) |
| | 事 件 | | 被疑者B~公正証書原本不実記載,同行使 懲役1年6月、執行猶予4年(平13. 2.16、 |
| 1 | | | 東京地裁) |
| 50 | 東中野 | 平15. 2.28 | 公正証書原本不実記載・同行使、出入国管理及び難民認定法違反 |
| 1 | 事件 | | 懲役3年、執行猶予5年(平15.10.28、東京地裁) |
| 51 | 布施寿町 | 平16 10 12 | 出入国管理及び難民認定法違反、外国人登録法違反 起訴猶予(平16.12.28、大阪地検) |
| " | 事件 | 1 10. 10. 12 | 旅券法違反 不起訴 (平16.12.28、大阪地検) |
| 52 | 大阪北事件 | 亚25 1 10 | 著作権法違反 罰金50万円 (平25. 1.30、大阪簡裁) |
| J 2 | 八敗礼尹计 | T20. 1.10 | |
| Ц | | | 詐欺 懲役4年(平25.3.27、大阪地裁) |

7 大量破壊兵器関連物資等不正輸出事件一覧表

| 番号 | 事件名 | 検挙年月日 | 罪 名 • 処 分 |
|----------|------------------|----------------------|---|
| 1 | 進展実業 | | 外国為替及び外国貿易管理法違反 |
| | ココム違反事件 | | 法 人~罰金1,000万円(昭47.8.7、横浜地裁) |
| | | | 被疑者A~懲役1年2月、執行猶予2年(前同) |
| | | | 被疑者B~懲役4月、執行猶予2年(前同) |
| 2 | 兵庫県貿易 | 昭44. 7.24 | 関税法違反 |
| | ココム違反事件 | | 法 人 A~罰金15万円(昭50. 7.22、神戸地裁) |
| | | | 法 人 B~罰金30万円(昭50. 1.14、前同) |
| | | | 被疑者A~罰金7万円(昭50.7.22、前同) |
| | | | 被疑者B~罰金15万円(昭50. 1.14、前同) |
| 3 | 東明貿易 | 昭62. 3.27 | 外国為替及び外国貿易管理法、関税法違反 |
| | ココム違反事件 | | 法 人~罰金100万円(昭62.10.27、神戸地裁) |
| | | | 被疑者~懲役1年、執行猶予3年(前同) |
| 4 | 東明商事 | 昭62. 5.25 | 外国為替及び外国貿易管理法、関税法違反 |
| | ココム違反事件 | | 法 人~罰金50万円(平 1.10.25、静岡地裁) |
| | | | 被疑者A、B~懲役6月、執行猶予3年(前同) |
| | | | 被疑者 C ~罰金20万円(前同) |
| | 11 100 I B | | 被疑者D~罰金15万円(昭63. 1.18、静岡簡裁) |
| 5 | 東芝機械 | 昭62. 5.27 | 外国為替及び外国貿易管理法違反 |
| | ココム違反事件 | | 法 人~罰金200万円(昭63. 3.22、東京地裁) |
| | | | 被疑者A~懲役10月、執行猶予3年(前同) |
| <u> </u> | | | 被疑者B~懲役1年、執行猶予3年(前同) |
| 6 | 極東商会等 | 昭63. 5.17 | 外国為替及び外国貿易管理法、関税法違反 |
| | ココム違反事件 | | 法 人 A~罰金200万円(昭63.10.27、東京地裁) |
| | | | 法 人 B~罰金20万円(昭63. 6. 6、東京簡裁) |
| | | | 被疑者A~懲役1年、執行猶予3年(昭63.10.27、東京地裁) |
| | | | 被疑者B~懲役8月、執行猶予3年(前同) |
| 7 | 去 工 | 平 1. 2. 7 | 被疑者C~罰金20万円(昭63. 6. 6、東京簡裁) |
| / | 商工連幹部 ココム違反事件 | 平 1. Z. <i>I</i> | 外国為替及び外国貿易管理法、関税法違反 被疑者~罰金20万円(平 1. 3.31、新潟簡裁) |
| 8 | ダイキン工業 | 平 1. 2.20 | |
| l ° | ココム違反事件 | + 1. 2.20 | |
| | ココム连及事件 | | 被疑者~懲役10月、執行猶予3年(前同) |
| 9 | プロメトロンテクニクス | 亚 1 7 6 | 外国為替及び外国貿易管理法、関税法違反 |
| ٦ | ココム違反事件 | + 1. 7. 0 | 法 人~罰金500万円(平 1.11.28、東京地裁) |
| | ココム圧及争け | | 被疑者~懲役2年、執行猶予4年(前同) |
| 10 | 日本航空電子工業 | 平 3. 8.28 | 外国為替及び外国貿易管理法、関税法違反 |
| 10 | ココム違反事件 | 1 0. 0.20 | 法 人~罰金500万円(平 4. 4.23、東京地裁) |
| | 二人 | | 被疑者A、B、C、D~懲役2年、執行猶予3年(前同) |
| | | | 被疑者 E 、 F 、 G 、 H ~ 起訴猶予 (平 3. 9.13、東京地検) |
| 11 | トレーダーズ | 平 6. 3.28 | 外国為替及び外国貿易管理法、関税法違反 |
| | ココム違反事件 | , 2. 3. 23 | 法 人~起訴猶予 (平 6. 4.19、東京地検) |
| | | | 被疑者 A 、 B ~ 罰金30万円 (平 6. 5. 7、東京簡裁) |
| | | | 被疑者 C ~ 起訴猶予 (平 6. 4.19、東京地検) |
| 12 | 東亜技術工業 | 平 8. 4. 8 | 外国為替及び外国貿易管理法違反 |
| | 外為法違反事件 | | 法 人~起訴猶予(平 8. 5. 7、神戸地検) |
| | | | 被疑者~罰金20万円 (平 8. 5. 7、神戸簡裁) |
| 13 | 大進商事 | 平10.10.13 | 外国為替及び外国貿易管理法違反 |
| | 外為法違反事件 | | 法 人~起訴猶予 (平10.11.17、東京地検) |
| | | | 被疑者A、B~起訴猶予(前同) |
| Ь | | | 饭辣白8、B~起补烟了(刖问) |

| 番号 | 事件名 | 検挙年月日 | 罪 名 · 処 分 |
|----|-------------|------------------------|----------------------------------|
| 14 | 菱光社等 | 平11. 2. 6 | 外国為替及び外国貿易管理法、関税法違反 |
| | 外為法違反事件 | | 法 人 A~罰金200万円(平11. 7.29、東京地裁) |
| | | | 被疑者A~懲役10月、執行猶予3年(前同) |
| | | | 法人B及び被疑者B他9人~起訴猶予(平11.4.16、東京地検) |
| 15 | サンビーム | 平12. 1.12 | 外国為替及び外国貿易管理法違反 |
| | 外為法違反事件 | | 被疑者A、B~懲役2年、執行猶予4年 |
| | 77.10万足人于17 | | 罰金150万円(平12. 4.12、東京地裁) |
| 16 | セイシン企業 | 平15. 6.12 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| ' | 外為法違反事件 | , | 法 人~罰金1,500万円(平16.10.15、東京地裁) |
| | 77 机 及定义于日 | | 被疑者A~懲役2年6月、執行猶予5年(前同) |
| | | | 被疑者B~懲役1年6月、執行猶予3年(前同) |
| 17 | 明伸 | 亚15 11 5 | 外国為替及び外国貿易法、関税法違反 |
| '' | 外為法違反事件 | - 10. 11. 0 | 大国 |
| | 介為広連及事件 | | 被疑者~懲役1年、執行猶予3年(前同) |
| 10 | アイ・ディ・サポート | π16 1 12 | 放棄目~感復「平、執1」増予3年(前向) |
| 10 | | +10. 1.13 | |
| | 外為法違反事件 | | 被疑者A~懲役1年、執行猶予3年(平16.5.10、横浜地裁) |
| 10 | 四日光仁 | TE 10 0 10 | 被疑者B~懲役10月、執行猶予3年(前同) |
| 19 | 明昌洋行 | 11 18. 8.10 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 外為法違反事件 | | 被疑者~罰金100万円(平18. 8.30、山口簡裁) |
| 20 | ミツトヨ | 平18. 8.25 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 外為法違反事件 | | 法 人~罰金4,500万円 (平19. 6.25、東京地裁) |
| | | | 被疑者A~懲役3年、執行猶予5年(前同) |
| | | | 被疑者B~懲役2年8月、執行猶予5年(前同) |
| | | | 被疑者C~懲役2年4月、執行猶予4年(前同) |
| | | | 被疑者D~懲役2年、執行猶予4年(前同) |
| 21 | ヤマハ発動機 | 平19. 2.23 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 外為法違反事件 | | 法 人~罰金100万円(平19.4.4、浜松簡裁) |
| | | | 被疑者A、B及びC~起訴猶予(平19. 3.22、静岡地検) |
| 22 | ナカノコーポレーション | 平20. 7. 2 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 外為法違反事件 | | 被疑者~不起訴(平20.7.11、横浜地検) |
| 23 | ホーコス | 平21. 3.24 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 外為法違反事件 | | 法 人~罰金4,700万円(平21.7.16、東京地裁) |
| | | | 被疑者A~懲役2年6月、執行猶予3年(前同) |
| | | | 被疑者B~懲役1年、執行猶予3年(前同) |
| | | | 被疑者C~懲役1年6月、執行猶予3年(前同) |
| | | | 被疑者D~懲役1年6月、執行猶予3年(前同) |
| 24 | 盛田忠雄 | 平21. 5.19 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 外為法違反事件 | | 法 人~罰金500万円(平21.8.7、神戸地裁) |
| | | | 被疑者~懲役3年、執行猶予4年(前同) |
| 25 | 東興貿易 | 平21. 6.29 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 外為法違反事件 | | 法 人 A~罰金600万円(平21.11.5、横浜地裁) |
| | | | 法 人 B~罰金300万円 (平24. 2. 9、最高裁) |
| | | | 被疑者A~懲役2年、執行猶予4年(平21.11.5、横浜地裁) |
| | | | 被疑者B~懲役1年、 |
| | | | 執行猶予3年(平24. 2. 9、最高裁) |
| | | | 被疑者 C ~罰金100万円 (平21. 8.11、横浜簡裁) |
| 26 | 西武興産 | 平22. 6.22 | 外国為替及び外国貿易法、関税法違反 |
| l | 外為法違反事件 | | 法 人 A~罰金120万円 (平23. 3.25、福岡地裁) |
| | / 1990年代チリ | | 被疑者A~懲役1年6月、執行猶予3年(前同) |
| | | | 被疑者B~不起訴(平22. 7.13、福岡地検) |
| | | | |

| 番号 | 事件名 | 検挙年月日 | 罪 名 · 処 分 |
|----|--------------|-----------|---------------------------------|
| 27 | 新東洋機械工業 | 平23. 9.14 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 外為法違反事件 | | 法 人 A~罰金100万円(平23.11.11、さいたま簡裁) |
| | | | 法 人 B~不起訴(平23.11.11、さいたま区検) |
| | | | 被疑者A~罰金100万円(平23.11.11、さいたま簡裁) |
| | | | 被疑者B~不起訴(平23.11.11、さいたま区検) |
| | | | 被疑者C~不起訴(前同) |
| 28 | クレファイン | 平23.12.7 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 外為法違反事件 | | 法 人~罰金50万円 (平23.12.20、東京簡裁) |
| | | | 被疑者~罰金20万円(前同) |
| 29 | インターテック | 平24. 7. 4 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 外為法違反事件 | | 法 人~罰金100万円(平24.11.5、横浜簡裁) |
| | | | 被疑者~罰金50万円(前同) |
| 30 | ビクセン | 平25. 2.14 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 外為法違反事件 | | 法 人~起訴猶予(平25.8.12、さいたま地検) |
| | | | 被疑者A、B~起訴猶予(前同) |
| 31 | ポリケミカルズリミテッド | 平27. 5.26 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 外為法違反事件 | | 法 人~罰金100万円(平27. 6.15、神戸地裁) |
| | | | 被疑者A~不起訴(平27. 6.15、神戸地検) |
| | | | 被疑者B~罰金100万円(平27. 6.15、神戸地裁) |
| | | | 被疑者C~不起訴(平27.6.15、神戸地検) |
| 32 | 在日インドネシア人 | 平27.11.25 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 外為法違反事件 | | |
| | | | |
| 33 | エーペックネット | 平27.12.7 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 外為法違反事件 | | 被疑者~起訴猶予(平成27.12.17、仙台地検) |
| | | | |

8 対北朝鮮措置に係る事件一覧表

| 番号 | 事件名 | 検挙年月日 | 罪 名 • 処 分 |
|----|--------------|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 銘木業者等に | 平19. 3.23 | 関税法違反 |
| | よる関税法違 | | 法 人~罰金40万円(平19.6.28、札幌簡裁) |
| | 反事件 | | 被疑者A~罰金40万円(前同) |
| | | | 被疑者B~起訴猶予 (平19. 6.28、札幌地検) |
| 2 | 北朝鮮を船積 | 平19. 4. 7 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 地域とする貨 | | 法 人 A~罰金1,500万円 (平19. 8. 2、山口地裁下関支部) |
| | 物 (アサリ) の無 | | 法 人 B~罰金 50万円 (前同) |
| | 承認輸入に係 | | 被疑者A~懲役2年・執行猶予3年(前同) |
| | る外為法違反 | | 被疑者B~懲役1年10月·執行猶予3年(前同) |
| | 事件 | | 被疑者C~懲役1年10月·執行猶予3年(前同) |
| 3 | 北朝鮮を原産 | 平19. 6.26 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 地とする貨物 | | 法 人 A~罰金1,000万円 (平20. 1.24、神戸地裁) |
| | (ステンレス継手) | | 法 人 B~罰金 800万円 (前同) |
| | の無承認輸入 | | 被疑者A~懲役2年・執行猶予3年(前同) |
| | に係る外為法 | | 被疑者B~懲役2年・執行猶予3年(前同) |
| | 違反事件 | | 被疑者 C ~懲役 2 年・執行猶予 3 年(前同) |
| 4 | 北朝鮮を原産 | 平20. 1. 7 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 地とする貨物 | | 法 人~罰金80万円(平20. 3.28、東京地裁) |
| | (ウニ)の無承認 | | 被疑者A~懲役1年6月・執行猶予3年(前同) |
| | 輸入に係る外 | | 被疑者B~懲役10月·執行猶予3年(平20.5.15、東京地裁) |
| | 為法違反事件 | | 被疑者C~懲役1年2月・執行猶予3年(平20.12.24、東京高裁) |
| 5 | 貿易業者によ | 平21. 6. 9 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | る奢侈品(ピア | | 法 人~罰金500万円(平21.8.7、神戸地裁) |
| | /等)の無承認 | | 被疑者~懲役3年・執行猶予4年(前同) |
| | 輸出に係る外 | | |
| | 為法違反事件 | | |
| 6 | 北朝鮮を原産 | 平21. 8.13 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 地とする貨物 | | 被疑者~起訴猶予(平21.12.21、名古屋地検) |
| | (サルトリイハ゛ラ) の | | |
| | 無承認輸入に | | |
| | 係る外為法違 | | |
| | 反事件 | | |
| 7 | 貿易業者によ | 平21.12.1 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | る奢侈品(化 | | 法 人~罰金200万円(平22. 3.18、神戸地裁) |
| | 粧品)等の無 | | 被疑者A~懲役2年・執行猶予3年(前同) |
| | 承認輸出に係 | | 被疑者B~懲役2年・執行猶予3年(前同) |
| | る外為法違反 | | |
| | 事件 | | |
| 8 | 貿易業者によ | 平22. 3. 4 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | る仲介貿易取 | | 被疑者~不起訴(平22. 3.26、大阪地検) |
| | 引に係る外為 | | |
| | 法違反事件 | | |
| 9 | 貿易業者によ | 平22. 6.15 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | る奢侈品(化 | | 法 人~罰金100万円(平22. 9.16、山口地裁) |
| | 粧品)の無承 | | 被疑者A~懲役1年6月・執行猶予3年(前同) |
| | 認輸出に係る | | 被疑者B~起訴猶予(平22. 8.20、山口地検) |
| | 外為法違反事 | | |
| | 件 | | |

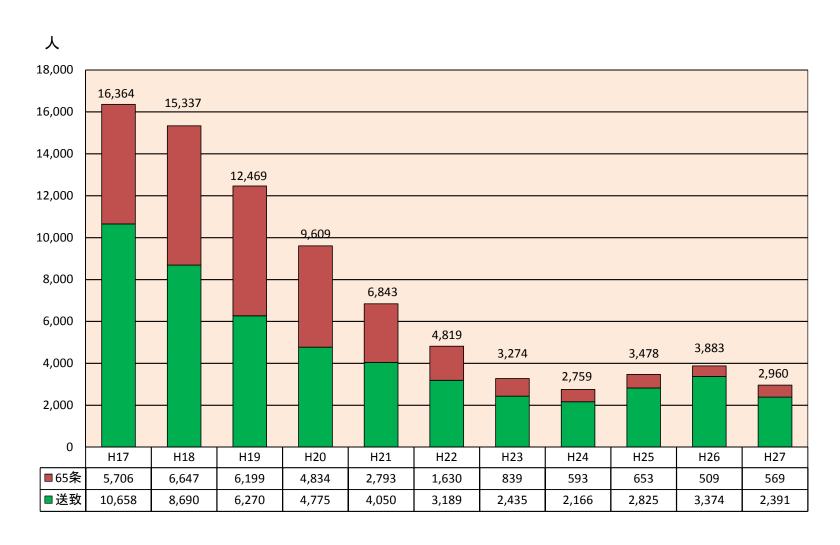
| 番号 | 事件名 | 検挙年月日 | 罪名 - 処 分 |
|---------|------------|-----------|---------------------------------|
| 10 | 貿易業者によ | 平22. 7. 8 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | る奢侈品(ピ | | 法 人~罰金150万円(平22.10.28、鳥取地裁) |
| | アノ)の無承 | | 被疑者A~懲役1年4月(前同) |
| | 認輸出に係る | | 被疑者B~懲役1年・執行猶予3年(前同) |
| | 外為法違反事 | | |
| | 件 | | |
| 11 | 貿易業者によ | 平22. 9.16 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | る奢侈品(ピ | | 法 人~罰金80万円(平22.11.26、広島地裁) |
| | アノ)の無承 | | 被疑者~懲役1年6月・執行猶予3年(前同) |
| | 認輸出に係る | | |
| | 外為法違反事 | | |
| | 件 | | |
| 12 | | 平22.12.6 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | よる北朝鮮を | | 被疑者A、B~不起訴(平23. 5.31、神戸地検) |
| | 仕向地とした | | |
| | 貨物(布地)の | | |
| | 無承認輸出に | | |
| | 係る外為法違 | | |
| | 反事件 | | |
| 13 | | 平23. 2.22 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | よる北朝鮮を | | 被疑者A~懲役2年6月・執行猶予4年 |
| | 仕向地とした | | 罰金200万円(平23.10.4、大阪地裁) |
| | 貨物(ニット | | 被疑者B~起訴猶予(平23. 3.14、大阪地検) |
| | 生地)の無承 | | |
| | 認輸出に係る | | |
| | 外為法違反等 | | |
| | 事件 | | |
| 14 | 貿易業者によ | 平23. 5. 6 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | る北朝鮮を仕 | | 法 人~罰金150万円(平23. 9.16、京都地裁) |
| | 向地とした貨 | | 被疑者~懲役3年・執行猶予4年(前同) |
| | 物(中古タイ | | |
| | ヤ)の無承認 | | |
| | 輸出に係る外 | | |
| <u></u> | 為法違反事件 | | |
| 15 | | 平23. 5.11 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 員らによる北 | | 被疑者 A ~罰金50万円 (平23. 5.31、神戸簡裁) |
| | 朝鮮を原産と | | 被疑者B~罰金50万円(前同) |
| | する貨物(シ | | 被疑者C~罰金50万円(前同) |
| | ョートパン | | 被疑者D~罰金30万円(前同) |
| | ツ)の無承認 | | 被疑者E~起訴猶予(平23. 5.31、神戸地検) |
| | 輸入に係る外 | | |
| | 為法違反事件 | T-00 000 | |
| 16 | 貿易業者によるなどは | 平23. 6.20 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | る奢侈品(中 | | 被疑者~懲役1年・執行猶予4年(平23.11.16、東京地裁) |
| | 古高級自動車) | | |
| | の無承認輸出 | | |
| | に係る外為法 | | |
| | 違反事件 | | |
| | | | |

| 番号 | 事件 | 名 | 検挙年月日 | 罪 名 • 処 分 |
|----|--------------|------------|-------------------|--|
| 17 | | | | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | よる北韓 | | | 法 人~罰金300万円(平24.6.21、大阪地裁) |
| | 仕向地。 | | | 被疑者A~懲役3年・執行猶予5年(前同) |
| | 貨物(| | | 被疑者B~懲役1年6月・執行猶予4年(前同) |
| | 品、化 | | | 被疑者C~懲役2年6月·執行猶予4年:罰金100万円(平24.6.22、大阪地裁) |
| | 等)の無 | | | TIME TO SECULATION OF THE PROPERTY OF THE SECULATION OF THE SECURATION OF THE SECULATION OF THE SECURATION OF THE SECURA |
| | 輸出に | | | |
| | 為法違 | | | |
| 18 | 貿易業 | | | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| ' | る奢侈 | - | | 法 人~罰金80万円 (平23.12.20、福岡簡裁) |
| | ばこ、 | | | 被疑者~罰金80万円(前同) |
| | の無承 | | | 放发行 · 言! 亚 00 / 5 / 1 (Hillial / |
| | に係る | | | |
| | 違反事 | | | |
| 10 | 選易業 | • | 亚2/L 1 11 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| וט | 具る未生 | | | 介国局省及び介国員易法違及 法 人A~罰金300万円(平24. 6.21、大阪地裁) |
| | 仕向地の | | | 法 人 人 |
| | | | | 法 人日~訂並200万円(前回) 被疑者A~懲役3年・執行猶予5年(前同) |
| | 貨物(中 C等)の | | | |
| | | | | 被疑者B~起訴猶予(平24. 2. 1、大阪地検) |
| | 認輸出 | | | 被疑者C~懲役2年・執行猶予4年(平24.2.1、大阪地裁) |
| | 外為法证 | 星又争 | | |
| 00 | 件 | BC == | TT 04 0 7 | N 등 * # # 1 1 N 등 등 다 수 등 |
| 20 | パソコ | | | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 会社社 | | | 法 人~罰金200万円(平24. 5.25、東京地裁) |
| | る奢侈品 | | | 被疑者~懲役1年6月・執行猶予3年(前同) |
| | 古ノー | | | |
| | C)の無 | | | |
| | 輸出に | | | |
| | 為法違 | | | |
| 21 | 貿易業 | | 半 24. 3. 6 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | る奢侈 | | | 法 人~起訴猶予 (平24. 3.16、東京地検) |
| | ート型 | | | 被疑者A~起訴猶予(前同) |
| | の無承認 | | | 被疑者B~起訴猶予(前同) |
| | に係るが | | | 被疑者C~起訴猶予(前同) |
| | 違反事 | | | |
| 22 | | | | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | よる北韓 | | | 法 人A~懲役2年・執行猶予3年・罰金100万円(平24. 8.21、京都地裁) |
| | 仕向地。 | | | 法 人B~起訴猶予 (平24. 4.25、京都地検) |
| | 貨物(タ | | | 被疑者 A ~罰金300万円(平24. 8.21、京都地裁) |
| | 及び陶研 | | | 被疑者B~起訴猶予(平24.6.4、京都地検) |
| | 品)の無 | | | 被疑者C~起訴猶予(前同) |
| | 輸出に作 | | | 被疑者 D ~罰金50万円(平24. 4.25、京都簡裁) |
| | 為法違力 | | | 被疑者 E ~罰金50万円(前同) |
| 23 | 貿易業 | | 平24. 4. 5 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | よる奢値 | 多品 | | 被疑者A~懲役2年・執行猶予3年(平24. 6.26、神戸地裁) |
| | (中古自 | 動車) | | 被疑者B~不起訴(平24. 4.25、神戸地検) |
| | の無承認 | 忍輸出 | | |
| | に係るタ | 卜為法 | | |
| | 違反事件 | ‡ | | |

| 番号 | 事 | 件 | 名 | 検挙年 | ₹月日 | 罪 名 · 処 分 |
|----------|-----------------|-----|-----------|------|--------|--|
| 24 | 日朝 | | | 平24. | | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 関係 | | | | | 被疑者A~罰金30万円(平24. 5.30、京都簡裁) |
| | る北京 | | | | | 被疑者B~起訴猶予 (平24. 5.30、京都地検) |
| | 向地 | | | | | |
| | 物(粉 | | | | | |
| | の無法 | | | | | |
| | に係 | | | | | |
| | 違反 | | 71.9 7.23 | | | |
| 25 | | | らに | 平24. | 6. 27 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | よる: | | | | | 被疑者A~懲役1年6月・執行猶予3年・罰金100万円(平24.10.4、宇都宮地裁) |
| | 仕向 | | | | | 被疑者B~懲役1年・執行猶予3年(平24.11.13、宇都宮地裁) |
| | 貨物 | | | | | 被疑者 C ~ 懲役 1 年・執行猶予 3 年(平24.10.4、宇都宮地裁) |
| | トマ | | | | | |
| | ウリ | | | | | |
| | 等) O | | | | | |
| | 輸出 | | - | | | |
| | 為法 | | | | | |
| 26 | 元貿 | | | 平25. | 1. 31 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | よる: | 北朝: | 鮮を | | | 被疑者~懲役1年・執行猶予3年(平25. 4.30、津地裁) |
| | 仕向 ⁵ | 地と | した | | | |
| | 貨物 | (中 | 古自 | | | |
| | 動車) | の | 無承 | | | |
| | 認輸品 | 出に | 係る | | | |
| | 外為 | 法違 | 反事 | | | |
| | 件 | | | | | |
| 27 | 貿易: | 業者 | によ | 平25. | 2. 14 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | る北 | 朝鮮 | を仕 | | | 被疑者~懲役1年6月・執行猶予3年(平25. 6.14、大阪地裁) |
| | 向地 | とし | た貨 | | | |
| | 物 (: | ニッ | ト生 | | | |
| | 地)(| の無 | 承認 | | | |
| | 輸出 | こ係 | る外 | | | |
| | 為法 | 違反 | 事件 | | | |
| 28 | 貿易: | 会社 | 役員 | 平25. | 11. 8 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | らに | よる | 北朝 | | | 被疑者 A ~不起訴(平26.3.27、福岡地検) |
| | 鮮を | | | | | 被疑者B~不起訴(前同) |
| | したご | | | | | 被疑者B~不起訴(前同) |
| | 古タ・ | | | | | |
| | 無承 | | | | | |
| | 係る | | 法違 | | | |
| <u> </u> | 反事 | | | | | |
| 29 | 貿易: | | | 平25. | 11. 29 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | によ | | | | | 法 人~罰金100万円 (平26. 5.12、福岡地裁) |
| | を仕口 | | | | | 被疑者~懲役2年・執行猶予3年(前同) |
| | た貨 | | | | | |
| | タイ・ | | | | | |
| | 承認 | | | | | |
| | る外に | 為法 | 違反 | | | |
| | 事件 | | | | | |

| 番号 | 事件名 | 検挙年月日 | 罪 名 • 処 分 |
|----|------------------|-------------------|---|
| 30 | 貿易会社役員 らによる北朝 | 平25.11.29 | 外国為替及び外国貿易法違反 法 人~罰金300万円(平26.3.20、東京地裁) |
| | 鮮を仕向地と | | 被疑者A~懲役1年6月・執行猶予3年(前同) |
| | した貨物(冷 | | 被疑者B~懲役2年6月・執行猶予3年(前同) |
| | 凍鱈)の無承 | | 被疑者 C ~懲役 1 年・執行猶予 3 年(前同) |
| | 認輸出に係る | | |
| | 外為法違反事 | | |
| | 件 | | |
| 31 | 貿易会社役員 | 平26. 8.21 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | らによる北朝 | | 法 人~罰金100万円(平27.1.8、大阪地裁) |
| | 鮮を仕向地と | | 被疑者A~懲役2年・執行猶予4年(前同) |
| | した貨物(食 | | 被疑者B~懲役2年6月・執行猶予4年・罰金500万円(平26.12.22、大阪地裁) |
| | 料品等)の無 | | |
| | 承認輸出に係 | | |
| | る外為法違反 | | |
| | 事件 | | |
| 32 | 貿易会社役員 | 半 26. 9. 1 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | による北朝鮮 | | 被疑者~不起訴(平26.10.16) |
| | を仕向地とし | | |
| | た貨物(食料 | | |
| | 品等)の無承認輸出に係る | | |
| | 認輸出に係る 外為法違反事 | | |
| | 件 | | |
| | IT | | |
| 33 | 元貿易会社経 | 平27. 1.19 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | 営者による北 | • | 法 人~罰金100万円 (平27. 4.30、千葉地裁) |
| | 朝鮮を仕向地 | | 被疑者~懲役1年6月・執行猶予3年(前同) |
| | とした貨物 | | |
| | (壁紙)の無 | | |
| | 承認輸出に係 | | |
| | る外為法違反 | | |
| | 事件 | | |
| | M = A + / A = | | |
| 34 | 貿易会社役員 | 平27. 3.26 | 外国為替及び外国貿易法違反 |
| | らによる北朝 | | 法 人~罰金200万円(平27.12.10、京都地裁) |
| | 鮮を原産地と | | 被疑者A~懲役2年・執行猶予4年(前同) |
| | する貨物(松 | | 被疑者B~懲役1年8月・執行猶予4年(前同) |
| | 茸)の無承認 | | 被疑者a~公判中 |
| | 輸入に係る外 | | 被疑者 b ~公判中 |
| | 為法違反事件 | | |

9 来日外国人入管法違反の推移



10 国際テロ事件発生状況

(1) 1997年 (平成9年) 以降の国際テロ事件発生件数 (「国際テロに関する国別報告書」米国国務省発表)

| 項目/年 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 |
|------|------|--------|------|--------|-------|--------|--------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 発生件数 | 304 | 273 | 392 | 423 | 346 | 205 | 208 | 651 | 11, 153 | 14, 338 | 14, 499 | 11,770 | 10, 999 | 11,604 | 10, 283 | 6, 771 | 9,707 | 13, 463 |
| 死傷者数 | 914 | 6, 694 | 939 | 1, 196 | 4,627 | 2, 738 | 4, 271 | 8,611 | 39, 379 | 58, 689 | 66, 955 | 54, 747 | 58, 142 | 49, 901 | 43, 990 | 32, 750 | 50, 468 | 67, 518 |

- ※ 1998年の死傷者は、「ケニア及びタンザニアにおける爆弾テロ事件」による、死傷者数約5,250人を計上している。
- ※ 2005年の発生件数・死傷者数が前年比で大幅な増加になっているのは、前年まで「重大な国際テロ事件」に限定して件数を計上していたものを「テロ事件一般」として計上することとなったため。

(2) 2015年 (平成27年) に発生した主なテロ事件等

| 日時 | 発 生 国 | 事件概要 |
|-------|---------|--|
| 1月7日 | フランス | 首都パリ及びその近郊において、雑誌社等を狙った連続テロ事件が発生し、17人が死亡(A |
| ~9月 | | QAPが犯行声明を発出。ISIL,AQAP,AQIM等のイスラム過激派組織が事件を称 |
| | | 賛する声明を発出) |
| 1月24日 | シリア | ISILの戦闘員により邦人が殺害されたとみられる映像がインターネット上で配信 |
| 1月30日 | パキスタン | 南部シカールプルにあるシーア派モスクにおいて、金曜礼拝中に大規模な爆発が起き、少な |
| | | くとも58人が死亡 (パキスタン・タリバン運動の分派組織ジュンダラが犯行声明を発出) |
| 2月1日 | シリア | ISILの戦闘員により邦人が殺害される映像がインターネット上で配信 |
| 2月12日 | シリア | ISILがオンライン機関誌「ダービク」第7号を発出。日本を名指しして標的にすると脅 |
| | | 迫 |
| 2月14日 | デンマーク | 首都コペンハーゲンにある、イスラム教の冒涜と言論の自由に関する討論会が開催されてい |
| ~15日 | | たカフェとシナゴーグ(ユダヤ教礼拝所)付近において、男が銃を乱射する連続テロ事件が発 |
| | | 生し、2人が死亡(犯人は、フェイスブックに、「ISIL指導者に忠誠を誓う」と書き込み) |
| 2月20日 | リビア | 北東部において、トブルク暫定政府議長の自宅、警察署等を狙った自動車を使用した爆弾が |
| | | 爆発し、少なくとも47人が死亡(ISILバルカー州が犯行声明を発出) |
| 3月18日 | チュニジア | 首都チュニスにある博物館で、武装した犯人の襲撃により、邦人3人を含む外国人観光客等 |
| | | 22人が死亡(ISILを名乗る組織が犯行声明を発出。さらに、AQIM及びISILと関係 |
| | | があるウクバ・イブン・ナフィアも犯行声明を発出) |
| 3月20日 | イエメン | 首都サヌアにあるモスク2か所で、金曜礼拝中に大規模な自爆テロが連続して発生し、140人 |
| | | 以上が死亡(ISILサヌア州が犯行声明を発出) |
| 3月26日 | イエメン | サウジアラビア等10か国が、イエメンのホーシー派に対して空爆を開始 |
| 4月2日 | ケニア | 東部ガリッサにおいて、武装集団が大学を襲撃し、キリスト教徒の学生ら148人が死亡(アル |
| | | ・シャバーブが犯行声明を発出) |
| 4月18日 | アフガニスタン | 東部ジャララバードにおいて、自爆テロが発生し、35人が死亡、100人以上が負傷(ISIL |
| | | 系過激派組織が犯行声明を発出) |
| 5月3日 | 米国 | テキサス州において、反イスラム団体が主催する預言者ムハンマドの風刺画コンテスト会場 |
| | | で男2人が銃を発砲し、警備員が負傷、実行犯2人は射殺(後日、ISILは同事件を称賛(「ダ |
| | | ービク」第9号)) |
| 5月13日 | パキスタン | 南部カラチにおいて、イスラム教シーア派の礼拝場所に向っていたバスが武装集団に襲撃さ |
| | | れ、シーア派教徒少なくとも45人が死亡 (ジュンダラとISILが犯行声明を発出) |
| 6月22日 | アフガニスタン | 首都カブールにおいて、武装集団が国会議事堂を襲撃し、2人が死亡、40人が負傷(タリバ |
| | | ンが犯行声明を発出) |
| 6月26日 | チュニジア | 東部の観光地スースの海岸付近において、武装した犯人が銃を乱射し、英国人観光客ら38人 |
| | | が死亡(ISILが犯行声明を発出) |
| 6月26日 | クウェート | クウェート市内にあるシーア派モスクにおいて、金曜礼拝後に自爆犯による爆発があり、27 |
| | | 人が死亡(ISILナジュド州が犯行声明を発出) |
| 6月26日 | ソマリア | 南部レゴにあるアフリカ連合平和維持部隊 (AMISOM) の基地を武装集団が襲撃し、50 |
| | | 人余りが死亡(アル・シャバーブが犯行声明を発出) |
| 6月26日 | フランス | 南東部サン・カンタン・ファラビエにおいて、犯人が車で米国系ガス工場に侵入し、人の頭 |
| | | 部をフェンスに吊るした上、工場内でガスコンテナの爆発を企図 |

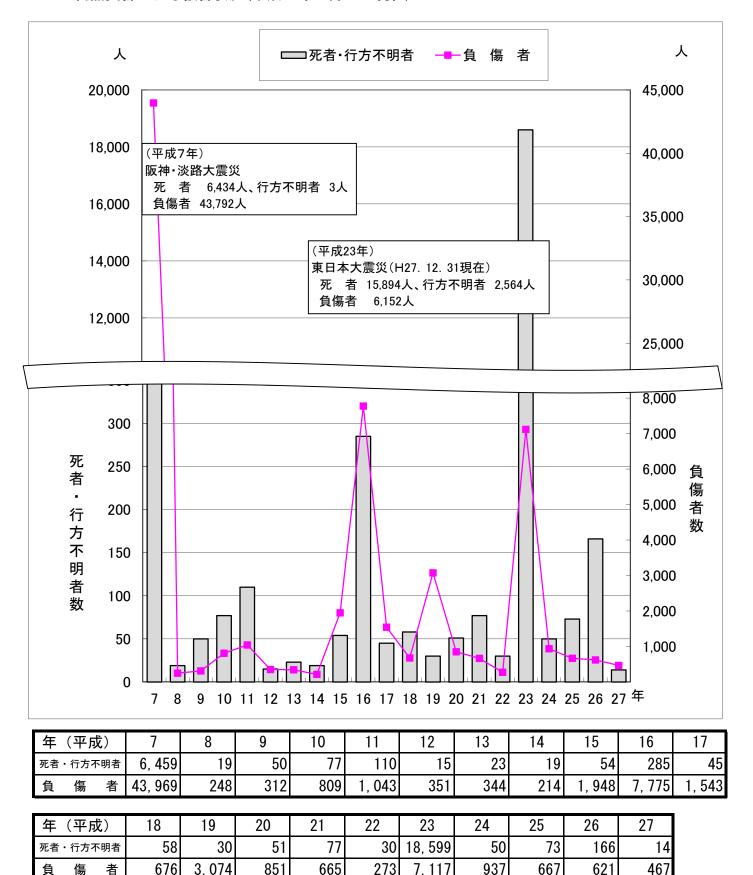
| 日時 | 発 生 国 | 事 件 概 要 |
|--------|---------|--|
| 6月29日 | エジプト | 首都カイロにおいて、検事総長の車列を狙った車爆弾が爆発し、検事総長が死亡、市民ら少 |
| | | なくとも9人が負傷(組織実態不明の「ギザ人民抵抗」を名乗る者が犯行声明を発出) |
| 7月1日 | ナイジェリア | 北東部ボルノ州で、武装集団がモスクで礼拝中のイスラム教徒97人を射殺 |
| 7月11日 | エジプト | 首都カイロにあるイタリア領事館前で、駐車中の自動車が爆発し、少なくとも1人が死亡(I |
| | | SILエジプトを名乗る者が犯行声明を発出) |
| 7月16日 | 米国 | テネシー州チャタヌーガの軍施設2か所で、男1人が銃を乱射し、米海兵隊隊員ら5人が死 |
| | | 亡 |
| 7月17日 | イラク | 中部ハンバニサドの市場で、自動車爆弾が爆発し、115人が死亡(ISILが犯行声明を発出) |
| 7月20日 | トルコ | 南東部スルチで、自爆テロが発生し、32人が死亡 |
| 7月29日 | アフガニスタン | タリバンの最高指導者オマルが、2013年4月にパキスタンで死亡していたとアフガニスタン |
| | | 大統領府が発表 |
| 8月10日 | イラク | 東部ディヤラ州で、爆弾攻撃2件が相次ぎ、少なくとも合計58人が死亡(ISILが犯行声 |
| | | 明を発出) |
| 8月11日 | ナイジェリア | 北東部ボルノ州の市場で、爆弾が爆発し、約50人が死亡 |
| 8月13日 | イラク | 首都バクダッド近郊サドルシティーにある卸売青物市場で、トラック爆弾が爆発し、77人が |
| | | 死亡(ISILが犯行声明を発出) |
| 8月17日 | タイ | 首都バンコク中心街のエラワン廟で、爆弾が爆発し、20人が死亡、邦人1人を含む約130人が |
| | | 負傷 |
| 8月21日 | ベルギー | オランダのアムステルダムからパリに向ってベルギー国内を走行中の国際高速列車内で発砲 |
| | | 事件があり、犯人を取り押さえようとした米国人を含む3人が負傷 |
| 9月21日 | フィリピン | 南部ミンダナオ地方ダバオ州サマル島にあるリゾートホテルを約11人の武装グループが襲撃 |
| | | し、外国人等4人を拉致。拉致を免れた邦人女性1人も犯人に抵抗した際に負傷(11月3日、 |
| | | アブ・サヤフ・グループ(ASG)は、人質らが身代金支払いを訴える動画を発出) |
| 10月3日 | バングラデシュ | 北西部のロングプール県において、邦人男性1人が銃で撃たれ死亡(ISILバングラデシ |
| | | ュを名乗る者が犯行声明を発出) |
| 10月10日 | トルコ | 首都アンカラにおいて、2件の連続爆弾テロが発生し、少なくとも102人が死亡、約240人が |
| | | 負傷 |
| 10月31日 | エジプト | シナイ半島南部シャルム・エル・シェイクを発したロシアの民間航空機が同半島中部に墜落 |
| | | し、乗客乗員計224人全員が死亡(ISILシナイ州を名乗る組織が犯行声明を発出) |
| 11月13日 | フランス | パリ市内等7か所において、同時多発的に襲撃・爆弾テロが発生し、130人が死亡、351人が |
| | | 負傷(ISILフランスを名乗る者が犯行声明を発出) |
| 11月18日 | シリア | ISILがオンライン機関誌「ダービク」第12号を発出。カリフの兵士たちがバングラデシ |
| | | ュで日本人の殺害に成功したと述べるとともに、日本を標的にするとの「ダービク」第7号の |
| | | 記事に言及 |
| 11月24日 | チュニジア | 首都チュニスにおいて、大統領警護隊員の移送バス車内で自爆犯による爆発があり、少なく |
| | | とも13人が死亡(ISILチュニジアを名乗る者が犯行声明を発出) |
| 12月2日 | シリア | ISILラッカ州構成員がロシア人スパイとされる男性1人を殺害する動画が同州名でイン |
| | | ターネット上に配信 |
| 12月2日 | 米国 | カリフォルニア州の発達障害者向け福祉施設で開催されていたパーティーに、半自動小銃等 |
| | | で武装した男女2人が侵入して銃を乱射し、14人が死亡、21人が負傷(犯人の女はフェイスブ |
| | | ックに「ISIL指導者に忠誠を誓う」と書き込み。ISILが同事件を称賛) |

11 主な行幸啓、行啓一覧表

| 御対象 | 行 事 内 容 等 | 行幸啓日程 | 行幸啓先 |
|---|--|--|---|
| 天天天天天天天天天天天天天天天天天天天天天天天天天天天天天天天天天天天天天天天 | 映業第外第こ第葉私私那国私第被「第青葉障 に変え0年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年 | 1. $16 \sim 1.17$ 2. $4 \sim 2.9$ 3. $13 \sim 3.15$ 4. $8 \sim 4.9$ 5. $16 \sim 5.18$ 5. 28 6. 10 6. $10 \sim 6.14$ 6. $17 \sim 6.18$ 7. $16 \sim 7.21$ 7. $26 \sim 7.28$ 8. $22 \sim 8.29$ 9. $25 \sim 9.27$ 10. 1 10. $3 \sim 10.4$ 10. $24 \sim 10.26$ 11. 17 11. $25 \sim 11.29$ 12. 8 | 兵神宮パ石神神神嶽福栃愛鬢和茨大富神神千庫奈城ラ川奈奈奈県島木知・山城分山宗奈葉川川川川川山県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県 |
| 皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇 | 外国御訪問 (サウジアラビア) 察養 第29回日本医学会2015関西開会ととの15関西開会との15関西開会との15関西開会とののでは、第26回全国「みどのでは、第26回全国「おりのでは、第20回全国のが、第30回世界ののでは、第23回では、第23回が、第30回に、第23回 | 3. 5 3. $23 \sim 3$. 27 4. $10 \sim 4$. 12 5. $29 \sim 5$. 30 7. $2 \sim 7$. 6 7. $16 \sim 7$. 17 7. $27 \sim 7$. 29 8. $1 \sim 8$. 3 8. $11 \sim 8$. 17 | が千長京宮ト大和山静栃福岐和京鹿宮米神京汀葉野都崎ン阪歌口岡木島阜山都島崎 川都沼県県府県国府県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県 |

[※] 第51回献血運動推進全国大会は台風第11号接近に伴い中止となったが、大阪府への行啓はなされたもの。

12 自然災害による被害状況(平成27年12月31日現在)



* 死者・行方不明者数については、死者と行方不明者とに重複して計上されている人数を含む。

13 平成27年における警備関係事件主要判決

| No. | 判決日 | 裁判所 | 事件名 | 概 |
|---------|--------|-----------|------------|--------------------------------------|
| 110. | 1301H | *** 13/21 | 革労協主流 | 平成24年10月23日、革労協主流派活動家が、福岡県所在のスーパー内に |
| | 1 1. 9 | | 派活動家に | おいて、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反事 |
| 1 | | 福岡高裁 | よる脅迫事 | 件(平成20年5月、同派活動家7人を逮捕)の事実関係を自供した被害 |
| | | | よる育足事 | |
| | | | | 者を脅迫した事件(一審懲役2年)につき、控訴棄却の判決。【確定】 |
| | | | 集会参加者 | 平成20年10月、革マル派主催の反戦集会の会場付近において、集会参加 |
| | 2 1.21 | | に対するビ | 者を単眼鏡等を用いたり、目視の補助として店舗内からビデオカメラで |
| 2 | | 最高裁 | デオ撮影等 | 秘匿撮影したりして視察したことに対して、集会参加者が監視、威圧さ |
| | | | の視察を違 | れたことにより、集会の発起人である一審原告らの集会を開催する自由 |
| | | | 法とする国 | が侵害されたなどとして提訴された国賠事件(一審・控訴審ともに東京 |
| | | | 賠事件 | 都勝訴)につき、上告棄却(東京都勝訴)の決定。【確定】 |
| | | | 中核派(関 | 平成24年10月5日、関西電力株式会社に対する抗議行動の際、中核派 (関 |
| | | | 西反中央 | 西反中央派)活動家が、警戒警備中の警察官に対し、身体をつかんで引 |
| 3 | 1. 27 | 最高裁 | 派)活動家 | き倒すなどの暴行を加え、職務の執行を妨害するとともに、傷害を負わ |
| | | | による公務 | せた事件(一審無罪、控訴審懲役1年6月、執行猶予3年)につき、上 |
| | | | 執行妨害及 | 告棄却の決定。【確定】 |
| | | | び傷害事件 | |
| | | | 北朝鮮への | 平成14年から18年にかけて、北朝鮮在住の一審原告らに対し結婚目的誘 |
| | | | 誘拐容疑の | 拐の容疑で逮捕状の発付を得、現在まで逮捕状を更新していることに対 |
| 4 | 2. 5 | 最高裁 | 逮捕状請求 | して、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がないにもかかわらず、 |
| | | | を違法とす | 違法に逮捕状を請求されたことにより精神的苦痛を被ったとして提訴さ |
| | | | る国賠事件 | れた国賠事件(一審・控訴審ともに東京都勝訴)につき、上告棄却(東 |
| | | | | 京都勝訴)の決定。【確定】 |
| | | | 中核派(関 | 平成24年10月5日、関西電力株式会社に対する抗議行動の際、中核派(関 |
| | | | 西反中央 | 西反中央派)活動家が、公務執行妨害罪で現行犯逮捕された同派活動家 |
| | | | 派)活動家 | を搬送する警察車両の前部を手で押し、助手席側の窓ガラスを平手で数 |
| 5 | 3. 9 | 大阪高裁 | による公務 | 回叩いた上、左前部のアンダーミラーを損壊するなどした事件(一審懲 |
| | | | 執行妨害及 | 役10月、執行猶予3年、控訴審懲役6月、執行猶予2年)につき、上告 |
| | | | び器物損壊 | 棄却の決定。【確定】 |
| | | | 事件 | |
| | | | 中核派(関 | 平成24年6月30日、関西電力株式会社大飯原発3号機の再稼働に対する |
| | | | 西反中央 | 抗議行動の際、中核派(関西反中央派)活動家が、警備会社の普通貨物 |
| 6 | 3 12 | 最高裁 | 派)活動家 | 自動車内に発火した発煙筒を放置して損壊した上、警備中の警備員の左 |
| | 0.12 | 7A 1HJ 2W | による傷害 | 腕に発火した発煙筒を押し当てて傷害を負わせるなどした事件(一審懲 |
| | | | 等事件 | 役2年、執行猶予4年 、控訴審控訴棄却)につき、上告棄却の決定。【確 |
| | | | | 定】 |
| | | | 中核派(党 | 平成26年5月13日、中核派(党中央)系全学連活動家が、東京都所在の |
| | | | 中央)系全 | 法政大学敷地内において、自身に係る停学処分等の抗議情宣中、同大学 |
| 7 | 3. 18 | 東京地裁 | 学連活動家 | 職員が所持していたビデオカメラ等を引っ張るなどの暴行を加えた事件 |
| | | | による暴行 | で、罰金30万円の判決。【控訴】 |
| | | | 事件 | |
| | | | 中核派(党 | 平成26年12月30日、中核派(党中央)系全学連活動家が、正当な理由が |
| | | | 中央)系全 | ないのに、大阪府所在の関西大学千里山キャンパスITセンター内に侵 |
| 8 | 3. 20 | 大阪地裁 | 学連活動家 | 入した事件で、罰金10万円の判決。【確定】 |
| | | | による建造 | |
| | | | 物侵入事件 | |
| <u></u> | | | F | |

| No. | 判決日 | 裁判所 | 事件名 | 概 要 |
|-----|-------------|-------------|-----------|---|
| | | | 詐欺事件に | 平成23年5月、滋賀県警察はアレフへの入信トラブルに端を発する詐欺 |
| | 9 4. 14 | | 係る逮捕・ | 事件において、アレフ信者を通常逮捕したが、平成25年3月、大津地裁 |
| | | 1 #1 - 46 | 勾留及び起 | が被害者供述に信用性が欠けるとして無罪判決を言い渡したことに対し |
| 9 | | 大阪高裁 | 訴を違法と | て、無罪が明らかであったにもかかわらず、滋賀県警察及び検察官が違 |
| | | | する国賠事 | 法に逮捕、勾留及び起訴したとして提訴された国賠事件(一審滋賀県勝 |
| | | | 件 | 訴) につき、控訴棄却(滋賀県勝訴)の判決。【確定】 |
| | | | 国際テロ対 | 平成22年10月、国際テロ対策に係るデータ114件が、ファイル共有ソフ |
| | | | 策に係るデ | ト等によりインターネット上に掲出されたことに関して、イスラム教 |
| | | | ータのイン | 徒であることのみを理由として違法に個人情報を収集・保有され、故意 |
| 10 | | | ターネット | 又は過失によりインターネット上に流出させられたことなどにより諸権 |
| 10 | 4. 14 | 東京高裁 | 上への掲出 | 利が侵害されたとして提訴された国賠事件につき、国に対する請求棄却 |
| | | | 事案に関す | (一審・控訴審ともに国勝訴)及び東京都に対する請求一部認容(一審 |
| | | | る国賠事件 | ・控訴審ともに東京都一部敗訴)の判決。【一審原告ら上告】 |
| | | | 証拠品の紛 | 昭和52年、警視庁は、渋谷暴動事件の証拠品であるビデオテープを東京 |
| | | | 失により再 | 地裁から保管委託されていたところ、平成20年3月、ビデオテープを紛 |
| | | | 審を受ける | 失していることが判明したことに対して、同事件で無期懲役判決が確定 |
| 11 | 5. 13 | 東京高裁 | | |
| | | | 権利を侵害 | している一審原告から、再審を受ける権利を侵害され精神的損害を被っ |
| | | | されたとす | たとして提訴された国賠事件(一審東京都一部敗訴)につき、一審原告 |
| | | | る国賠事件 | の請求棄却(東京都逆転勝訴)の判決。【一審原告上告】 |
| | | | 労働組合事 | 平成20年7月及び11月、一審原告組合が主催するデモにおける公安条例 |
| | | 最 高 裁 | 務所に対す | 違反及び公務執行妨害事件に基づき、組合事務所の捜索差押えを行った |
| 12 | 7. 22 | | る捜索差押 | ことに対して、組合事務所は事件と無関係で証拠品が存在しないにもか |
| | | | えを違法と | かわらず、違法に捜索差押許可状を請求・執行されたことにより業務を |
| | | | する国賠事 | 妨害されたなどとして提訴された国賠事件(一審東京都一部敗訴)につ |
| | | | 件 | き、上告棄却(東京都一部敗訴)の決定。【確定】 |
| | | | 無届デモに | 平成20年10月、一審原告組合員らは「首相宅拝見」などと呼びかけ首相 |
| | | | よる公安条 | 私邸に向け無届デモを開始したので、警視庁はデモを指揮・煽動した組 |
| | | | 例違反での | 合員を公安条例違反で現行犯逮捕し、その後組合事務所の捜索差押えを |
| 13 | 9.8 | 東京高裁 | 逮捕等を違 | 行ったことに対して、公安条例は違憲である上、本件は首相私邸を見る |
| | | | 法とする国 | だけのツアーでありデモには当たらず、逮捕及び捜索差押えは違法であ |
| | | | 賠事件 | るなどとして提訴された国賠事件(一審東京都勝訴)につき、控訴棄却 |
| | | | | (東京都勝訴)の判決。【一審原告ら上告】 |
| | | | 尾行等によ | 平成21年8月、アレフ関係者名義の車両を栃木県警察が尾行したことに |
| | | | りプライバ | 対して、長時間尾行されたり、携帯電話を盗聴されプライバシーを侵害 |
| 14 | 9. 29 | 東京高裁 | シーを侵害 | されたなどとして提訴された国賠事件(一審栃木県勝訴)につき、控訴 |
| | | | されたとす | 棄却(栃木県勝訴)の判決。【一審原告上告】 |
| | | | る国賠事件 | |
| | | | アレフ支援 | 平成23年7月、公安調査庁が行ったアレフ施設での立入検査において検 |
| | | | 団体に対す | 査妨害があったとする告発状を受理した警視庁が、団体規制法違反でア |
| 15 | 10 21 | 東京地裁 | る捜索差押 | レフ信者を通常逮捕するとともに、アレフ施設内に所在する支援団体で |
| 10 | 15 10. 21 | 木水地砌 | えを違法と | ある原告らの事務所の捜索差押えを行ったことに対して、被疑事実と無 |
| | | | する国賠事 | 関係でアレフとは別団体である事務所を違法に捜索差押えしたなどとし |
| | | | 件 | て提訴された国賠事件につき、請求棄却(東京都勝訴)の判決。【原告 |
| | | | | ら控訴】 |

| No. | 判決日 | 裁判所 | 事件名 | 概 要 |
|-----|--------|------|--|---|
| 16 | 11. 26 | 東京高裁 | 中核派(党 中央)に対対 が が が が が が が が が が が が き さ さ る り ま さ る り ま さ る り る り る り も り も り も り も り り り り り り り | 平成21年10月、中核派(党中央)系全学連活動家らによる公安条例違反 事件に基づき、同派活動拠点の捜索差押えを行ったことに対して、捜索 差押許可状に記載された「差し押さえるべき物」に該当しない物を差し 押さえられたことにより損害を被ったなどとして提訴された国賠事件 (一審東京都一部敗訴)につき、控訴棄却(東京都一部敗訴)の判決。 【確定】 |
| 17 | 12. 3 | 東京高裁 | 中核派(党 中央)系全 学連活動家 による暴行 事件 | No. 7事件につき、一審判決を不服として控訴していた被告に対し、控訴棄却の判決。【確定】 |

14 主要事件・災害等発生日・記念日一覧表

| | | ## | 1-1-1- | |
|------|----------|---------------|--------|---|
| Э | <u> </u> | 名 | :::: | 内 |
| 1 月 | 月17日 | 阪神・淡路大震 | 災 | 平成7年発生。この地震による被害は、14府県に及び、死者・行方不明者6,437人、負傷者4万3,792人、建物全壊約10万4,900棟、建物半壊約14万4,255棟に達した。政府は、この日を「防災とボランティアの日」として、災害時におけるボランティア活動の普及等に取り組んでいる。 |
| 2 F | 月7日 | 北 方 領 土 の | 日 | 昭和56年、北方領土返還運動を強化する目的で内閣がこの日を制定した。右翼は、この日を捉えて北方領土の早期返還を求める活動に取り組んでいる。 |
| 2 F | 月 26 日 | 2 · 2 6 事 | 件 | 昭和11年、昭和維新を企図した青年将兵らが反乱を起こし、首相官邸等を襲撃して高橋蔵相ら を殺害した。右翼は、この日を捉えて慰霊祭を行っている。 |
| 2 F | 月 28 日 | あさま山荘事 | 件 | 昭和47年、連合赤軍5人が、人質を取って「あさま山荘」に立てこもり、10日間にわたる抵抗の末、検挙された(警察官2人殉職)。 |
| 3 F | 3 日 | 経 団 連 事 | 件 | 昭和52年、大悲会・野村秋介ら4人が「YP体制打倒、財界の営利至上主義打倒」を叫び、猟 銃等を所持し経団連会館に人質を取って立てこもった。 |
| 3 F | 月11日 | 東日本大震 | 災 | 平成23年、三陸沖を震源とする大地震が発生し、宮城県の一部では震度7を観測するなど国内観測史上最大規模となった。この地震により発生した津波は、東北沿岸部を襲うとともに原子力発電所における事故等を引き起こした。この災害により、全国で死者1万5,894人、行方不明者2,564人(平成27年12月31日現在)等の被害が生じた。 |
| 3 F | 月 20 日 | 地下鉄サリン事 | 件 | 平成7年、オウム真理教幹部らが、東京都内を走行中の5本の地下鉄電車内で化学剤であるサリンを気化させて車内等に散布し、通勤客ら12人を殺害、約3,800人(松本に対する裁判の冒頭陳述で示された負傷者数の概数)を負傷させた。 |
| 3 F | 31日 | 「よど号」ハイジャック事 | 件 | 昭和45年、共産同赤軍派のメンバー9人が、北朝鮮渡航のため、日航機「よど号」をハイ ジャックした(我が国初のハイジャック事件)。 |
| 4 F | 月 28 日 | 沖 縄 闘 | 争 | 昭和27年、サンフランシスコ条約が発効した日。昭和37年から「沖縄闘争」が取り組まれており、極左暴力集団もこの日を捉えて、昭和42年から闘争に取り組んでいる。 |
| 5 F | 11日 | メ ー デ | _ | 明治19年(1886年)5月1日に米国の労働者が8時間労働制を求めて示威運動を行ったのが起源。我が国では、大正9年(1920年)に第1回メーデーが開催された。 |
| 5 F | 月 15 日 | 沖縄返還日闘 | 争 | 昭和47年、沖縄が米国の施政権下から日本に返還された日。極左暴力集団は、この日を捉えて 闘争に取り組んでいる。 |
| 5 F | ∃ 30 日 | テルアビブ・ロッド空港事 | 件 | 昭和47年、日本赤軍がイスラエル・テルアビブ・ロッド空港を襲撃し、約100人を殺傷した。 |
| 6 F | 月4日 | 天 安 門 事 | 件 | 平成元年(1989年)、中国・北京市の「天安門広場」において、民主化を求める学生らのデモを人民解放軍部隊が武力制圧し、死者・負傷者多数が出たとされる事件。この日を捉え、我が国を始め各国の中国民主化活動家らは、「中国の民主化」「天安門事件再評価」等を求める運動を行っている。 |
| 6 F | 月15日 | 安 保 闘 | 争 | 昭和35年、安保条約批准阻止闘争において学生が国会に乱入、デモに参加していた女子学生が死亡した。極左暴力集団は、この日を捉えて闘争に取り組んでいる。 |
| 6 F | 月 27 日 | 松本サリン事 | 件 | 平成6年、オウム真理教幹部らが、長野県松本市内においてサリンを散布し、住民ら8人を殺害、143人を負傷させた。 |
| 8 F | 月6日 | 広島被爆記念 | 日 | 昭和20年、広島に原爆が投下された日。この日を記念し、広島市原爆死没者慰霊式並びに平和 祈念式が行われる。極左暴力集団は、この日を捉えて反戦闘争に取り組んでいる。 |
| 8 F | 9日 | 長崎被爆記念 | 日 | 昭和20年、長崎に原爆が投下された日。この日を記念し、長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典が 行われる。極左暴力集団は、この日を捉えて反戦闘争に取り組んでいる。 |
| 8 F | 9日 | 反 ロ デ | _ | 昭和20年、ソ連が対日参戦をした日。右翼は、この日を捉えてロシアに対する各種抗議行動に 取り組んでいる。 |
| 8 F | 月15日 | 終戦記念 | 日 | 昭和20年、太平洋戦争終結の日。この日を捉えて、右翼・極左暴力集団等の取組が行われている。 |
| 9 F | 1日 | 関東大震 | 災 | 大正12年発生。全体で死者·行方不明者14万2,000人余、家屋全半壊25万4,000余棟、焼失44万7,000余棟に達した。この日を「防災の日」とし総合防災訓練等が取り組まれている。 |
| 9 F | 月11日 | 米国における同時多発テロ事 | 件 | 平成13年(2001年)、イスラム過激派アル・カーイダのメンバーが、ハイジャックした航空機でニューヨークの世界貿易センタービル等に突入し、3,000人を超える死者・行方不明者を出した。 |
| 10 F | 月12日 | 浅 沼 事 | 件 | 昭和35年、元大日本愛国党構成員が、日比谷公会堂で開催された党首立会演説会において、社会党委員長浅沼稲次郎を刺殺した。 |
| 10 F | 月21日 | 国際反戦デ | _ | 昭和41年、総評がベトナム戦争に反対し国際反戦統一行動を提起、以後この日を国際反戦デーとして反戦闘争に取り組んでいる。昭和43年、極左暴力集団が新宿駅及びその周辺で騒擾事件を引き起こした。極左暴力集団は、現在もこの日を捉えた闘争に取り組んでいる。 |
| 11 月 | 月 25 日 | 三 島 事 | 件 | 昭和45年、「楯の会」会長・三島由紀夫らは、陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地内で東部方面総監を監禁し、自衛隊の決起を呼び掛けた後、三島由紀夫ら2人が割腹自殺した。右翼は、この日を捉えて取組を実施している。 |

平成27年年表

(平成27年12月31日現在)

1月 玉 内 墊 Ŧ 際 情 愭 北朝鮮の金正恩第一委員長は、年頭演説(新年の辞)を行い、南 北首脳会談の可能性に言及したほか、「祖国解放70周年と党創建70 周年を革命的大慶事として輝かせるべきである」などと発言 米財務省は、北朝鮮による米映画会社に対するサイバー攻撃への 対抗措置として、オバマ大統領が北朝鮮政府や朝鮮労働党の関係機 関、個人に制裁を科すことを可能とする大統領令に署名したことを 受け、北朝鮮の偵察総局等3団体10個人を制裁対象に指定 6 韓国国防省は、2014年版の国防白書を発表し、北朝鮮による核弾 頭の小型化技術が「相当な水準」に達しており、長距離弾道ミサイ ルにあっても「米国本土を狙える能力を保有」すると分析 ドイツ連邦議会やメルケル首相のウェブサイトがサイバー攻撃を 10~11 沖縄防衛局が、米軍普天間飛行場(沖縄県)の名護市辺野古 受けて一時的に機能停止に陥ったことについて、ウクライナの親ロ への県内移設に向けて、工事関係車両を米軍キャンプ・シュワブ内 シア派集団「サイバー・ベルクート」は、犯行声明を発表 に入域させることに対し、反対派は、抗議行動を展開。その過程で 11日、反対派男性が工事用ゲート前で民間警備員に暴行を加えたこ 8~9 中国とラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(CELAC)に とから暴行罪で逮捕された。辺野古での新基地建設への反対運動で、 よる「中国・CELACフォーラム」の閣僚級会議が北京で初めて 現地で逮捕者が出たのは初めて 開催。習近平国家主席は、今後10年で中南米地域との貿易総額を、 現在の約2倍となる5,000億米ドル(約60兆円)に増やし、2,500億 米ドル (約30兆円) の直接投資を実現すると表明 12 国際刑事警察機構 (ICPO) は、ウクライナのヤヌコーヴィチ 13 福島県双葉町の伊沢史朗町長は、東京電力福島第一原子力発電所 前大統領を公金横領や汚職の容疑で国際手配 事故の除染廃棄物を保管する中間貯蔵施設について、施設の受入れ を正式に表明 12 中国新疆ウイグル自治区カシュガル地区で警察当局は、爆発物を 起爆させようとした容疑者6人を射殺 14~16 環太平洋経済連携協定 (TPP) をめぐる日米両政府の事務 18 国連安全保障理事会常任理事国にドイツを加えた6か国とイラン レベル協議が、都内で開催 は、イランの核問題の包括的解決に向けた協議を行ったが、大きな 進展はなく、2月上旬に再び協議することで一致 15~16 沖縄県議会の与党・中立会派の県議団は、内閣府や防衛省等 に対し、沖縄基地問題に関する要請行動等を実施 20 中国国家統計局は、2014年10月~12月の国内総生産(GDP)が 物価変動を除く実質で前年同期比7.3%増えたと発表。2014年通年 20 原子力規制委員会は、電源開発大間原子力発電所(青森県)の運 の成長率は7.4%と2013年から0.3ポイント鈍化し、中国政府の年間 転開始に向けた安全審査の初会合を開催。建設中の原子力発電所が 目標の7.5%を下回る。成長率が政府目標に届かなかったのは16年 新規制基準で審査されるのは初めて ぶり 22 東京地方検察庁は、東京電力福島第一原子力発電所事故をめぐり、 21 中国の李克強首相は、スイスで開催された世界経済フォーラムの 業務上過失致死傷の疑いで告訴・告発されていた東京電力元会長ら 年次総会(ダボス会議)で講演し、中国の経済成長率が7%に鈍化 3人を2度目の不起訴処分にしたと発表 したとしても問題ないとの認識を示し、2015年の成長目標を2014年 の7.5%から7.0%程度に引き下げることを示唆 23 東京電力は、福島第一原子力発電所のタンクに貯められている高 濃度汚染水をめぐり、国に約束した平成27年度内の処理完了を断念 すると表明 26 米司法省は、米国内でロシア政府のために非合法の情報収集活動 をしたとして、外交官2人を含むロシア人3人を訴追し、米国内に いた1人を逮捕したと発表 26 中部電力は、原子力規制委員会に対し、浜岡原子力発電所4号機 27 ウクライナ最高会議は、緊迫する東部情勢や南部クリミアをめぐ (静岡県)の使用済み核燃料をプールに入れずに貯蔵する「乾式貯 って対立するロシアを「侵略国家」と認定する声明を採択 蔵施設」の建設を申請 28 米国ジョンズ・ホプキンス大学の北朝鮮分析サイト「38ノース」 26 翁長雄志沖縄県知事は、沖縄県庁で、第11管区海上保安本部次長、 は、北朝鮮・寧辺で原子炉の再稼働準備が進められている可能性が 沖縄県警察本部警備部長とそれぞれ面談し、米軍普天間飛行場の名 あると指摘 護市辺野古移設に伴う警備活動で反対する市民らに怪我人を出さな いよう申入れ 28 中国新疆ウイグル自治区ホータン地区の検問所で検査を受けてい た者3人が、刃物で警察官等を襲撃し、警察官2人と警備員1人を 26 沖縄県は、仲井眞弘多前沖縄県知事による名護市辺野古の埋立て 承認の是非を検証する第三者委員会を設置

北京で、「訪問中に(北朝鮮当局者と)会えなかった」と述べ、模索してきた米朝直接対話が実現しなかったことで、北朝鮮に対する 不信感を表明

30 北朝鮮核問題をめぐる六者会合の米国のソン・キム特別代表は、

29 欧州連合(EU)は、緊急外相理事会でロシア政府幹部らに対す る資産凍結と渡航禁止の制裁期間を9月まで6か月延長することを

決定

26~1 TPP首席交渉官会合が、米国で開催

| 極左暴力集団 | 外事・国際テロ | 共産党・大衆・労働・オウム等 | 右翼・警衛・警護 |
|---|---|---|--|
| 12/27~1/5 革労協反主流派「越年・越冬闘争」(4都府県) 12/31~1/2 革労協主流派「第30回福岡日雇い越年越冬団結まつり」(福岡) | 7~9 フランスの首都パリ及びその近郊において、雑誌社等を狙った連続テロ事件が発生し17人が死亡 9 中国海警局の公船3隻が、尖閣諸島周辺の領海に侵入 9 岸田文雄外相は、中国の程永華駐日大道と会談。2014年11月の日中首脳会談を踏まえ、一両国関係の改善を進めることで、船体にハングルのような文字が書かれた小型木造船が漂着。男性1 | 12/27~1/2 オウム真理教上祐派が、豊明施設等4都府県4か所において集中セミナーを開催(前半12/27~28、後半12/30~1/2) 12/27~1/4 オウム真理教主流派が、八潮大瀬施設等6都道府県6か所において集中セミナーを開催(前半12/27~30、後半12/31~1/4) 5 共産党「党旗びらき」(東京) | 5 安倍首相「伊勢神宮」参拝に 伴う警護(三重) |
| 11 革労協反主流派「日雇い労働者全国総決起集会」(東京) 11 三里塚芝山連合空港反対同盟北原グループ及び支援極左「1·11三里塚団結旗開き」(千葉) 12 中核派(関西反中央派)系「阪神大震災20周年集会」(兵庫) | 人の身柄を確保 12 日中両国の防衛当局は、都内で課長級協議を開催。自衛隊と中国軍が緊急時に意思疎通を図る「海空連絡メカニズム」について、早期の運用開始に努める方針で一致 18 首都圏に住むウクライナ人グループ16人が、ウクライナ東部で起きたバスへの砲撃事件をめぐりロシア大使館に抗議文を投 | | |
| 12 中核派(党中央)「1·12革共 同中四国政治集会」(広島) | 閣諸島周辺の領海に侵入 19 壁紙を北朝鮮向けに不正に輸 出した外為法違反(無承認輸出) 容疑で、元貿易会社経営者を逮 捕 (千葉) 21 ロシア外務省は、岸田外相が 「北方領土も力による現状変更」 と述べたことを批判する談話を 発表。これに対し、22日、菅官 房長官は、「歴史の歪曲という | | 16~17 天皇皇后両陛下「阪神・ 淡路大震災20年12頃で式典」御臨 |
| 16 統一共産同盟「天皇出席の阪神・淡路大震災20周年追悼式典 反対集会」(兵庫) 25 中核派(党中央)系「全国水平同盟臨時大会」(大阪) | 批判を受け入れることはできない」と反論 23 中国政府は、抗日戦争勝利70 周年記念に合う軍事パレードを連立を決立を決立を決立を決立したといるのでは、大力が終ったといれるのでは、大力がが、からによいなのでは、大力をは、大力をといるのでは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力を | 17 「「女の平和」ヒューマン チェーン (人間の鎖)」(東京) 20 共産党「第3回中央委員会総 会」(東京) 22~24 「議員総行動」(沖縄) 23 共産党「学生担当者会議」 (東京) 23 公安審査委員会が、オウム真 理教に対する団体規制法に基づ く観察処分の期間更新を決定 (1月30日官報公示、2月1日 から3年間) | 席等に伴う警衛(兵庫) 16~21 安倍首相「エジプト・ アラブ共和国、ヨルダン・ハ シェミット王国、イスラエル 国及びパレスチナ自治政府」 歴訪に伴う警護(エジプト、 ヨルダン、イスラエル、パ レスチナ) |
| | 確認 28 中国外交部は、中国軍が尖閣諸島の北西約300キロメートルにある浙江省沿岸部の南廃(なんき)島に軍事用ヘリコプターの発着場を建設中とされる問題で「島は中国の領土内にあり、正常な建設活動」と表明 29 朝鮮総聯中央本部の土地、建物の競売をめぐり、落札した香川県の不動産会社が山形県の不動産会社に転売する契約を締結 30 パキスタン南部シカールプルにあるシーア派モスクにおいて、金曜礼拝中に大規模な爆発が起き、少なくとも58人が死亡 | 25 「ストップ川内原発再稼働! 全国集会」(鹿児島) 25 「沖縄の民意を無視するな! 辺野古に基地はつくらせない! 国会包囲ヒューマンチェーン」 (東京) 26 「安倍政権の暴走に反対する 1.26国会前行動」(東京) 30 「第6回米軍基地の整理・縮 小を求める日出生台集会」 (大分) | 25~26 皇太子殿下「サウジアラビア王国」御訪問に伴う警衛(サウジアラビア) 26 天皇陛下「第189回国会(常会)開会式」御臨場に伴う警衛(東京) |

| 国際情勢 | 国内情勢 |
|---|--|
| 4 北朝鮮国防委員会は、米国による追加制裁や「北朝鮮はやがて崩壊する」とした米国のオバマ大統領の発言等に対し、「米国に最も苦い惨事をもたらすことに焦点を合わせる」とする声明を発表 | 3 環境省は、福島県大熊、双葉両町で、東京電力福島第一原子力発 電所事故により発生した汚染土等を保管する国の中間貯蔵施設建設 工事に着工 |
| 8 韓国軍合同参謀本部は、北朝鮮が午後4時20分頃から同5時10分頃にかけ、南東部の元山付近から短距離ミサイルとみられる物体計5発を日本海方向に向けて発射したと発表 | 6~8 日教組「第64次教育研究全国集会」に伴う警備(山梨) 6 徳島県南部を震源とする地震が発生し、徳島県牟岐町で震度5強 を観測 |
| 9 米国のオバマ大統領は、国連安全保障理事会常任理事国にドイツを加えた6か国とイランによるイラン核問題の包括的解決に向けた協議について、3月末までに枠組み合意、6月末までに最終合意とする期限の延長について慎重姿勢 | 12 原子力規制委員会は、関西電力高浜発電所3、4号機(福井県) |
| 13 主要7か国(G7)首脳は、ウクライナ東部で政府軍と親ロシア派武装勢力による停戦の確実な実行を求める声明を発表するとともに、停戦を実行しなければ「代償を強化する」とロシアへの制裁強化を示唆 13 中国新疆ウイグル自治区ホータン地区で、ウイグル族の青年が体 | が原子力発電所の新規制基準を満たしているとの審査書を決定 14~15 全教「第32回定期大会」に伴う警備(東京) |
| に巻き付けた爆発物を爆発させ、警察官8人が死亡 15 ウクライナ東部で戦闘を続けてきた政府軍と親ロシア派武装勢力 の停戦が発効 | 16 翁長雄志沖縄県知事は、沖縄防衛局に対し、米軍キャンプ・シュ ワブ海域でのコンクリートブロック設置が、サンゴ礁を破壊してい る可能性があるとして、海底面の現状変更停止等を指示 |
| 16 中国新疆ウイグル自治区ホータン地区で、武装警察官がウイグル族の青年を連行しようとしたが、抵抗したため射殺 17 中国新疆ウイグル自治区アクス地区で、ウイグル族と警官隊が衝 | 17 岩手県沖を震源とする地震が発生し、青森県階上町で震度5強を 観測 22 米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設に反対する男2人が、米軍 キャンプ・シュワブメインゲート前での抗議行動中、基地内に正当 |
| 突し、合計17人が死亡 17 中国の程国平外務次官とロシアのデニソフ駐中国大使は、北京市 内で記者会見し、ロシアが5月9日にモスクワで開く対ドイツ戦争 勝利70周年記念式典に習近平国家主席が、中国が9月3日に北京で 開く抗日戦争勝利70周年記念式典にプーチン大統領が、それぞれ出 | な理由なく侵入したとして刑事特別法違反の容疑で逮捕 |
| 席すると発表 18 ウクライナ東部で攻勢を続ける親ロシア派武装勢力は、ドネツク 州デバリツェヴェに侵攻し、全域を制圧 | 26 経済産業省は、東京電力に対し、福島第一原子力発電所で汚染された雨水が排水路を通じ外洋に流出していた問題について、汚染水対策を総点検するよう指示 |
| 22 ウクライナ危機の発端となった政変から1年を迎え、首都キエフでウクライナのポロシェンコ大統領らは、市民と共に追悼の行進 | 26 東京地方裁判所は、国が東京都・霞が関の経済産業省敷地内にテントを設置して脱原発を訴えている市民団体のメンバー2人に立ち退きなどを求めた訴訟判決で、同所からの立ち退きと過去の土地使用料約1,140万円の支払いを命じるとともに、実際に立ち退くまで1日当たり約2万1,000円の制裁金の支払いを命じた |
| 22~23 米国のケリー国務長官とイランのザリフ外相は、イランの核問題の包括的解決に向けた直接協議を行ったが、双方とも「進展はあったが、最終合意にはまだ遠い」との認識を表明 | 27 京都府と関西電力は、高浜原子力発電所(福井県)について、炉の新増設等に際し、府の意見表明権及び関西電力の回答義務を盛り込んだ原子力安全協定を締結。原子力発電所立地自治体以外で電力 |
| 24 米韓連合軍事司令部は、朝鮮半島有事に備えた定例の米韓合同軍 事演習「キー・リゾルブ」と「フォール・イーグル」を3月2日から開始すると発表 | 会社の回答義務を明記した協定は初めて |
| 27 ロシアのプーチン政権を批判する野党勢力の指導者であるネムツ オフ元第一副首相がモスクワの中心地で銃撃され死亡 | (地元荷宗) の上事計 画裕可の丹僧上青規を促出 |

| 極左暴力集団 | 外事・国際テロ | 共産党・大衆・労働・オウム等 | 右翼・警衛・警護 |
|---|---|---|---|
| 1 革マル派「2·1労働者怒りの 総決起集会」(東京) | 1 シリアにおいて、邦人が殺害 される映像がインターネット上 で配信 | | |
| 3 暴行罪で中核派(党中央)系 全学連活動家1人を逮捕 (福島) | 6 中国海警局の公船2隻が、尖 閣諸島周辺の領海に侵入 6 韓国の朴槿恵大統領に対する 名誉毀損で在宅起訴された産経 | 6 共産党「11都道府県職場支部 援助委員会責任者会議」 (東京) | 4~9 天皇皇后両陛下「葉山御 用邸」御静養に伴う警衛 (神奈川) |
| | 新聞の前ソウル支局長は、韓国 当局の出国禁止措置延長を違法 として措置の取消しを求める行 政訴訟をソウル行政裁判所に提 | 6~8 日教組「第64次教育研究 全国集会」(山梨) | 6~8 右翼団体「日教組第64次 教育研究全国集会」批判街宣 (山梨) |
| | 起するとともに、執行停止を求める仮処分を申立て 7 安倍首相は、都内で開かれた 北方領土返還要求全国大会で、 | | 7 右翼団体「北方領土の日」を めぐり「北方領土返還」等を主 張する街宣 (26都道府県) |
| | 「最終的な解決に向けて粘り強 く取り組んでいく」と挨拶 9 中国の2015年の海洋政策を討 議する全国海洋工作会議が北京 | | |
| 8 革労協主流派「革労協中央政 治集会」(東京) 11 極左各派「建国記念の日粉砕 | で開催。国家海洋局の王宏局長 は、東シナ海や南シナ海での主 権を守るため、尖閣諸島周辺海 域における巡視船でのパトロー | | 11 右翼団体「建国記念の日」を めぐり奉祝街宣、神社参拝、奉 |
| 闘争」(9都府県) | ル活動を継続させる方針を表明 12 日本とロシアの外務次官級協 議がモスクワで開かれ、平和条 約締結等について協議 12 ISILがオンライン機関誌 | | 祝式典参加(35都道府県) |
| 15~16 中核派(党中央)系「2·15 国鉄集会」(10都道府県) | 「ダービク」第7号を発出。日本を名指しして標的にすると脅迫 14~15 デンマークの首都コペン ハーゲンにある、イスラム教の | 14~15 全教「第32回定期大会」 | 14~15 右翼団体「全教第32回定 |
| | 同読と言論の自由に関する討論 会が開催されていたカフェとシ ナゴーグ (ユダヤ教礼拝所) 付 | (東京) | 期大会」批判街宣(東京) 14 安倍首相「岩手県及び宮城県」 |
| 22 革労協反主流派「革労協中央 政治集会」(東京) | 近において、男が銃を乱射する 連続テロ事件が発生し、2人が 死亡 | | 訪問に伴う警護(岩手、宮城) |
| 22 中核派(党中央)系「2·22橋 下打倒集会」(大阪) | 14 防衛省は、沖縄本島と宮古島 間の空域を飛行する中国軍の情 報収集機「Y9」1機に対し、 航空自衛隊の戦闘機を緊急発進 させたと発表 | 17 共産党・不破哲三前議長が、 第7回「理論活動教室」で講義 | |
| | 15 中国海警局の公船3隻が、尖 閣諸島周辺の領海に侵入 17 北朝鮮の労働新聞は、朝鮮総 聯許宗萬議長に対する故金正日 | (東京) | 19~20 「公実賓」カタール国首 |
| | 総書記や金正恩第一委員長の 「同志愛」や「恩情」を強調す | 22 「美ら海を埋め立てさせない! 国の横暴・工事強行に抗議する | 長来日に伴う警護(東京) |
| | 20 リビア北東部において、トプルク暫定政府議長の自宅、警察署等を狙った自動車を使用した 爆弾が爆発し、少なくとも47人が死亡 | 県民集会」(沖縄) 23 共産党・志位和夫委員長が、 | 22 右翼団体「竹島の日」をめぐ り「竹島奪還」等を主張する街 宣 (23都道府県) |
| | 24 中国の王毅外交部長は、国連 安全保障理事会の「国際平和と 安全の維持」をテーマにした公 開討論で、「今年は反ファシズ ム戦争の勝利と国連創設から70 周年」と位置付けた上で、「い | モハウ・ペコ駐日南アフリカ共 和国大使と懇談(東京) | 26 右翼団体「2.26事件」記念日 をめぐり追悼街宣、墓参、法要 (3都県) |
| | まだに真実を認めたがらず、過去の侵略の犯罪をごまかそうとする者がいる」などと発言 27 中国海警局の公船3隻が、尖 | | 28~3/1 安倍首相「福島県」訪問 に伴う警護(福島) |
| | 閣諸島周辺の領海に侵入 | | |

2 韓国国防省は、北朝鮮が午前6時32分から41分にかけ、西部の南浦周辺から「スカッドC」とみられる短距離弾道ミサイル2発を発射したと発表

愭

塾

際

- 4 ロシアのサハリン州政府当局は、ホロシャビン知事と幹部数人が 捜査当局によって拘束されたと発表
- 5 ロシア国防省は、同国が2014年3月に併合したウクライナのクリミア半島やジョージアの親ロシア分離派地域、ロシア南部等で計2,000人以上を動員した軍事演習を開始したと発表
- 5 米国のリッパート駐韓大使が、ソウルでの朝食講演会において、 男にナイフで襲われ、顔等を負傷。韓国で米国の駐韓大使が襲われ たのは初めて
- 5 中国四川省アバ・チベット族チャン族自治州で、チベット族の女性が、中国政府の民族政策に抗議して焼身自殺
- 5~15 中国で第12期全人代第3回会議が開催され、李克強首相は、2015年の実質経済成長率の目標を3年ぶりに下げ、「7%前後」とする方針を表明し、経済の構造改革を重視する姿勢を示す。同時に発表された2015年の国防予算は、前年実績比10.1%増の約16兆8,500億円と、5年連続で2桁の伸び率
- 6 国連安全保障理事会は、シリアの内戦で塩素を含む兵器が使用されたことを強く非難し、使用を続けた場合には制裁を科すことなどを盛り込んだ決議案を14か国の賛成で採択
- 6 中国広東省の広州駅前の広場で、刃物を持った2人が通行人を襲い、13人が負傷。警察当局は実行犯1人を射殺し、残り1人を拘束
- 15 ロシアのプーチン大統領は、国営テレビで放送された番組で「ロシアは核戦力を戦闘態勢に置く準備があった」と述べ、2014年のクリミア併合の過程で核使用を選択肢の一つとして念頭に置いていたことを告白
- 15~20 国連安全保障理事会常任理事国にドイツを加えた6か国とイランは、イラン核問題の包括的解決に向けた協議を行ったが、対立が解けず3月25日に協議を再開することで一致
- 17 韓国当局は、韓国の原子力発電所を運営する「韓国水力原子力」 の関係者のコンピュータがハッキングされて原発設計図等が流失し た事件で、使用された不正プログラムの特徴等から「北朝鮮による 犯行と判断される」との捜査結果を発表
- 19 欧州連合(EU)は、首脳会議において、ウクライナ東部情勢を めぐる停戦合意の完全履行まで、対ロシア経済制裁を解除しない方 針を決定
- 26 韓国の朴槿恵大統領は、政府主催の海軍哨戒艦沈没事件追悼式典 において、北朝鮮に対し「無謀な挑発はやめることを願う。核兵器 が自身を守れるといった考えも捨てなければならない」と発言
- 27 国連人権理事会は、スイス・ジュネーブの国連欧州本部で開いた 会合で、北朝鮮における「組織的かつ広範で深刻な人権侵害」を非 難し、日本人の拉致を含む人権問題の解決を求める決議を採択
- 28 中国の習近平国家主席は、ボアオ・アジアフォーラムで演説し、「アジアは運命共同体」と述べ、域内の連携強化を呼び掛けたほか、協力と互恵に基づく「新たな国際関係」の構築を目指す姿勢を示唆
- 29 ウズベキスタンで大統領選挙が行われ、25年間にわたって在職するイスラム・カリモフ氏の4選が決定
- 30 韓国国家情報院傘下の国家安保戦略研究院は、北朝鮮によるサイ バーテロが韓国国内の社会インフラを標的としているとする報告書 を発表

3 脱原発を訴えている市民団体のメンバー2人(被告)は、東京都 霞が関の経済産業省敷地内にテントを設置して、国から立ち退きや 土地使用料支払いを命じられた2月26日の東京地方裁判所判決を不 服として控訴

塾

内

- 4 福井県高浜町議会は、国に対し、関西電力高浜発電所3、4号機の「速やかな再稼働」を求める意見書を賛成多数で可決
- 5 自民党の「福島第一原発廃炉・汚染水等事故収束対策会議」の初 会合が開催
- 5~6 TPP交渉をめぐる日米両政府の事務レベル協議が、都内で 開催
- 6 東京電力は、福島第一原子力発電所で汚染された雨水が排水路を 通じて外洋に流出していた問題で、周辺の環境に影響のある水や粉 じんの放射性物質の濃度等について、原則、情報公開する方針を決 定
- 9~15 TPP首席交渉官会合が、米国で開催
- 10 東京電力は、福島第一原式力発電所で原子炉を冷却した後の処理 水を貯蔵するタンクを囲う堰にたまっていた汚染雨水が漏出したと 発表
- 10 九州電力は、原子力規制委員会に対し、川内原子力発電所1号機 の工事計画認可に関する補正書を再提出
- 11 東京電力福島第一原子力発電所事故4周年
- 12 沖縄防衛局は、平成26年9月以来となる海上ボーリング調査を再盟
- 13 環境省は、東京電力福島第一原子力発電所事故の除染に伴う廃棄 物を、中間貯蔵施設建設予定地の保管場に搬入する作業を開始
- 16 東京電力は、福島第一原子力発電所の汚染水対策の柱と位置付ける「凍土壁」について、予定していた年度内の凍結開始を断念し、 4月に延期することを決定
- 17 関西電力は、美浜発電所1、2号機(福井県)の廃炉を決定。一方、40年前後の高浜発電所1、2号機と美浜発電所3号機(福井県)の運転延長を目指し、原子力規制委員会に安全対策の審査を申請
- 17 日本原子力発電は、敦賀発電所1号機(福井県)の廃炉を決定
- 18 九州電力は、玄海原子力発電所1号機(佐賀県)の廃炉を、中国 電力は島根原子力発電所1号機の廃炉をそれぞれ決定
- 18 原子力規制委員会は、九州電力川内原子力発電所1号機の工事計画を認可
- 18 東京高等裁判所は、国が東京都・霞が関の経済産業省の敷地内に テントを設置して脱原発を訴えている市民団体のメンバー2人(被 告)に立ち退きなどを求めた訴訟で、一審・東京地方裁判所が被告 側に命じたテントの強制撤去を停止
- 19 九州電力は、原子力規制委員会に対し、川内原子力発電所1号機 の運転再開に必要な設備検査を申請するとともに、7月上旬に同原 子力発電所の発電を始めるとした計画を発表。新規制基準施行後、 運転再開の具体的日程が明らかになるのは初めて
- 20 福井県高浜町議会は、関西電力高浜発電所3、4号機の運転再開 に同意することを決定
- 23、24、30 翁長雄志沖縄県知事は、沖縄防衛局に対して、海底面を変更する行為の停止を指示。防衛省は24日、農林水産省に行政不服審査法に基づき無効を求める審査請求書と執行停止を求める申立書を提出。農林水産省は30日、知事の指示効力を一時的に停止するとともに、無効の可否について継続審査することを表明
- 30 原子力規制委員会は、九州電力川内原子力発電所1号機の機器や 設備の性能を現地で確認する使用前検査を開始

| 極左暴力集団 | 外事・国際テロ | 共産党・大衆・労働・オウム等 | 右翼・警衛・警護 |
|--|---|--|--|
| 1 中核派(党中央)系「3・8国際婦人デー行動」(2道県) | 1 韓国の朴槿恵大統領は、抗日 運動「3・1独立運動」の記念式 典で演説し、旧日本軍の従軍製 | 4 民青同「全国都道府県委員長 会議」(東京) | 1 右翼団体「民主党2015年度定期大会」批判街宣(東京) |
| 1 革労協主流派「反戦・反合・ 政府打倒一五春闘勝利総決起集 会」(東京) | 安婦問題で改めて日本に対応を 要求 2 安倍首相は、来日中のウクラ イナのクリムキン外相と会談し | 4 「春闘勝利!3・4中央行動」 (東京) | 4~7 「公実賓」ラオス人民民 主共和国首相来日に伴う警護 (東京、神奈川) |
| 4 三里塚芝山連合空港反対同盟 北原グループ及び支援極左「3・4 東京高裁包囲闘争」(東京) | 「日本はウクライナの主権と領土の一体性を尊重し、平和的解決に向けて貢献したい」と発言2 中国海軍の駆逐艦とフリゲート艦の計2隻が、鹿児島県奄美 | 5 共産党・志位和夫委員長が、 ヴィオレル・イスティチョアイ ア=ブドゥラEU大使と懇談 (東京) | 5 皇太子殿下企業御視察に伴う 警衛 (千葉) |
| | 大島付近の接続水域を通過 4 国連安全保障理事会は、北朝 鮮の制裁違反を調べる専門家パネルの報告書を公表。同報告書 では、国連安全保障理事会の制 裁対象に指定されている北朝鮮 | 7 「バイバイ原発3・7きょうと」 (京都) 8 「さよなら原発関西アクショ ンーとめよう!高浜原発再稼働」 (大阪) | |
| 7~8 中核派(党中央)系「3·8 国際婦人デー行動」 (3都府県) | の海運会社が、会社名や船名を変えて運航を続けて制裁逃れを していたなどと指摘 4 日本政府は、中国国家海洋局 | 8 「ノーニュークスデイ 反原 発☆統一行動」(東京) | 8 右翼団体「第82回自由民主党 大会」批判街宣(東京) |
| | のホームページに尖閣諸島の領 有権を主張する日本語と英語の 記述が掲載されたとして中国外 交部に抗議 10 鳩山元首相は、ロシアが併合 | | 9~10 「公実賓」ドイツ連邦共 和国首相来日に伴う警護 (東京、神奈川) |
| 11 中核派(党中央)系「3·11反 原発福島行動'15」(福島) | したウクライナ南部のクリミア 半島を訪問 16 中国海警局の公船3隻が、尖 閣諸島周辺の領海に侵入 | 12 共産党・志位委員長が、ワリ | 11 天皇皇后両陛下「東日本大震 災4周年追悼式」御臨席に伴う 警衛(東京) |
| 11 統一共産同盟等「原発推進・ 天皇出席の震災追悼式典粉砕! 一全国一斉黙祷反対」デモ (東京) | 18 武装した犯人がチュニジアの 首都チュニスにある博物館を襲撃し、邦人3人を含む外国人観 光客等22人が死亡 19 日中両政府は、外務・防衛当 局による「安保対話」を4年ぶ | ード・シアム駐日パレスチナ大 使、ハリッド・アル・ムスラヒ 駐日オマーン大使、サミール・ アルール駐日モロッコ大使、デ ィマイ・ズへイル・ハダッド駐 日ヨルダン大使、モハメド・エ | 11 右翼団体「東日本大震災4周 年追悼式」をめぐり奉送迎、街 宣(東京) |
| | りに都内で開催。偶発的な衝突 を回避するための「海空連絡メ カニズム」の運用開始に向けた 協議の加速化等で一致 20 ロシア軍は、「クリル諸島で 約500人が参加する軍事演習を | ル・アミン・ベンシェリフ駐日 アルジェリア大使と会談 (東京) 14 「2015原発のない福島を!県 民大集会」(福島) | 13〜15 天皇皇后両陛下「第3回 国連防災世界会議開会式」御臨 席等に伴う警衛(宮城) |
| 14 中核派(党中央)系「3·8国 際婦人デー行動」(福岡) | 開始した」と発表 20 イエメンの首都サヌアにある モスク 2 か所で、金曜礼拝中に 大規模な自爆テロが連続して発 生し、140人以上が死亡 | 21 「上関原発を建てさせない山 ロ県民大集会」(山口) | 14~15 安倍首相「第3回国連防 災世界会議」出席等に伴う警護 (宮城) |
| 15 革労協反主流派「2015年春闘 勝利総決起集会」(東京) | 22 中国海警局の公船3隻が、尖 閣諸島周辺の領海に侵入 23 自民党・谷垣幹事長らは、北 京で兪正声全国政治協商会議主 | 21 「美ら海を埋めるな!県民集 会・海上行動」(沖縄) 22 「安倍政権NO!☆0322大行 | 00 かけ光七「叶紘上光林本米十 |
| 16~17 革マル派系全学連「第138 回中央委員会」(東京) | 京で駅止戸至国政行励間会議主 席と会談。兪主席は、日中関係 について「改善に向かっている。 勢いは弱いが、正しい方向に向 | 動」(東京) | 22 安倍首相「防衛大学校卒業式 典」出席に伴う警護 (神奈川) 22~25 「公実賓」インドネシア |
| | かっている」などと発言 26 北朝鮮産の松茸を不正に輸入 した外為法違反(無承認輸入) の容疑で、会社役員らを逮捕 | 26 オウム真理教教祖・松本智津 夫死刑確定者の3回目の再審請 求を棄却した東京地裁決定を不 | 共和国大統領来日に伴う警護 (東京、愛知) 23~27 皇太子御一家「奥志賀高 |
| 22 中核派(党中央)系「3·8国 際婦人デー行動」(神奈川) | (京都・山口・島根・神奈川) 26 サウジアラビア等10か国が、 イエメンのホーシー派に対して 空爆を開始 | 服として、松本死刑確定者側が 申し立てた即時抗告(平成26年 6月)を東京高裁が棄却 | 原」御静養に伴う警衛(長野) 26~28 「公実賓」ポルトガル共 和国首相来日に伴う警護 (大阪、京都、東京) |
| 29 三里塚芝山連合空港反対同盟 北原グループ及び支援極左「3・29 全国総決起集会」 (千葉) | 30 中国海警局の公船3隻が、尖 閣諸島周辺の領海に侵入 31 日本政府は、4月13日に期限 を迎える日本独自の対北朝鮮措 置について、2年間の延長を閣 議決定 | | (人阪、京都、東京) 29~30 安倍首相「故リー・クァンユー元シンガポール首相国葬参列」に伴う警護 (シンガポール) |

1 米国のオバマ大統領は、米国の安全保障や経済を脅かすようなサイバー攻撃に関与した米国外の個人や組織に対して経済制裁を実行することを可能とする大統領令に署名

情

際

- 2 国連安全保障理事会常任理事国にドイツを加えた6か国とイランは、イラン核問題の包括的解決に向けた枠組みで合意し、共同声明を発表
- 7 米国ジョンズ・ホプキンス大学の北朝鮮分析サイト「38ノース」は、北朝鮮が日本や韓国を射程に収める弾道ミサイルを約1,000発 保有しているとの分析を発表
- 8 フランスの国際放送局が、ISILの賛同者を名乗る者によるサイバー攻撃を受け、一時的に番組が放送できない状態となる
- 10 米国のカーター国防長官と韓国の韓民求(ハン・ミング)国防相は、ソウルで会談し、米韓が北朝鮮の核や弾道ミサイルの脅威に対抗する能力を強化するとともに、日米韓が情報を共有して緊密に協力する必要性について一致
- 11 米国のオバマ大統領とキューバのカストロ国家評議会議長は、59 年ぶりに両国首脳の直接会談を行い、国交正常化を進めていくことで一致
- 14 韓国検察当局は、朴槿恵大統領の名誉を毀損したとして在宅起訴された産経新聞の前ソウル支局長に対する出国禁止措置を解除
- 14 日韓両政府は、外務・防衛当局の局長級による安全保障対話を韓 国のソウルで5年4か月ぶりに開催。日本側は、集団的自衛権の行 使容認について説明
- 14 国連安全保障理事会は、イエメンの首都等を占拠するイスラム教 シーア派の武装組織ホーシー派を武器禁輸対象とする決議を採択
- 15 ドイツ北部のリューベック市内で主要7か国(G7)外相会合が開催され、「海洋安全保障に関する外相宣言」を初めて発表。中国による南シナ海での岩礁埋立てを一方的な現状変更と非難
- 16 ロシアのプーチン大統領は、生放送のテレビ番組で「ロシアは偉大な核大国だ。我々を敵だとみなすようなことは誰にもお勧めしない」と発言
- 16 日米韓3か国は、米国務省で初の外務次官協議を開催し、北朝鮮の核・ミサイル問題等を巡り連携を強化することで一致したほか、 今後もこの枠組みで対話を継続することを確認
- 22 安倍首相は、インドネシアのジャカルタで開催されたアジア・アフリカ会議 (バンドン会議) の60周年記念首脳会議に合わせ、中国の習近平国家主席と約5か月ぶりに首脳会談を行い、日中関係の改善を図る方針で一致
- 23 米国のカーター国防長官は、国防総省の機密情報を扱わないコン ピューター網にロシアのハッカーが不正侵入したものの、「24時間 以内に撃退した」と発言
- 28 安倍首相は、米国ホワイトハウスでオバマ大統領と会談し、戦後 70年の節目を迎えた日米を「不動の同盟国」と位置付ける共同声明 を発表。会談後の記者会見でオバマ大統領は、米国の対日防衛義務 を定めた安全保障条約第5条に触れ、「沖縄県の尖閣諸島を含めて 日本の統治する地域に適用される」と述べ、安倍首相も中国の海洋 進出について、「一方的な現状変更に断固反対する」と発言
- 28 東南アジア諸国連合 (ASEAN) は、27日にマレーシアで閉幕した首脳会議の議長声明を発表。中国が南シナ海で進める岩礁埋立てについて「深刻な懸念を共有する」、「南シナ海の平和や安全、安定を損ないかねない」などと表明。一方、中国外交部は、「南シナ海問題は中国とASEANの間の問題ではない」として当事国同士の話し合いによる解決を主張
- 30 ロシアのペスコフ大統領報道官は、記者団に対し、北朝鮮の金正 恩第一委員長が5月9日にロシアのモスクワで開かれる対ドイツ戦 争勝利70周年記念式典に出席しないと表明
- 30 安倍首相の米議会上下両院合同会議での演説について韓国外交部は、「正しい歴史認識を通じ、周辺国との真の和解と協力が成し遂げられる転換点になり得るにもかかわらず、そういう認識も、真の謝罪もなかったことを非常に遺憾に思う」とする報道官声明を発表

2 原子力規制委員会は、運転開始から40年前後となる関西電力高浜 発電所1、2号機、美浜発電所3号機の安全審査の初会合を開催。 新規制基準による老朽原発の審査は初めて

塾

内

- 3 東京地方検察庁は、東京電力福島第一原子力発電所事故をめぐり、 業務上過失致死傷の疑いで告訴・告発されていた経済産業省原子力 安全・保安院(廃止)の元幹部や東京電力津波対策担当者ら9人全 員を不起訴処分
- 3 北朝鮮による拉致被害者家族は、首相官邸で安倍首相と面談
- 5 翁長雄志沖縄県知事は、沖縄県内で菅義偉官房長官と会談し、米 軍普天間飛行場の名護市辺野古移設について、県内移設を断念する よう主張
- 8 日米両防衛相は、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設について 「唯一の解決策」との認識で一致
- 14 四国電力は、原子力規制委員会に対し、伊方発電所3号機(愛媛県)の原子炉設置変更許可申請の補正書を提出
- 14 福井地方裁判所は、福井県民ら9人の原告団が関西電力高浜発電所3、4号機の運転差止め仮処分を求めた申請で、原告側の主張を認め、同原子力発電所の運転再開差止めを命じる仮処分を決定
- 17 関西電力は、高浜発電所3、4号機の運転差止めを命じた福井地 方裁判所の仮処分決定を不服として、同裁判所に異議と決定の執行 停止を申立て
- 17 翁長沖縄県知事は、首相官邸で行われた安倍首相との初会談で、 米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設に反対する考えを主張
- 22 鹿児島地方裁判所は、九州電力川内原子力発電所1、2号機の運転差止めの仮処分を求めた申請で、住民ら原告側の主張を認めず、 仮処分申請を却下
- 22 沖縄県は、農林水産省に対して、米軍普天間飛行場の名護市辺野 古移設に関し、県の海底作業停止指示の取消しを求めた沖縄防衛局 の審査請求の却下を要求する弁明書を送付
- 22 首相官邸屋上において、官邸職員が小型無人飛行機を発見。その 後24日、福井県警に男が出頭して犯行を自供したことから、25日に 男を威力業務妨害罪で逮捕(警視庁)
- 26 北朝鮮による拉致被害者「家族会」や支援組織「救う会」等は、 「最終決戦の時!国民大集会」を日比谷公会堂で開催
- 27 日米両政府は、自衛隊と米軍の役割分担を規定する「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」の再改定で合意
- 28 九州電力は、原子力規制委員会に対し、川内原子力発電所2号機 の工事計画認可に関する補正書を提出
- 30 九州電力は、原子力規制委員会に対し、川内原子力発電所1、2 号機の運転管理方法を定める保安規定の補正書を提出
- 30 関西電力は、原子力規制委員会に対し、運転開始から40年前後となる高浜発電所1、2号機の20年間の運転延長を申請。老朽原発の延長申請は全国初めて

| 極左暴力集団 | 外事・国際テロ | 共産党・大衆・労働・オウム等 | 右翼・警衛・警護 |
|---|---|---|---|
| | 1 朝鮮総聯は、3月26日に北朝 鮮から不正に松茸を輸入した外 為法違反(無承認輸入)容疑で 許宗萬議長の自宅等を捜索され たことに対し、抗議の緊急集会 を開催 | | |
| 7 極左各派「天皇のパラオ訪問 反対!4·7大阪集会」(大阪) | 2 北朝鮮は、警察による朝鮮総 聯議長宅等の家宅捜索を批判し た上で「このような状態では、 政府間の対話もできなくなって いる」などと日本に通知 2 ケニア東部ガリッサにおいて 武装集団が、大学を襲撃し、キ リスト教徒の学生ら148人が死 亡 | 3 オウム真理教教祖・松本智津 夫死刑確定者の3回目の再審請 求を棄却した東京地裁決定を不 服として、松本死刑確定者側が 申し立てた即時抗告を東京高裁 が棄却(平成27年3月)したこと に対し、最高裁に特別抗告 | 8~0 王自自庁研修下「パラナ団」 |
| 12 極左各派「天皇のパラオ「慰霊」の旅→責任隠蔽儀式を許すな!4·12集会」(東京) | 4 中国海警局の公船3隻が、尖閣諸島周辺の領海に侵入 6 海上保安庁は、中国の海洋調査船「東方紅2号」が高知県の室戸岬沖の日本の排他的経済水域内で、ワイヤ様のものを海中に垂らして停泊しているのを確認 | | 8~9 天皇皇后両陛下「バラオ国」 御訪問に伴う警衛(パラオ) 10~12 皇太子殿下「第29回日本 医学会総会2015関西開会式」御 臨席等に伴う警衛(京都) 11 安倍首相「石川県及び福井県」 訪問に伴う警護(石川、福井) |
| | 6 文部科学省は、来春から中学 校で使われる教科書の2014年度 検定結果を公表。社会科18点全 ての教科書は、竹島及び尖閣諸 島が日本の領土であると明記 | | |
| | 16 ロシアのプーチン大統領は、 北方領土問題について「日本側 の動きで事実上頓挫している」 と発言。これに対し17日、岸田 文雄外相は「日本側が止めてい る事実は全くない」と反論 | | |
| | 17 中国海警局の公船3隻が、尖 閣諸島周辺の領海に侵入 | | 21 天皇皇后両陛下「春の園遊会」 御臨場に伴う警衛(東京) |
| 25 中核派(党中央)系「4·25尼 崎事故10周年弾劾!全国総決起 集会」(兵庫) | 18 アフガニスタン東部ジャララ バードにおいて、自爆テロが発 生し、35人が死亡、100人以上 が負傷 | (東京) 25~29 オウム真理教主流派が、 八潮大瀬施設等6都道府県6か | 21~23 安倍首相「アジア・アフ リカ会議 (バンドン会議) 60周 年記念首脳会議」出席等に伴う 警護 (インドネシア) |
| 26 極左各派「日米首脳会談反対 闘争」(東京) | 22 日本政府は、旧ソ連のグルジアの国名呼称を「ジョージア」 | | 26~5/3 安倍首相「米国」訪問 に伴う警護(米国) |
| 28 極左各派「日米首脳会談反対 闘争」(東京、沖縄) | 仁及史 | 25~26 オウム真理教上祐派が、 豊明施設等3都府県3か所にお いて集中セミナー(前半)を開催 | |
| 28 革労協反主流派「沖縄人民解 放闘争」(東京) | | 28 オウム真理教教祖・松本智津 夫死刑確定者側が、東京地裁に 4回目の再審請求 | |
| 28 米軍キャンプ座間に向けた飛 翔弾発射事件(神奈川) 5月4日、革労協反主流派が 犯行を自認 | | 28 「4·28県民屈辱の日 県民 大行動&大集会」(沖縄) | |
| 29 極左各派「昭和の日反対闘争」 (7都府県) | 30 中国海警局の公船3隻が、尖 閣諸島周辺の領海に侵入 | 29 「第86回メーデー」(全国) | 29 右翼団体「昭和の日」をめぐ り昭和天皇をしのぶ追悼街宣、 神社参拝等(34都道府県) |
| | | | |

北朝鮮は、日米防衛協力の指針(ガイドライン)の改定をめぐり、 米国が自衛隊の武力まで動員して侵略戦争の準備を推し進めている

際

- と指摘し、「わが方にそれに対処することのできる戦争抑止力をよ り強化することを要求している」との談話を発表
- 中国共産党の習近平総書記は、台湾の与党・国民党の朱立倫主席 と北京で会談し、中国主導のアジアインフラ投資銀行 (AIIB) への台湾の参加を歓迎すると表明。また、台湾が中国の一部だとす る「1つの中国」の原則が、中台交流の基礎になると主張
- 韓国の朴槿恵大統領は、大統領府で行われた首席秘書官会議で、 韓国外交について「歴史に埋没せず、歴史は歴史としてしっかり指 摘し、韓米同盟と韓日、韓中関係は、別次元の明確な目標を持って 推進している」と発言
- 8~9 中国の習近平国家主席は、ロシアを訪問し、プーチン大統領 と会談。中国と欧州を陸路で結ぶ経済圏「シルクロード経済ベルト」 構想を推進するため、中露が中央アジアのインフラ整備で協調する ことや、米国によるミサイル防衛システムの配備拡大に反対するこ となどで一致。両首脳は9日にモスクワで開かれた対ドイツ戦争勝 利70周年を記念する軍事パレードに出席
- ロシアはモスクワで対ドイツ戦争勝利70周年記念式典を開催した が、日米欧の多くの首脳は欠席
- 11~21 中国とロシアの両海軍は、地中海等で計9隻の艦艇が参加す る合同軍事演習「海上連合2015」を実施
- 12 米国のケリー国務長官は、ロシアが2014年にウクライナのクリミ ア半島を併合して以降初めてロシアを訪問し、ラヴロフ外相、プー チン大統領と相次いで会談
- 14 米国のオバマ大統領は、湾岸協力会議 (GCC) を構成するペル /ャ湾岸6か国の首脳らと安全保障分野全般の協力策等を協議。 ラン核協議をめぐる対応では、米国がミサイル防衛等で各国を支援 する一方、GCC諸国は核協議への強い支持を表明することで一致
- 16~17 ケリー国務長官は、中国を訪問し、習近平国家主席や李克強 首相、王毅外交部長らと会談。習国家主席との会談では、南シナ海 のスプラトリー (中国名:南沙) 諸島で中国が進めている岩礁の埋 立てについて改めて懸念を伝えたのに対し、習国家主席は、 「広大 な太平洋には米中という2つの大国を受け入れる十分な空間がある」 と発言
- 17 米海兵隊のオスプレイ1機が、米ハワイ州オアフ島で墜落し、1 人死亡、21人負傷
- 18 ケリー国務長官は、韓国を訪問し、ソウルで朴槿恵大統領及び尹 炳世外交部長官とそれぞれ会談し、北朝鮮の核・ミサイル問題や日 韓関係等について協議
- 4/27~22 核軍縮と核拡散防止を目指し、国連本部で開催されてい た核拡散防止条約(NPT)再検討会議は、約1か月にわたる議論 の結果、最終合意案を採択できずに閉幕
- 23 習近平国家主席は、北京で開かれた自民党の二階俊博総務会長が 率いる訪中団の歓迎式典で挨拶し、「日本軍国主義が犯した侵略の 罪を隠し、歴史をわい曲することは許されない」、「中日関係を発 展させることを重視している」などと発言
- プーチン大統領は、国内における国際的な非政府組織(NGO) の活動を検察当局の裁量で一方的に停止できる新法に署名
- 26 中国政府は、2年ぶりとなる国防自書を発表し、今後の軍事戦略 として「海上での軍事衝突に備える」ことが重要と明記したほか、 日本については「積極的に戦後体制からの脱却を追求し、安全保障 政策を大幅に調整している」などと指摘
- 29~31 米国のカーター国防長官は、シンガポールで開かれたアジア 安全保障会議で、中国が南シナ海で進める岩礁の埋立てについて、 「やめなければ、周辺国や世界の憂慮が続くだろう」などと批判。 これに対し、中国人民解放軍の孫建国副総参謀長は、「南シナ海の 埋立ては正当かつ合法」と中国の立場を主張
- 29 オランダのルッテ首相は記者会見で、ロシアが欧州連合 (EU) に対する報復制裁として、入国を禁止したEU各国の国会議員や欧 州議会議員らのリストを通告してきたと説明
- 29 国際原子力機関(IAEA)は、イランが2014年8月までに説明 すると約束したまま未回答になっている核兵器開発に直結する起爆 実験疑惑等について報告書をまとめて関係国に通知。大きな進展は なく、事態打開に向けて更に協議を継続することで合意
- 30 中谷防衛相は、シンガポールで韓国の韓民求国防相と4年ぶりに 会談し、関係改善に向け、自衛隊と韓国軍との共同訓練等の防衛交 流拡充を目指す方針で一致

鹿児島県民ら12人の原告団は、九州電力川内原子力発電所1、2 号機の運転差し止め仮処分申請を却下した鹿児島地方裁判所の決定 を不服として、福岡高等裁判所宮崎支部に即時抗告

墊

内

- 翁長雄志沖縄県知事は、沖縄県内で中谷元防衛相と会談し、米軍 普天間飛行場の名護市辺野古移設計画を断念するよう主張
- 九州電力は、原子力規制委員会に対し、川内原子力発電所1号機 の核燃料装荷時期までに行う使用前給杏の工程表を提出
- 11 四国電力は、原子力規制委員会に対し、伊方発電所3号機の原子 炉設置変更許可申請の補正書を再提出
- 12 米国防総省は、オスプレイ10機を米軍横田基地(東京都)へ配備 することを正式発表
- 13 宮城県沖を震源とする地震が発生し、岩手県花巻市で震度5強を 観測
- 14 政府は、臨時閣議を開き、集団的自衛権の行使容認等を盛り込ん だ新たな平和安全法制を決定
- 15 政府は、集団的自衛権の行使容認等を盛り込んだ新たな平和安全 法制を衆議院に提出
- 福井地方裁判所は、高浜発電所3、4号機の運転差止めを命じた 仮処分決定を不服とした関西電力の執行停止の申立てを却下
- 20 原子力規制委員会は、四国電力伊方発電所3号機について、安全対 策が新規制基準に適合するとした審査書案を了承。九州電力川内原 子力発電所1、2号機、関西電力高浜発電所3、4号機に続いて3 例 日
- 20 福井地方裁判所は、関西電力高浜発電所3、4号機の運転差止め を命じた仮処分決定を不服として関西電力が申し立てた異議の審尋 を開始
- 20 翁長沖縄県知事は、日本記者クラブと日本外国特派員協会で会見 し、国内外の報道各社に対して米軍普天間飛行場の名護市辺野古移 設阻止の意思を表明
- 原子力規制委員会は、九州電力川内原子力発電所2号機の運転再 関の前提となる工事計画を認可
- 22 奄美大島近海を震源とする地震が発生し、鹿児島県奄美市で震度 5弱を観測
- 九州電力は、原子力規制委員会に対し、川内原子力発電所2号機 の使用前検査を申請するとともに、運転再開を9月下旬とする計画 書を提出
- 25 埼玉県北部を震源とする地震が発生し、茨城県土浦市で震度5弱 を観測
- 26 平和安全法制が、衆議院本会議で審議入り
- 26 菅義偉官房長官は、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設につい て、翁長沖縄県知事が辺野古の埋立て承認を取り消した場合でも、 関連法令に基づき工事を推進する考えを表明
- 27 原子力規制委員会は、九州電力川内原子力発電所の運転や事故時 の対応手順を定めた保安規定を認可
- 27~6/5 翁長沖縄県知事は、訪米し、米国務省のヤング日本部長 等と会談。米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設計画を断念し、県 外又は国外に移設するよう要請
- 原子力規制委員会は、運転開始から40年前後となる関西電力高浜 発電所1、2号機の運転延長に向けた審査を開始。運転期間を原則 40年とする制度になって以来、延長の審査は初めて
- 29 鹿児島県の口永良部島新岳が噴火
- 30 小笠原諸島西方沖を震源とする地震が発生し、東京都小笠原村等 で震度 5 強を観測

| 極左暴力集団 | 外事・国際テロ | 共産党・大衆・労働・オウム等 | 右翼・警衛・警護 |
|---|--|--|---|
| 1 革労協反主流派「日雇いメー デー」(4都府県) | 2 岸田文雄外相は、キューバを 訪問してロドリゲス外相と会談 | 1 「第86回メーデー」(全国) | 1 右翼団体「第86回メーデー」 批判街宣(岡山) |
| 1 中核派(党中央)系「5·1新 宿メーデー」(東京) | 3 中国海警局の公船3隻が、尖 閣諸島周辺の領海に侵入 3 米国テキサス州において、反 イスラム団体が主催する預言者 | 1~4 オウム真理教上祐派が、 南烏山施設等3都県3か所にお いて集中セミナー(後半)を開催 | 3 右翼団体「憲法記念日」をめ ぐり自主憲法制定を主張する街 宣(30都道府県) |
| 3 革労協主流派「三里塚援農交 流集会・デモ」(千葉) | ムハンマドの風刺画コンテスト 会場で男2人が銃を発砲し、警 備員が負傷、実行犯2人は射殺 5 日本政府は、米ニューヨーク | 2~6 オウム真理教主流派が、 八潮大瀬施設等7都道府県7か 所において集中セミナー(後半) を開催 | 3~6 皇太子御一家「御料牧場」 御静養に伴う警衛(栃木) |
| | で北朝鮮の人権侵害に関する国際シンポジウムを開催 7 海上保安庁は、台湾の海洋調査船「海研1号」が沖縄県与那国島沖の日本の排他的経済水域内でワイヤ様のものを垂らして航行しているのを確認 | 3 「平和といのちと人権を! 5・3憲法集会」(神奈川) | 5 経済産業省前において、反原 発テント関係者に対して暴行を 加えた右派系市民グループ関係 者を暴行罪で逮捕(東京) |
| 10 中核派(党中央)系「第26回 外登法・入管法と民族差別を撃 つ全国交流集会」(神奈川) | 8 京都地検は、北朝鮮から松為 京都地検は、北朝鮮から松為法違 京不正に輸入しと関税東立 (無承認輸入)と関税東方」と 支反(虚偽貿易を起訴 (虚偽貿易を起訴 12 京都に、北朝鮮総 資本本部は、北村、東近社 長及び社員を4 府県警町合同 査本部は、北村、東近 で、前朝鮮総 下企業社員ら3人を、瞬 等位(無承認輸入)容疑で | 11 オウム真理教教祖・松本智津 夫死刑確定者の3回目の再審請 求をめぐり、東京高裁が即時抗 告を棄却したのを不服として、 松本死刑確定者側が申し立てた 特別抗告(平成27年4月)を最高 裁が棄却決定 | |
| 13 詐欺罪で中核派(党中央)活 動家2人を逮捕(群馬) | 13 パキスタン南部カラチにおい て、イスラム教シーア派の礼拝 | 11 共産党「全国都道府県委員長 会議」(東京) | |
| 13 革労協反主流派「核燃料装填 阻止!再稼働阻止!川内現地闘 争」(鹿児島) | 場所に向っていたバスが武装集 団に襲撃され、シーア派教徒少 なくとも45人が死亡 14 中山泰秀外務副大臣は、15日 | 12 「戦争させない・9 条壊すな! 5・12集会」(東京) | |
| 14~18 極左各派「5.15沖縄闘争」 (沖縄) | から18日に予定していた北方四 島「ビザなし交流」が、ロシア 側の事情で中止になったと発表 | 14 「取り戻そう★生活時間と安 定雇用 ~許すな!雇用破壊~ 5·14ACTION」(東京) | 15~16 右翼団体「5.15平和行 進」等批判街宣(沖縄) |
| | 15 中国海警局の公船3隻が、尖 閣諸島周辺の領海に侵入 18 ラヴロフ外相は「日本は第二 次大戦の結果に疑義を挟んでい | 15~16「第38回 5 · 15平和行進」 (沖縄) | 16~17 安倍首相「兵庫県及び和 歌山県」訪問に伴う警護 (兵庫、和歌山) |
| | | 17 「戦後70年 止めよう辺野古 新基地建設!沖縄県民大会」 (沖縄) | 16~18 天皇皇后両陛下「第66回 全国植樹祭」御臨場等に伴う警 衛(石川) |
| | 18 ソウル中央地検は、北朝鮮の 工作機関と共謀して覚せい剤を 密造したほか、韓国に亡命した 故・黄長ケ元朝鮮労働党書記し | | 17 右翼団体「戦後70年 止めよう辺野古新基地建設!沖縄県民 大会」批判街宣(沖縄) |
| | の暗殺を企てたとして、韓国人 男性3人を国家保安法違反等の 容疑で15日に起訴したと発表 21 中国空は、空軍機が沖縄本 | | 22~23 「第7回太平洋・島サミット」開催に伴う警護 (東京、福島) |
| 23 中核派(党中央)系「狭山集会」(東京、大阪、広島) | は戦闘機を緊急発進させ対応 | 24 「5・24首都圏アクション国 会包囲ヒューマンチェーン」 (東京) | 24~26 「公実賓」マレーシア首 相夫妻来日に伴う警護 (東京、千葉、宮城) |
| 24 中核派(党中央)系「第24回 外登法・入管法と民族差別を撃 つ関西交流集会」(大阪) 25 革労協反主流派「日朝連帯集 | 21 ロシアのナルィシュキン国家 院議長は、安倍首相を表敬訪問 25 朝鮮総聯結成60周年記念中央 報告会が平壌で開かれ、楊亨燮 (ヤン・ヒョンソプ) 最高人民 | (東京) 24~26 民青同「第2回中央委員 会」(東京) | 28 天皇皇后両陛下「こどもの国 開園50周年記念式典」御臨席に 伴う警衛 (神奈川) |
| 25 平力励以主机机「口朝理市果会」(東京) | (ヤン・ヒョンノノ) 取高人民 会議常任委副委員長が「総聯と 在日同胞は、朝日関係改善と総 聯事業に有利な環境を主導的に つくるべき」などと発言 | | 29~30 皇太子殿下「第26回全国 「みどりの愛護」のつどい」御 臨席等に伴う警衛(宮崎) |
| | 28 中国海警局の公船3隻が、尖 閣諸島周辺の領海に侵入 | 31 「5・31オール埼玉総行動」 (埼玉) | 31 安倍首相「福島県」訪問に伴 う警護(福島) |

| 国 | 際 | 情 | 勢 | | 国 | 内 | | 情 | 勢 | |
|--|--|--|--|--|------------------------------------|--------------|-----|-------|-------|---------|
| ↓ 1989年の天安門事 派団体が主催する追 (主催者発表) が参 | 悼集会が開た | | | | 1 日本年金機構 より不正アクセン したと発表 | | | | | |
| 半連邦政府人事管員等420万人分の個。 員等420万人分の個。 一名 ドイツ南部エれ、自由と法の支配言を採択。首脳宣言 てを含むいかなる一たほか、ウクライナ 裁を継続することな | 人情報が流出 ルマウで主要等を共通理点では、「威吸 方的な現状で た機をめぐる | したことを発 要 7 か国 (G 念に一致結束 赫や強制、武 変更にも強く | &表 7) 首脳会議だ すると明記した 力行使、大規模 反対する」と明 | が開催さ た首脳宣 英な埋立 明記され | 4 釧路地方を震》 観測 | 原とする地 | 震が発 | 生し、北海 | 道釧路市で | で震度 5 弱 |
| 0 ロシアのアのアのアのアのアのアのアのアのアのアのアのアのアのアのアのアのアのアの | アは違う視点を関し、関しては、関してを扱い、同のでは、関してを扱い、同のでは、関いでは、関いでは、関いでは、関いでは、国では、国では、国では、国では、国では、国では、国では、国では、国では、国 | 点 呼と 完て員的を防坊方式を提示 正候、 14 にって で で は は は と で は な か り で が が か か に で で で で で で で で で で で で で で で で で | きたが不要とも (MERS)に (MERS)に (MERS)に (MES予年11月7年、2012年11月7日、 2012年11月7日、 2012年11月1日、 2012年11月7日、 2012年11月年11月7日、 2012年11月7日、 2012年11月年11月年11月年11月年11月年11月年11月年11月年11月年1 | 削断 ロい で務国の の国かけた 中め家没 范がが 国た機収 長進 | 10 原子力規制委員 設備の性能を現り | | | | | 号機の機器 |
| を主張した上で、米 6 プーチン大統領は 全土に追加配備する 8 香港の立法会(議 香港政府が提出した 反対多数で否決。改 施 | 、2015年中に 方針を表明 会)は、201 民主派の立何 | こ40を超える 7年の香港行 対補を制限す | 大陸間弾道ミヤ 政長官選挙を& る選挙制度改革 | めぐり、 革法案を | 12 政府は、東京1 燃料を平成30年」 プ」(廃炉工程 | 以降に搬出 | するこ | とを柱とす | る「中長期 | リロードマ |
| 1 省会確2 ルス イやが正 1 イ 2 所 3 を 4 所 3 に 外 3 に 外 6 で 7 の 4 の 4 の 5 の 5 の 6 の 6 の 6 の 6 の 6 の 7 の 6 の 7 の 7 の 7 | 相切 自物 は31ア長官「経シ約由益、治を 、日メ 事北済ン。はを中のまり 務朝やト南米守国の が は人交ではる事との は人交ではる はんでは かいかい はん では かいがい かいがい はん かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいが | いり ユ食 イかE | とで、 ける産 権ソ合国題た 区で イ、 ける産 権ソ合国題た 区で ストース になる ボウラがでの ア決入 監設回・リし 地の はいり はい | 頂る ら官 対、禁 や 中民国中 でのこ れ等 すこ止 国 戦元務国 、首と る少 るれす 際 略の長側 ウ脳を グな 経にる 社 ・為官は イ | 19 翁長雄志沖縄」 談し、米軍普天「 | | | | | |
| と発表 5 北朝鮮国防委員会 戦争の勃発日)に当 闘争が新たな高い段 などと声明を発表 | たり、「われ | が軍隊と人民 | の民族を挙げて | ての反米 | 25 沖縄を除く大 脱原発を求める | | | 期株主総会 | を開催。3 | 全ての総会 |
| 9 中国が主導するア 署名式が、中国の北 た57か国のうち、フ か国が署名 0 国連安全保障理事 による核問題の包括 迎えたが、双方の主 | 京で開かれ、 ィリピンや ⁻ 会常任理事 的解決に向 | 創設メンバマレーシア等 国にドイツを けた協議は、 | ーとして参加を 7か国が見送る 加えた6か国る 最終合意の交流 | を表明し る中、50 とイラン 歩期限を | 25 自民党拉致問題 調査で具体的進度 | | | | | |

| | | | 6 Я |
|---|---|--|--|
| 極左暴力集団 | 外事・国際テロ | 共産党・大衆・労働・オウム等 | 右翼・警衛・警護 |
| 4 道路運送法違反で共産同(統 一委員会)活動家ら3人を逮捕 (大阪、京都) 7 中核派(党中央)系「国鉄闘 争全国運動6・7全国集会」 (東京) | 3 中国海警局の公船3隻が、尖閣諸島周辺の領海に侵入 5~7 海上保安庁は、中国の海 洋調査船1隻が、尖閣諸島の日 本の排他的経済水域内でワイヤ 様のものを海中に垂らしながら 航行しているのを確認 | 1 オウム真理教上祐派が、観察 処分の期間更新決定を不服とし て、国を被告とする観察処分取 消請求訴訟を東京地裁に提起 | 2~5 「国賓」フィリピン共和国大統領来日に伴う警護 (東京) 5~8 安倍首相「ウクライナ及びドイツ連邦共和国」訪問に伴う警護(ウクライナ、ドイツ) |
| 9 免状不実記載罪で中核派非公然活動家1人を逮捕 (静岡、警視庁) 11 詐欺罪で革マル派活動家1人を逮捕(神奈川) 12 三里塚芝山連合空港反対同盟北原グループ及び支援極左「6・12農地裁判控訴審判決闘争」(東京) 12~14 革労協反主流派「安保粉砕・政府打倒全国統一行動」(4都府県) 13 革労協主流派「安保粉砕・安倍連合政府打倒中央闘争」(東京) 15 中核派(党中央)系全学連「6・15国会包囲大闘争」(東京) | 6 安倍晋三首相は、日本の首相として初めてウクライで領とし、ポロシェンン大統領 と近い中国浙江省温州市に、大型船舎警局が計画していることが判明 15 海上保安庁は、中国海洋地閣部、尖閣諸島の日本の排他的経済水域内で、しながら航行しているのを確認 17 中国海警局の公船3隻が、尖閣諸島の領海に侵入 19 ロシアのプーチン大統領は、外国通土問題に関連を発見での問題は解決可能」と発言 22 アフガニスタンの首都が国地によいて、武装集団が国人 | を求める6.12大行動」(東京) 13 「STOP安倍政権!大集会」 (東京) 13 「戦争反対 平和がだいすき 声をあげよう大集会」(京都) | ・殉職船員追悼式」御臨席に伴う警衛(神奈川) 10~14 天皇皇后両陛下「葉山御 用邸」御静養に伴う警衛 (神奈川) |
| 北原グループ及び支援極左「6・15耕作権裁判闘争」(千葉) 21 革マル派「6・21労学統一行動」 (5都道府県) | 事堂を襲撃し、2人が死亡、40人が負傷。「タリバン」が犯行声明を発出 24 安倍首相はプーチン大統領と電話会談し、日露間の対話を継続していく方針を確認 26 中国海警局の公船2隻が、尖閣諸島周辺の領海に侵入 26 チュニジア東部の観光地スースの海岸付近にお射し、英国人観光客ら38人が死亡 26 クウェート市内にあるシーア派そスクにおいて、金曜礼拝後に自爆犯による爆発があり、27人が死亡 26 ソマリア南部レゴにあるアフリカ連合平和維持部隊(AMISOM)の基地を武装集団が襲撃し、50人余りが死亡 | 行動」(東京) 14 「集団的自衛権行使のための 違憲立法に反対する愛知大集会」 (愛知) 20 「女の平和6.20国会ヒューマンチェーン」(東京) 20 「戦争をさせない北海道大集会」(北海道) 21 「集団的自衛権行使容認&特定秘密保護法反対!兵庫大集会・パレード」(兵庫) 24 「とめよう!戦争法案 集まろう!国会へ 6・24国会包囲行動」(東京) | 17~18 天皇皇后両陛下「宮城県 及び山形県」行幸啓に伴う警衛 (宮城、山形) 21~22 右翼団体「尹炳世韓国外 交部長官来日」をめぐる街宣等 (東京) 23 安倍首相「戦後70年沖縄全戦 没者追悼式」出席等に伴う警護 (沖縄) |
| | 26 フランス南東部サン・カンタン・ファラビエにおいて、犯人が車で米国系ガス工場に侵入して工場内でガスコンテナの爆発を企図 29 エジプトの首都カイロにおいて、検事総長の車列を狙った車爆弾が爆発し、検事総長が死亡、市民ら少なくとも9人が負傷 | 28 「再稼働不同意住民川内原発正門前抗議集会」(鹿児島) | 29 「福岡県教職員組合第93回定 期大会」開催を捉えた抗議街宣 中、中学生に対して言いがかり を付けて凄んだ右翼団体幹部を 福岡県迷惑行為防止条例違反で 逮捕(福岡) |

1 中国の全国人民代表大会常務委員会は、テロ、暴動等の取締り強 化に加え、宇宙開発推進等の広範な分野で、国家の安全と利益を守

際

- る土台となるとして新たな「国家安全法」を採択 1 香港中心部で民主派団体主催のデモが行われ、4万8,000人(主 催者発表、2014年は51万人)が参加し、親中派とされる梁振英行政
- 長官の辞任等を要求 1 米統合参謀本部は、「国家軍事戦略」を発表し、国際規範に異議 を唱える国としてロシア、イラン、北朝鮮及び中国の4か国を名指 しで非難
- 2 韓国の検察当局は、自殺した建設会社前会長から不正な資金を受け取ったとして李完九(イ・ワング)前国務総理と洪準杓(ホン・ジュンピョ)慶尚南道知事を政治資金法違反の罪で在宅起訴
- 4 台湾の国防部は、抗日戦争勝利70周年を記念する軍事パレードを 実施。馬英九総統は、「8年間の抗日戦争は(台湾当局が名乗る) 中華民国が主導した」と演説
- 7 中国共産党は、北京市郊外で「抗日戦争勝利70周年」を記念する 式典を開催。式典には劉雲山政治局常務委員が出席し、「中華民族 の偉大な復興の歴史のプロセスに道を開き、世界の反ファシズム戦 争勝利に重要な貢献を果たした」と発言
- 9 中国、ロシア、インド、ブラジル及び南アフリカの新興5か国 (BRICS)は、ロシア中部のウファで首脳会議を開催。中国の 習近平国家主席は「新興国の地位を向上するため、ともに努力しよ う」と呼び掛け、政治、経済両面での協力強化を柱とする共同宣言 を採択。また、5か国が共同出資する新開発銀行の正式発足を宣言
- 9 中東呼吸器症候群 (MERS) コロナウイルスの感染が広がった 韓国で、死亡した患者の遺族、感染を疑われた隔離対象者等計 9 人 が、国、地方自治体及び病院を相手取り、約3億670万ウォン(約3,400万円) の損害賠償を求め、ソウル中央地裁に提訴
- 9 米連邦政府人事管理局 (OPM) は、4月に認知したサイバー攻撃に関する調査結果を公表し、政府職員や元職員を中心に2,150万人分の個人情報が流出したことを発表
- 10 中国、ロシア及び中央アジア4か国で構成する上海協力機構(SCO)は、ロシア中部ウファで首脳会議を開き、テロ対策の強化や将来の拡大等を盛り込んだ「ウファ宣言」を採択。オブザーバー国のインドとパキスタンの加盟手続を開始することを決定したほか、ロシアのプーチン大統領は、中国で9月に催される抗日戦争勝利70周年の記念式典にSCO加盟国の首脳がそろって出席すると表明
- 17 韓国政府は、2012年に韓国人窃盗団に盗まれた長崎県対馬市の海神神社の国指定重要文化財「銅造如来立像」を、保管先の韓国中部・大田市で日本政府関係者に返還
- 17 ウクライナ東部で起きたマレーシア航空機撃墜事件から1年を迎え、196人の国民が犠牲となったオランダで追悼式典が開催。ルッテ首相や遺族等約1,300人が参加
- 21 韓国外交部は、竹島を日本の領土と明記した防衛白書について、 「国交正常化50周年を迎え、韓日両国の新たな未来を開こうとする 我々の努力を無にする行為」と非難し、「独島(竹島)に関する日 本のいかなる挑発にも断固とした対応をとる」との声明を発表
- 22 北朝鮮の労働党機関紙労働新聞は、「明治日本の産業革命遺産」
- の世界遺産登録決定に対し、「甚だしく間違ったもの」などと批判 24 米国ジョンズ・ホプキンス大学の米韓研究所は、北朝鮮・寧辺で ウラン濃縮施設の建設工事が急ピッチで進む一方、プルトニウム確 保に必要な黒鉛減速炉は散発的な稼働にとどまっていると分析
- 26 ロシアは、海洋安全保障政策の指針となる「海洋ドクトリン」を 改訂し、北大西洋条約機構に対抗するため大西洋等で軍事力を強化 する方針を表明
- 28 米国ジョンズ・ホプキンス大学の北朝鮮分析サイト「38ノース」は、北朝鮮・東倉里のミサイル基地で列車の線路とホームを覆う屋根が設置されるなど、改修工事が完了したとの分析を発表
- 29 国連安全保障理事会は、2014年7月にウクライナ東部で起きたマレーシア航空機撃墜事件について、実行犯を裁く国際刑事法廷を設置する決議案の採決を行ったが、ロシアが拒否権を行使し否決
- 30 米国財務省は、ロシアによるウクライナ介入に圧力をかけるため、 プーチン大統領等に関係する個人や団体の計26件を資産凍結等の制 裁対象に追加指定
- 31 北朝鮮の核問題をめぐる6か国協議の日米韓次席代表は、日本の 外務省で会談を行い、北朝鮮に対する圧力を維持し、対話に応じる よう働き掛けを続ける方針で一致

3 安倍晋三首相は、北朝鮮が拉致被害者等の再調査結果の報告延期 を政府に伝えたことを受け、岸田文雄外相と山谷えり子拉致問題担 当相(当時)に対し、北朝鮮への働き掛け強化を指示

塾

内

-E

- 3 九州電力は、原子力規制委員会に対し、営業運転開始から30年を 経過した川内原子力発電所1号機の高経年化対策に係る原子炉施設 保安規定変更認可申請の補正書を提出
- 7~10 九州電力は、川内原子力発電所1号機の原子炉に核燃料装荷作業を実施
- 9 山谷拉致問題担当相(当時)等は、北朝鮮からの再調査結果の報告延期を受け、内閣府で拉致被害者の家族等と面会し、今後の見通し等について説明
- 10 岩手県沿岸北部を震源とする地震が発生し、岩手県盛岡市で震度 5 弱を観測
- 13 沖縄県議会は、県外からの埋立て用土砂や石材の搬入を規制する 条例案を可決、成立
- 13 大分県南部を震源とする地震が発生し、大分県佐伯市で震度 5 強 を観測
- 15 原子力規制委員会は、四国電力伊方発電所3号機について、安全 対策が新規制基準に適合することを認める審査書を決定。九州電力 川内原子力発電所1、2号機、関西電力高浜発電所3、4号機に続いて3例目
- 15 平和安全法制が、衆議院平和安全法制特別委員会で、自民、公明 両党の賛成多数で可決
- 16 沖縄県の第三者委員会は、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設 の埋立て承認に法的瑕疵があったとする報告書を、翁長雄志沖縄県 知事に提出
- 16 平和安全法制が、衆議院本会議で、自民、公明両党と次世代の党 の賛成多数で可決
- 16 台風第11号が、高知県室戸市付近に上陸
- 22 北朝鮮による拉致被害者「家族会」、支援組織「救う会」等は、 「全拉致被害者を取り戻す緊急国民大集会」を都内で開催し、全被 害者の一括帰国実現を目指す決議を採択
- 26 東京都調布市において、小型飛行機が人家に墜落
- 26 台風第12号が、長崎県佐世保市付近に上陸
- 27 平和安全法制が、参議院本会議で審議入り

31 政府は、北朝鮮からの再調査結果の報告延期を受け、政府・与野党拉致問題対策機関連絡協議会を開催し、今後の対応等について説明

| 極左暴力集団 | 外事・国際テロ | 共産党・大衆・労働・オウム等 | 右翼・警衛・警護 |
|---|---|--|--|
| 5 中核派(党中央)系「戦争法 阻止!7·5大集会」(東京) 5 革労協反主流派「対国立精神 ・神経医療研究センター(旧武 | 1 ナイジェリア北東部ボルノ州で、武装集団がモスクで礼拝中のイスラム教徒97人を射殺 1 プーチン大統領は、排他的経済水域でのサケ・マスの流し網漁を2016年1月から禁止する法案に署名 2 北朝鮮は、拉致被害者等に関する調査結果について「今しばらく時間がかかる」旨連絡 3 中国海警局の公船3隻が、尖閣諸島周辺の領海に侵入 | 7 「川内原発再稼働反対!0707 九州電力東京支社前抗議」 (東京) 7 九州電力川内原発核燃料挿入 に伴う抗議集会(鹿児島) | 2~6 皇太子同妃両殿下「トンガ国」御訪問に伴う警衛(トンガ) |
| ・神経医療研究とフター (旧成 蔵病院) デモ」 (東京) 14 革労協主流派「7・14国会・政 府中枢ー霞ヶ関デモ」 (東京) | は、ロシアのパトルシェフ安全 保障会議書記とモスクワで会談 | 10 「強行採決反対!国会正門前 座り込み行動」(東京) 13 「開催強行反対!中央公聴会 抗議行動」(東京) 14 「戦争法案廃案!強行採決反 対!7.14大集会」(東京) | 11 安倍首相「宮城県」訪問に伴う警護(宮城) |
| 15 中核派(党中央)系「7·15国会包囲大闘争」(東京)15 公務執行妨害罪で中核派(党 | 発し、少なくとも1人が死亡 16 米国テネシー州チャタヌーガ の軍施設2か所で、男1人が銃 を乱射し、米海兵隊隊員ら5人 | 15~17 平和安全法制の衆議院採決を捉えた抗議行動(東京) | 16 天皇皇后両陛下「福島県」行 幸啓に伴う警衛(福島) |
| 中央)活動家1人を逮捕(東京) 18 革労協主流派「宇都宮病院入 院患者差別虐殺31ヵ年糾弾現地 闘争」(栃木) | が死亡 17 ロシアサハリン州国境警備局は、広尾漁協所属のサケ・マス流し網漁船を漁獲量超過で拿捕 17 イラク中部ハンバニサドの市場で、自動車爆弾が爆発し、115人が死亡 | | 16~21 天皇皇后両陛下「那須御 用邸」御静養に伴う警衛(栃木) 16~17 皇太子殿下「大阪府」行 啓に伴う警衛(大阪) ※「第51回献血運動推進全国大 会」は台風第11号接近に伴い |
| 19 革労協反主流派「入院患者差別・虐殺31ヵ年糾弾!報徳会宇都宮病院糾弾!現地闘争」 (栃木) | 18 ロシアのスクヴォルツォヴァ 保健相は、北方領土の色丹島を 訪問 18 中国の海洋調査船が、尖閣諸 島周辺の排他的経済水域内で、 船尾から棒状のものを複数回海 中に投入 | 18 共産党・志位和夫委員長が、 「党創立93周年記念講演会」で 講演(東京) | 中止 20 安倍首相「神奈川県」訪問に 伴う警護(神奈川) |
| 19 中核派(党中央)系「全国水平同盟第4回大会」(大阪) | 20 トルコ南東部スルチで、自爆テロが発生し、32人が死亡 22 政府は、東シナ海の中間線付近で中国が進めているガス田開発について、2013年6月以降に確認した12基を含む計16基の写 | 22 オウム真理教主流派が、観察 処分の期間更新決定を不服とし て、国を被告とする観察処分取 消請求訴訟を東京地裁に提起 | II Z BIZ (II AVA) |
| 25~26 革労協主流派「全学連第 66回定期全国大会」(千葉) 26 中核派(党中央)「革共同政 治集会」(宮城、大阪) | 真を公開 23 中国の程永華駐日大使は、中 国が新たに建設したガス田関連 施設の写真を日本政府が公開し たことに対し、「日本側から異 を唱えられる余地はない」など と正当性を主張 | 26 「とめよう!戦争法案 集まろう!国会へ 7.26国会包囲行動」(東京) | 26~28 天皇皇后両陛下「国際第 四紀学連合第19回大会」御臨席 等に伴う警衛(愛知) |
| 27 詐欺罪で中核派(党中央)活 動家2人を逮捕(東京) | 23 ロシアのメドヴェージェフ首 相は閣議で、北方領土を近く訪 問する考えを表明 24 中国海警局の公船2隻が、尖 閣諸島周辺の領海に侵入 | | 27~29 皇太子殿下「平成27年度 全国高等学校総合体育大会」御 臨場等に伴う警衛(和歌山) |
| 30 革労協反主流派「7·30大間原 発建設阻止現地闘争」(青森) | 閣諸島周辺の領海に侵入 | 28 「戦争法案反対!7.28日比谷 集会」(東京) | |

4 東南アジア諸国連合 (ASEAN) は、マレーシアの首都クアラルンプールで外相会議を開催。南シナ海問題について協議し、「行動規範」の早期策定に向けた高官協議の開催を求める方針で一致

愭

勢

際

- 4 米下院外交委員長は、国連安全保障理事会常任理事国にドイツを加えた6か国とイランによる、同国の核問題の包括的解決に向けた最終合意を不承認とする決議案を提出
- 5 ロシアのナルィシュキン国家院議長は、モスクワで日本専門家ら と開催した原爆をテーマにした円卓会議において、米国の原爆投下 について「人道への罪に時効はない」などと批判
- 6 岸田文雄外相は、マレーシアで中国の王毅外交部長と会談。中国 が東シナ海で進めるガス田開発について「一方的な開発行為を控え、 対話のテーブルにつくべき」と求めたのに対し、王外交部長は「中 国の主権の行使」と拒否
- 7 朝鮮中央放送は、「東経127度30分を基準とする時間(現在の時間より30分遅い時間)を朝鮮民主主義人民共和国の標準時間と定め、平壌時間と命名する」、「平壌時間は主体104(2015)年8月15日から適用する」などの内容を定める最高人民会議常任委員会政令第599号について報道
- 7 国連安全保障理事会は、シリアにおける化学兵器使用の責任追及 に当たるため、国連と化学兵器禁止機関(OPCW)による合同査 察機構を創設する決議を採択
- 10 韓国軍は、韓国北部の京畿道坡州市の南北軍事境界線に接する韓 国側の非武装地帯(DMZ)で4日、地雷の爆発により韓国軍兵士 2人が重傷を負う事件があり、その原因を北朝鮮軍が侵入し埋設し た地雷によるものと発表するとともに、報復措置として軍事境界線 沿いの2か所で拡声器による政治宣伝放送を約11年ぶりに再開
- 10 米政府は、第4回核安全保障サミットを2016年3月31日から4月 1日に首都ワシントンで開くと発表
- 11 東南アジア諸国連合 (ASEAN) は、マレーシアの首都クアラルンプールで8月6日に開催したASEAN地域フォーラム (ARF) 閣僚会議の議長声明を発表。声明では、中国による南シナ海の岩礁埋立てについて「一部の外相が深刻な懸念を表明したことに留意する」と言及
- 12 米国ジョンズ・ホプキンス大学の北朝鮮分析サイト「38ノース」は、北朝鮮が平山近郊でウラン精鉱の製造施設の改修を進めているとの分析を発表
- 14 中国外交部は、日本政府が閣議決定した戦後70年談話に対し、 「日本は侵略戦争の性質と戦争責任について明確に説明し、被害国 人民に真摯におわびし、軍国主義の歴史と決別すべき」との声明を 発表
- 14 朝鮮中央放送等は、北朝鮮の首都平壌で「祖国解放70周年慶祝中 央報告大会」が開かれ、金永南最高人民会議常任委員長を始めとす る幹部らが出席したと報道
- 15 韓国の朴槿恵大統領は、日本の植民地支配からの解放を記念する「光復節」の演説で、安倍晋三首相が発表した戦後70年談話について「残念な部分が少なくない」、「謝罪と反省を根幹とした歴代内閣の立場は今後も揺るぎないと国際社会に明らかにした点に注目する」などと発言
- 15 朝鮮中央通信のウェブサイトは、北朝鮮外務省の報道官が安倍首相の戦後70年談話について、「日本の侵略の歴史に対する誠実な認定と謝罪が込められていない」などと非難する談話を発表したと報道
- 17 ロシアのプーチン大統領は、ウクライナ南部クリミア半島のヤルタを訪問し、現地の親ロシア派指導者との合同会議に出席
- 20 カザフスタンの中央銀行は、通貨テンゲの相場を変動制に移行すると発表
- 20 米国防総省は、「アジア太平洋での海洋安全保障戦略に関する報告書」を初公表。中国が南シナ海のスプラトリー(中国名:南沙)諸島で進める埋立てが6月までに2,900エーカー(1,173ha)を超えたと指摘
- 20 韓国国防省は、北朝鮮軍が午後3時55分頃と午後4時10分頃の2 度にわたり、韓国に向けて高射砲等砲弾数発を発射、これに対して 韓国軍も155ミリ砲数十発を撃って応戦したと発表
- 22 イランは、射程約500kmの新型国産短距離弾道ミサイル「ファテフ313」の試射を7月の6か国との核合意後初めて公開
- 22~23 韓国と北朝鮮は、22日夜から23日未明にかけ、板門店の韓国 側施設「平和の家」で停戦に向けた高官会談を開催
- 25 韓国政府は、韓国による宣伝放送中止等6項目で合意したと発表

4 原子力規制委員会は、関西電力高浜発電所3号機の工事計画を認可

慒

勢

内

- 4 政府と沖縄県は、8月10日から1か月間、米軍普天間飛行場の名 護市辺野古移設に関する一切の工事を停止し、移設問題について集 中的に協議することに合意
- 5 関西電力は、原子力規制委員会に対し、高浜発電所3号機の設備 検査を申請
- 5 原子力規制委員会は、九州電力川内原子力発電所 1 号機の原子炉 施設保安規定変更を認可
- 10 沖縄防衛局は、米軍普天間飛行場の辺野古移設に関する政府と沖 縄県との集中協議開始に伴い、移設作業を中断
- 11 九州電力は、川内原子力発電所1号機を運転再開。東日本大震災 後の新規制基準に基づく運転再開は初めて
- 14 九州電力は、川内原子力発電所の発送電を開始
- 14 政府は、戦後70年の安倍首相談話を閣議決定
- 17 原子力規制委員会は、関西電力高浜発電所3号機の使用前検査を 開始
- 20 6月に公表された日本年金機構へのサイバー攻撃事案について、 同機構に設置された「不正アクセスによる情報流出事案に関する調 査委員会」及びサイバーセキュリティ戦略本部は、調査結果を公表
- 21 6月に公表された日本年金機構へのサイバー攻撃事案について、 厚生労働省に設置された「日本年金機構における不正アクセスによ る情報流出事案検証委員会」は、検証報告書を公表
- 25 台風第15号が、熊本県荒尾市付近に上陸
- 31~9/11 沖縄県は、米軍普天間飛行場の移設先である名護市辺野古 沖の臨時制限区域において、移設作業に伴う岩礁破砕の有無を確認 する潜水調査を実施
- 31 墓参訪朝に関する支援を行ってきた「北遺族連絡会」は、国会内で集会を開き、「連絡会の役目は終わった」と会員に説明し解散

| 極左暴力集団 | 外事・国際テロ | 共産党・大衆・労働・オウム等 | 右翼・警衛・警護 |
|--|---|--|---|
| 2 革マル派「第53回国際反戦集 会」(7都道府県) 2 中核派(党中央)「革共同政 治集会」(東京) 4~6 極左各派「広島反戦反核 闘争」(広島) | 2 中国海警局の公船3隻が、尖閣諸島周辺の領海に侵入 6 岸田外相は、北朝鮮の李洙墉外相とクアラルンプールで会談し、日朝合意の履行を求めつつ、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を要求 10 ロシアは、北方領土を含む千島列島を対象とした「クリル発展計画」を発表 10 イラク東部ディヤラ州で、爆弾攻撃2件が相次が発生し、少なくとも合計58人が死亡 11 ナイジェリア北東部ボルノ州の市場で、爆弾が爆発し、約50人が死亡 | 4 共産党「全国都道府県委員長会議」(東京) 4 共産党・志位和夫委員長が、フランス共産党のピエール・ロラン全国書記と会談(東京) | 1~3 皇太子殿下「第23回世界 スカウトジャンボリー」御臨場 等に伴う警衛(山口) 2 安倍首相「山口県」訪問に伴 う警護(山口) 2~4 「公実賓」イタリア共和 国首相夫妻来日に伴う警護 (東京、京都) 5~6 安倍首相「広島市原爆死 没者慰霊式並びに平和祈念式」 出席等に伴う警護(広島) |
| 8~9 極左各派「長崎反戦反核 闘争」(長崎) 10 革労協反主流派「8·10川内原 発再稼働阻止!薩摩川内現地闘 争」(鹿児島) | 12 中国天津市の浜海新区にある 化学物質を貯蔵する倉庫で大規 模な爆発が発生 13 ロシアのトルトネフ副首相は、 北方領土の択捉島を訪問。これ に対し、外務省はロシア政府に 抗議 13 イラクの首都バクダッド近郊 サドルシティーにある卸売青物 市場で、トラック爆弾が爆発し、 77人が死亡 | 11 「超緊急!0811川内原発再稼動反対!首相官邸前抗議」 (東京) 11~15 オウム真理教上祐派が、 南烏山施設等2都県2か所において集中セミナー(後半)を開催 13 「NO NUKES DAY 川内原発再 稼働反対!0813九州電力東京支 社前大抗議」(東京) | 9 右翼団体「反ロデー」をめぐ り「北方領土返還」等を主張す る街宣(19都道府県) 9 安倍首相「長崎原爆犠牲者慰 霊平和祈念式典」出席等に伴う 警護(長崎) 10 絢子女王殿下「カナダ国」御 留学からの御帰国に伴う警衛 (カナダ) |
| 15 極左各派「終戦記念日闘争」(4都府県) | 14 中国の海洋調査船が、尖閣諸島周辺の排他的経済水域内で、船尾からワイヤのようなものを海中に垂らして航行 17 タイの首都バンコク中心街のエラワン廟で、爆弾が爆発し、20人が死亡、日本人1人を含む約130人が負傷 20~28 中国とロシアの海軍は、ロシアのウラジオストク沖の日 | 16~18 全教「教育研究全国集会 2015」(宮城) | 11~17 皇太子御一家「須崎御用 邸」御静養に伴う警衛(静岡) 15 右翼団体「終戦記念日」をめ ぐる街宣、参拝等(41都道府県) |
| 20 中核派(党中央)系「8·20国 会包囲大闘争」(東京) 23 革労協反主流派「8·23「安保 法制関連法」粉砕闘争」(東京) 23 革労協反主流派「第38回全国 反戦集会」(東京) | 本海で合同軍事演習「海上連合 2015」を実施 21 オランダのアムステルダムからパリに向ってベルギー国内を走行中の国際高速列車内で発砲事件があり、犯人を取り押さえようとした米国人を含む3人が負傷 22 ロシアのメドヴェージェフ首相が、北方領土の択捉島を訪問。これに対し、岸田外相は、ロシアのアファナシエフ駐日大使を | | 16~17 右翼団体「全教教育研究 全国集会2015」批判街宣(宮城) 22~29 天皇皇后両陛下「長野県 及び群馬県」行幸啓に伴う警衛 (長野、群馬) |
| 30 中核派(党中央)系「8·30国 会包囲行動」(東京) | 外務省に呼び抗議 26 中国海警局の公船3隻が、尖 閣諸島周辺の領海に侵入 28 台湾の海洋調査船が、尖閣諸 島周辺の排他的経済水域内で、 船尾からワイヤのようなものを 海中に垂らしながら航行 | 30 「戦争法案廃案!安倍政権退陣!8.30国会10万人・全国100万人大行動」(東京) 30 「戦争法案を廃案に!アベ政治を許さない!8·30おおさか大集会」(大阪) | 24~9/3 皇太子御一家「那須御 用邸附属邸」御静養に伴う警衛 (栃木) |

1 中国共産党の習近平総書記は、「抗日戦争勝利70周年」記念式典 に参加するため訪中した台湾の連戦・元国民党主席と北京で会談。 習総書記は、「国共両党は抗日民族統一戦線をつくり、共に勝利に 重要な貢献をした」などと発言

愭

際

- 2 習近平国家主席は、「抗日戦争勝利70周年」記念式典に参加する ため訪中した韓国の朴槿恵大統領と北京で会談。両首脳は、日中韓 首脳会談について、「10月末か11月初めを含む都合の良い時期」に 実施することで合意
- 3 中国は、北京の天安門広場で「抗日戦争勝利70周年」の記念式典 と軍事パレードを開催。軍事パレードは2009年の建国60周年以来 6 年ぶりで、抗日戦争勝利を主題にしたのは初。人民解放軍が、戦闘 機やミサイル等の最新鋭兵器を公開。習近平国家主席は、演説で兵 員30万人を削減する方針を発表
- 3 習近平国家主席は、「抗日戦争勝利70周年」記念式典に参加する ため訪中したロシアのプーチン大統領と会談し、経済及び軍事面で の協力強化で一致
- 4 タジキスタンで、国防副大臣が指揮する武装部隊が、国防省庁舎 や内務省の機関を襲撃し、警官ら9人及び武装部隊13人の計22人が 死亡
- 7 韓国と北朝鮮は、板門店の韓国側施設「平和の家」において、南 北高官協議の合意事項である離散家族再会実施に向けた赤十字実務 者協議を開始
- 10 米上院は、イラン核合意の不承認決議案の審議を打ち切る動議を 否決
- 14 朝鮮中央通信は、北朝鮮の国家宇宙開発局局長が、10月10日の朝鮮労働党創建70周年を迎えるに当たって「経済発展に貢献するため 気象予報等の新たな地球観測衛星の開発を最終段階で進めている」 と述べたと報道
- 15 防衛省は、北海道根室半島沖でロシア機とみられる外国機1機が 領空侵犯したと発表
- 21 韓国国防部の韓民求長官は、国会法制司法委員会での質疑応答で、 「自衛隊の朝鮮半島出動は我が国の大統領が許可しなければできな い」と答弁
- 25 朝鮮中央通信は、北朝鮮の最高人民会議常任委員会が、朝鮮労働 党創建70周年を前に、国民に「特別賞金」として1か月分の生活費 に当たる現金を支給すると報道
- 25 習近平国家主席と米国のオバマ大統領は、ホワイトハウスで会談し、経済活動のために知的財産を窃取するサイバー攻撃を行わないこと又は故意に支援しないこと、ハイレベル会合の枠組みやホットラインを設置することで合意。南シナ海の埋立てに関する議論では平行線をたどったが、空中での偶発的な軍事衝突を予防するための体制整備については合意
- 28 習近平国家主席は、国連総会で一般討論演説を行い、「中国は日本の軍国主義との戦いで3,500万人を超える犠牲者を出し、反ファシスト戦争勝利に歴史的な貢献を果たした」などと発言
- 28 プーチン大統領は、国連総会の一般討論演説で、シリアやウクライナ等各国の混乱と流血が米国による一方的行動の結果によるとの主張を展開
- 29 岸田文雄外相、米国のケリー国務長官、韓国の尹炳世韓国外交部 長官は、米国ニューヨークで3か国外相会談を行い、「人工衛星」 の打ち上げと称した長距離弾道ミサイルの発射実験及び核実験の実 施を示唆している北朝鮮への対応を協議
- 30 ロシア軍は、シリアのアサド政権を支援するため、空爆を開始

4 政府は、「サイバーセキュリティ戦略」を閣議決定

内

愭

墊

9 台風第18号が、愛知県知多半島に上陸

玉

- 9~11 台風18号から変わった低気圧等の影響により、関東地方と東 北地方で記録的な大雨(平成27年9月関東・東北豪雨)
- 10 原子力規制委員会は、九州電力川内原子力発電所1号機の最終検 査の合格証を交付。九州電力は営業運転を開始
- 11 労働者派遣法の一部改正案が、衆議院本会議で自民、公明両党等 の賛成多数で可決
- 11~13 九州電力は、川内原子力発電所2号機の原子炉に核燃料装荷作業を実施
- 12 沖縄防衛局は、米軍普天間飛行場の辺野古移設に関する政府と県 の集中協議に伴い、中断していた辺野古沖の海上作業を再開
- 12 東京湾北部を震源とする地震が発生し、東京都多摩東部で震度 5 弱を観測
- 13 拉致被害者「家族会」や「救う会」等は、北朝鮮による拉致被害 者全員の早期救出と拉致問題の全面解決を求める「国民大集会」を 都内で開催
- 14 翁長雄志沖縄県知事は、米軍普天間飛行場の辺野古移設の埋立て 承認を取り消す手続を開始
- 14 熊本県の阿蘇山が噴火
- 15 参議院平和安全法制特別委員会は、中央公聴会を開催
- 16 参議院平和安全法制特別委員会は、神奈川県横浜市で地方公聴会 を開催
- 16 平和安全法制採決に反対する抗議行動に取り組んでいた参加者が、 国会議事堂周辺において、規制中の警察官を殴打するなどの暴行を 加えたことから、公務執行妨害の容疑で男女計13人を逮捕 (警視庁)
- 17 平和安全法制が、参議院平和安全法制特別委員会で、自民、公明 両党等の賛成多数で可決
- 18~19 平和安全法制が、参議院本会議で自民、公明両党等の賛成多数で可決、成立

| 極左暴力集団 | 外事・国際テロ | 共産党・大衆・労働・オウム等 | 右翼・警衛・警護 |
|---|--|---|---|
| 1 革労協反主流派「関東大震災 下朝鮮人・中国人虐殺92ヵ年徹 底糾弾日朝連帯集会」(東京) 2~3 中核派(党中央)系全学 | 1 ロシアのトカチョフ農業相は、 北方領土の択捉島を訪問。これ に対し、外務省はロシアのアフ ァナシエフ駐日大使を呼び抗議 | 2 共産党「全国都道府県委員長 会議」(東京) | |
| 2~3 甲核派(兒中央)系至字 連「第76回定期全国大会」 (東京) | 6 国から支給される雇用助成金 を関連会社が騙し取ったとする 詐欺容疑で、札幌市の朝鮮総聯 北海道本部及び北海道朝鮮初中 高級学校を捜索(北海道) | 5~6 日教組「第103回定期大 会」(東京) 5 辺野古移設反対等を訴える県 | 9~12 「公実賓」ウガンダ共和 国大統領夫妻来日に伴う警護 |
| | 7 中国海警局の公船3隻が、尖閣諸島周辺の領海に侵入 7 ロシアのソコロフ運輸相は、 北方領土の国後島及び択捉島を | 民集会(沖縄) 6 「さよなら原発全国集会in京 都」(京都) | (東京) |
| 6 革労協主流派「9・6三里塚現 地闘争」(千葉) 6 中核派(党中央)系「9・6徳 島刑務所デモ」(徳島) | 訪問。これに対し、菅義偉官房 長官は「極めて遺憾」と表明 9 朝鮮中央放送等は、朝鮮総聯 北海道本部等の家宅捜索を非難 する朝鮮対外文化連絡協会の談 | 7 共産党・志位和夫委員長が、 グエン・クオック・クオン駐日 ベトナム大使と懇談(東京) | 12 安倍首相「茨城県及び栃木県」 訪問に伴う警護(茨城、栃木) |
| 高川務別 プモ』(徳 <i>園)</i> | 9 る朝鮮ス外文化連絡協会の談話を報道 10 中国海警局の公船3隻が、尖閣諸島周辺の領海に侵入 10 中国外交部は、日本政府の尖閣諸島国有化から11日で3年と | 8 「戦争法案廃案!安倍政権退陣!9.8新宿駅西口大宣伝」 (東京) 9 「戦争法案廃案!安倍政権退 | |
| 9 革労協主流派「9·9戦争法案 成立阻止!安倍政府打倒關争」 (東京) | なることに、「釣魚島(尖閣諸 島の中国名)と付属する島しょ は中国固有の領土であり、中国 はその主権を固く維持する」と 発言 | 陣!9.9日比谷大集会」(東京) 10 川内原発1号機営業運転を捉 えた抗議行動(鹿児島) | 15~18 「公賓」ベトナム社会主 義共和国ベトナム共産党中央執 行委員会書記長来日に伴う警護 (東京、神奈川) |
| 11 革労協反主流派「「安保法制 関連法」案粉砕闘争」(東京) | 16 菅官房長官は、東シナ海の日 中中間線付近で中国が建造した 16基のガス田掘削施設のうち新 たに2基で炎が確認されたとし て中国政府に抗議したと発表 | 10~11 平和安全法制の参議院採 決を捉えた抗議行動(東京) 12 「止めよう!辺野古埋め立て | |
| 13 中核派(党中央)系「9·13国 会包囲大闘争」(東京) | 19 中国海警局の公船3隻が、尖閣諸島周辺の領海に侵入21 ロシアで岸田外相は、ラヴロフ外相と会談 | 9·12国会包囲」(東京) 14~18 平和安全法制の参議院採 決を捉えた抗議行動(東京) | |
| 15 革労協主流派「9・15中央公聴 会粉砕、戦争法成立阻止!安倍 政府打倒闘争」(東京) 15 公務執行妨害罪で革労協主流 | 21 拉致被害者田口八重子さんの 長男飯塚耕一郎氏は、国連人権 理事会が開催した北朝鮮の人権 状況に関するパネルディスカッ ションに出席 | 17 共産党・志位委員長が、ベト ナム共産党のグエン・フー・チ ョン書記長と懇談(東京) | 25~27 天皇皇后両陛下「第70回 |
| 派活動家 2 人を逮捕(東京) 16 公務執行妨害罪で革労協主流 派活動家等 3 人を逮捕(東京) | 21 フィリピン南部ミンダナオ地 カダバオ州サマル島にあるリゾ ートホテルを約11人の武装グル ーブが襲撃し、外国人等4人を | 19 共産党「第4回中央委員会総 | 国民体育大会」御臨場等に伴う 警衛(和歌山) |
| 20 革労協主流派「三里塚全国総決起集会」(千葉) | 拉致。拉致を免れた邦人女性 1 人も負傷 | 会」(東京) 19~23 オウム真理教主流派が、 八潮大瀬施設等6都道府県6か 所において集中セミナー(前半) を開催 | 26~10/2 安倍首相「第70回国連 総会」出席及び「ジャマイカ」 訪問に伴う警護 (米国、ジャマイカ) |
| | がら航行 25 尖閣諸島周辺の接続水域で航 行していた中国海警局の公船3 隻は、同水域を相次いで出域。 尖閣周辺で中国公船が確認され | 22 「KEEP CALM AND NO NUKES! 0922反原発★首相官邸前・国会前大抗議」(東京) 23 「9.23さようなら原発さよう | |
| 28 監禁致傷罪で中核派(党中央) | たのは31日連続 28 国連総会に出席するため訪米 | なら戦争全国集会」(東京) 25~28 オウム真理教主流派が、 人潮大瀬施設等 7 都道府県 7 か | |
| 系全学連活動家 2 人を逮捕 (東京) | した安倍晋三首相は、プーチン 大統領と会談し、平和条約締結 交渉の前進を図ることなどで合 | 所において集中セミナー(後半) を開催 | 29 右翼団体「反中共デー」をめ ぐる街宣等(8都道府県) |
| 30 監禁致傷罪で中核派(党中央) 系全学連活動家2人を逮捕 (東京) | 意 | 28~30 民青同「第3回中央委員 会」(山梨) | 29 眞子内親王殿下「英国」御留 学からの御帰国に伴う警衛 (英国) |

5 トルコ外務省は、シリアで空爆を続けているロシア戦闘機が3日 にトルコ領空を侵犯したと発表するとともに、ロシアの駐トルコ大 使を呼び抗議

- 7 米軍北方軍・北米航空宇宙防衛司令部司令官は、「北朝鮮は核弾 頭を小型化し、ロケットに搭載して米国本土に到達させられる能力 がある」との考えを示す
- 9 金正恩第一委員長は、朝鮮労働党創建70周年記念行事に参加する ため平壌を訪問した中国の劉雲山政治局常務委員と会談
- 10 北朝鮮は、朝鮮労働党創建70周年記念行事の一環として、平壌の 金日成広場で大規模な軍事パレードを実施。金正恩第一委員長は、 「われわれの革命的武装力は、米国が求めるいかなる形の戦争にも 対応できる」などと演説
- 11 国営イラン通信は、イランが新型の長距離弾道ミサイル「エマード」の発射実験に成功したと発表
- 13 ウクライナ東部で2014年7月にマレーシア航空機が撃墜された事件で、原因の調査を主導するオランダ安全委員会は、ウクライナ東部から発射されたロシア製ミサイルに撃墜されたと結論付ける最終報告書を発表
- 13 シリアの首都ダマスカス中心部のロシア大使館がロケット砲攻撃 を受け、2発が大使館の敷地内に着弾
- 14 安倍晋三首相は、中国の楊潔篪国務委員と首相官邸で会談し、国連教育科学文化機関(ユネスコ)が、いわゆる南京事件に関係する資料をユネスコ記憶遺産に登録したことに遺憾の意を表明
- 16 米国のオバマ大統領と韓国の朴槿惠大統領は、ホワイトハウスで会談し、北朝鮮による新たな弾道ミサイルの発射や核実験が行われた場合の制裁強化等を内容とする「北朝鮮に関する共同声明」を発表
- 17 台湾の与党・国民党は、台北市内で臨時党大会を開き、2016年1 月16日に予定される総統選の候補について、7月に決定した洪秀柱 ・立法院副院長の公認を取り消し、朱立倫主席を新たな候補に決定
- 18 朝鮮中央通信は、北朝鮮外務省の「(朝鮮半島の)対決と緊張激化の悪循環の輪を決定的に断ち切るためには、休戦協定の平和協定への転換を全ての問題に先行させなければならない」との声明を報道
- 18 国連安全保障理事会常任理事国にドイツを加えた6か国とイラン が取りまとめた合意文書が発効
- 19 中国国家統計局は、7~9月期の国内総生産(GDP)が物価変動を除く実質で前年同期比6.9%増加したと発表
- 20 ロシアのプーチン大統領は、シリアのアサド大統領とモスクワで 会談し、内戦が続くシリアの情勢について協議。アサド大統領の外 国訪問は、2011年に内戦が勃発して以降初めて
- 20 日本政府は、国連総会第1委員会に、核軍縮決議案「核兵器の全 面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」を提出
- 20 韓国と北朝鮮は、朝鮮戦争等で生き別れた南北離散家族の再会事業を1年8か月ぶりに再開
- 21 英国を公式訪問した中国の習近平国家主席は、キャメロン首相と 首相官邸で会談し、英国の原子力発電や高速鉄道に対する投資等約 400億ポンド (約7兆4千億円) の商談を企業間で進めることで合意
- 24 韓国海軍は、午後3時30分頃、黄海上の北方限界線(NLL)を 越えて韓国側に数百メートル侵入した北朝鮮の警備艇に対して5発 の警告射撃を実施
- 26~29 中国共産党は、北京市内で中央委員会第5回全体会議を開催。 2016~20年の「第13次5か年計画」の草案を固めたほか、成長を持続させるため「一人っ子政策」を撤廃し、全ての夫婦に第2子の出産を認める方針を決定
- 30 日本と欧州連合 (EU) は、人権問題を扱う国連総会第3委員会 に北朝鮮の人権侵害を非難する決議案を提出
- 30 朝鮮中央通信によると、北朝鮮の朝鮮労働党中央委員会政治局は、 2016年5月初旬に、1980年10月以来36年ぶりとなる第7回党大会を 招集することを発表
- 31 エジプト東部シャルムエルシェイク発、ロシア・サンクトペテルブルク行きのロシア旅客機が、エジプトのシナイ半島に墜落
- 31 中国の李克強首相は、日中韓首脳会談に出席するため訪問した韓国のソウルで、朴槿恵大統領と会談。中韓自由貿易協定(FTA)の年内発効を目指すことを確認し、北朝鮮問題で引き続き連携することでも一致。両政府は、経済、環境等に関する計18件の覚書や合意書に署名

6 愛媛県の伊方町議会が、四国電力伊方発電所3号機の運転再開に 替成する陳情を採択

慒

塾

内

- 7 安倍首相は、内閣改造、自民党役員人事を行い、第3次安倍改造 内閣が発足。加藤勝信衆院議員が、拉致問題担当相に就任
- 9 愛媛県議会が、四国電力伊方発電所3号機の運転再開に賛成する 陳情を採択
- 9 原子力規制委員会は、関西電力高浜発電所4号機の工事計画の認可と、同3,4号機の保安規定を認可
- 9~12 成田国際空港、中部国際空港セントレア、独立行政法人国際 観光振興機構(日本政府観光局)、日本郵政株式会社等のウェブサ イトに対するサイバー攻撃事案が連続発生し、ウェブサイトの閲覧 が一時的に困難となる
- 13 翁長雄志沖縄県知事は、米軍普天間飛行場の移設に伴う名護市辺 野古の埋立て承認の取消しを決定
- 14 防衛省は、国土交通省に対し、沖縄県知事による米軍普天間飛行場の移設に伴う名護市辺野古の埋立て承認の取消し決定について、行政不服審査法に基づき無効を求める審査請求書と執行停止を求める申立書を提出
- 15 九州電力は、川内原子力発電所2号機の運転を再開
- 21 九州電力は、川内原子力発電所2号機の発送電を開始
- 22 伊方町長は、四国電力伊方発電所3号機の運転再開への同意を表明
- 26 脱原発を訴える市民団体メンバー2人(被告)が、東京・霞が関の経済産業省敷地内にテントを設置して、国から立ち退きや土地使用料支払いを求められた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は、判決確定前でも強制執行ができる「仮執行宣言」を付けた東京地裁判決(1審判決)を支持し、市民団体側の控訴を棄却。市民団体側は、同判決を不服として即日、最高裁に上告するとともに、東京高裁にテントを撤去する強制執行の停止を申立て
- 26 愛媛県知事は、四国電力伊方発電所3号機の運転再開への同意を 表明
- 27 石井啓一国土交通相は、防衛省が提出していた沖縄県知事による 埋立て承認取消しの執行停止を決定するとともに、地方自治法に基 づき国が知事に代わって取消しを是正する代執行の手続に入ったこ とを表明
- 28 東京高裁は、市民団体メンバー2人が東京・霞が関の経済産業省 敷地内に設置したテント撤去の強制執行停止の申立てについて却下 を決定
- 29 沖縄防衛局は、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設に伴う本体 工事に着手

| 極左暴力集団 | 外事・国際テロ | 共産党・大衆・労働・オウム等 | 右翼・警衛・警護 |
|--|--|--|---|
| | 3 中国海警局の公船3隻が、尖 閣諸島周辺の領海に侵入 | 2 「安倍政権NO! ☆1002大行 進」(東京) | 1 天皇皇后両陛下「平成27年9 月関東・東北豪雨による被災地 御見舞」に伴う警衛(茨城) |
| | 8 諸島向辺の頃海に侵入3 バングラデシュ北西部のロングプール県において、邦人男性 1 人が銃で撃たれ死亡 | 2 「原子力空母横須賀母港化を 許さない10.2全国集会」 (神奈川) | 3~4 天皇皇后両陛下「太陽の 家創立50周年記念式典」御臨席 等に伴う警衛(大分) |
| | 6 虚偽の申請で地域再生中小企 業創業助成金を騙し取った詐欺 容疑で、朝鮮総聯北海道本部と | 6 共産党「幹部会」(東京) 7 共産党「全国都道府県委員長 | 4~7 「公実賓」スリランカ民 主社会主義共和国首相夫妻来日 に伴う警護(東京) |
| | 同じ建物に登記されていたコン サルティング会社の元代表ら4 人を逮捕(北海道) 8 外務省の杉山外務審議官は、 | 会議」(東京) | 8 皇太子同妃両殿下「東日本大 震災復興状況御視察」に伴う警 衛(福島) |
| | モスクワでモルグロフ外務次官 と約1年9か月ぶりとなる平和 条約締結をめぐる次官級協議を 実施 | | 10~12 皇太子殿下「第39回全国 育樹祭」御臨場等に伴う警衛 (岐阜) |
| | 9 中国海警局の公船2隻が、尖閣諸島周辺の領海に侵入9 ユネスコは、日本が申請した | | 13~16 「公実賓」パプアニュー ギニア首相夫妻来日に伴う警護 (東京) |
| | シベリア抑留の関連資料をユネスコ記憶遺産に登録したと発表。 これに対し22日、ロシア外務省は「政治的な申請の承認は世界記憶遺産の精神と目的に合わない」と反対する声明を発表 | | |
| 11 三里塚芝山連合空港反対同盟 北原グルーブ及び支援極左「10·11 全国総決起集会」(千葉) 13 横領罪で中核派(関西反中央 | | 11~15 「川内原発2号機運転再開に反対する川内原発正門前抗議行動」(鹿児島) 12 「川内原発の再稼動を許さな | 18 安倍首相「平成27年度自衛隊 観艦式」出席等に伴う警護 (神奈川) |
| 派)活動家1人を逮捕(兵庫) | | い!10·12全国集会」(鹿児島) 13 「川内原発再稼働反対!1013 九州電力東京支社前抗議」 | |
| 18〜21 極左各派「10・21国際反戦 デー闘争」(6都道府県) | | 18 「安保法制に反対する渋谷街 宣」(東京)19 「私たちはあきらめない!戦 | ン共和国・ウズベキスタン共和 国・キルギス共和国・カザフス |
| 24~25 中核派 (党中央) 系「10·31 | 22 東京都の舛添要一知事は、ロシアのソビャーニン・モスクワ市長と都庁で会談し、都市づくり等3分野で協力を推進する内容の合意書を締結 | 争法廃止!安倍内閣退陣!国会 正門前集会」(東京) 22 共産党・志位和夫委員長が、 建国大学で講演(韓国) | 23~24 皇太子殿下「第15回全国 障害者スポーツ大会」御臨場等 に伴う警衛(和歌山) |
| 狭山集会」(3都府県) | 24 中国海警局の公船2隻が、尖 閣諸島周辺の領海に侵入 | 建国八子(碑像(韓国) | 24~26 天皇皇后両陛下「第35回 全国豊かな海づくり大会」御臨 席等に伴う警衛(富山) |
| | 27 米国は、南シナ海スプラトリ 一(中国名南沙)諸島で中国が 岩礁を埋め立てた人工島の12海 | | 27~28 皇太子殿下「京都御所御視察」等に伴う警衛(京都) |
| | 岩礁を埋め立てた人工島の12海 里(約22km)内に海軍艦艇を派 遣し、「航行の自由」作戦を実 施。一方、中国政府は「断固と | | 27~11/10 文仁親王同妃両殿下 「ブラジル国」御訪問に伴う警 衛 |
| | した反対」を表明 31 シナイ半島南部シャルム・エ ル・シェイクを発したロシアの | | 28 右翼団体「竹島奪還の日」を めぐる街宣等(10道府県) 30~31 皇太子同妃両殿下「第30 |
| | 民間航空機が同半島中部に墜落 し、乗客乗員計224人全員が死 亡 | | 回国民文化祭・かごしま2015」 御臨場等に伴う警衛(鹿児島) |

11月

Ŧ

1 安倍晋三首相と中国の李克強首相、韓国の朴槿恵大統領は、韓国 ソウルの大統領府で会談。日中韓首脳会談を再び定例化し、次回会 合を2016年に日本で開くことで合意したほか、「歴史を直視し未来 に向かう精神の下、諸課題に適切に対処する」とした共同宣言を採 択

際

- 1 安倍首相は、李克強首相と韓国ソウルで会談。戦略的互恵関係に 基づき、両国の関係改善を進めることで一致したほか、両国の経済 担当閣僚による「日中ハイレベル経済対話」を2016年の早い時期に 開く方針を確認
- 2 安倍首相と朴槿恵大統領はソウルの大統領府で会談し、慰安婦問題について「早期妥結」を目指し交渉を加速していくことで一致
- 7 中国の習近平国家主席と台湾の馬英九総統は、シンガポールで会 談。1949年の中台分断以降、最高指導者同士が会談するのは初めて。 双方は中国と台湾が不可分の領土であるとする「1つの中国」の原 則の下、経済・文化交流を拡大すること等を確認
- 10 ロシアのプーチン大統領は、米国が配備を進めるミサイル防衛システムについて、ロシアの核戦力を無力化することが目的だと批判し、対抗策としてロシアの核戦力を強化する方針を表明
- 11 プーチン大統領は、ロシア陸上界の組織的なドーピング問題に関し、独自の内部調査を実施し責任者を処罰する方針を表明
- $15{\sim}16$ G20サミットがトルコ・アンタルヤで開催され、G20全体のGDPの水準を2018年までに2%以上引き上げるための取組に関する「アンタルヤ行動計画」等を発表するとともに、「テロとの闘いに関するG20声明」を発出
- 17 ロシアは、エジプト東部シナイ半島で10月31日に起きたロシア旅 客機墜落の原因について、機内に仕掛けられた手製爆弾によるテロ と断定したと発表
- 22 韓国の金泳三元大統領 (87歳) は、19日に発熱を訴え、その後感 染症の疑いで入院治療中であったが、ソウル市内の病院で死去
- 23 東南アジア諸国連合 (ASEAN) は、マレーシアで21日に開催した首脳会議の議長声明を発表。主要議題となった南シナ海問題をめぐり「複数の首脳が表明した懸念を共有した」と明記
- 24 トルコ軍は、同国の領空を侵犯したとして、シリアに派遣されて いたロシア軍のスホイ24戦闘爆撃機1機を撃墜
- 24 マレーシアで22日に開催した東アジアサミットで議長声明発表。 南シナ海で中国が進める人工島造成について、習近平国家主席が9 月の訪米時に「軍事化の意図はない」と表明したことを「歓迎する」 と明記
- 24~26 習近平国家主席は、軍の最高指導機関・中央軍事委員会の改革工作会議を開催し、陸海空軍を一体的に運用するための統合作戦指揮機構の新設を柱とする大規模な軍改革を指示。陸軍偏重の体制を見直し、海空軍やミサイル部隊との連携を強化する方針
- 28 聯合ニュースは、韓国政府関係者の話として、北朝鮮が同日午後、日本海で潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) の発射実験を行ったものの、SLBMを保護する覆いの破片が海上で見つかり、ミサイルの飛来も観測されなかったことから、発射実験は失敗したとみられると報道
- 28 プーチン大統領は、ロシア軍機がトルコの戦闘機に撃墜された問題で、トルコ産品の輸入制限等を盛り込んだ大統領令に署名
- 30~12/13 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)等 が開催され、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を含むCOP決 定が採択
- 30 米国のオバマ大統領と習近平国家主席は、COP21の開催に合わせてパリで首脳会談を行い、COP21で「野心的な成果の達成に向けて協力する」ことで一致。会談では南シナ海情勢やサイバー問題等についても協議

2 沖縄県は、名護市辺野古の埋立て承認取消しを停止した国土交通 大臣の決定を不服として、国地方係争処理委員会に審査を請求

塾

内

- 4 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会のウェブ サイトに対するサイバー攻撃事案が発生。ウェブサイトが一時的に 閲覧困難
- 6 沖縄県は、名護市辺野古の埋立て承認取消しを取り消すよう求める国土交通大臣の是正勧告を拒否
- 9 石井啓一国土交通相は、沖縄県知事に対して、名護市辺野古の埋立て承認取消しの是正を求める指示文書を発出
- 11 沖縄県は、名護市辺野古の埋立て承認取消しを是正するよう求め る国土交通大臣の指示を拒否
- 12 沖縄防衛局が、27年6月30日から停止していた米軍普天間飛行場 の名護市辺野古移設に伴うボーリング調査を再開
- 13 我が国の政府機関に対するサイバー攻撃に関して、攻撃に使用されたレンタルサーバの契約に際し、虚偽の氏名等により会員登録したとして私電磁的記録不正作出・同供用罪で、中国籍の男を逮捕
- 17 原子力規制委員会は、九州電力川内原子力発電所2号機の最終検 査の合格証を交付。九州電力は営業運転を開始
- 17 石井国土交通相は、沖縄県知事に代わって埋立て承認取消しを是 正する代執行に向けた訴訟を福岡高等裁判所那覇支部に提起
- 23 靖国神社のトイレ内において爆発音がしたとの110番通報。12月 9日、警視庁が正当な理由がないのに靖国神社に侵入した男を建造 物侵入罪で逮捕(警視庁)

| 極を暴力集団 | 外事・国際テロ | 共産党・大衆・労働・オウム等 | 右翼・警衛・警護 |
|--|--|--|--|
| 1 中核派(党中央)系「11·1全 国労働者総決起集会」(東京) | 2 米国防総省当局者は、国際法 の権利を定期的に行使し、中国 に認識させるため、南シナ海で の米海軍艦艇による「航行の自 由」作戦を四半期に2回かそれ 以上の頻度で継続すると発言 | 1 「STOP伊方原発再稼働! 11·1全国集会in松山」(愛媛) | |
| | 7 労働新聞は、北朝鮮産松茸の 不正輸入事件を必り京都地裁 で10月27日に行われた裁判にお いて、朝鮮総聯傘下企業判社長と 社員の被告(朝鮮総聯の許求利 され員の被告(前野後2年を日 議長の二男)が懲役2年を日 にか対して、「ことで が懲役2年を日 はれたことに対して、「ことで を いでしる。 いであり、と朝鮮総聯に 対する許し難い政治的挑発」と 批判する論評をウェブサイトに 掲載 | | 8 安倍首相「埼玉県」訪問に伴う警護(埼玉) 9~10 皇太子殿下「第18回全国農業担い手サミットinみやざき」 御臨席等に伴う警衛(宮崎) |
| | 9 中国海警局の公船2隻が、尖 閣諸島周辺の領海に侵入 | | |
| | 12 防衛省は、中国海軍の情報収集艦1隻が、尖閣諸島南方の公海を反復航行したと発表 12 米国防総省は、B52戦略爆撃機2機が、南シナ海で中国が造成を進める人工島の周辺空域を飛行したと発表 13 フランスのパリ市内等7か所において、同時多発的に襲撃・爆弾テロが発生し、130人が死亡、351人が負傷 | 12 共産党・志位和夫委員長が、 モハウ・ペコ駐日南アフリカ共 和国大使と懇談(東京) 15 「さよなら原発!栃木アクション11·15」(栃木) | 13~23 安倍首相「G20首脳会合」 出席、「APEC首脳会合」出 席、「ASEAN関連首脳会議」 出席等に伴う警護(トルコ、フィリピン、マレーシア) |
| 24 電磁的公正証書原本不実記録 ・同供用罪で共産同(統一委員 会)活動家1人を逮捕(福岡) | 15 トルコを訪問中の安倍首相は、 プーチン大統領と会談し、平和 条約問題等について協議 18 ISILがオンライン機関誌 「ダービク」第12号を発出。カ リフの兵士たちがバングラデシ ュで日本人の殺害に成功したと 述べるとともに、日本を標的に するとの「ダービク」第7号の 記事に言及 | | 17 天皇皇后両陛下「青年海外協力隊発足50年記念式典」御臨席に伴う警衛(神奈川) 17~21 皇太子殿下「米国」御訪問に伴う警衛 |
| | 21 海上保安庁は、中国の海洋調査船1隻が、沖縄県久米島周辺の排他的経済水域で円筒状のものを海中に投入したのを確認。沖縄近海で海洋調査船が確認されたのは10日連続 23 中国海警局の公船3隻が、尖閣諸島周辺の領海に侵入 24 チュニジアの首都チュニスにおいて、大統領警護隊員の移送バス車内で自爆犯による爆発があり、少なくとも13人が死亡 | 19 「私たちはあきらめない!戦 争法廃止!安倍内閣退陣!国会 正門前集会」(東京) 21 「世界一危険な浜岡原発の再 稼動を許さない!ひまわり集会 inしずおか」(静岡) 21~23 民青同「第39回全国大会」 (静岡) | 25~29 天皇皇后両陛下「葉山御 用邸」御静養に伴う警衛 (神奈川) 27 皇太子殿下「石老山御登山」 に伴う警衛(神奈川) |
| 29 中核派(党中央)系「11·29 星野全国集会」(東京) 29 革労協反主流派「全学連第54 回定期全国大会」(東京) | 25 ライフルスコープをインドネシアに不正に輸出した外為法違反 (無許可輸出)の疑いで、在日インドネシア人らを検挙 (警視庁) 29 中国海警局の公船3隻が、尖閣諸島周辺の領海に侵入 | 22 「東京大行進2015」(東京)29 「11・29辺野古に基地は造らせない大集会」(東京) | 29~30 皇太子殿下「第5回世界 工学会議開会式」御臨席等に伴 う警衛(京都) 29~12/2 安倍首相「COP21首 脳会合」出席及び「ルクセンブ ルク大公国」訪問に伴う警護 (フランス、ルクセンブルク) |

| 12月 | |
|--|--|
| 国際情勢 | 国内情 勢 |
| 1 米中ハイレベル対話において、サイバー犯罪対策のガイドラインが策定され、サイバー犯罪や悪意あるサイバー活動に関する米中間におけるホットライン設置等で合意 2 ロシアのペスコフ大統領報道官は、北大西洋条約機構がモンテネグロの加盟を決定したことについて、「対抗措置をとらざるを得な | |
| い」と反発 3 ロシアのプーチン大統領は、年次教書演説を行い、「国連の下で反テロの強力な統一戦線を築く必要がある」と述べ、ISIL打倒に向け、ロシアと欧米諸国等が共闘する必要性を強調 4 南アフリカのヨハネスブルクで中国とアフリカ各国が参加する「中国・アフリカ協力フォーラム」首脳会議が開幕し、中国の習近平国家主席は冒頭演説で、アフリカの発展を支援するために、今後3年間で600億ドル(約7兆3600億円)を拠出すると表明 8 米政府は、北朝鮮の大量破壊兵器開発に関与したとして、朝鮮人 | 3 福井県高浜町長は、関西電力高浜発電所3、4号機の運転再開への同意を表明 |
| 民軍「戦略軍」を、また、武器の取引に関わったとして、銀行幹部 ら6人と海運会社3社を、米国内の資産凍結等の制裁対象に指定し たと発表 9 米国ジョンズ・ホプキンス大学の北朝鮮分析サイト「38ノース」 は、北朝鮮・東倉里のミサイル基地で進めてきた改修工事が完成に 近づき、2016年3月までには、これまでより大型のミサイル発射実 験が可能になると分析 | |
| 10 朝鮮中央通信は、金正恩第一委員長が平壌の「平川革命事績地」 を視察した際に「我が国は自主権と民族の尊厳を守る自衛の核爆弾、 水素爆弾の爆音を響かせることができる強大な核保有国になれた」 と述べたと報道 10 国連安全保障理事会は、公式会合で、日本人拉致を含む北朝鮮の 人権侵害について協議 | 10 安倍晋三首相の個人ウェブサイトに対するサイバー攻撃事案が発生。ウェブサイトが一時的に閲覧困難 |
| 12 韓国と北朝鮮は、11日から開催していた南北次官級による当局者会談において、韓国側が南北離散家族の再会事業の拡大等を求めたのに対し、北朝鮮側が金剛山観光事業の再開が優先されない限り応じられないと拒否し、次回日程も未定のまま決裂 12 北朝鮮の金正恩第一委員長によって設立された女性音楽グループ「牡丹峰楽団」は、同日から北京の中国国家大劇院で予定されていた初の海外公演を中止して帰国 15 国際原子力機関(IAEA)理事会は、イランによる核兵器開発 | 12 政府は、北朝鮮による拉致問題の解決に向けた国際社会の連携に ついて議論する国際シンポジウムを主催 |
| 疑惑について、「現在は開発を継続していない」とする判断を全会一致で了承し、疑惑解明の調査を終了 17 国連総会本会議において、我が国と欧州連合(EU)が共同提出した北朝鮮人権状況決議を採択 18~21 中国共産党と中国政府は、2016年の経済運営の方針を決める中央経済工作会議を開催。安定成長の確保を重視し、インフラ整備等の財政出動や企業向け減税を拡大する方針を決定 21 欧州連合(EU)は、ウクライナ東部をめぐる停戦合意が完全に履行されていないと判断し、ロシアに対する経済制裁を2016年7月末まで半年間延長すると発表 | 17 福井県議会が、関西電力高浜発電所3、4号機の運転再開を認める決議を採択 |
| 22 米財務省は、ウクライナへのロシアの軍事介入に対する制裁の回避を図ったなどとして、34の個人・団体を新たに制裁対象に追加したと発表22 韓国の検察当局は、朴槿恵大統領への名誉毀損で在宅起訴された | 22 福井県知事は、関西電力高浜発電所3、4号機の運転再開への同意を表明 |
| 産経新聞前ソウル支局長に対する無罪判決(12月17日)について控訴を断念し、上訴放棄書を裁判所に提出したことから無罪判決が確定22 米国ジョンズ・ホプキンス大学の北朝鮮分析サイト「38ノース」は、北朝鮮が開発中の移動式大陸間弾道ミサイル(ICBM)「KN08」に大幅な設計変更が加えられ、射程は、軽量の核弾頭を搭載すれば米西海岸に十分に届く約9,000kmになると分析 | 24 福井地方裁判所は、関西電力高浜発電所3、4号機の運転差止め を命じた仮処分を不服として申し立てた異議の審尋で、同仮処分の 取消しを決定 |
| 23 韓国政府は、5月以降に韓国国内で感染が拡大し、感染者186人、 死亡者38人に上った中東呼吸器症候群 (MERS) について、24日 午前0時をもって終息したと発表 | 24 国地方係争処理委員会は、名護市辺野古の埋立て承認をめぐる沖縄県の審査請求を却下 |
| 27 中国の全国人民代表大会常務委員会は、テロ対策を強化する反テロ法を全会一致で可決。外国企業を含む通信事業者に対する情報提供を義務付けていること等について、米政府が懸念を表明 30 朝鮮中央通信は、金正恩第一委員長の側近である金養建朝鮮労働党書記(73歳)が29日朝、交通事故で死去し、31日に金正恩第一委員長が葬儀委員長を務め葬儀を国葬で行うと報道 | 25 沖縄県は、那覇地裁に対して、国土交通大臣による埋立て承認取 消しの執行停止決定は違法として、国に取消しを求める抗告訴訟を 提起するとともに、同決定の執行停止を申し立て |
| 30 ロシア、ウクライナ、ドイツ及びフランスの首脳は電話会談を行い、ウクライナ東部をめぐる停戦合意について、2015年末の履行期限を延長することで正式合意 31 中国の習近平中央軍事委員会主席は、中国人民解放軍にロケット | 25~28 関西電力は、高浜発電所3号機の原子炉に核燃料装荷作業を 実施 |
| 軍、戦略支援部隊、陸軍領導機構(陸軍司令部)の3組織を新設する式典を開催し、各司令官を任命 | |

| 極左暴力集団 | 外事・国際テロ | 共産党・大衆・労働・オウム等 | 右翼・警衛・警護 |
|---|--|--|---|
| 2 暴行罪で中核派(党中央)活 動家 1 人を逮捕(大阪) | 1 ロシアのショイグ国防相は、 北方領土の択捉島及び国後島に 計392か所の軍関連施設を建設 していることを表明。これに対 し3日、菅義偉官房長官は「北 方領土は紛れもなく我が国の領 土」と発言 | | 2~12 眞子内親王殿下「エルサ ルバドル共和国及びホンジュラ ス共和国」御訪問に伴う警衛 |
| 6 革マル派「12・6革共同政治集会」(東京)6 革労協主流派「反安保労研全国研究交流集会」(東京) | 2 ISILラッカ州構成員がロシア人スパイとされる男性1人を殺害する動画が同州名でインターネット上に配信 2 米国カリフォルニア州の発達障害者向け福祉施設で開催されていたパーティーに、武装した男女2人が侵入して銃を乱射。14人が死亡、21人が負傷 3 安倍首相は、北方領土に隣接 | 5 「KEEP CALM AND NO NUKES 反原発 ☆ 1205銀座大行進」(東京) 5 「'15もんじゅを廃炉へ!全 国集会ジョイント高浜原発3・4 号機再稼動を本気で止める! | 5 安倍首相「岩手県」訪問に伴 う警護(岩手) |
| | する自治体で作る連絡協議会の 会員と面会し「北方領土返還、 平和条約締結に向け、粘り強く 交渉したい」と挨拶 4 陸上自衛隊の元陸将が陸上自 衛隊の部内資料を在日ロシア大 使館で勤務していた元駐在武官 に渡したとして、警視庁は自衛 隊法違反で同元武官らを書類送検 | 全国集会」(福井) 6 「KEEP CALM AND NO WAR ☆ 1206銀座大行進」(東京) 8 「「クラシノソコアゲ応援団! | 8 天皇皇后両陛下「障害者週間」 |
| 13 革労協反主流派「第34回反安保全国労働者研究交流集会」 (東京) 23 極左各派「天皇誕生日反対闘 | 7 半導体製造装置の専用部分品 を中国に不正に輸出した外為法 違反(無許可輸出)の容疑で会 社役員らを検挙(宮城) 7~8 日中両政府は、高級事務 | 2016RENGOキャンペーン」 開始宣言集会」(東京) | にちなむ御訪問 (千葉) 8 右翼団体「開戦記念日行動」 (8都道府県) |
| 争」(6都府県) | レベル海洋協議を中国福建省で開き、偶発的な衝突を防止するため「海空連絡メカニズム」の早期運用開始に向け協議を継続することで一致10京都地裁は、北朝鮮産松茸の不正輸入事件で、朝鮮総解傘下企業社員の被告に懲役1年8か月執行猶予4年(求刑懲役2年)同社社長の被告に懲役2年執行猶予4年(同)の有罪判決、同 | 12~13 オウム真理教上祐派が、 豊明施設等2府県2か所において集中セミナー(前半)を開催 | 11~13 安倍首相「インド」訪問 に伴う警護(インド) |
| | 社に対し求刑どおり罰金200万 円を宣告 11 中国海警局の公船2隻が、尖閣諸島周辺の領海に侵入 13 中国政府は、旧日本軍による南京占領78年に合わせ、南京市で犠牲者追悼式典を開催 17 京都地裁は、北朝鮮産松茸の不正輸入事件で、朝鮮総職議反などの罪に問われた貿易会社での罪に問われた貿易会社で懲役1年6月、「東方」と、東刑懲役1年6月)、「東方」に求刑懲役1年6月)、「東方」に求刑通り罰金150万円を宣告19 中国国防部は、米軍の爆撃機2機が10日未明にスプラトリーを | 25~1/3 オウム真理教主流派が、 八潮大瀬施設等7都道府県7か 所において集中セミナーを開催 (前半12/25~28、後半12/29~1/3) | 23 右翼団体「天皇誕生日」をめ ぐる一般参賀、奉祝街宣、参拝 等 (33都道府県) |
| | (南沙) 諸島周辺空域に進入したと発表 20 中国海警局の公船2隻が、尖閣諸島周辺の領海に侵入 26 中国海警局の公船3隻が、尖閣諸島周辺の領海に侵入。うち1隻は機関砲のようなものを搭載 26 防衛省は、中国海軍の情報収集艦1隻が、12月23日から26日にかけて、房総半島沖の公海を数回反復航行したと発表 | 29~1/2 オウム真理教上祐派が、 南烏山施設において集中セミナ ー (後半) を開催 | |